



神奈川県

福祉子どもみらい局共生推進本部室

2024(令和6)年版 神奈川県の男女共同参画

男女共同参画年次報告書



2024(令和6)年9月



本書について

本書は、「神奈川県男女共同参画推進条例」（2002年4月施行）及び「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」（2023年3月策定）に基づく年次報告書として、本県の取組みや、進捗状況を数字で示すなど、男女共同参画の推進にかかる状況を県民のみなさまに明らかにするためのものです。

2024(令和6)年版 神奈川県男女共同参画

男女共同参画年次報告書

目次

I	男女共同参画の状況	
1	あらゆる分野における男女共同参画	1
2	職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現	3
3	男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心なくらし	5
4	男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備	7
II	県の総合計画「新かながわグランドデザイン」における位置付け	9
III	かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の推進状況	
1	かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の体系	11
2	かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の進捗状況と評価	13
3	かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の参考数値の状況	21
4	かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の2023(令和5)年度事業実績	24
IV	かながわDV防止・被害者支援プランの推進状況	
1	かながわDV防止・被害者支援プランの体系	63
2	かながわDV防止・被害者支援プランの進捗状況と評価	65
3	かながわDV防止・被害者支援プランの2023(令和5)年度事業実績	71
V	神奈川県男女共同参画審議会の審議状況	109
	〈参考〉2023(令和5)年度審議会等の女性委員の登用状況	111

I 男女共同参画の状況

1 あらゆる分野における男女共同参画

審議会等は、国や地方公共団体が重要な施策を進めるにあたって有識者等から意見を求めるため、法令や条例などに基づき設置された機関です。

神奈川県では、審議会等における女性委員の登用率について具体的な目標を設定して取り組んでいます。

神奈川県の 2023 年度の女性委員登用率は 42.3%と、前年度より 1.5 ポイント増加しました。

なお、県では、第 11 次登用計画に基づき、2027 年度に 44.3%を目標として取り組んでいます。(グラフ 1)

※2014 年 4 月 1 日付で「審議会等の委員への男女共同参画推進要綱の運用について」を一部改正し、「法令等の規定に基づき職を指定して選出する委員」、「県議会に対して県議会議員から推薦を依頼する委員」については登用計画の対象外としたため、グラフ中、2014 年以降の登用率については、この運用に基づき算出した登用率を掲載しています。(旧基準に基づく登用率:32.2% (2014)、33.2% (2015)、33.0% (2016)、33.8% (2017)、33.2% (2018)、31.8% (2019)、31.9% (2020)、31.8% (2021)、32.8% (2022)、34.2% (2023))

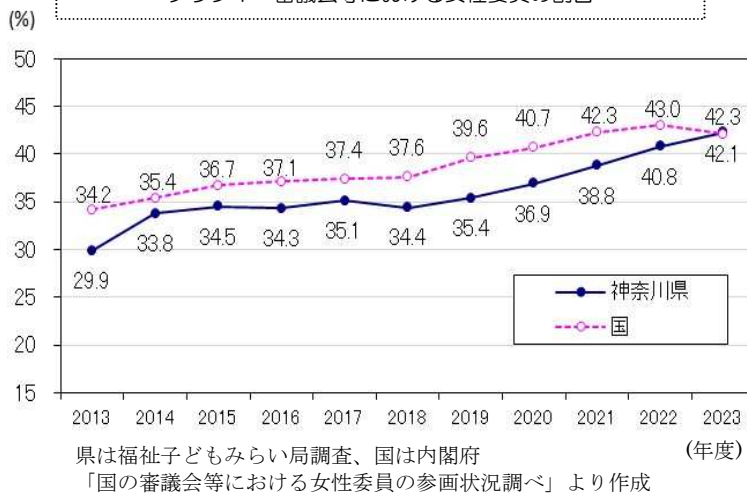
2023 年度の管理職に占める女性の割合(知事部局等)は、18.7%で未だに女性が少なく、政策方針決定過程での男女共同参画が不十分な状況が続いています。(グラフ 2)

※2021 年度までは「県職員(教員・警察官を除く)における幹部職員(課長級以上)に占める女性の割合」として実績を報告。2022 年度からは報告の名称と併せ一部幹部職員の定義の変更もありましたが、引き続き、同グラフで推移を把握します。

県内の事業所において女性管理職の割合は、2023 年度は 9.3%と 0.1 ポイント増加していますが、依然として低い水準となっています。(グラフ 3)

*「管理職」とは、部長相当職及び課長相当職をいいます(以下同じ)。

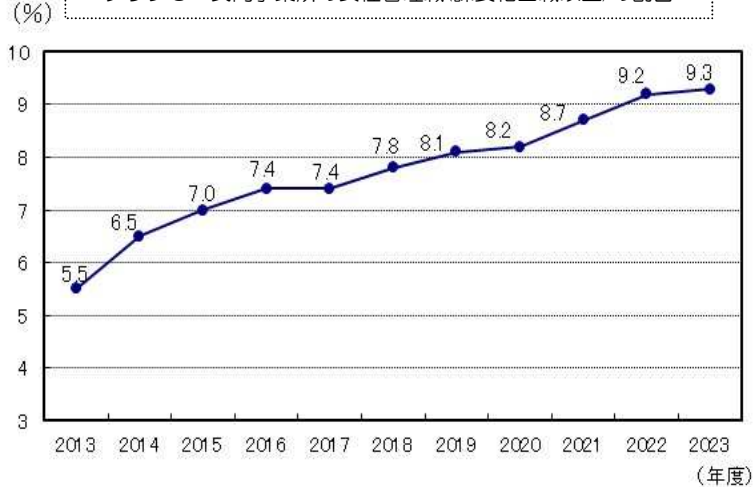
グラフ 1 審議会等における女性委員の割合



グラフ 2 県の管理職に占める女性の割合(知事部局等)



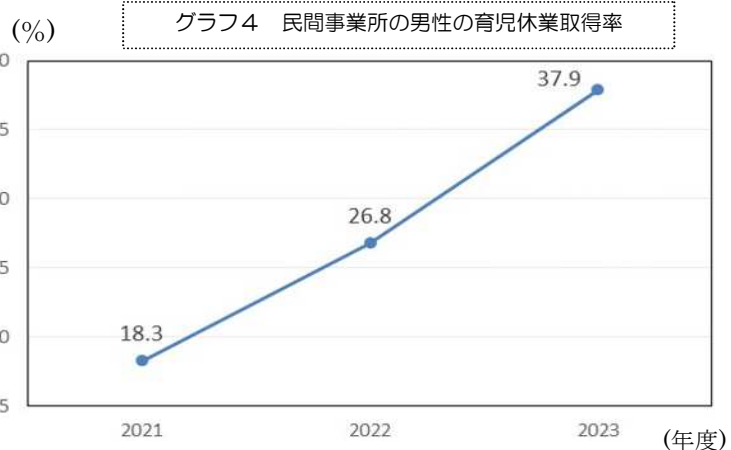
グラフ 3 民間事業所の女性管理職(課長相当職以上)の割合



事業所における男性の育児休業取得率は、前年度に比べ 11.1 ポイントと大幅に増加して 37.9%となりました。(グラフ 4)

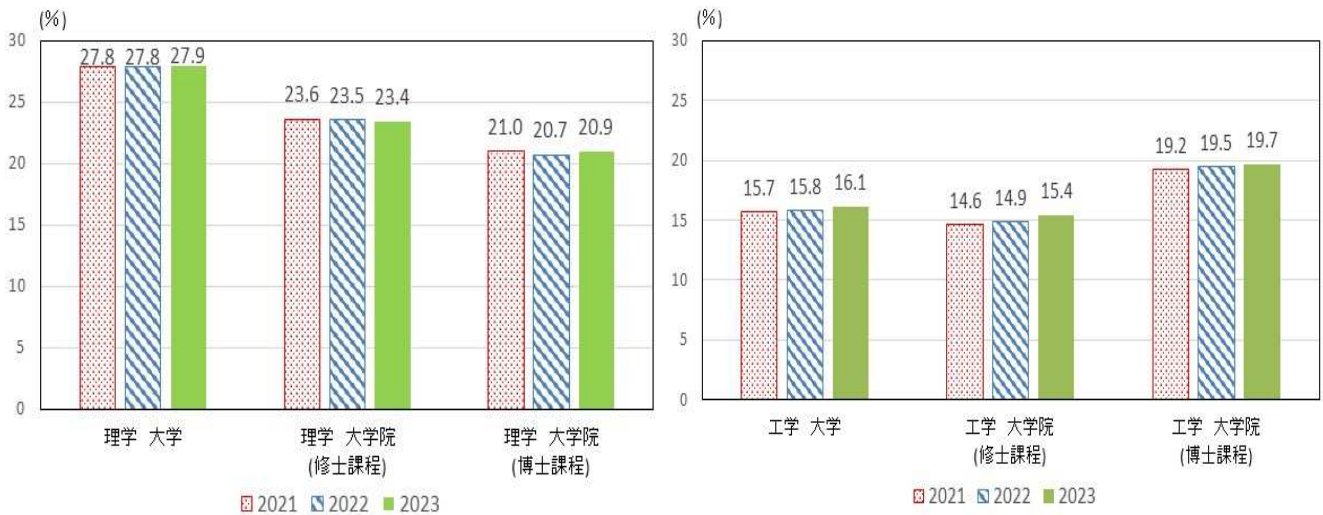
大学及び大学院に占める女子学生の割合(理学、工学)は、3年間であまり増減はありません。(グラフ 5)

県内公立高等学校等卒業者の進学状況は、2022年度は10年前と比べて女性は、理学、工学ともに増加しました。(グラフ 6)



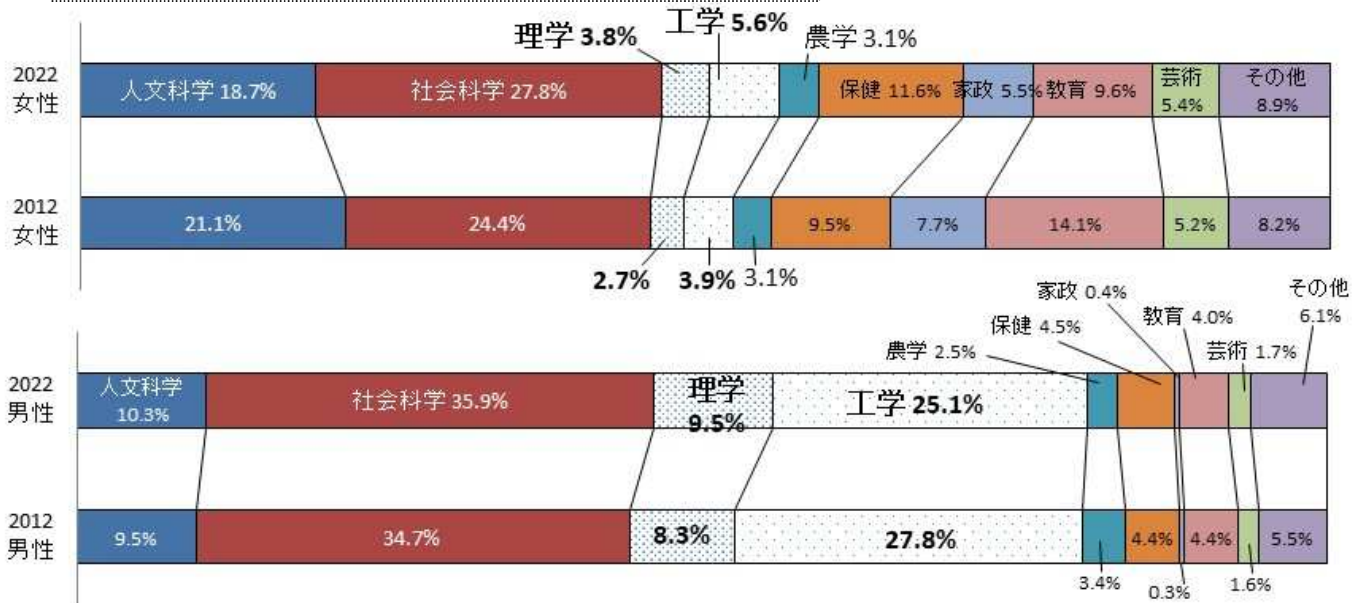
「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」より作成

グラフ5 大学(学部)及び大学院(修士課程、博士課程)に占める女子学生の割合(理学、工学)(全国)



内閣府「男女共同参画白書」より作成

グラフ6 県内公立高等学校等卒業者の大学・短期大学の進学状況



※調査結果の比率(%)の数値は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがあります。

神奈川県「公立高等学校等卒業者の進路状況調査」より作成

2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

日本の女性の年齢階級別労働力率は、緩和されつつありますが「M字カーブ」を描いており、諸外国はM字の谷はほとんどありません。

また、M字の底は、35～39歳となっており、30歳代で労働力率が落ち込んでいます。

神奈川県は、約20年前（2000年）にはM字カーブの底が深くなっていましたが、近年その傾向は緩和されつつあります。しかしながら、M字カーブの底の値、深さも全国的にも低位となっています。出産子育て期にあたる女性にとって、就業の継続が難しい状況がうかがわれます。

その原因としては、長時間労働や長い通勤時間等、特に30歳代の仕事に対する負担が大きいことが挙げられます。（グラフ7）

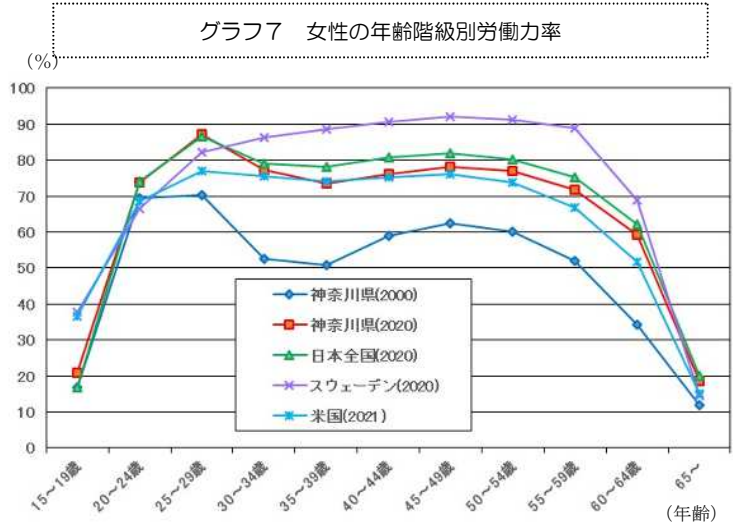
2023年の男女間の賃金格差は、男性を100とした場合、全国では、女性は74.8%と2022年を下回ったのに対し、神奈川県では、2023年は75.7%と2022年の75.4%から上昇しました。（グラフ8）

2023年度の県条例に基づく事業所からの届出結果では、平均勤続年数が男性は16.5年、女性は11.4年で、格差は5.1年でした。

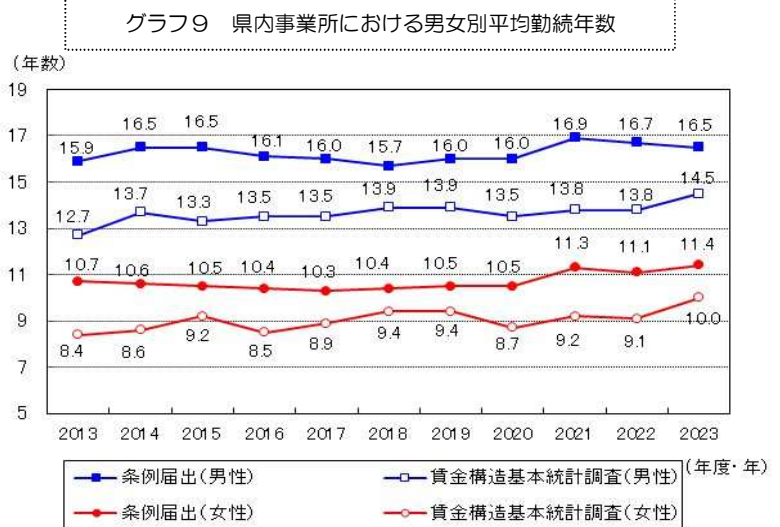
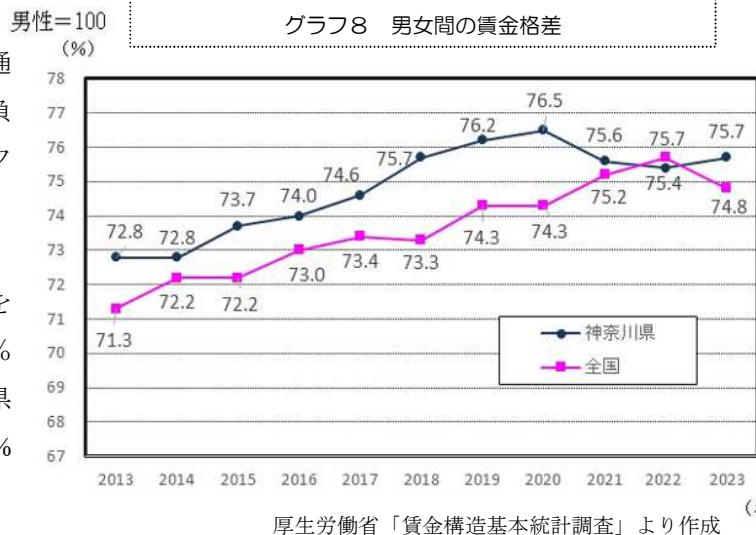
なお、2023年の賃金構造基本統計調査での神奈川県の男女別平均勤続年数の差は4.5年と、前年の4.7年から格差は0.2年縮小しています。（グラフ9）

*『条例に基づく届出』の対象：県内の従業員数300人以上の事業所（年度ごと）

*『賃金構造基本統計調査』の対象：5人以上の常用労働者を雇用する民間企業及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業者から抽出（年ごと）



神奈川県、日本全国は「国勢調査」、米国及びスウェーデンはILO「LABORSTA」より作成。「労働力率」…15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合



「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」及び厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

県内の事業所において、2023年度の女性正社員の割合は62.8%、男性正社員の割合は82.7%となっています。

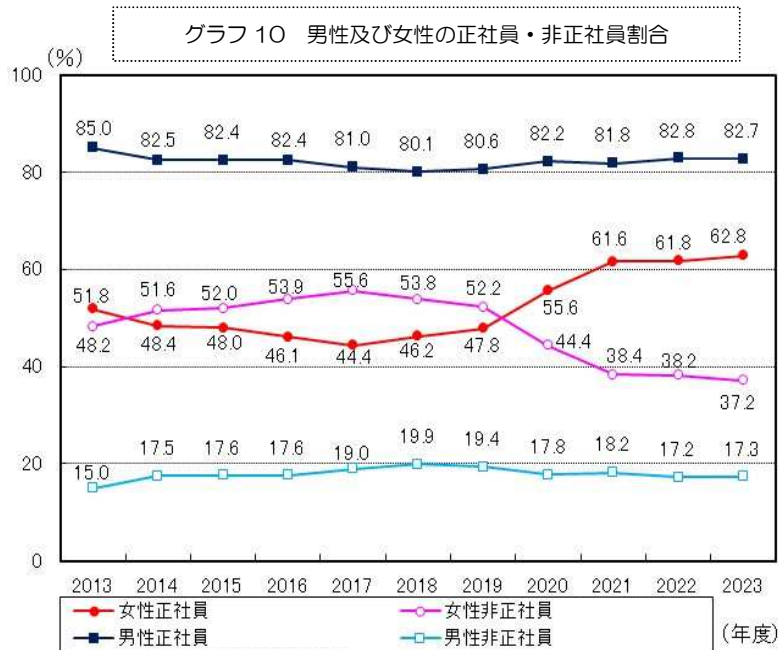
女性の正社員の割合は前年度より1.0ポイント増加し、4年連続で正社員が非正社員を上回りました。(グラフ10)

2023年度に、都道府県労働局雇用均等室(全国)によせられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数は、前年度より565件増加して7,414件でした。

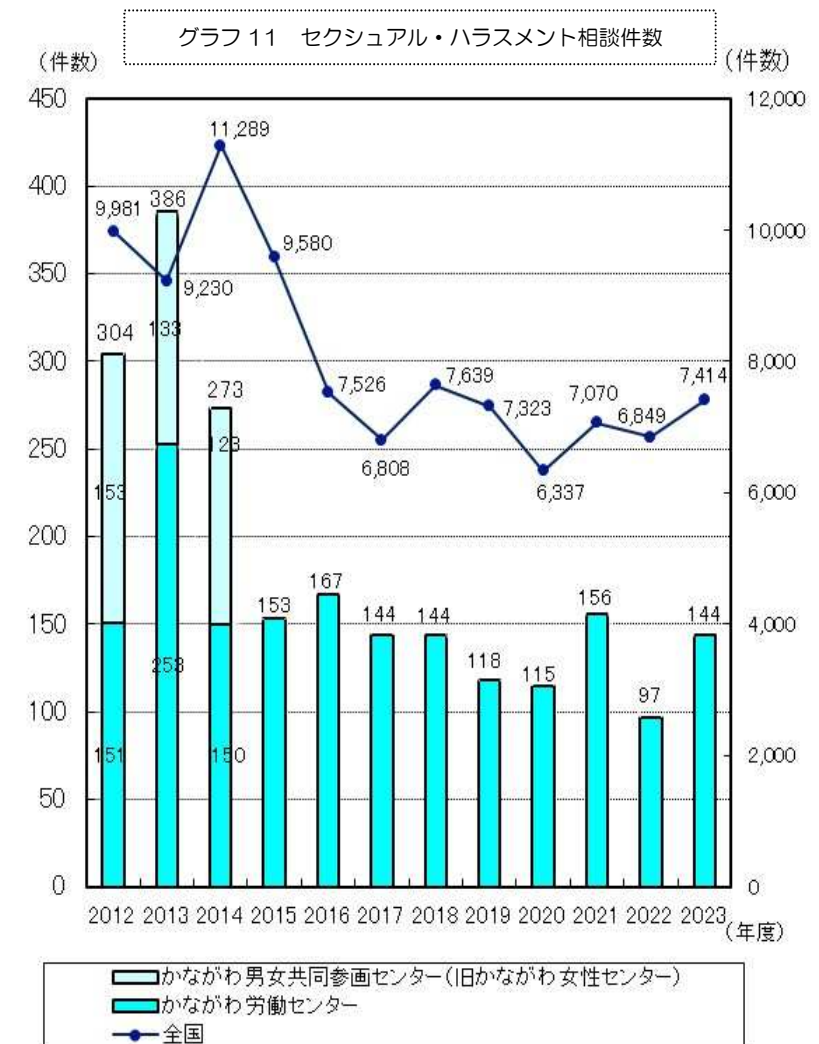
また、かながわ労働センターで受けた相談件数は144件と、前年より47件増加しました。(グラフ11)

*かながわ女性センターのセクシュアル・ハラスメントの相談は、2014年度で終了しました。

*かながわ女性センターは2015年4月より相談窓口を再編し、「かながわ男女共同参画センター」に名称変更しました。



「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」より作成



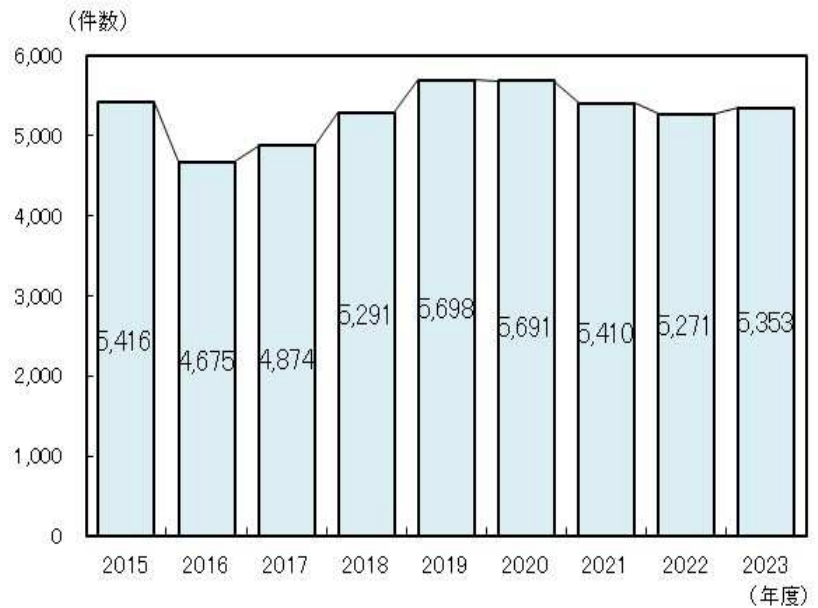
厚生労働省「雇用機会均等法の施行状況」及びかながわ労働センター「神奈川県労働相談の概況」より作成

3 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心なくらし

県配偶者暴力相談支援センターによせられた、配偶者等からの暴力（DV）相談件数は、近年は5千件前後で推移しています。（グラフ12）

* 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の全面施行（2002年4月）に伴い、県は2002年度から配偶者暴力相談支援センターを設置しています。その後、2011年9月に横浜市が、2012年10月に相模原市が、2016年5月に川崎市が配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

グラフ12 配偶者等からの暴力（DV）に関する相談件数



神奈川県福祉子どもみらい局調べより作成

神奈川県で2023年度にDV防止法に基づく一時保護を行った件数は、179件となっています。

また、一時保護件数のうち、母子での保護は102件で、単身での保護は77件でした。（グラフ13）

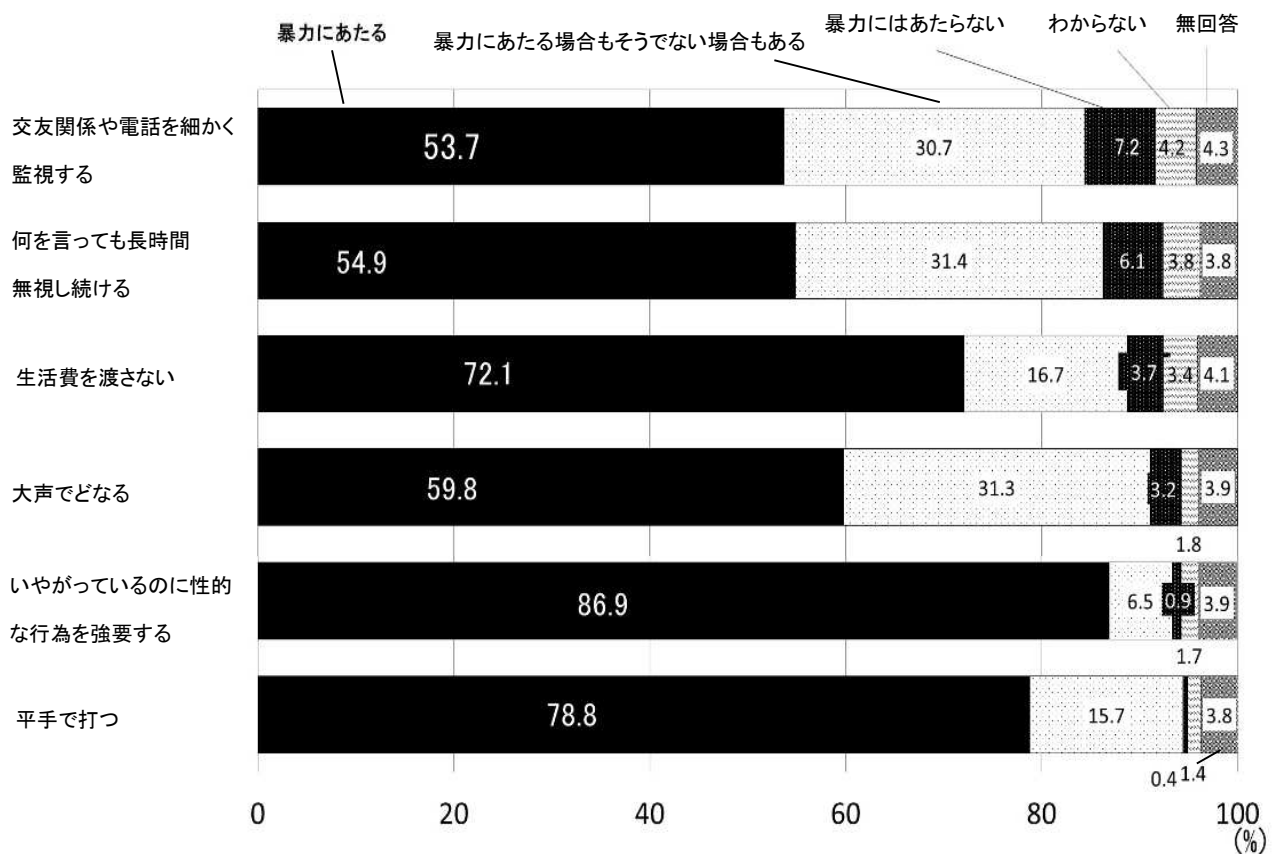
グラフ13 DV防止法に基づく一時保護件数



神奈川県福祉子どもみらい局調べより作成

2022年度神奈川県県民ニーズ調査によると、夫婦間（事実婚や別居中も含む）で次の行為が行われた場合、それを暴力(DV)だと思うか尋ねたところ、すべての項目で「暴力にあたる」が「暴力にあたらない」を上回っています。(グラフ14)

グラフ14 夫婦間での暴力(DV)についての認識



2022年度県民ニーズ調査（課題）より作成

4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

県の調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という意識に対して、「そう思わない」は87.7%となり、前年度より0.3ポイント減少しています。(グラフ15)

「政治の場」、「社会全体で」や「社会通念・慣習・しきたりなどで」では、「男性の方が優遇されている」が7割と、「女性の方が優遇されている」を大きく上回っています(グラフ16)

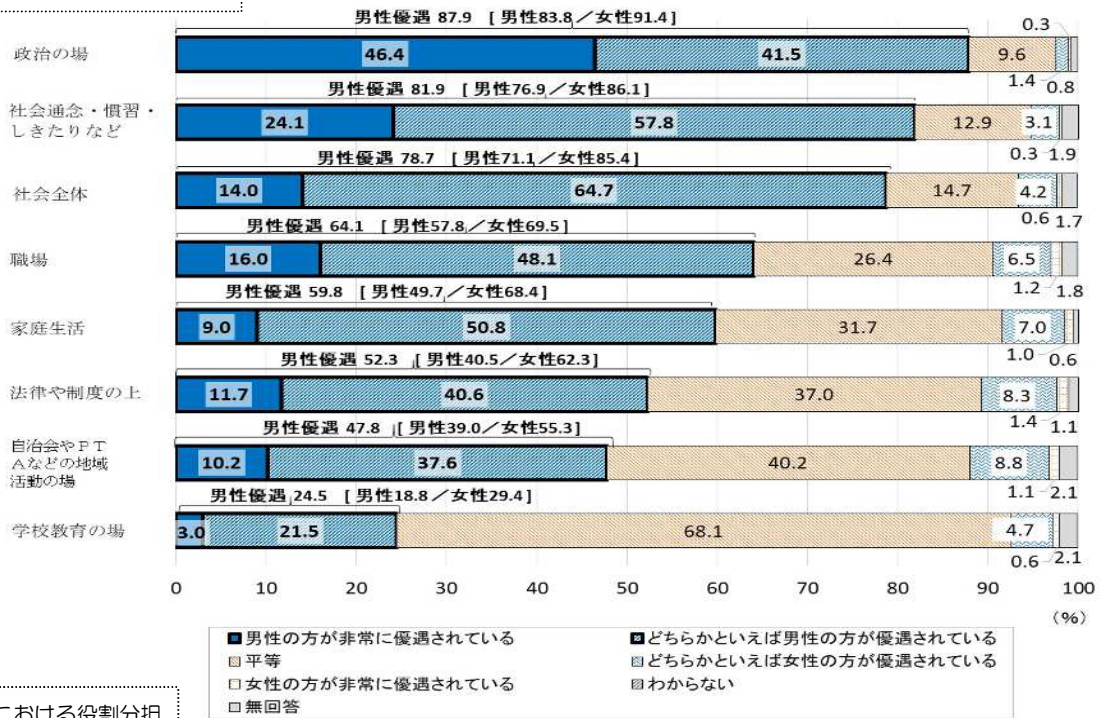
家庭における「家事」や「介護」については、家庭内における女性の負担が大きくなっています。(グラフ17)

グラフ15 夫は外で働き、妻は家を守るべきとの意識

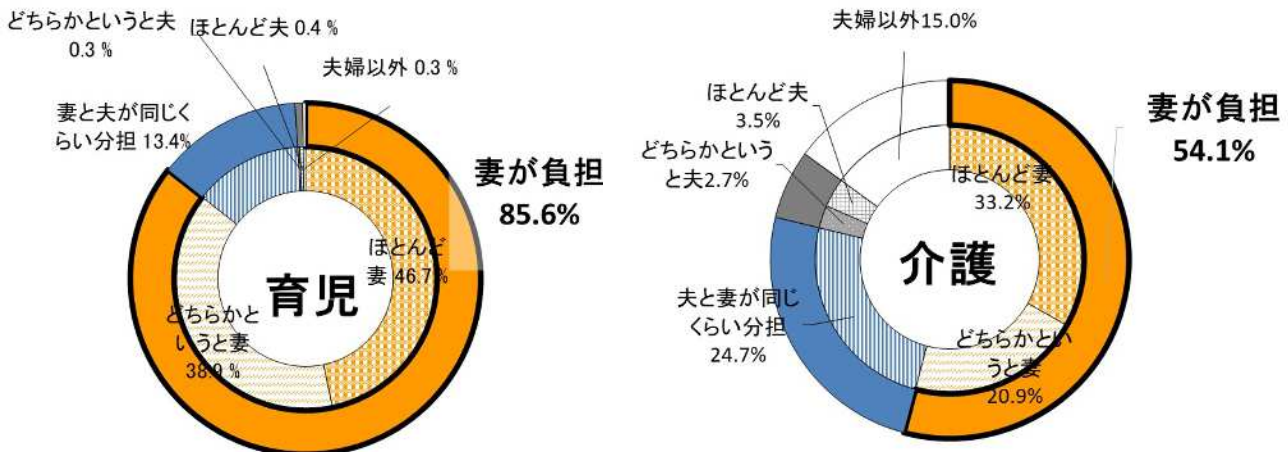


グラフ16 男女の地位の平等感(全国)

内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(2022年度)を基に作成



グラフ17 家庭における役割分担



2021年度県民ニーズ調査(課題)より作成

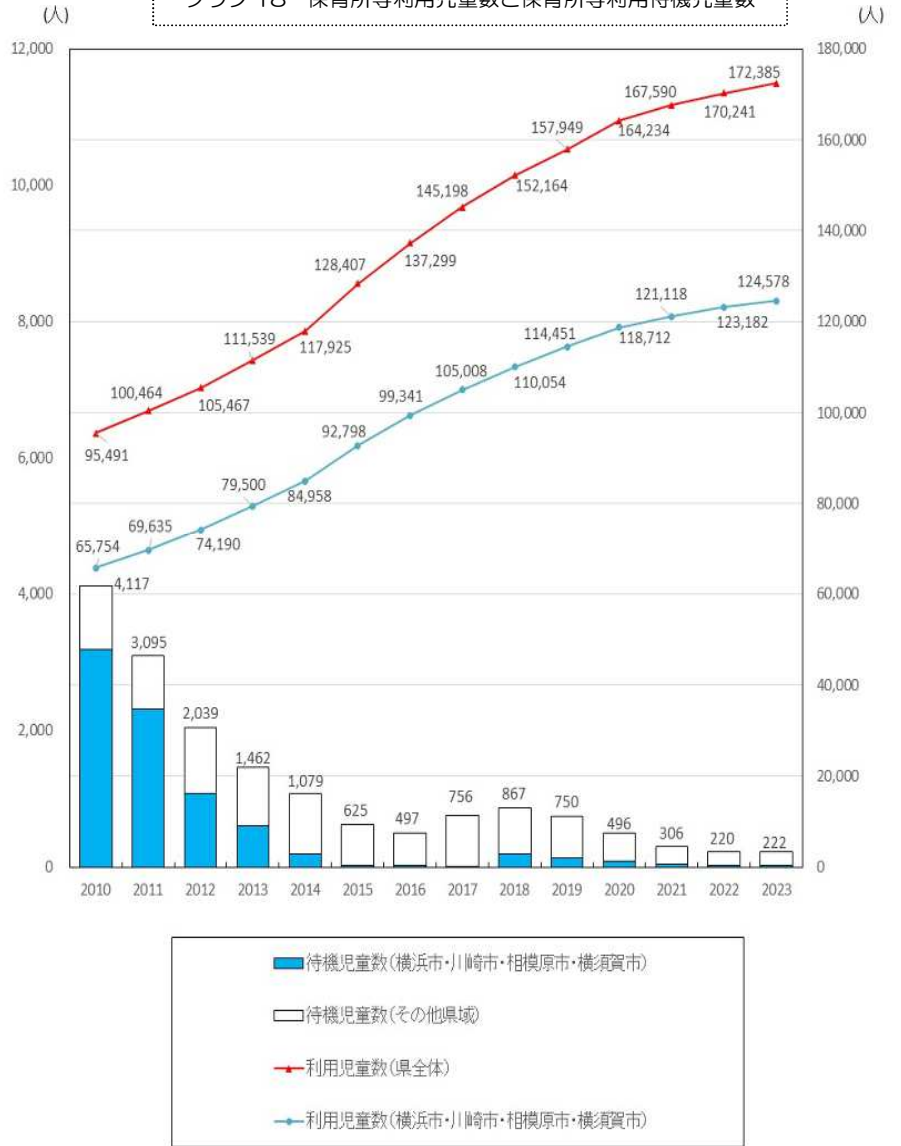
グラフ 18 保育所等利用児童数と保育所等利用待機児童数

保育所等利用児童数は年々増加しており、2023年度は県全体で172,385人と、前年より2,144人増加しています。

また、保育所等利用待機児童数は、2023年度は222人と前年度より2人増加しています。(グラフ18)

*保育所等：保育所、認定こども園（幼稚園機能部分を除く。）及び地域型保育事業

*地域型保育事業：小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育の各事業



神奈川県福祉子どもみらい局調べより作成

II 県の総合計画「新かながわグランドデザイン」における位置付け

県では、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画として、2012(平成24)年に「かながわグランドデザイン基本構想」を策定し、神奈川の人口が減少に転じていることが予測される2025(令和7)年を見据え、基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」の実現に向けて、超高齢社会や将来到来する人口減少社会をはじめとする様々な課題への対応を着実に進めてきました。

このたび、これまで掲げてきた「いのち輝くマグネット神奈川」の理念を継承し、2025(令和7)年よりもさらに先を見据えて「新かながわグランドデザイン基本構想」とし、新たな基本構想のもと政策を推進するため、「新かながわグランドデザイン実施計画」を策定しました。

実施計画では、5つのテーマを掲げており、テーマⅢ「自分らしく生きられる神奈川」に、プロジェクト10「共生社会～障がい、国籍、性別によらない、ともに生きる社会の実現～」を位置づけています。

プロジェクト10 共生社会 ～障がい、国籍、性別によらない、ともに生きる社会の実現～

価値観が多様化する現代社会において、人と人々が互いに理解し合い、互いの人権を尊重することは、とても重要です。障がいの状態、国籍、性別などを理由とする差別・排除のない、誰もが多様な個性を發揮し、互いに尊重し合える社会の実現が求められています。

そこで、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を広めていくため、「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の普及啓発や、障がいへの理解促進、多文化共生や、ジェンダー平等に向けた取組などを進めることで、県民総ぐるみで、すべての人のいのちを大切に、またいかなる偏見や差別も排除し、誰もがその人らしくくらすことのできる地域社会の実現をめざします。

■プロジェクトの指標

	2023年度実績	2027年度
「障がいのある人が身近で普通に生活しているのが当たり前」という考え方について「そう思う」人の割合 〔県民ニーズ調査〕	92.4%	95.0%
「外国人と日本人が国籍、民族、文化の違いを理解し、認め合ってともにくらすこと」を重要だと思う人の割合 〔県民ニーズ調査〕	61.5%	70.0%
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」人の割合〔県民ニーズ調査〕	87.7%	93.0%

■具体的な取組み

A 障がい児・者ととともに生きる社会の実現

- 「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の実現に向け、市町村と緊密に連携を図り、事業者、県民の理解と協力を得ながら障がい児・者の立場に立った施策を推進します。
- 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念や「当事者目線の障害福祉」のさらなる普及啓発を図るため、憲章のPRや障がいに対する理解促進に向けた取組を推進します。また、メタバース等を活用した多様な人々の交流を通して障がい児・者に対する理解を深める共生の場の創出に取り組みます。
- 障がい児・者が望むくらしを実現するため、地域生活移行の中心となる人材や、移行後のくらしを支える人材などの育成・確保を図るとともに、安心して生活できる環境の推進や地域づくりの促進などに取り組みます。
- 自ら意思を決定することに困難を抱える障がい児・者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、相談支援事業所の開設などに取り組みます。また、全県における意思決定支援の普及・定着に向けたしくみの整備を促進します。
- 「ともに生きる社会かながわ」の実現をめざし、障がい者雇用を促進するため、企業への個別訪問による雇用の場の確保や、働く障がい者への支援等に取り組みます。

B 多文化共生の推進

- 多文化理解を推進するため、「あーすフェスタかながわ」や「ベトナムフェスタ」など多文化共生関連イベントを実施するとともに、多文化共生に関する学習機会や情報の提供などに取り組みます。また、

海外からの研修員の受入れや、友好交流先との国際交流を推進します。

- 外国籍県民等が地域社会の一員として、安心してくらす環境を整えるため、多言語支援センターかながわなどの相談窓口の運営や医療通訳、災害時の多言語支援などを行うとともに、地域日本語教育の総合的な体制づくりに取り組みます。
 - 留学生が安心して学べる環境を整えるため、「かながわ国際ファンクラブ」※とその支援拠点を活用し、大学や企業等と連携して、留学生に対し就職・生活・交流などニーズに応じた支援等を行います。
- ※神奈川に親しみを持つ国内外の外国人の方々及びその方々を支える人々の集まり

C ジェンダー平等社会の実現

- 社会のあらゆる分野で、すべての人が性別にかかわらず意思決定過程に参画できる社会を実現するため、政治分野における男女共同参画を推進するとともに、企業、団体等の意識改革などに取り組み、ジェンダー平等社会の実現に向けた環境づくりを推進します。
- 女性の様々な分野における参画や活躍を推進するため、女性技術者等による学校への出前講座、デジタル技術関連を含めた科学技術分野などの参画支援、女性が開発に貢献した商品を認定する「神奈川なでしこブランド事業」の実施などに取り組みます。
- 性別を理由とした固定的な役割分担の概念、例えば「男は仕事、女は家庭」といった意識を解消するため、ライフキャリア教育など若年層をはじめとした意識啓発や家庭・地域活動への男性の参画促進に取り組みます。また、男女共に多様な選択が可能となるよう、育児・介護等の社会的な基盤整備を推進します。
- 女性のライフステージに応じた就業支援に取り組むとともに、企業に多様で柔軟な働き方ができるよう、労働環境の整備を促進します。

■プロジェクトのKPI

具体的な 取組み	K P I	計画策定時 の現状	2024	2025	2026	2027
A	「ともに生きる社会かながわ憲章」の認知度〔県民ニーズ調査〕	39.5% (2023)	43%	47%	51%	55%
A	障がい者施設入所者の地域生活移行者数〔県障害福祉課調べ〕	38人 (2022)	108人	134人	137人	138人
A	障害福祉サービス報酬の「処遇改善加算」の届出をする事業所・施設の割合〔県障害サービス課調べ〕	86.1% (2023)	87%	88%	89%	91%
A	福祉サービスを利用するための「サービス等利用計画」の作成を「相談支援専門員」に依頼している人数<障がい児・者>〔県障害福祉課調べ〕	53,063人 (2022)	60,681人	66,240人	72,206人	78,604人
A	意思決定支援の研修受講者数（累計）〔県共生推進本部室調べ〕	2,012人 (2022)	3,320人	3,970人	4,620人	5,270人
B	多文化共生イベントの参加者の満足度〔県国際課調べ〕	88.4% (2023)	88.5%	89.0%	89.5%	90.0%
B	多言語支援センターかながわ対応件数〔県国際課調べ〕	21,683件 (2022)	22,000件	22,000件	22,000件	22,000件
B	「かながわ国際ファンクラブ」会員数（総数）〔県国際課調べ〕	8,899人 (2022)	9,800人	10,250人	10,700人	11,150人
C	民間事業所の女性管理職（課長相当職以上）の割合〔県かながわ男女共同参画センター調べ〕	9.2% (2022)	10.8%	11.5%	12.2%	13.0%
C	25～44歳の女性の就業率【暦年】〔神奈川県労働力調査〕	78.8% (2022)	79.0%	80.0%	81.0%	82.0%

Ⅲ かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の推進状況

1 かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の体系

基本理念	基本目標	重点目標	施策の基本方向
すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会へ	I 人権の尊重 II あらゆる分野への参画 III ワーク・ライフ・バランスの実現 IV 固定的な性別役割分担意識等の解消	1 あらゆる分野における男女共同参画	(1) 政策・方針決定過程における女性の参画
			(2) あらゆる分野における女性の活躍促進
			(3) 家庭・地域活動への男性の参画
		2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現	(1) 職業生活における活躍支援
			(2) 働き方改革と多様なワークスタイルの推進
		3 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし	(1) あらゆる暴力の根絶
			(2) 困難を抱えた女性等に対する支援
			(3) 生涯を通じた健やかで生き生きとした暮らしの支援
			(4) 防災・復興における男女共同参画の推進
		4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備	(1) 固定的な性別役割分担意識等の解消のための意識改革
			(2) 子ども・若者に向けた意識啓発
			(3) 育児・介護等の基盤整備
		5 推進体制の整備・強化	(1) 多様な主体との協働
			(2) ジェンダー主流化とジェンダー統計の促進
			(3) 進行管理

主要施策	
①政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画	
②民間における政策・方針決定過程への女性の参画	
①女性の活躍の推進	
②女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援	
③農業や商工業分野における女性の参画支援	
①男性の家庭・地域活動への参画促進	
②長時間労働の是正と多様な働き方の促進【再掲】	
③両立支援のための取組み促進【再掲】	
④男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成【再掲】	
⑤男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供【再掲】	
⑥子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成【再掲】	
①女性の就業支援	
②育児等の基盤整備【再掲】	
③介護の基盤整備【再掲】	
④就業環境の整備	
①長時間労働の是正と多様な働き方の促進	
②両立支援のための取組み促進	
①配偶者等からの暴力防止	
②配偶者等からの暴力被害者への支援	
③犯罪被害者等に対する支援	
①ひとり親家庭に対する支援	
②高齢女性に対する支援	
③障がいのある女性に対する支援	
④外国人女性に対する支援	
⑤生活困窮者等の自立に向けた支援	
⑥性的マイノリティ(LGBT等)に対する支援	
①健康に対する支援	
②エイズ・性感染症等に対する支援	
③県民が生涯にわたり輝き続けることができる「人生100歳時代」に向けた取組み	
防災・復興における男女共同参画の推進	防災・復興における男女共同参画の推進
①男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成	
②男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供	
①子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成	
②学校現場における基盤整備	
①育児等の基盤整備	
②介護の基盤整備	

【進捗状況全体に関する男女共同参画審議会の評価（2023年度について）】

○目標達成に向け、全体的に順調に推移してきている。

○県が一次評価を実施し、自己評価、今後の課題等が見えてきたことから、それを踏まえて今後の取組みに活かしていただきたい。

○達成できなかった項目、足踏みしてしまった項目については、その事業自体の見直しが必要なのか又は、組織として具体的な改善策を打ち出していくことが不足していたのかを検証していくことが必要と思われる。

◆ かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）における目標

○2024年8月に実施した調査に基づき作成しており、その時点での最新の実績値を記載しています。

○「2023年度の県の主な取組み」欄の各取組み実績の○から始まる部分は取組み実績を記載し、●から始まる部分は取組み実績に2023年度の男女共同参画審議会評価への対応を含めて記載しています。

○「2023年度の県の主な取組み」欄の各取組み実績の末尾の〔 〕内に記載されている数字は、「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の2023年度事業実績」（P24～62）の事業の通し番号です。

重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画

<p>・2023年度の県の主な取組み</p> <p>・2023年度神奈川県男女共同参画審議会評価への対応【事業実績の通し番号】</p>	<p><政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画></p> <p>●県庁内における取組みについては、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主（神奈川県）行動計画策定・推進委員会議を開催したほか、仕事と家庭を両立させて活躍する女性幹部職員をロールモデルとして紹介し、県女性職員の職域拡大や管理職の登用に向けた意識の醸成を図るとともに、女性職員のキャリア形成を支援してきました。今後も成績主義の原則を踏まえた上で、日頃の業務の中で発揮してきた能力や実績、幹部職員としての適性や意欲等を適切に評価し、能力等に応じた登用を進めるほか、女性職員のキャリア開発の視点に立った人事異動等を行い、中堅職員の育成を図り、将来の幹部職員の候補となる女性職員の人材プールの形成に取り組むなど、引き続き幹部職員への女性職員の登用拡大に努めてまいります。〔4〕</p> <p>●県の審議会等における女性委員の割合については、審議会等における女性登用の実態調査を実施し、女性登用率全庁平均40%を達成したことから、2023年度に現状を維持しつつ後戻りさせないよう、段階的に女性登用率を引き上げる、第11次「審議会等の女性委員の登用計画」を策定しました。さらに、登用率が低い審議会等については、積極的改善措置として特別の枠である女性枠を設けることができることとしました。また、各局長等が出席する庁内会議において、知事から局長がリーダーシップを発揮して、目標値を達成できるよう改めて登用推進を促すとともに、女性委員の割合が40%未満の審議会等は改選前に事前に協議をする等の取組みを実施しました。</p> <p>実績については、2023年度は42.3%と、2022年度40.8%から1.5ポイント増加し、全庁で女性登用が進みました。数値目標を2027年度までに44.3%としたため、目標値達成に向け、登用計画の推進を促すと共に、女性登用が40%未満の審議会等と事前に協議を実施し、引き続き登用に努めてまいります。〔7〕</p> <p><民間における政策・方針決定過程への女性の参画></p> <p>●民間における政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、「女性管理職育成セミナー」(2022年度1・2日目オンライン、3日目対面/31人参加、2023年度1・3日目対面、2日目オンライン/36人参加)について民間企業の幹部候補生のネットワークづくりに資するよう対面の開催を増やして実施したほか、女性の活躍を阻む「アンコンシャス・バイアス」について学び、部下への効果的な働きかけ方を習得する「女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー」(2022年度1回/23人参加、2023年度1回/22人参加)を実施しました。〔8〕</p> <p>また、女性活躍の機運醸成を目的とした「かながわ女性の活躍応援団」の取組みをより機動的・実践的にするため、「D&Iかながわメンバーズ」に発展的に改組し、異業種間での「取組の共有」や「実践的な議論の場」を提供しました。</p> <p>引き続き参加者アンケートの意見を活かした事業を展開していきます。</p> <p><女性の活躍の推進></p> <p>○かながわ女性の活躍応援団の啓発講座等(2022年度4回/844人参加、2023年度2回/604人参加)や新しくD&Iかながわメンバーズの登録の推進(2023年度末時点55企業・団体)を行いました。</p> <p>「かながわ女性の活躍応援団」からより機動的・実践的な取組をするため「D&Iかながわメンバーズ」へ発展的に改組・発足しました。第1回会議では、女性活躍に加えて、ジェンダー平等をはじめとするD&Iの取組について理解を深めるとともに、メンバー間での情報共有ができました。引き続き、登録メンバーの募集を行うとともに、女性活躍、ダイバーシティ&インクルージョン推進に向けて、異業種間での「取組の共有」や「実践的な議論の場」の提供、若い世代への取組みを実施していきます。〔11〕</p> <p><女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援></p> <p>○女子中学生、高校生の理工系志望(理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労)を促進・支援するための出前講座(2022年度2回/715人参加、2023年度1回/592人参加)を実施しました。</p> <p>参加者アンケートの結果は、理工系に対する印象が良くなった55.5%(女性61.1%)、興味を持った31.2%(女性26.5%)など、効果は認められる一方で、学年や全校単位の学校行事としては、「理工系キャリア支援講座」のような特定分野のみにフォーカスしたコンテンツが近年は採用されにくい傾向です。「理工系」を前面に押し出した講座名をリニューアルし、性別に関わらず自分らしい生き方や働き方考える機会を提供するとともに、女子生徒の理工系志望を促進・支援する事業として引き続き実施していきます。〔18〕</p> <p>○農業協同組合の役員への女性登用促進について関係機関へ周知を行い(2022(令和4)年度総合農協の役員435名のうち女性59名、2023(令和5)年度総合農協の役員432名のうち女性61名)、農業委員への女性登用促進について(公社)神奈川県農業会議を通じ市町村に働き掛けました(2022(令和4)年度農業委員391名のうち女性42名、2023(令和5)年度農業委員388名のうち女性48名)。</p> <p>農業協同組合の役員については、第5次男女共同参画基本計画の数値目標として、2025(令和7)年度までに女性役員の占める割合を15%としており、2022(令和4)年度の13.6%から14.1%に増加しました。県が役員選任に干渉することはできませんが、数値目標達成に向けた取組状況をヒアリング等で確認し、更なる女性登用に向けて促していきます。また、農業委員会は、各市町村が設置する独立行政委員会であるため、県が人事の内容に干渉することはできないことから、農業委員会に対する支援を業務とする(公社)神奈川県農業会議を通じ女性農業委員の登用促進を図っていきます。〔27〕</p> <p><男性の家庭・地域活動への参画促進></p> <p>●男性の家事・育児参画促進事業として、ジェンダーバイアス(性別役割分担意識)の解消、男性の家事・育児参画に向けた県内事業所における職場研修への講師派遣(2023年度4回/324名参加)を実施、かながわパパ応援ウェブサイト「パパミカタ」(かながわ版父子手帳)において、情報発信、情報提供等を行いました。また、ダイバーシティや女性活躍の意義や重要性などを伝える企業等の経営層向けダイバーシティ推進セミナー(2023年度セミナー1回/15名参加、個別相談1回/1社参加)を実施しました。県内事業所におけるジェンダーバイアス(性別役割分担意識)の解消、男性の家事・育児参画に向けた職場の理解促進・意識改革を図るため、引き続き、男性の家事・育児参画を推進する企画や取組み等を行っていきます。〔30、31、32〕</p>
---	---

目標	No.	項目	目標値 (目標年度)	一次評価	2023年度 実績値	2022年度 実績値	第5次プラン 策定時 (年度)
	1	県の管理職に占める女性の割合(知事部局等)	25% (2025)	C	18.7%	18.6%	18.6% (2022)
	2	県の審議会等における女性委員の割合	40%を超えること (2023) →44.3% (2027)	B	42.3%	40.8%	38.8% (2021)
	3	民間事業所の女性管理職(課長相当職以上)の割合	13.0% (2027)	C	9.3%	9.2%	8.7% (2021)
	4	男性職員の育児休業等取得率(知事部局等)	30% (2025) →2週間以上の 取得:85% (2025)	B	74.7% (1週間以上の取得) 72.7% (2週間以上の取得) 70.7%	62.7%	39.5% (2021) ※変更前
	5	民間事業所の男性の育児休業取得率	2021年度より増 加すること (2023) →50%を超えるこ と (2027)	B	37.9%	26.8%	18.3% (2021)

項目:一次評価の基準について

A:順調に進捗している(100%以上)

B:概ね順調に進捗している。(70%以上100%未満)

C:やや進捗が遅れている。(50%以上70%未満)

D:進捗について課題がある。(50%未満)

【「重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

全体評価:B

○「県の管理職に占める女性の割合(知事部局等)」について、目標達成のためには、達成するという責任を持ち、県庁内での更なるポジティブアクションに取り組み、トップのコミットメントの下、推進が必要である。

○「県の審議会等における女性委員の割合」について、後戻りせず40%を超えたことは評価できる。女性登用率が低い審議会等については、審議会等によって登用できない理由が異なると考えられるため、引き続き、事前協議を通して現状を確認し働きかけていく必要がある。

○「民間事業所の女性管理職(課長相当職以上)の割合」について、セミナー等の実施、「D&Iかながわメンバーズ」を開催し、異業種間での「取組みの共有」や「実践的な議論の場」を提供したことは大変評価できる。目標未達については、県の働きかけで、すぐに伸ばすということは難しいと承知しているが、周知啓発と積極的な取組みが引き続き必要である。

○「男性職員の育児休業等取得率(知事部局等)」について、取得率は向上傾向にあることは評価できる。目標を引き上げていることから、制度の周知や育児休業を取得しやすい環境整備等、目標達成に向け積極的に取組みを実施していく必要がある。

○「民間事業所の男性の育児休業取得率」について、順調に目標に向かって進んでいることは評価できる。引き続き、企業へ向け男性の家事・育児参画に向けた職場の理解促進・意識改革を行うことを求める。

重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

・2023年度の県の主な取組み ・2023年度神奈川県男女共同参画審議会評価への対応 [事業実績の通し番号]	<p>＜女性の就業支援＞</p> <p>●キャリアカウンセリング(2022年度774件、2023年度865件)、女性労働相談(2022年度69件、2023年度112件)、ワーキングマザー両立応援カウンセリング(2022年度174回計103人、2023年度171回計89人)、両立応援セミナー(2022年度2回計41人参加、2023年度2回計44人参加)を実施するなど、女性の就業継続を支援する取組みを行いました。</p> <p>引き続き、雇用情勢や利用者のニーズを把握しながら、女性の就業を支援していきます。[33、34]</p> <p>また、国において正規雇用労働者と非正規雇用労働者に分けた調査をしていることから、その動向を注視していきます。</p> <p>＜長時間労働の是正と多様な働き方の促進＞</p> <p>●県庁内における取組みについては、誰もが働きやすく、働きがいのある職場環境を実現するため、長時間労働の是正に取り組んでおり、朝夕ミーティングを通じた組織的マネジメントにより、時間外勤務の限度時間を意識した業務の平準化を進めるとともに、時間外勤務の事前命令の徹底・午後9時以降の時間外勤務の原則禁止・ノー残業デーの定時退庁といった基本取組を推進しています。また、「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に基づき、男性の育休取得計画書の作成や、育休に係る業務執行体制の見直し、グループリーダー等への休暇制度に関する研修の実施等の取組みを行いました。引き続き、休暇等を取得しやすい環境整備に取り組み、さらなる制度利用促進を図っていきます。[60]</p> <p>●政労使一体の働き方改革フォーラム(2022年度77人参加、2023年度80人参加)を開催しました。ワーク・ライフ・バランスの理解促進のため、今後ともホームページを始め普及・啓発に取り組んでいきます。[58]</p> <p>また、テレワークセミナー(オンデマンド配信)(2022年度計66人申込、2023年度2回計76名)を開催するとともに、アドバイザー派遣(2022、2023年度共に30社)により、テレワークを導入する中小企業等を支援しました。[59]</p> <p>テレワークICT活用による職場環境整備支援事業として、県内中小企業等に柔軟で多様な働き方ができる職場環境整備に関するセミナーを開催する共に、政労使の共催で、働き方改革に関する講演会を開催し、ワークライフバランス施策やアフターコロナにおける企業の取組み事例を紹介するなど、県内における多様な働き方が定着するよう取り組んでいきます。引き続き、今後の需要の変化に応じて柔軟な相談体制の整備を検討しつつ、継続して実施していきます。</p>																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標</th> <th>No.</th> <th>項目</th> <th>目標値 (目標年度)</th> <th>一次評価</th> <th>2023年度 実績値</th> <th>2022年度 実績値</th> <th>第5次プラン 策定時 (年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>25～44歳の女性の就業率 〔労働力調査〕</td> <td>82.0% (2027)</td> <td>B</td> <td>78.0%</td> <td>78.8%</td> <td>76.0% (2021)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>常用雇用者30人以上の事業所における1人平均月間の所定外労働時間</td> <td>計10.0時間 (2027)</td> <td>B</td> <td>計12.4時間</td> <td>計11.5時間</td> <td>計11.3時間 (2021)</td> </tr> </tbody> </table>	目標	No.	項目	目標値 (目標年度)	一次評価	2023年度 実績値	2022年度 実績値	第5次プラン 策定時 (年度)		1	25～44歳の女性の就業率 〔労働力調査〕	82.0% (2027)	B	78.0%	78.8%	76.0% (2021)		2	常用雇用者30人以上の事業所における1人平均月間の所定外労働時間	計10.0時間 (2027)	B	計12.4時間	計11.5時間
目標	No.	項目	目標値 (目標年度)	一次評価	2023年度 実績値	2022年度 実績値	第5次プラン 策定時 (年度)																	
	1	25～44歳の女性の就業率 〔労働力調査〕	82.0% (2027)	B	78.0%	78.8%	76.0% (2021)																	
	2	常用雇用者30人以上の事業所における1人平均月間の所定外労働時間	計10.0時間 (2027)	B	計12.4時間	計11.5時間	計11.3時間 (2021)																	

項目:一次評価の基準について
 A: 順調に進捗している。(100%以上)
 B: 概ね順調に進捗している。(70%以上100%未満)
 C: やや進捗が遅れている。(50%以上70%未満)
 D: 進捗について課題がある。(50%未満)

【「重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

全体評価:B

○「25～44歳の女性の就業率」について、概ね順調に進捗していることは評価できる。正規雇用労働者と非正規雇用労働者に分けた調査を国で行っていることから、動向を注視しつつ、男女の賃金格差に着目して、要因と背景を探り、そして対策を講じ分析していくことが重要である。

重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心なくらし

<p>・2023年度の県の主な取組み</p> <p>・2023年度神奈川県男女共同参画審議会評価への対応 〔事業実績の通し番号〕</p>	<p>＜配偶者等からの暴力防止＞＜配偶者等からの暴力被害者への支援＞</p> <p>●配偶者等からの暴力防止や被害者への支援を進めるため、配偶者暴力防止法に基づく「かながわDV防止・被害者支援プラン」を引き続き推進し、広報・啓発による暴力の未然防止に取り組むとともに、市町村や民間団体等の関係機関と連携した相談・一時保護体制の整備、切れ目のない自立支援を実施しました。</p> <p>また、「女性支援法に基づく基本計画」と「かながわDV防止・被害者支援プラン改定計画」を一体化して「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を令和6年3月に策定しました。新しい計画の下、関係機関と連携して、本人の意思に寄り添った当事者目線に立った支援をしていきます。〔76〕</p> <p>●周知・啓発や未然防止の取組みについては、令和6年3月に策定した「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」において、「施策の方向」に位置付けました。今後、どのような場所、形態が効果的に周知できるのか検討し、暴力は決して許されないことや暴力には様々な形態があること等について積極的な広報を行うため、DVに係る情報のアクセスポイントの増に取り組めます。</p> <p>＜ひとり親家庭に対する支援＞</p> <p>●ひとり親家庭など、困難を抱えた女性等を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センター事業については、パソコン教室(2022年度45日間延320人参加、2023年度41日間延327人参加)やマナープランセミナー(2022年度3日間延14人参加、2023年度2日間延9人参加)などの就業支援講座の実施や、就業相談等を行いました。また、遠方の方向けには、市町村での出張講座・相談やZOOMによる相談対応を行っています。</p> <p>現在、ひとり親のニーズも多様化している中で、ひとり親の就労や支援の窓口も増えています。母子家庭等就業・自立支援センターだけでなく、複数ある支援の選択肢の中で、ひとり親自身に適した相談先につなげることが重要だと考えています。今後も、福祉事務所などの関係機関と協力しながら、ひとり親家庭等への就業支援の充実を図っていきます。〔91〕</p> <p>＜生活困窮者等の自立に向けた支援＞</p> <p>○売春防止法等に基づき困難な問題を有する女性に対し一時保護、自立支援を実施しました。また、様々な課題を抱えた女性からの相談を受付ける窓口を民間団体に委託して設置し、訪問支援、同行支援及び居場所の提供を実施しました。また、支援従事者育成のための研修を行いました。(2023年度相談件数(電話・メール・来所) 4,081件、LINE相談 392件、同行支援40件訪問支援 29件、研修開催3回(1回目100人参加、2回目人参加、3回目50人参加))困難な問題を抱える女性の状況は複雑化しており、引き続き支援の充実を図っていきます。〔125〕</p> <p>＜性的マイノリティ(LGBT等)に対する支援＞</p> <p>○性的マイノリティ当事者支援として、派遣型個別専門相談(2022年度44件、2023年度36件)を行っているほか、性的マイノリティへの理解増進に向けた取組みとして、企業、団体、私立学校等を対象とした性的マイノリティ専門講師派遣(2022年度8回、2023年度10回)、企業及び団体向け研修(2022、2023年度共にオンライン開催1回)を行いました。〔127〕</p> <p>引き続き、市や関係機関と連携し広く周知することで、性的マイノリティ(LGBT等)への理解増進に努めてまいります。</p> <p>＜健康に対する支援＞</p> <p>○かながわ自殺対策会議(政令市と共同開催/親会議)を2022年度は4回(2回対面開催、2回書面開催)、地域部会3回、庁内会議を3回(1回対面開催、2回書面開催)しました(計画改定年を迎えた「かながわ自殺対策計画」に基づき総合的な自殺対策を推進するため)。2023年度は2回対面開催、地域部会1回、庁内会議を1回オンライン開催しました。自殺者数が高止まりしているため、効果的な取組みを検討していきます。〔141〕</p>
--	--

目標	No.	項目	目標値 (目標年度)	一次評価	2023年度 実績値	2022年度 実績値	第5次プラン 策定時 (年度)
	1	夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合 ①平手で打つ／②何を言っても長時間無視し続ける／③大声でどなる／④生活費を渡さない／⑤交友関係や電話などを細かく監視する／⑥いやがっているのに性的な行為を強要する 〔県民ニーズ調査(課題)〕	①～⑥ 2022年度より増加すること(2027)	—	(次回調査は 2027年度)	①78.8% ②54.9% ③59.8% ④72.1% ⑤53.7% ⑥86.9%	①78.8% ②54.9% ③59.8% ④72.1% ⑤53.7% ⑥86.9% (2022)
	2	養育費相談件数	各年度80件	A	107件	73件	72件 (2021)
	3	子宮頸がん検診(①)、乳がん検診(②)受診率	①、②共に50% (2023) →共に60% (2028)	—	(次回調査は 2025年度)	①43.7% ②48.3%	①47.4% ②47.8% (2019)
	4	20歳代の女性のやせの割合の減少 〔県民健康・栄養調査〕 →20～30歳代女性のやせの者の割合の減少	2023年度の「かながわ健康プラン21」の改定に合わせて設定 →令和14(2032)年度に12%未満	—	—	次回調査・公表時期は検討中	14.7% (2017～2019) →15.9% (2017～2019)
	5	自殺者の減少 〔人口動態統計〕	自殺死亡率 10.2以下 (2026年)	—	令和6年9月頃公表予定	自殺死亡率人口10万対の自殺者数 16.3 参考: 自殺者数 男性974人 女性496人	自殺死亡率人口10万対の自殺者数 15.2(2021) 参考: 自殺者数 男性903人 女性466人
	6	女性消防団員の割合	10.0% (2027)	A	10.4%	9.7%	9.2% (2021)

項目:一次評価の基準について

A:順調に進捗している(100%以上)

B:概ね順調に進捗している。(70%以上100%未満)

C:やや進捗が遅れている。(50%以上70%未満)

D:進捗について課題がある。(50%未満)

【「重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心な暮らし」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

全体評価:A

○DV対策について、暴力への認識を高める施策がより必要である。どのような場所、媒体が効果的に周知できるか検討し取組みを進めていくことが必要である。

○困難を抱える女性の支援に向けて、支援者研修を積極的に行ったことが評価できる。

○「養育費相談件数」について、目標を上回ったことは評価できる。引き続き、ひとり親家庭に対して取組を広く周知し、支援を行っていくことが重要である。

○「自殺者の減少」について、死亡率が高止まりしている状況である。原因が多岐にわたると考えられることから、自殺者数の減少のためには、部局横断的な施策展開が必要である。

重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

<p>・2023年度の県の主な取組み</p> <p>・2023年度神奈川県男女共同参画審議会評価への対応【事業実績の通し番号】</p>	<p>＜子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成＞</p> <p>〇若い世代の固定的性別役割分担意識の解消に向けては、大学生や高校生、中学生に向けて、固定的性別役割分担意識にとらわれず自身の生き方を考えられるようライフキャリア教育を実施しました。就職前の大学生に対し、自らの人生を自ら描くことができる力を育成するため、ライフキャリア教育の授業を行う講師を派遣する外部講師派遣と、県作成のライフキャリア教育啓発用教材を活用した授業の実施方法を県内学校に広く普及するための出前講座を行いました。(2022年度大学:2校、高校:1校、中学:4校、2023年度大学:2校、高校:2校、中学:5校)また、啓発冊子の作成・配布や、プログラム教材の周知啓発により、若い世代に向けた意識啓発を行いました。</p> <p>引き続き、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じたキャリア(生涯にわたる生き方)を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援していきます。[176]</p> <p>また、中学生、高校生等を対象に、身近なテーマ(メディア、人間関係、進路)を通して考えるヒントや気づきが得られる中高生のための3大気づき講座(メディアリテラシー講座(2022年度8回/905人参加、2023年度6回/1,755人参加)、デートDV防止啓発講座(2022年度10回/1,510人参加、2023年度10回/992人参加)、理工系キャリア支援講座(2022年度2回/715人参加、2023年度1回/592人参加))を実施しました。例年、アンケート結果も良好であるため、引き続き、参加者アンケートの意見を活かした事業を展開していきます。ただし、理工系キャリア支援講座については、「理工系」を前面に押し出した講座名をリニューアルし、性別に関わらず自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供するとともに、女子生徒の理工系志望を促進・支援する事業として引き続き実施します。[174]</p> <p>＜育児等の基盤整備＞</p> <p>●待機児童を解消するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の整備を進める市町村に対して補助を行う等の支援を行いました。待機児童ゼロを目指し、引き続き市町村と連携して保育所等の整備を進め、定員を拡充して保育ニーズの受け皿の確保に努めてまいります。放課後児童クラブについて、クラブを実施推進する経費を市町村に対して補助しています。また、R6年度からは受け皿確保を促進するため、国庫補助金を活用してクラブを整備する場合の費用の負担割合を嵩上げし、補助を行います。[186、187、189]</p> <p>＜介護の基盤整備＞</p> <p>〇老人福祉施設等の整備、介護人材の養成(主任介護支援専門員研修 2022年度2回、2023年度1回、主任介護支援専門員更新研修の実施 2022、2023年度共に2回、初任者研修の実施 2022年度505回、2023年度511回)など、介護等の基盤整備に取り組みました。引き続き、各研修を毎年度実施し、受講希望者の受講機会を確保することで、介護支援専門員の資質の向上及び主任介護支援専門員の養成を図ると共に、指定事業者の指導を通じて訪問介護員の質の高い人材の養成に努めていきます。[197、199、200]</p>
---	---

目標	No.	項目	目標値 (目標年度)	一次評価	2023年度 実績値	2022年度 実績値	第5次プラン 策定時 (年度)
	1	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」人の割合	2021年度より増加すること (2027)	B	87.7%	88.0%	86.1% (2021)
	2	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」18～29歳の人の割合	2021年度より増加すること (2027)	B	88.9%	94.0%	85.9% (2021)
	3	保育所等利用待機児童数	0人 (2027)	C	222人	220人	306人 (2021)
	4	特別養護老人ホーム整備床数(累計)	42,147床 (2023) →43,716床 (2026)	B	40,783床	39,886床	39,296床 (2021)

項目:一次評価の基準について
A: 順調に進捗している(100%以上) C: やや進捗が遅れている。(50%以上70%未満)
B: 概ね順調に進捗している。(70%以上100%未満) D: 進捗について課題がある。(50%未満)

<p>【重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備】の進捗に関する男女共同参画 審議会の評価】</p> <p>全体評価:B</p> <p>〇「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」18～29歳の人の割合について、高い水準で推移していることは、評価できる。若年層への意識啓発は非常に重要であり、今後も引き続き、取り組みを推進すべきである。</p> <p>〇「保育所等利用待機児童数」について、現状待機児童が222名いるため、引き続き、待機児童ゼロを目指していただきたい。</p> <p>〇「特別養護老人ホーム整備床数(累計)」について、概ね順調に整備が進んできていることは、評価できる。予算と時間を多く要する事業であるが、手を緩めず、引き続き取り組んでほしい。</p>

重点目標5 推進体制の整備・強化

・2023年度の県の主な取組み ・2023年度神奈川県男女共同参画審議会評価への対応〔事業実績の通し番号〕	<多様な主体との協働> ○市町村等の多様な主体と連携し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めるため、市町村と連携した事業の実施(2022年度19回/675人参加、動画視聴回数310回、2023年度16回/873人参加)や、NPO法人の設立・運営等に関する相談、情報提供、説明会等の開催(2022年度法人設立事務説明会5回開催・34人出席、県指定・認定NPO法人制度説明会3回開催・20人出席、2023年度法人設立事務説明会5回開催・36人出席、県指定・認定NPO法人制度説明会4回開催・28人出席)等を行いました。 市町村やNPO等と連携して地域の実情に応じた講演会や講座等の啓発事業を実施することができました。引き続き、今日的課題解決の手がかりとなる視点も含め、地域の実情に応じた講演会等の啓発事業を実施していきます。〔206、207〕						
	<ジェンダー主流化とジェンダー統計の促進> ●ジェンダー主流化については、有識者の監修のもと、庁内向け啓発資料を作成しました。ジェンダー統計については、統計関係部署職員に向けて、外部講師による研修を実施しました。また、国へ、性別情報の取扱いに関するガイドラインを策定し、全国調査を行う際はこれに基づき実施することを要望しました。 今後は、庁内向け研修においてジェンダー主流化の資料を活用し周知・啓発を行うとともに、ジェンダー統計については、有識者へのヒアリング及び令和5年度に実施した研修を基に、庁内に向けた普及方法の検討を行います。〔214〕						
<進行管理> ●女性活躍推進法に基づく推進計画の策定については、引き続き、県・市町村男女共同参画行政連絡会等での市町村の男女共同参画基本計画の改定スケジュールの共有や、計画策定のフォローを含め、連携して参ります。また、男女共同参画に係る新しいテーマについて、先進事例の共有等を行うことにより、必要な支援を検討していきます。〔218〕							
目標	No.	項目	目標値 (目標年度)	一次評価	2023年度 実績値	2022年度 実績値	第5次プラン 策定時 (年度)
	1	女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率 (対象: 県内19市・14町村)	100% (2027)	B	市 100% 町村 86.0%	市 94.7% 町村 85.7%	市 94.7% 町村 85.7% (2022)

項目:一次評価の基準について

A: 順調に進捗している(100%以上)

B: 概ね順調に進捗している。(70%以上100%未満)

C: やや進捗が遅れている。(50%以上70%未満)

D: 進捗について課題がある。(50%未満)

【「重点目標5 推進体制の整備・強化」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

全体評価: B

○「女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率」について、市が100%なことは評価できる。町村の達成に向け、働きかけが必要である。今後は、各市町村が計画に基づく取組みを効果的に実行できるように県が支援する必要がある。

○「ジェンダー主流化とジェンダー統計」について、研修等の取組みを実施したことは、評価できる。引き続き、認知を広げていくことが重要である。

3 かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)の参考数値の状況

重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画

No.	項目	2023年度実績値	2022年度実績値	第5次プラン策定時(年度)
1	地方議会における女性議員の割合 ①県議会 ②市区議会 ③町村議会	①18.4% ②25.8% ③24.4%	①18.8% ②23.1% ③25.0%	①18.3% ②23.0% ③25.9% (2021)
2	市町村の審議会における女性委員の割合	32.4%	31.1%	31.4% (2021)
3	県職員採用試験(大学卒業程度)からの採用者に占める女性の割合	38.6%	36.3%	34.9% (2021)
4	県立学校教員の校長・副校長・教頭に占める女性の割合	28.0%	24.3%	24.3% (2022)
5	警察官の総定数に占める女性警察官の割合	11.1%	10.9%	10.6% (2021)
6	自治会長に占める女性の割合	10.2%	10.6%	9.9% (2021)
7	「かながわ女性の活躍応援団」応援団員企業等からの講師派遣啓発講座等の開催件数及び受講者数	開催件数2回/ 受講者数 604人	開催件数4回/ 受講者数 844人	開催件数4回/ 受講者数 759人 (2021)
8	大学(学部)及び大学院(修士課程、博士課程)に占める女子学生の割合(理学、工学)(全国)	理学 大学(学部) 27.9% 大学院(修士課程) 23.4% 大学院(博士課程) 20.9% 工学 大学(学部) 16.1% 大学院(修士課程) 15.9% 大学院(博士課程) 19.7%	理学 大学(学部) 27.8% 大学院(修士課程) 23.5% 大学院(博士課程) 20.7% 工学 大学(学部) 15.8% 大学院(修士課程) 14.9% 大学院(博士課程) 19.5%	理学 大学(学部) 27.8% 大学院(修士課程) 23.6% 大学院(博士課程) 21.0% 工学 大学(学部) 15.7% 大学院(修士課程) 14.6% 大学院(博士課程) 19.2% (2021)
9	大学等における専門分野別教員の女性の割合(講師以上:教授等、准教授、講師)(全国)	(次回調査は 2025年度)	理学 9.3% 工学 6.7% (2022)	理学 8.7% 工学 5.7% (2019)
10	新規就農者に占める女性の割合	24.6%	23.7%	19.0% (2021)
11	6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間 〔社会生活基本調査〕	—	(次回調査は 2026年度)	123分/日 (参考: 妻461分/日) (2021)
12	事業所における子の看護休暇取得者に占める男性の割合	46.4%	44.3%	43.3% (2021)
13	男性のボランティア活動行動者率 〔社会生活基本調査〕	—	(次回調査は 2026年度)	16.1% (参考:女性17.8%) (2021)

重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

No.	項目	2023年度実績値	2022年度実績値	第5次プラン策定時(年度)
1	「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定率	19.8%	20.6%	18.5% (2021)
2	企業における男性と女性の所定内給与額の格差(男性=100)	75.7%	75.4%	75.6% (2021)
3	かながわ労働センターにおけるセクシュアル・ハラスメント相談件数	144件	97件	156件 (2021)
4	国と県が共同で運営する地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職率	58.9%	40.0%	48.0% (2021)
5	総合職業技術校生の修了3か月後の就職率	92.2%	93.2%	93.2% (2021)

No.	項目	2023年度実績値	2022年度実績値	第5次プラン策定時(年度)
6	週労働時間60時間以上の雇用者の割合〔就業構造基本調査〕	(次回調査は2027年度)	6.2%	7.7% (2017)
7	県職員の部分休業、育児休業及び介護休暇の取得状況(知事部局等) ①部分休業 ②育児休業 ③介護休暇	①女性63人／ 男性16人 ②女性98人／ 男性112人 ③女性6人／ 男性1人	①女性83人／ 男性15人 ②女性83人／ 男性101人 ③女性4人／ 男性7人	①女性163人／ 男性18人 ②女性207人／ 男性85人 ③女性73人／ 男性42人 (2021)
8	介護・看護を理由とする離職者数〔就業構造基本調査〕	(次回調査は2027年度)	女性25,600人/ 男性10,300人	女性27,600人/ 男性12,000人 (2017)
9	事業所における介護休業取得者の男女比	女性57.9% 男性42.1%	女性49.7% 男性50.3%	女性50.8% 男性49.2% (2021)
10	子ども・子育て支援に取り組む事業者の認証事業者数	582事業者	565事業者	559事業者 (2021)
11	朝食・夕食を家族と食べている、又は一人暮らしの方で昼食や夕食を仲間など複数で食べている「共食」の回数 ①家族／②単身	①週9回 ②週2回	①週9回 ②週2回	①週9回 ②週1回 (2021)

重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし

No.	項目	2023年度実績値	2022年度実績値	第5次プラン策定時(年度)
1	県配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数	5,353件	5,271件	5,410件 (2021)
2	配偶者暴力防止法に基づく緊急一時保護件数	179件	143件	160件 (2021)
3	母子・父子自立支援員による相談件数	25,100件	24,746件	22,278件 (2021)
4	母子家庭等就業・自立支援センター事業による就業者数	73名	55人	41人 (2021)
5	公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設(高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設)併設率	—	—	37% (2019)
6	県営住宅における高齢者等に配慮した住宅数(建替え・個別改善等の戸数)	25,585戸	25,217戸	24,301戸 (2021)
7	「高齢者や障がい者が自立し、安心して生活できるような支援体制が整っていること」の満足度	8.8%	9.5%	9.6% (2021)
8	災害時通訳ボランティアの登録者数	259人	264人	231人 (2021)
9	県内市町村におけるパートナーシップ制度導入実績数	33市町村	28市町村	17市町村 (2021)
10	思春期から妊娠適齢期の男女を対象とした健康などに関する健康教育等参加者(累計)	54,623人	31団体	27団体 (2021)

No.	項目	2023年度実績値	2022年度実績値	第5次プラン策定時(年度)
11	「こころに不安や悩みのある人がいつでも相談できるなど、自殺を防ぐ社会づくりが行われていること」の満足度	5.4%	6.7%	6.7% (2021)
12	日ごろから健康に気をつけた規則正しい生活を心がけている人の割合	75.0%	74.1%	73.4% (2021)

重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

No.	項目	2023年度実績値	2022年度実績値	第5次プラン策定時(年度)
1	男女の平等感(平等と答えた者の割合) (全国) ①家庭生活／②職場／③学校教育の場／④政治の場／⑤法律や制度の上／⑥社会通念・慣習・しきたりなど／⑦自治体やPTAなどの地域活動の場／⑧社会全体	(次回調査は2025年度)	①31.7% ②26.4% ③68.1% ④9.6% ⑤37.0% ⑥12.9% ⑦40.2% ⑧14.7%	①45.5% ②30.7% ③61.2% ④14.4% ⑤39.7% ⑥22.6% ⑦46.5% ⑧21.2% (2019)
2	保育士、保育教諭の数	保育士 35,333人/ 保育教諭 3,615人	保育士 35,407人/ 保育教諭 3,479人	保育士 34,620人/ 保育教諭 3,244人 (2021)
3	かながわ子育て応援パスポートの施設数	3,873施設	3,600施設	3,600施設 (2021)
4	放課後児童クラブに登録できなかった児童数	813人	585人	573人 (2021)
5	就学前児童の保育・幼児教育の提供	154,239人	153,244人	150,855人 (2021)
	①認可保育所定員数			
	②家庭的保育	310人	339人	293人 (2021)
	③認定こども園	267カ所	250カ所	230カ所 (2021)
	④幼稚園の預かり保育	654カ所	645カ所	572カ所 (2021)
6	訪問介護サービス供給量	21,512,531回/年	20,335,968回/年	19,345,811回/年 (2021)
7	小規模多機能型居宅介護サービスの利用者数(介護予防サービスを含む)	5,869人/月	5,774人/月	6,228人/月 (2021)
8	認知症サポート医の養成人数(累計)	589人	527人	471人 (2021)

4 かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)の2023(令和5)年度事業実績

※グレーは再掲事業

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023(Ｒ5)年度事業実績	一次評価
重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画								
施策の基本方向1 政策・方針決定過程における女性の参画								
①政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画								
1			福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター	議会における女性参画への理解促進	政治分野における女性の参画を促進するため、「見える化」等により、地方議会における女性参画の意義について理解を促進する。議員活動と家庭生活との両立支援やハラスメント防止など、県議会の議員活動に係る環境整備について議会局へ要請する。	①県議会議員選挙における男女別候補者数等について、情報提供した。また、政治分野における男女共同参画の状況の「見える化」の取組として県のホームページを作成し、神奈川県県の状況を公開した。 ②クオータ制について、調査研究報告書(平成27・28年度)のホームページ掲載及びかなテラスの資料・交流コーナーへの配架による情報提供を実施した。	(自己評価(効果・課題)) ②クオータ制について、調査研究報告書(平成27・28年度)のホームページ掲載及びかなテラスの資料・交流コーナーへの配架による情報提供を実施した。 (今後の取組の方向性) ①今後、情報の追加等を検討していく。 ②理解促進のため、引き続きホームページ掲載等による情報提供を実施する。
2			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画を促進するための人材育成	政策の立案・方針決定の場への女性の参画を促進するため、女性の政策立案能力の向上等を支援する講座を実施する。	・女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」の実施 ・春期講座(5日間/24名(全日23名、各日1名)) ・オンライン講座(3日間/26名(全日23名、各日3名)) ・秋期講座(5日間/32名(全日29名、各日3名)) ・フォローアップ講座(1日/17名) ・キャリアカウンセリング年1回(2日間/4名)	(自己評価(効果・課題)) 受講者に対して実施している社会参画状況調査の回答者のうち、今後の委員・議員への就任意欲について、45.5%が「意欲・興味あり」としており、女性の様々な意思決定の場への参画や社会参画活動の意欲を後押しすることができた。 (今後の取組の方向性) 引き続き受講者アンケートの意見を活かした事業を展開する。
3	9		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	社会参画状況調査	当センターで実施した、社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」(平成26年度まで「江の島塾」)の受講者を対象に、事業の効果及び受講者の社会参画状況を把握し、今後の事業企画に役立てる。	・社会参画状況調査の実施 基準日毎年12月1日 調査人数149名、有効回収数55名	(自己評価(効果・課題)) ・かなテラス カレッジの事業効果及び受講者の社会参画状況を把握し、結果を踏まえた事業展開を行うことができた。 ・回答者のうち、現在、何らかの社会参画活動に参加した人の率は、平成30年度62.9%、令和5年度63.6%と、コロナ前の水準を上回った。 (今後の取組の方向性) かなテラスカレッジの今後の事業企画に役立てるため、引き続き実施する。
4	23		総務局	人事課	県女性職員の職域拡大と管理職への登用推進	令和3年4月に改定した「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」では、管理職に占める女性の割合の目標値を令和7年度を目途に25%にしている。「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」を踏まえ、能力等に応じた登用、中間層の育成(女性の人材プールの形成)に取り組む。また、女性幹部職員等のロールモデルの紹介、「次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主(神奈川県)行動計画策定・推進委員会議」の開催などにより、職域拡大や管理職の登用にに向けた意識の醸成を図る。	次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主(神奈川県)行動計画策定・推進委員会議の開催	(自己評価(効果・課題)) 目標の達成に向け、引き続き成績主義の原則を踏まえた上で、日頃の業務の中で発揮してきた能力や実績、幹部職員としての適性や意欲等を適切に評価し、幹部職員への女性職員の登用拡大に努めてきた。 (今後の取組の方向性) 女性職員のキャリア開発の視点に立った人事異動等を行い、中堅職員の育成を図るなど、将来の幹部職員の候補となる女性職員の人材プールの形成に引き続き取り組む。
5			政策局	市町村課	性別によらない職員交流の実施	女性の職域を拡大し、人材育成を図るため、市町村と協力しながら性別によらない交流職員の選定を図ることにより、市町村との職員交流を実施する。	・市町村に対して「性別によらない職員交流」への協力を呼びかけ	(自己評価(効果・課題)) 当該趣旨の共有を図ることができた (今後の取組の方向性) 引き続き協力を呼びかけていく
6			総務局	人事課	県職員の育児休業復業者支援研修	出産・育児というキャリアの大きな節目にある職員が、自らのキャリアプランについて考え、県職員として復業後に前向きにキャリアを歩むための気づきの機会とする。	育児休業復業者支援研修の開催(2回実施)	(自己評価(効果・課題)) (今後の取組の方向性) 引き続き、育児休業復業者及び育児休業の取得を検討している職員等向けの研修を実施する。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
7	216		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	審議会等委員への女性の参画推進	男女の意見を政策形成の場へ反映させるため、審議会等の委員を男女の均衡がとれた構成とすることを旨とし、「第10次審議会等の女性委員の登用計画」に基づき、審議会等委員への女性の登用を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・第11次「審議会等の女性委員の登用計画」(2023(R5)～2027(R9))を策定した。 ・審議会等における女性登用の実態調査を実施した。 ・40%を達成しないもしくは見込みのない審議会等について事前に協議を行った。(令和5年度26回実施) 	<p>(自己評価(効果・課題)) 現状を維持しつつ後戻りさせないよう、段階的に女性登用率を引き上げる計画である、第11次「審議会等の女性委員の登用計画」を策定。また、登用率が低い審議会等については、積極的改善措置として特別の枠である女性枠を設けることができることとした。 2023(R5)年度実績は42.3%と前年の40.8%より1.5ポイント上昇した。 個々の審議会等によって、女性登用が難しい理由が異なっているため、それを考慮しつつ推進していくことが課題である。</p> <p>(今後の取組の方向性) 引き続き、40%未満の審議会等については、事前に協議を行っていき、女性登用に努める。</p>

②民間における政策・方針決定過程への女性の参画

8			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画を促進するための人材育成	係長・主任・サプリーダー相当職の女性を対象に、管理職の役割や心構え、マネジメントスキルなどを学ぶセミナーを実施するほか、女性を部下に持つ男性管理職を対象に、女性活躍推進を阻害する「アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)」等について学び、部下の力を引き出す効果的な働きかけ方を習得するセミナーを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性管理職育成セミナーの実施(1回3日間/1・3日目対面、2日目オンライン/36名) ・女性を部下に持つ男性管理職向けセミナーの実施(1回/22名) 	<p>(自己評価(効果・課題)) 参加者アンケートの結果・意見は良好であるため、申込者数の増加につなげることができるよう周知広報に取り組む。</p> <p>(今後の取組の方向性) アンケート結果も良好であるため、引き続き参加者アンケートの意見を活かした事業を展開する。</p>
9	再掲	3	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	社会参画状況調査	当センターで実施した、社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」(平成26年度まで「江の島塾」)の受講者を対象に、事業の効果及び受講者の社会参画状況を把握し、今後の事業企画に役立てる。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会参画状況調査の実施 基準日毎年12月1日 調査人数149名、有効回収数55名 	<p>(自己評価(効果・課題)) ・かなテラス カレッジの事業効果及び受講者の社会参画状況を把握し、結果を踏まえた事業展開を行うことができた。 ・回答者のうち、現在、何らかの社会参画活動に参加した人の率は、平成30年度62.9%、令和5年度63.6%と、コロナ前の水準を上回った。</p> <p>(今後の取組の方向性) かなテラスカレッジの今後の事業企画に役立てるため、引き続き実施する。</p>
10	再掲	11	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ女性の活躍応援団支援事業	女性が活躍する取組に積極的に、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、応援団員自らが参加する全体会議の開催や、啓発講座への講師派遣、企業等のトップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。 なお、近年のジェンダー意識の変化やダイバーシティ経営推進などを踏まえ、「かながわ女性の活躍応援団」の取組を、より機動的・実践的にするため、女性活躍に加えて、ジェンダー平等社会の実現に向けた取組を核として、ダイバーシティ&インクルージョン及びすべての人が働きやすくなるよう推進していく組織として、令和6年3月22日に「D&Iかながわメンバーズ」へ発展的に改組し、異業種間での「取組の共有」や「実践的な議論の場」の提供、若い世代への取組を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発講座等の実施(2回/604名) ・D&Iかながわメンバーズ会議の開催(1回/27企業・団体(オンライン視聴による参加企業・団体を除く。)) ・D&Iかながわメンバーズの登録の推進(55企業・団体(令和6年3月31日時点)) 	<p>(自己評価(効果・課題)) ・「かながわ女性の活躍応援団」から「D&Iかながわメンバーズ」へ発展的に改組・発足することに伴い、新たに登録メンバーの募集を行い、55企業・団体の会員を集めることができた。 ・会議の開催により、女性活躍に加えて、ジェンダー平等をはじめとするD&Iの取組について理解を深めるとともに、メンバー間での情報共有ができた。</p> <p>(今後の取組の方向性) ・引き続き、登録メンバーの募集を行うとともに、女性活躍、ダイバーシティ&インクルージョン推進に向けて、異業種間での「取組の共有」や「実践的な議論の場」の提供、若い世代への取組を実施する。</p>

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
施策の基本方向2 あらゆる分野における男女共同参画								
①女性の活躍の推進								
11	10 57 166 211		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ女性の活躍応援団支援事業	女性が活躍する取組に積極的に、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、応援団員自らが参加する全体会議の開催や、啓発講座への講師派遣、企業等のトップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。 なお、近年のジェンダー意識の変化やダイバーシティ経営推進などを踏まえ、「かながわ女性の活躍応援団」の取組を、より機動的・実践的にするため、女性活躍に加えて、ジェンダー平等社会の実現に向けた取組を核として、ダイバーシティ&インクルージョン及びすべての人が働きやすくなるよう推進していく組織として、令和6年3月22日に「D&Iかながわメンバーズ」へ発展的に改組し、異業種間での「取組の共有」や「実践的な議論の場」の提供、若い世代への取組を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> 啓発講座等の実施(2回/604名) D&Iかながわメンバーズ会議の開催(1回/27企業・団体(オンライン視聴による参加企業・団体を除く。)) D&Iかながわメンバーズの登録の推進(55企業・団体(令和6年3月31日時点)) 	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <ul style="list-style-type: none"> 「かながわ女性の活躍応援団」から「D&Iかながわメンバーズ」へ発展的に改組・発足することに伴い、新たに登録メンバーの募集を行い、55企業・団体の会員を集めることができた。 会議の開催により、女性活躍に加えて、ジェンダー平等をはじめとするD&Iの取組について理解を深めるとともに、メンバー間での情報共有ができた。 <p>(今後の取組の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、登録メンバーの募集を行うとともに、女性活躍、ダイバーシティ&インクルージョン推進に向けて、異業種間での「取組の共有」や「実践的な議論の場」の提供、若い世代への取組を実施する。
12			産業労働局	雇用労政課	神奈川なでしこブランド事業	神奈川県内に拠点を持つ事業所や団体から、女性が開発に貢献した商品(モノ・サービス)を募集し、この中から優れたものを「神奈川なでしこブランド」として認定・広報することで、女性の登用の具体的な効果をわかりやすく周知し、企業における女性の活躍等を推進する。併せて、女性から、商品に関するアイデアを募集し、この中から優れたものを「なでしこの芽」として認定する事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 「神奈川なでしこブランド」認定件数:17件 「なでしこの芽」認定件数:0件 	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>SNS等を活用した広報を実施することで、「神奈川なでしこブランド」応募件数、認定件数共に増加した。</p> <p>引き続き神奈川なでしこブランドの認知度向上を図り、企業にとって認証されるメリットを作る必要がある。</p> <p>(今後の取組の方向性)</p> <p>神奈川なでしこブランドへの応募を増やし、県内企業における女性の登用・活躍を促進する。</p>
13	42		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	女性のための初期キャリア形成支援セミナー	総就業年数3～5年程度の女性を対象に、自らが望む形での就業継続やキャリアアップに繋げるためのセミナーを実施することで、自身のキャリアプランを考える機会を提供し、初期キャリアの形成を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 女性のための初期キャリア形成支援セミナーの実施(セミナー1回/14名、キャリアカウンセリング1回/14名) 	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <ul style="list-style-type: none"> 初期キャリア期の女性に対し、自身のキャリアについて考える機会を設け、キャリアアップに繋げるための支援を行った。 参加者アンケートの結果・意見は良好であるため、申込者数の増加につなげることができるよう周知広報に取り組む。 <p>(今後の取組の方向性)</p> <p>アンケート結果も良好であるため、引き続き参加者アンケートの意見を活かした事業を展開する。</p>
14	69		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	女性活躍推進法による認定取得業者への加算	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定、プラチナえるぼし認定)に関する基準に適合する一般事業主に対して、県の競争入札参加資格者認定において加算評価を行う。	女性活躍推進法第24条における女性活躍に積極的に取り組む企業に対するインセンティブ付与のため、神奈川県競争入札参加資格の認定(「建設工事業」及び「一般委託・物品」)において、「女性活躍推進法による認定(えるぼし認定、プラチナえるぼし認定)」を取得した業者に対して、加算評価を行った。	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>女性活躍に積極的に取り組む企業に対し、インセンティブを付与した。</p> <p>(今後の取組の方向性)</p> <p>引き続き、インセンティブ付与のため、加算評価を行っていく。</p>
15			教育局	県立図書館	生涯学習情報の提供	県をはじめ、市町村や生涯学習関係機関・団体の協働による、県立図書館を拠点としたネットワークにより生涯学習情報を提供し、県民の生涯を通じた主体的な学習活動を支援する。	県内の生涯学習関係機関において開催される生涯学習講座や催し物等といった情報を、生涯学習情報システム「PLANETかながわ」を通じて提供した。 令和5年8月25日からは、「PLANETかながわ」に代わり、新たに開設した生涯学習情報サイト「学びstyleかながわ」の運用を通じ、県内の生涯学習の推進を図った。	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>(今後の取組の方向性)</p> <p>県内市町村の生涯学習主管課や県立社会教育施設と連携するとともに、著名人や県民へのインタビュー記事の掲載など、多様なコンテンツを通して、生涯学習の推進を図る。</p>

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
16	再掲	207	政策局	NPO協働推進課	NPO活動への支援や情報提供	NPO活動を支援するために、相談や情報提供、説明会等を実施する。	NPO法人の設立・運営等に関する相談、情報提供、説明会等の開催（法人設立事務説明会5回開催・36名出席、県指定・認定NPO法人制度説明会4回開催・28名出席）	（自己評価（効果・課題）） （今後の取組の方向性）
②女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援								
17			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	女子学生等の理工系分野選択に向けた情報提供	女性の進出が少ない理工系の分野において、本人の適性と意欲を生かした広い可能性の中で進路選択ができるよう、ホームページ等での情報提供を行う。	・かながわ男女共同参画支援サイトに、国等の理工系女性に関するロールモデル情報等のリンクを貼ることによる情報提供を実施した。 ・ホームページ上で理工系キャリア支援講座の実施状況について情報提供した。	（自己評価（効果・課題）） 理工系女性に関するロールモデル情報等の情報提供や理工系キャリア支援講座の実施状況の公開を行った。 （今後の取組の方向性） 引き続き女子学生等の理工系分野選択に向けた情報提供を行う。
18			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	理工系キャリア支援講座	女子中学生、高校生の理工系志望（理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労）を促進・支援するとともに、性別に関わらず自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供するために、企業等及びNPO法人日本女性技術者科学者ネットワークから女性研究者・技術者を講師として学校に派遣する出前講座を実施し、特に理工系のキャリア形成に関する意識啓発や将来の技術者等の育成につなげる。	・進路説明会等を活用した出前講座の実施（1回/592名）	（自己評価（効果・課題）） 参加者アンケートの結果は、理工系に対する印象が良くなった55.5%（女性61.1%）、興味を持った31.2%（女性26.5%）など、効果は認められる一方で、学年や全校単位の学校行事としては、「理工系キャリア支援講座」のような特定分野のみにフォーカスしたコンテンツが近年は採用されにくい傾向がある。 （今後の取組の方向性） 「理工系」を前面に押し出した講座名をリニューアルし、性別に関わらず自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供するとともに、女子生徒の理工系志望を促進・支援する事業として引き続き実施する。
19	43		産労局	産業人材課	IT人材の育成強化	将来の産業人材のために求められる専門人材やデジタル技術を活用できる人材等の戦略的な育成を図る。	職業訓練の実施 受講者数 ・専門課程訓練：1コース 61人 ・普通課程訓練：2コース 64人 ・在職者訓練：12コース 171人 ・在職者専門高度訓練：17コース 253人	（自己評価（効果・課題）） IT専門人材やデジタル技術を活用できる人材等の戦略的な育成を行った。 （今後の取組の方向性） ・専門課程訓練：1コース 80人 ・普通課程訓練：2コース 90人 ・在職者訓練：7コース 75人 ・在職者専門高度訓練：17コース 242人
20			環境農政局	環境課	環境分野における男女共同参画の推進	環境・エネルギー等に関して、県内の企業、NPO法人などの方を講師として小学校、中学校等に派遣し、体験型授業を行うなど、多様な主体と協働・連携して将来の環境の保全・創造を担う人材を育成する。	・実施校 96校 ・受講人数 7701人	（自己評価（効果・課題）） 性別に関わらず環境の保全・創造を担う人材の育成が図られている。 （今後の取組の方向性） 今後も現在の形で継続して取り組んでいく。
21	再掲	176	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	大学等におけるライフキャリア教育の支援	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じたキャリア（生涯にわたる生き方）を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援する。	・大学生向けに啓発冊子を印刷、配布 ・高校生向けに啓発冊子をデータにて配布 ・大学へのライフキャリア教育外部講師派遣（派遣回数：2大学2回） ・高校におけるライフキャリア出前講座の実施（実施回数：2高校2回） ・中学におけるライフキャリア出前講座の実施（実施回数：5中学校7回）	（自己評価（効果・課題）） 中学校の出前講座は令和4年度が始めてで（4中学校4回）で令和5年度は回数は増加できた。コロナ前は高校は2～3回、大学は7回程度行っていたため、減少している。 （今後の取組の方向性（事業計画）） 引き続き、実施回数を増加できるよう、関係各課と連携し周知を促す。
22	再掲	172	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	男女共同参画教育の推進	子どもの頃から男女共同参画意識を育むため、男女共同参画教育参考資料を作成し、政令市内を除く県内の全小学校（5年生を対象）に配布した（（29,700部作成、395校に配布））。	男女共同参画教育参考資料「こんな子いるよね」を、横浜・川崎・相模原市を除く県内の全小学校（5年生を対象）に配布した（（29,700部作成、395校に配布））。	（自己評価（効果・課題）） 児童にとって、男女共同参画について考えられる内容になっているか、不明の状態。 （今後の取組の方向性（事業計画）） アンケート回答対象校による、アンケートの回答率が著しく低い（23校/359校）、回答を促すよう関係課と連携し、アンケートの内容を充実させ、冊子内容の改訂の検討を行う。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
23	再掲	4	総務局	人事課	県女性職員の職域拡大と管理職への登用推進	令和3年4月に改定した「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」では、管理職に占める女性の割合の目標値を令和7年度を目途に25%にするとしている。「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」を踏まえ、能力等に応じた登用、中間層の育成(女性の人材プールの形成)に取り組む。また、女性幹部職員等のロールモデルの紹介、「次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主(神奈川県)行動計画策定・推進委員会議」の開催などにより、職域拡大や管理職の登用に向けた意識の醸成を図る。	次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主(神奈川県)行動計画策定・推進委員会議の開催	(自己評価(効果・課題)) 目標の達成に向け、引き続き成績主義の原則を踏まえた上で、日頃の業務の中で発揮してきた能力や実績、幹部職員としての適性や意欲等を適切に評価し、幹部職員への女性職員の登用拡大に努めてきた。 (今後の取組の方向性) 女性職員のキャリア開発の視点に立った人事異動等を行い、中堅職員の育成を図るなど、将来の幹部職員の候補となる女性職員の人材プールの形成に引き続き取り組む。
24	再掲	158	くらし安全防災局	消防保安課	女性消防団員の加入促進	消防団加入促進リーフレットの作成及び消防団員へのサービスを提供する店舗・施設の登録等により消防活動のアピールや消防団員の加入促進を実施する。	・かながわ消防フェア2023の開催:体験イベントの開催 ・消防団員加入促進リーフレットの配布 ・かながわ消防団応援の店登録制度の推進	(自己評価(効果・課題)) 女性消防団員の加入促進に向けた取組について効果が図られた。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 全国的に消防団員が不足していることから、男女ともに消防団員の募集及び加入促進が必要であるため、市町村との連携し対応する。
25	再掲	159	くらし安全防災局	消防学校	消防分野に関わる女性人材の養成	女性消防職団員対象の特別教育を実施する。	女性消防職団員の活躍推進のための特別教育の実施 ・消防職員特別教育 女性活躍推進研修(2024年3月1日(金)48名) ・消防団員特別教育 女性消防団員等活性化研修(2024年2月4日(日)43名)	(自己評価(効果・課題)) 【消防職員特別教育】 グループ討議で、女性消防職員に関する職場の課題を共有し、解決につなげることができた。 【消防団員特別教育】 女性消防団員の災害対応力や災害知識の向上に貢献した。 (今後の取組の方向性) 【消防職員特別教育】 女性消防職員の多くが、本研修を修了したことから、2021年度より男性職員も受講対象に含めて実施。 【消防団員特別教育】 女性消防団員に対し、実技訓練を中心に実施。
26	再掲	160	政策局	かながわ県民活動サポートセンター	災害救援ボランティア支援人材の養成	災害救援ボランティアの活動をコーディネートする人材を育成する取組を進める。	かながわコミュニティカレッジで「災害ボランティアコーディネーター基礎講座」の開催 受講者数21名(全2回)	(自己評価(効果・課題)) 災害救援ボランティアコーディネーターを育成する講座を実施した。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 受講後の活動に結び付けるためのフォローアップを充実化する必要がある。

③農業や商工業分野における女性の参画支援

27			環境農政局	①農政課 ②農地課	地域農業に関する方針等への女性の参画促進	農業委員及び農業協同組合の役員等への女性の登用を促進する。	①農業協同組合への女性登用促進について関係機関へ周知 <実績>総合農協の役員432名のうち女性61名 ②農業委員への女性登用促進について(公社)神奈川県農業会議を通じ市町村に働き掛けた。 <実績>農業委員388名のうち女性48名	(自己評価(効果・課題)) ①第5次男女共同参画基本計画の数値目標として、令和7年度までに女性役員が占める割合を15%としており、昨年度の13.6%から14.1%に増加した。 ②令和5年度は、令和4年度(農業委員391名のうち女性42名)の登用数を上回った。 (今後の取組の方向性) ①県が役員選任に干渉することはできないが、数値目標達成に向けた取組状況をヒアリング等で確認し、更なる女性登用に向けて促していく。 ②農業委員会は、各市町村が設置する独立行政委員会であるため、県が人事の内容に干渉することはできないことから、農業委員会に対する支援を業務とする(公社)神奈川県農業会議を通じ女性農業委員の登用促進を図っていく。
----	--	--	-------	--------------	----------------------	-------------------------------	---	--

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
28			環境農政局	農業振興課	女性の農業進出促進支援	女性の力を発揮して農業経営を改善・発展させるため、女性農業者の経営発展に資する研修や女性の新規就農を促進する体験セミナー等を実施するとともに、女性農業者の活動に対する認知度の向上を図るためのHP運営を行う。また、女性のアイデアを活かした新商品開発等に必要経費に対して補助する。	<ul style="list-style-type: none"> 女性農業者の経営発展支援研修会の実施（受講生17名） 経営発展に必要な経費を補助するステップアップ支援事業の実施（9件） 女性農業者支援のためのHP運営 就農に興味がある女性に対して農業を体験できるセミナーの実施（参加者11名） 就農に興味がある女性に対して農家を巡る視察バスツアーの実施（参加者11名） 	<p>（自己評価(効果・課題)）</p> <p>体験セミナーの実施やコロナウイルスの感染状況により中止していたバスツアーを再開し、女性の就農促進・経営参画を図るとともに、女性農業者の経営発展支援研修会では開催場所を工夫して行い、女性農業者の人材育成・確保することができた。</p> <p>また、県内で活躍している女性農業者の紹介、女性農業者向け研修などのイベント情報や農業者団体の活動内容についてHPで情報発信を行い、イメージアップを図ることができた。</p> <p>（今後の取組の方向性）</p> <p>引き続き、セミナーやツアーの実施による女性の新規就農の促進や、研修の開催やホームページの更新により女性農業者の経営参画・人材育成及びイメージアップを図る。</p>
29			産業労働局	中小企業支援課	商工業に携わる女性の活動への支援	商工業に携わる女性の資質の向上や、地域の振興発展を図るために、県商工会女性部連合会及び県商工会議所女性会連合会が行う各種研修会などの広域的な取組に対して助成することにより、商工業に携わる女性の自主的な事業活動を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 県商工会女性部連合会及び県商工会議所女性会連合会の活動に対する助成 研修会・講習会等の開催 県商工会女性部連合会による主張発表大会 県商工会議所女性会連合会による会員大会 	<p>（自己評価(効果・課題)）</p> <p>商工会女性部連合会及び商工会議所女性会連合会が実施する研修会や講習会等の事業に対し補助を行ったことで、商工業に携わる女性の資質向上、地域の振興発展を支援した。</p> <p>（今後の取組の方向性）</p> <p>引き続き各連合会への補助を行い、商工業に携わる女性の事業活動を支援する。</p>

施策の基本方向3 家庭・地域活動への男性の参画

①男性の家庭・地域活動への参画促進

30	70		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男性の家事・育児の促進	男性従業員を主な対象として、企業や団体の職場研修へ講師を派遣し、ジェンダーバイアス(性別役割分担意識)の解消、男性の家事・育児参画に向けた職場の理解促進・意識改革を図る事業を実施する。	ジェンダーバイアス(性別役割分担意識)の解消、男性の家事・育児参画に向けた県内事業所における職場研修の実施(4回/324名)	<p>（自己評価(効果・課題)）</p> <p>職場におけるジェンダー平等、男性の家事・育児参画に取り組む企業・団体の職場研修の実施を支援することができた。</p> <p>（今後の取組の方向性）</p> <p>県内事業所におけるジェンダーバイアス(性別役割分担意識)の解消、男性の家事・育児参画に向けた職場の理解促進・意識改革を図るため、引き続き事業を実施する。</p>
31	71		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	企業等の経営層に向けた意識改革・行動変革セミナー	企業等の経営層向けに、ダイバーシティや女性活躍の意義や重要性を伝えるとともに、社員の効率的な働き方を促進する業務改善方法などのセミナーを実施し、男性の家庭参画のための重要ポイントとなる「職場における意識改革・行動変革」を促進する。	経営層向けダイバーシティ推進セミナーの実施(セミナー1回/15名、個別相談1回/1社)	<p>（自己評価(効果・課題)）</p> <p>参加者アンケートの結果・意見は良好であるため、申込者数の増加につなげることができるよう周知広報に取り組む。</p> <p>（今後の取組の方向性）</p> <p>アンケート結果も良好であるため、引き続き参加者アンケートの意見を活かした事業を展開する。</p>
32	72		福祉子どもみらい局	次世代育成課	男性の育児参画の推進	父親の子育てに関する普及啓発や情報提供等の支援など、男性の育児参画を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> かながわパパ応援ウェブサイト「パパミカタ」(かながわ版父子手帳)内で、家族でいくお出かけ情報等の情報発信を行った(情報提供数 6回) 県内の父親を集めて、オンラインイベントを1回実施した。 	<p>（自己評価(効果・課題)）</p> <p>R5実施のイベントでは、長期的育児休暇を取得する意義及び取得時の過ごし方について気軽に知ることができ、育児休暇促進に貢献した。課題は、参加人数が少ない点である。</p> <p>（今後の取組の方向性）</p> <p>イベントの参加人数増やすための取組を行う。</p>

重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

施策の基本方向1 職業生活における活躍支援

①女性の就業支援

33			産業労働局	雇用労政課	女性就業支援事業	就職・再就職など、就業を希望する女性に対し、一人ひとりのニーズに合わせた相談、カウンセリング等の就業支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> キャリアカウンセリング 相談件数:865件 女性労働相談 相談件数:70件 女性弁護士相談 相談件数:42件 キャリア・ワークショップ 実施回数2回、参加者49人 女性のためのwebセミナー 実施回数3回、参加者延べ58人 就職面接用スーツの貸出事業 貸出件数:8件 	<p>（自己評価(効果・課題)）</p> <p>令和4年度と比較してキャリアカウンセリング利用者が増加し、利用満足度も高い状態を維持できている。引き続き相談者に寄り添った相談体制、支援の充実を図る必要がある。</p> <p>（今後の取組の方向性）</p> <p>雇用情勢や利用者のニーズを把握しながら、引き続き、女性の就業を支援する。</p>
34	66		産業労働局	雇用労政課	仕事と生活の両立の推進	仕事と育児の両立に悩む女性の負担を軽減し、女性の就業継続を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ワーキングマザー両立応援カウンセリング 実施回数 171回、参加者数 89人 両立応援セミナー 実施回数2回、参加者数44人 	<p>（自己評価(効果・課題)）</p> <p>令和2年7月からウェブ相談を開始したほか、コロナ禍の影響を受けた女性に対する支援として、令和4年度から窓口の増設や地域出張相談を開始したこと等により、相談件数が増加傾向にある。</p> <p>（今後の取組の方向性）</p> <p>令和5年度から平塚での地域出張相談を開始する等、引き続き女性の就業を支援していく。</p>

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
35			産業労働局	雇用労政課	若者の就職支援	正社員を希望しながらやむを得ず非正規雇用となっている若者や、現在無職の若者等を対象に、就業を支援する。	<p>かながわ若者就職支援センターにおける39歳以下の方を対象とした相談等の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアカウンセリング（延べ利用者数6,820人） ・就職活動支援セミナー（6回実施、受講者延べ59人） ・保護者向けセミナー（2回実施、受講者延べ21人） ・多目的ルームを活用したグループワーク（288回実施、参加者延べ696人） ・職場体験（参加者数20人） ・就職情報・職業訓練情報の提供 ・職業適性診断 など 	<p>（自己評価（効果・課題））</p> <p>令和4年度と比較してキャリアカウンセリング利用者が増加し、利用満足度も高い状態を維持できている。一方、企業と求職者のミスマッチ等により、就職に至っていない求職者は依然として存在するため、引き続き求職者に寄り添った相談体制、支援の充実を図る必要がある。</p> <p>（今後の取組の方向性）</p> <p>雇用情勢や利用者のニーズを把握しながら、引き続き、若者の就業を支援する。</p>
36			福祉子どもみらい局	青少年課	かながわ若者サポートステーション事業	地域若者サポートステーションを設置・運営することにより、ニート等の若者の職業的自立に向け各人の置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行う。	<p>【県西・県央実績】</p> <p>相談件数：3,933件 新規登録者：285人 進路決定者：254人 就職者数：168人 講座実施回数：517回</p>	<p>（自己評価（効果・課題））</p> <p>相談や講座を通して若年無業者等を支援し、計168人（就職率58.9%）が就職することができた。</p> <p>（今後の取組の方向性）</p> <p>若者の職業的自立に向け、相談支援や講座実施等を継続して行う。</p>
37			産業労働局	中小企業支援課	創業支援	公益財団法人神奈川産業振興センター（KIP）を通じて、創業に関するセミナーを開催し、女性を含む創業希望者を支援する。	<p>公益財団法人神奈川産業振興センターの活動に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業に関心のある方（女性を含む）を対象とした、セミナー等の開催（年12回、参加者406人） 	<p>（自己評価（効果・課題））</p> <p>感心のある層に創業ノウハウや事例を伝えることで、県内での創業者の発掘・育成につながった。</p> <p>（今後の取組の方向性）</p> <p>引き続き県内での創業者の発掘・育成を行う。</p>
38			産業労働局	産業振興課	起業支援	県内3箇所での起業支援拠点において、起業関心層等に対して、起業に向けた相談や先輩起業家との交流の機会を提供するほか、有望な起業準備者に対して伴走型集中支援を行う。	<p>有望起業準備者の集中支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 兼倉：10名支援 県央：8名 県西：8名 <p>事業化着手件数</p> <ul style="list-style-type: none"> 兼倉：8名事業化着手 県央：6名 県西：5名 	<p>（自己評価（効果・課題））</p> <p>県内各地域の拠点において支援を実施したことにより、19件の事業化着手に結び付く等、ベンチャー企業の創出促進につながった。</p> <p>（今後の取組の方向性）</p> <p>引き続き、各地域において、ベンチャー企業の創出促進を図っていく。</p>
39			産業労働局	産業人材課	多様な能力開発の実施	各県立総合職業技術校及び産業技術短期大学校において、新たに職業に就く者等を対象とした、普通課程の普通職業訓練、専門課程の高度職業訓練、離転職者又は転職者を対象とした短期課程の普通職業訓練、専門短期課程の高度職業訓練を実施する。また、育児中の方など、ライフスタイルに合わせた多様な求職ニーズに応えるため、民間教育訓練機関等の専門性を生かした訓練を実施する。	<p>職業訓練の実施</p> <p>入校者数（R5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門課程訓練：5コース 137人 ・普通課程訓練：14コース 220人 ・短期課程訓練：17コース 520人 ・在職者訓練：386コース 3,073人 ・在職者専門高度訓練：102コース 964人 ・委託訓練：108コース 1,119人 	<p>（自己評価（効果・課題））</p> <p>各県立総合職業技術校及び産業技術短期大学校において、新たに職業に就く者等を対象とした、普通課程の普通職業訓練、専門課程の高度職業訓練、離転職者又は転職者を対象とした短期課程の普通職業訓練、専門短期課程の高度職業訓練を実施した。また、育児中の方など、ライフスタイルに合わせた多様な求職ニーズに応えるため、民間教育訓練機関等の専門性を生かした訓練を実施した。</p> <p>（今後の取組の方向性）</p> <p>募集定員（R6）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門課程訓練：5コース 200人 ・普通課程訓練：14コース 310人 ・短期課程訓練：17コース 710人 ・在職者訓練：404コース 4,285人 ・在職者専門高度訓練：104コース 1,500人
40	154		産業労働局	産業人材課	職業人生の長期化・多様化を見据えたキャリア形成支援	職業人生の長期化、多様化を見据えた労働者の主体的なキャリア形成を支援するため、キャリアコンサルティングを推進するとともにジョブ・カードを活用する。あわせて、在職者訓練等を活用して、労働者の職業能力開発のために行う学び直しを支援する。	<p>ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング実施結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ時間 2,032時間 ・延べ人数 7,597人 ・ジョブ・カード 687件 <p>職業訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 受講者数 ・在職者訓練：386コース 3,073人 ・在職者専門高度訓練：102コース 964人 	<p>（自己評価（効果・課題））</p> <p>職業人生の長期化、多様化を見据えた労働者の主体的なキャリア形成を支援するため、キャリアコンサルティングを推進するとともにジョブ・カードを活用した。あわせて、在職者訓練等を活用して、労働者の職業能力開発のために行う学び直しを支援した。</p> <p>（今後の取組の方向性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在職者訓練：404コース 4,285人 ・在職者専門高度訓練：104コース 1,500人

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
41	107 156		産業労働局	雇用労政課	中高年齢者の就業支援	求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施する。	シニア・ジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施 ・キャリアカウンセリング（総合相談）（延べ利用者数6,606人） ・専門相談（創業、年金税金など）（相談件数：94件） ・再就職支援セミナー（45回実施、受講者延べ1,344人） ・適性診断 ・地域出張相談 など シルバー人材センターの育成指導	（自己評価（効果・課題）） 令和4年度と比較してキャリアカウンセリング利用者は若干減少しているが、利用満足度は高い状態を維持できている。一方、企業と求職者のミスマッチ等により、就職に至っていない求職者は依然として存在するため、引き続き求職者に寄り添った相談体制、支援の充実を図る必要がある。 （今後の取組の方向性） 雇用情勢や利用者のニーズを把握しながら、引き続き、中高年齢者の就業を支援する。
42	再掲	13	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	女性のための初期キャリア形成支援セミナー	総就業年数3～5年程度の女性を対象に、自らが望む形での就業継続やキャリアアップに繋げるためのセミナーを実施することで、自身のキャリアプランを考える機会を提供し、初期キャリアの形成を支援する。	・女性のための初期キャリア形成支援セミナーの実施（セミナー1回/14名、キャリアカウンセリング1回/14名）	（自己評価（効果・課題）） ・初期キャリア期の女性に対し、自身のキャリアについて考える機会を設け、キャリアアップに繋げるための支援を行った。 ・参加者アンケートの結果・意見は良好であるため、申込者数の増加につなげることができるよう周知広報に取り組む。 （今後の取組の方向性） アンケート結果も良好であるため、引き続き参加者アンケートの意見を活かした事業を展開する。
43	再掲	19	産労局	産業人材課	IT人材の育成強化	将来の産業人材のために求められる専門人材やデジタル技術を活用できる人材等の戦略的な育成を図る。	職業訓練の実施 受講者数 ・専門課程訓練：1コース 61人 ・普通課程訓練：2コース 64人 ・在職者訓練：12コース 171人 ・在職者専門高度訓練：17コース 253人	（自己評価（効果・課題）） IT専門人材やデジタル技術を活用できる人材等の戦略的な育成を行った。 （今後の取組の方向性） ・専門課程訓練：1コース 80人 ・普通課程訓練：2コース 90人 ・在職者訓練：7コース 75人 ・在職者専門高度訓練：17コース 242人
44	再掲	91	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭等への就業支援の充実	ひとり親等を対象とした就業相談、セミナーの開催、職業能力開発等の情報提供等のほか、職業能力開発講座を受講するひとり親等に対し、受講料の一部支給や受講中の生活費の助成等を実施する。	○ひとり親家庭等日常生活支援事業（市町村分） ○母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・就業支援講座等の実施（①パソコン教室41日間・延327名参加、②マネープランセミナー2日間・延9名参加） ・就業相談員の配置 ○母子家庭自立支援給付事業（町村分） ・高等職業訓練促進給付金 18名 ・自立支援教育訓練給付金 5名	（自己評価（効果・課題）） 就業・自立支援センター職員が福祉事務所の母子・父子自立支援員と密接に連携しながら、ひとり親が抱える様々な課題に対して、適切に支援することができた。 （今後の取組の方向性） 引き続き福祉事務所などの関係機関と協力しながら、ひとり親家庭等への就業支援の充実を図っていく。
45	再掲	108	福祉子どもみらい局	障害福祉課	障がい者の就労移行支援・就労継続支援	生産活動、職場体験等を通じ、一般就労に向けた知識・能力の向上のための訓練等を行う就労移行支援事業と、福祉的就労として生産活動の機会を提供やその他就労に必要な知識・能力向上のための訓練等を行う就労継続支援事業の利用を支援する。 ・就労移行支援に対する負担 ・就労継続支援に対する負担	就労移行支援及び就労継続支援の利用に係る費用を給付する市町村に対し、負担金を交付 ・就労移行支援 ・就労継続支援	（自己評価（効果・課題）） 市町村に負担金を交付したことにより、就労移行支援及び就労継続支援等に寄与した。 （今後の取組の方向性） 法定負担金として、今後も市町村に着実に交付していく。
46	再掲	109	福祉子どもみらい局	障害福祉課	障害者就業・生活支援センター事業	職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図る。	障害者就業・生活支援センターの設置運営を、継続して実施（全障がい保健福祉圏域8か所に設置） ・支援対象者登録者数 6,685人 ・相談・支援件数 51,846件	（自己評価（効果・課題）） 増加する支援対象登録者のニーズに応える支援の実施 （今後の取組の方向性） 相談支援体制の強化

通し番号	再掲	再掲通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
47	再掲	110	産業労働局	①雇用労働政策課 ②産業人材課	障がい者の雇用促進施策	障がい者の職域拡大を図り、就労を促進するための支援を行う。 ・普及啓発、広報 ・職場定着の促進 ・職業能力の開発	①障がい者の雇用と職場定着の促進 ・中小企業への個別訪問や企業のニーズに合わせた出前講座（個別訪問：873社、出前講座：41回） ・障害者雇用促進に向けたフォーラム（回数：1回、参加人数：399人） ・企業交流会（回数：5回、参加者数150人） ・精神障がい者雇用・職場定着支援セミナー（回数：2回、参加者数177人） ・精神障害者職場指導員設置補助金（交付事業者：13事業者） ・障がい者就労支援力向上研修（回数：8回、参加者数396人）等 ②職業能力の開発 ・神奈川障害者職業能力開発校における職業訓練（12コース104人）及び民間教育訓練機関等への委託訓練（28コース96人）を実施	（自己評価（効果・課題）） ①障がい者雇用の進んでいない中小企業を個別訪問して、情報提供や出前講座等を実施したほか、フォーラムや企業交流会等の実施を通じて、他社の取組事例の紹介等を行うことで、障がい者雇用への理解の促進及び雇用の実現を支援した。 また、セミナーや補助金制度を通じて、精神障がい者の雇用と職場定着の促進が図られた。さらに、障がい者就労支援機関の支援力の向上に向け、実践的な研修等を実施したことで、就労支援機関への支援を実施することができた。 ②神奈川障害者職業能力開発校において、精神障がい者の求職者数増加を踏まえ、令和4年度からコースを見直して精神障がい者枠を増やして（令和5年度入校者の50%が精神障がい者）、職業訓練を実施し、就職支援に努めた。 （今後の取組の方向性） ①これまで、国（神奈川労働局・ハローワーク）と連携して、法定雇用率未達成企業への個別訪問等を行ってきたが、障がい者雇用をさらに進めるために、障がい者・企業・就労支援機関の3者をつなぐネットワークを構築し、マッチング機能を強化する。 また、雇用の裾野を拡大するため、短時間勤務や、仮想空間にあるオフィスでのテレワークなど、障がい者の働き方の選択肢を広げる。 ②神奈川障害者職業能力開発校・委託訓練とも、定員充足率が低いコースがあるため、更なる周知広報に努める。
48	再掲	119	産業労働局	雇用労働政策課	外国人労働相談の実施	かながわ労働センター及び同センター県央支所に専門相談員と通訳を配置し、労働相談を実施する。	かながわ労働センター（本所）においてスペイン語・中国語・ベトナム語、県央支所においてポルトガル語・スペイン語で、外国人労働相談を実施。相談件数：463件	（自己評価（効果・課題）） ・事業の性質上、実績値によって初年度との比較および全体を通しての結果及び原因等について記載することはできない。 （今後の取組の方向性） ・引き続き今後の需要の変化に応じて柔軟な相談体制の整備を検討しつつ、継続して実施していく。
49	再掲	123	福祉子どもみらい局	生活支援課	生活困窮者自立支援事業	全県を対象とした生活困窮者自立支援制度の周知や相談支援員の資質の向上等に取り組む。生活困窮者自立支援法に基づき、県は町村在住の生活上の困難に直面している者に対し、地域において自立した生活ができるよう自立相談支援を実施する。	・制度周知用のチラシを10,000部作成し、各市町村や関係機関に配布し、自立相談支援機関窓口の利用勧奨を促した。 ・リモートにより県内の生活困窮者自立支援制度に係る従事者向けの研修を7回、生活困窮者支援に携わる団体や行政機関を対象としたネットワーク会議・学習会を3回開催したほか、県内各市の主管課長会議及び担当者会議を実施し、制度に関する情報共有や支援員同士のネットワークづくりに取り組んだ。 ・生活困窮者からの相談に対して、本人が抱える課題を把握し、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施した。	（自己評価（効果・課題）） 令和5年度における研修や会議の開催回数は、概ね予定通り実施することができた。今後は、令和6年4月施行の「孤独・孤立対策推進法」に関する問題を抱える女性への支援に関する法律など、新たな制度についても周知していく必要がある。 （今後の取組の方向性） 研修やネットワーク会議については、新たな支援制度やニーズに対応するよう。内容等をさらに工夫していく。

④就業環境の整備

50			産業労働局	雇用労働政策課	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策	職場における差別やセクシュアル・ハラスメントを含む様々な労働問題の解決を図るため、かながわ労働センター及び同支所において、職員や弁護士などにより労働相談を実施する。	相談事業の実施について ・平成24年に開始したマザーズハローワーク横浜及び27年7月に開始したマザーズハローワーク相模原内における女性労働相談を含め、各種労働相談を実施 ・女性労働相談 相談件数：112件 ・労働相談における女性からの労働相談：5,310件 ・「職場のハラスメント相談強化月間」のセミナー 実施回数9回、参加者数411人 ・セクシュアル・ハラスメント相談 相談件数：144件	（自己評価（効果・課題）） ・事業の性質上、実績値によって効果や課題について記載することはできない。 （今後の取組の方向性） ・引き続き今後の需要の変化に応じて柔軟な相談体制の整備を検討しつつ、継続して実施していく
51			産業労働局	雇用労働政策課	マタハラ・パタハラ対策事業	マタニティハラスメント、パタニティハラスメントなどにより、働きづらくならないよう、職場環境整備の推進や、風土の醸成を図る。	・妊娠から復職までの労働関係法規を時系列で記載した企業向けパンフレットのHP掲載 ・働く女性の応援ハンドブックのHP掲載	（自己評価（効果・課題）） 企業向けパンフレットや働く女性のためのハンドブックをHPに掲載することで、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントのない職場づくりに向けた普及啓発を行った。 （今後の取組の方向性） 今後も継続して実施していく。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
52			①②総務局 ③④教育局	①人事課 ②職員厚生課 ③教育局総務室 ④厚生課	県職員のセクシュアル・ハラスメント防止対策	セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりのために、必要な対策を行う。	相談員による相談の実施 ④厚生課所属ページに相談案内を掲載し、相談員による相談を適切に実施している。	(自己評価(効果・課題)) ②計画期間を通じて相談員による相談を適切に実施しており、必要に応じて関係所属と連絡を取るなどの対応を行ったところ、本人からは後日感謝の意を伝えられるなど、相談による効果があると感じている。 ④(1)効果 セクハラで悩んでいる相談者を救済することで、働きやすい職場環境を実現する。 (2)課題 相談するには勇気がいるため、躊躇してしまう可能性がある。そのため、学校管理職を通して、安心して相談できる窓口であることを全教職員に周知していく必要がある。 (今後の取組の方向性) ①令和2年6月1日付けで改正したセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針に則り、取組を進めていく。 ②引き続き、セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりに寄与するため、相談事業を実施する。 ③引き続き、職場におけるセクシュアルハラスメントの防止に関する指針に則り取組を進める。 ④令和2年6月1日付けで改正したセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針に則り、引き続き、取組を進めていく。
53	219		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	企業の男女共同参画の取組の促進(条例届出)	男女共同参画推進条例に基づき、従業員300人以上の事業所からの男女共同参画推進状況の届出集計を行うことやその集計結果を事業所へフィードバックを行うことを通じて、企業の男女共同参画の取組を促進する。	県条例に基づく県内事業所の届出制度の実施(届出事業所487件)	(自己評価(効果・課題)) ・男女共同参画推進状況の届出の集計及び分析を行い、結果を公表することで、県内事業所の男女共同参画の取組状況を把握することができた。 ・対象事業所の把握が困難であり、届出事業所数が減少傾向にあるなど調査数確保にかかる対応を検討する必要がある。 (今後の取組の方向性) 引き続き県内事業所における男女共同参画推進状況の届出の集計・分析・結果公表を実施する。
54	再掲	165	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画研修用教材の提供	市町村や企業等において、男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画に向けた取組を進めることに資することを目的とした研修に使用できる教材を提供する。	男女共同参画についての研修用教材(powerpoint版)を用意し、それぞれ希望に応じて提供。 ・「男女共同参画(一般向け)」5件 ・「職場における男女共同参画」7件 ・「アンコンシャス・バイアス～男女共同参画の視点から～」7件 ・「パートナーへの暴力防止」1件	(自己評価(効果・課題)) ・費用や企画準備時間、参考資料がない等の理由から研修開催に窮する企業や自治体等からのニーズがあり、有効利用され、各組織での男女共同参画の取組の推進に寄与した。 ・最新データへの更新作業の負担軽減を検討する必要がある。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 引き続き希望に応じた研修用教材を提供する。
55			産業労働局	雇用労政課	パートタイム労働者等の雇用管理改善の促進	厳しい労働環境に置かれているパートタイマーをはじめとする非正規労働者の労働条件の確保と雇用管理の改善を図るため、パートタイム等労働法の普及啓発を行う。	労働講座において「パート・有期雇用管理の実務ポイント」等をテーマとして取り上げ実施	(自己評価(効果・課題)) パートタイム労働者をはじめとする非正規労働者の労働条件の改善に一定の成果があった。 (今後の取組の方向性) 今後、さらなる改善のため、継続して実施していく。
56			産業労働局	雇用労政課	高校生等へのワークルール等の普及啓発の実施	高校生等の若い世代を対象に、労働・雇用に関するきまり(ワークルール)や、働くことの意味や社会人としてのマナーなどに関する理解を促進するため、普及啓発を行う。	高校生向け労働資料「知っておこう!働くときのルール」の作成、配布(作成部数:72,000部)	(自己評価(効果・課題)) ・過酷な労働環境による若者の使い捨てが社会問題となっていたが、事業を継続してきたことで高校生等へのワークルール等の理解を促進させた。 (今後の取組の方向性) ・今後も継続して事業を実施していく。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
57	再掲	11	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ女性の活躍応援団支援事業	女性が活躍する取組に積極的に、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、応援団員自らが参加する全体会議の開催や、啓発講座への講師派遣、企業等のトップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。 なお、近年のジェンダー意識の変化やダイバーシティ経営推進などを踏まえ、「かながわ女性の活躍応援団」の取組を、より機動的・実践的にするため、女性活躍に加えて、ジェンダー平等社会の実現に向けた取組を核として、ダイバーシティ&インクルージョン及びすべての人が働きやすくなるよう推進していく組織として、令和6年3月22日に「D&Iかながわメンバーズ」へ発展的に改組し、異業種間での「取組の共有」や「実践的な議論の場」の提供、若い世代への取組を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> 啓発講座等の実施(2回/604名) D&Iかながわメンバーズ会議の開催(1回/27企業・団体(オンライン視聴による参加企業・団体を除く。)) D&Iかながわメンバーズの登録の推進(55企業・団体(令和6年3月31日時点)) 	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <ul style="list-style-type: none"> 「かながわ女性の活躍応援団」から「D&Iかながわメンバーズ」へ発展的に改組・発足することに伴い、新たに登録メンバーの募集を行い、55企業・団体の会員を集めることができた。 会議の開催により、女性活躍に加えて、ジェンダー平等をはじめとするD&Iの取組について理解を深めるとともに、メンバー間での情報共有ができた。 <p>(今後の取組の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、登録メンバーの募集を行うとともに、女性活躍、ダイバーシティ&インクルージョン推進に向けて、異業種間での「取組の共有」や「実践的な議論の場」の提供、若い世代への取組を実施する。

施策の基本方向2 働き方改革と多様なワークスタイルの推進

①長時間労働の是正と多様な働き方の促進

58	67		産業労働局	雇用労政課	かながわ働き方改革(ワーク・ライフ・バランス)の普及・啓発	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)により、企業や家庭、地域を元気にし、時間、エネルギー、人を大切に作る働き方をめざして、企業や県民のワーク・ライフ・バランスの普及啓発に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> 政労使一体の働き方改革フォーラム参加者数80人 	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>(今後の取組の方向性)</p>
59	68		産業労働局	雇用労政課	働き方改革促進事業	柔軟で多様な働き方の選択肢を広げ、ワーク・ライフ・バランスを促進に取り組む中小企業等を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> テレワークセミナー(オンデマンド配信)実施回数2回、数参加者76名 テレワーク導入支援に関するアドバイザー派遣派遣実績:30社 	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の性質上、実績値によって初年度との比較および全体を通しての結果及び原因等について記載することはできない。 <p>(今後の取組の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き今後の需要の変化に応じて柔軟な相談体制の整備を検討しつつ、継続して実施していく。
60	73		①総務局 ②企業局 ③教育局	①人事課 ②企業局総務室 ③教育局総務室	総労働時間の短縮と育児休業・介護休業制度等の定着	男女が共に家事、育児等を担い、家庭生活や地域生活の充実を図れるようにするため、県における労働時間の短縮を促進するとともに、育児休業・介護休業・子の看護休暇制度の定着の促進を図る。	<p>①②③:「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に則した知事部局、企業庁及び教育委員会の取組の実施</p> <p>①:「働き方改革推進本部」において、長時間労働の是正等に向けた取組を実施</p> <p>②:「企業庁働き方改革取組方針」に基づき、全職員が年間5日以上の年次休暇を取得し、年次休暇の年平均取得日数は、令和4年度と同様15日以上を達成した。</p>	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>①令和3年に改定した「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に基づき、男性の育児取得計画書の作成や、グループリーダー等への休暇制度に関する研修の実施等の取組を行った。</p> <p>②「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に基づき、男性の育児等取得支援計画書の作成や育休に係る業務執行体制の見直しにより、結果として男性の育児休業取得率は向上している。また、「企業庁働き方改革取組方針」に基づき、全職員が年間5日以上の年次休暇を取得し、かつ、「家庭の日」や「ワーク・ライフ・バランスデー」の設定を促すことで、年次休暇の年平均取得日数は平成30年度以降概ね平均15日程度を継続して達成した。</p> <p>③男性職員の育児休業取得は増加傾向にあるものの、「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)において、地方公務員に係る男性の育児休業取得率の政府目標が引き上げられ、一層の取組促進が不可欠である。</p> <p>(今後の取組の方向性)</p> <p>①引き続き、さらなる制度利用促進を図る。</p> <p>②「企業庁働き方改革取組方針」に基づき、休暇等取得しやすい環境を今後も継続して整備する。</p> <p>③令和5年12月に「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」における「男性職員の育児休業取得率」の数値目標(令和7年度)を「50%」に引き上げた。引き続き、目標達成に向け、当該計画に基づく取組を積極的に進める。</p>

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
61	74		総務局	人事課	時間的制約のある職員への職場環境の整備	ワーク・ライフ・バランスを確保し、男性職員の子育てや介護等への参加促進なども進め、時間的制約のある職員が働きやすい環境の整備を図る。	・時間的制約のある職員が働きやすい職場環境の整備に向けた、時差出勤制度の周知等の取組の実施 ・職員の柔軟で多様な働き方を推進するため、在宅勤務（テレワーク）を実施 ・令和5年4月1日から、「育児・介護フレックスタイム制度（かなフレックスプラス）」の運用を開始した。	(自己評価(効果・課題)) テレワークや勤務時間制度について、職員が働きやすい職場環境の整備に向けた見直しを推進してきたところ、令和元年度以降は、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、こうした取組が一層推進された。 (今後の取組の方向性) 引き続き、さらなる環境整備の取組を進める。
62	75		総務局	行政管理課	県職員の働き方改革の推進	すべての職員にとって「働きやすさ」「働きがい」を実感できる職場環境をつくることにより、職員一人ひとりのパフォーマンスを向上させ、ワーク・ライフ・バランスの実現と、質の高い県民サービスの提供を目指す。	・令和4年度取組方針に基づく取組（長時間労働の是正、職場環境の整備、業務改善の推進等）を推進した。 ・働き方改革推進本部（2回）を開催した。	(自己評価(効果・課題)) R5実績 ・時間外勤務月80時間越の職員 55人 ・テレワークを希望どおり実施できている職員 42% ・県庁全体で業務改善が進んでいると感じる職員 70%以上 (今後の取組の方向性) ・業務の見直しや職場環境の改善を計画的に推進するため、計画期間を令和6年度から9年度までの4年間とする。
②両立支援のための取組促進								
63			①総務局 ②福祉子どもみらい局	①人事課 ②共生推進本部室	イクボスの推進	私生活で育児や介護等をする部下を応援する上司(イクボス)の取組を推進する。	①局長等の幹部職員によるイクボス宣言の実施 ②「かながわイクボス宣言PR動画」を県ホームページで公表することにより県内企業等へのイクボスを周知するための意識啓発を実施した。	(自己評価(効果・課題)) (今後の取組の方向性)
64	212		教育局	生涯学習課	家庭教育協力事業者連携事業	職域からの家庭教育支援へのアプローチを目的に、県教育委員会と県内事業者が協定を締結し、保護者である従業員の家庭の教育力向上を支援する。 ・事業者は、県教育委員会作成の家庭教育啓発リーフレットを従業員に配付するほか、子ども職場参観等を実施 ・県教委は、ホームページやポスター等で事業者名を広報	・県と締結している事業者の取組内容を紹介する家庭教育通信「の・ほ・り・さ・か」を年1回発行し、家庭教育に関する情報共有を行った。 ・県は締結事業者のロゴが入ったポスターを1,600部作成し、県機関や県内学校へ配付し、広報を行った。 ・締結事業者のロゴが入ったポスター等の広報による協定締結事業者数が増加した。(新規締結事業者数:14社) ・横浜デジタルアーツ専門学校と連携して、事業の公式ロゴマークを作成し、協力事業者へ配付した。	(自己評価(効果・課題)) ・協力事業者のニーズを反映した取組を行うことができた。 (今後の取組の方向性) ・公式ロゴマークを活用し、県教委と協力事業者が連携して広報を行う。
65			福祉子どもみらい局	次世代育成課	県条例による企業の子育て支援の促進	・県条例に基づき、子育て支援の取組を進める企業の認証制度に取り組む。	従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者を県が認証し、その取組を登録・公表することにより、仕事と子育ての両立が可能な職場環境の整備を図った。(R5年度認証件数…16件)	(自己評価(効果・課題)) 毎年一定の申請があり、認証制度については着実に周知されていることがうかがえるが、登録事項の変更が適切に行われていない事業者が存在するため、最新の情報への更新が求められる。 (今後の取組の方向性) 仕事と子育ての両立が可能な職場環境の整備を図るため、引き続き事業を継続するとともに、情報の更新を図る。
66	再掲	34	産業労働局	雇用労政課	仕事と生活の両立の推進	仕事と育児の両立に悩む女性の負担を軽減し、女性の就業継続を支援する。	・ワーキングマザー両立応援カウンセリング 実施回数 171回、参加者数 89人 ・両立応援セミナー 実施回数2回、参加者数44人	(自己評価(効果・課題)) 令和2年7月からウェブ相談を開始したほか、コロナ禍の影響を受けた女性に対する支援として、令和4年度から窓口の増設や地域出張相談を開始したこと等により、相談件数が増加傾向にある。 (今後の取組の方向性) 令和5年度から平塚での地域出張相談を開始する等、引き続き女性の就業を支援していく。
67	再掲	58	産業労働局	雇用労政課	かながわ働き方改革(ワーク・ライフ・バランス)の普及・啓発	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)により、企業や家庭、地域を元気にし、時間、エネルギー、人を大切にする働き方をめざして、企業や県民のワーク・ライフ・バランスの普及啓発に取り組む。	・政労使一体の働き方改革フォーラム参加者数80人	(自己評価(効果・課題)) (今後の取組の方向性)

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
68	再掲	59	産業労働局	雇用労政課	働き方改革促進事業	柔軟で多様な働き方の選択肢を広げ、ワーク・ライフ・バランスを促進に取り組む中小企業等を支援する。	・テレワークセミナー（オンデマンド配信）実施回数2回、参加者76名 ・テレワーク導入支援に関するアドバイザー派遣 派遣実績：30社	（自己評価（効果・課題）） ・事業の性質上、実績値によって初年度との比較および全体を通しての結果及び原因等について記載することはできない。 （今後の取組の方向性） ・引き続き今後の需要の変化に応じて柔軟な相談体制の整備を検討しつつ、継続して実施していく。
69	再掲	14	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	女性活躍推進法による認定取得業者への加点	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）に関する基準に適合する一般事業主に対して、県の競争入札参加資格者認定において加点評価を行う。	女性活躍推進法第24条における女性活躍に積極的に取り組む企業に対するインセンティブ付与のため、神奈川県競争入札参加資格者の認定（「建設工事業」及び「一般委託・物品」）において、「女性活躍推進法による認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）」を取得した業者に対して、加点評価を行った。	（自己評価（効果・課題）） 女性活躍に積極的に取り組む企業に対し、インセンティブを付与した。 （今後の取組の方向性） 引き続き、インセンティブ付与のため、加点評価を行っていく。
70	再掲	30	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男性の家事・育児の促進	男性従業員を主な対象として、企業や団体の職場研修へ講師を派遣し、ジェンダーバイアス（性別役割分担意識）の解消、男性の家事・育児参画に向けた職場の理解促進・意識改革を図る事業を実施する。	ジェンダーバイアス（性別役割分担意識）の解消、男性の家事・育児参画に向けた県内事業所における職場研修の実施（4回/324名）	（自己評価（効果・課題）） 職場におけるジェンダー平等、男性の家事・育児参画に取り組む企業・団体の職場研修の実施を支援することができた。 （今後の取組の方向性） 県内事業所におけるジェンダーバイアス（性別役割分担意識）の解消、男性の家事・育児参画に向けた職場の理解促進・意識改革を図るため、引き続き事業を実施する。
71	再掲	31	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	企業等の経営層に向けた意識改革・行動改革セミナー	企業等の経営層向けに、ダイバーシティや女性活躍の意義や重要性を伝えるとともに、社員の効率的な働き方を促進する業務改善方法などのセミナーを実施し、男性の家庭参画のための重要ポイントとなる「職場における意識改革・行動変革」を促進する。	・経営層向けダイバーシティ推進セミナーの実施（セミナー1回/15名、個別相談1回/1社）	（自己評価（効果・課題）） 参加者アンケートの結果・意見は良好であるため、申込者数の増加につなげることができるよう周知広報に取り組む。 （今後の取組の方向性） アンケート結果も良好であるため、引き続き参加者アンケートの意見を活かした事業を展開する。
72	再掲	32	福祉子どもみらい局	次世代育成課	男性の育児参画の推進	父親の子育てに関する普及啓発や情報提供等の支援など、男性の育児参画を推進する。	・かながわパパ応援ウェブサイト「パパミカタ」（かながわ版父子手帳）内で、家族でいっしょ出かけ情報等の情報発信を行った（情報提供数 6回） ・県内の父親を集めて、オンラインイベントを1回実施した。	（自己評価（効果・課題）） R5実施のイベントでは、長期的育児休暇を取得する意義及び取得時の過ごし方について気軽に知ることができ、育児休暇促進に貢献した。課題は、参加人数が少ない点である。 （今後の取組の方向性） イベントの参加人数増やすための取組を行う。
73	再掲	60	①総務局 ②企業局 ③教育局	①人事課 ②企業局総務室 ③教育局総務室	総労働時間の短縮と育児休業・介護休暇制度等の定着	男女が共に家事、育児等を担い、家庭生活や地域生活の充実を図れるようにするため、県における労働時間の短縮を促進するとともに、育児休業・介護休暇・子の看護休暇制度の定着の促進を図る。	①②③：「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に則した知事部局、企業庁及び教育委員会の取組の実施 ①：「働き方改革推進本部」において、長時間労働の是正等に向けた取組を実施 ②：「企業庁働き方改革取組方針」に基づき、全職員が年間5日以上の年次休暇を取得し、年次休暇の年平均取得日数は、令和4年度と同様15日以上を達成した。	（自己評価（効果・課題）） ①令和3年に改定した「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に基づき、男性の育児取得計画書の作成や、グループリーダー等への休暇制度に関する研修の実施等の取組を行った。 ②「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に基づき、男性の育児等取得支援計画書の作成や育児に係る業務執行体制の見直しにより、結果として男性の育児休業取得率は向上している。また、「企業庁働き方改革取組方針」に基づき、全職員が年間5日以上の年次休暇を取得し、かつ、「家庭の日」や「ワーク・ライフ・バランスデー」の設定を促すことで、年次休暇の年平均取得日数は平成30年度以降概ね平均15日程度を継続して達成した。 ③男性職員の育児休業取得は増加傾向にあるものの、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、地方公務員に係る男性の育児休業取得率の政府目標が引き上げられ、一層の取組促進が不可欠である。 （今後の取組の方向性） ①引き続き、さらなる制度利用促進を図る。 ②「企業庁働き方改革取組方針」に基づき、休暇等取得しやすい環境を今後も継続して整備する。 ③令和5年12月に「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」における「男性職員の育児休業取得率」の数値目標（令和7年度）を「50％」に引き上げた。 引き続き、目標達成に向け、当該計画に基づく取組を積極的に進める。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
74	再掲	61	総務局	人事課	時間的制約のある職員への職場環境の整備	ワーク・ライフ・バランスを確保し、男性職員の子育てや介護等への参加促進なども進め、時間的制約のある職員が働きやすい環境の整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・時間的制約のある職員が働きやすい職場環境の整備に向けた、時差出勤制度の周知等の取組の実施 ・職員の柔軟で多様な働き方を推進するため、在宅等勤務（テレワーク）を実施 ・令和5年4月1日から、「育児・介護フレックスタイム制度（かなフレックスプラス）」の運用を開始した。 	<p>（自己評価（効果・課題））</p> <p>テレワークや勤務時間制度について、職員が働きやすい職場環境の整備に向けた見直しを推進してきたところ、令和元年度以降は、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、こうした取組が一層推進された。</p> <p>（今後の取組の方向性）</p> <p>引き続き、さらなる環境整備の取組を進める。</p>
75	再掲	62	総務局	行政管理課	県職員の働き方改革の推進	すべての職員にとって「働きやすさ」「働きがい」を実感できる職場環境をつくることにより、職員一人ひとりのパフォーマンスを向上させ、ワーク・ライフ・バランスの実現と、質の高い県民サービスの提供を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度取組方針に基づく取組（長時間労働の是正、職場環境の整備、業務改善の推進等）を推進した。 ・働き方改革推進本部（2回）を開催した。 	<p>（自己評価（効果・課題））</p> <p>R5実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務月80時間越の職員 55人 ・テレワークを希望どおり実施できている職員 42% ・県庁全体で業務改善が進んでいると感じる職員 70%以上 <p>（今後の取組の方向性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の見直しや職場環境の改善を計画的に推進するため、計画期間を令和6年度から9年度までの4年間とする。

重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし

施策の基本方向1 あらゆる暴力の根絶

①配偶者等からの暴力防止／②配偶者等からの暴力被害者への支援

76			福祉子どもみらい局	共生推進本部室（女性等支援ライン）	配偶者等からの暴力総合対策の推進	配偶者暴力防止法に基づき策定した「かながわDV防止・被害者支援プラン」を着実に推進するとともに、配偶者等からの暴力被害者を迅速、適切に支援するため、市町村における取組への支援、配偶者暴力相談支援センターにおける相談・一時保護体制の充実強化、被害者の自立支援拠点体制の整備等を行う。	<p>「かながわDV防止・被害者支援プラン」（平成30年改定）に則した取組を実施した。</p> <p>また、「女性支援法に基づく基本計画」と「かながわDV防止・被害者支援プラン改定計画」を一体化して「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を令和6年3月に策定した。</p>	<p>（自己評価（効果・課題））</p> <p>「かながわDV防止・被害者支援プラン」の内容を含めた「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を令和5年3月に策定した。</p> <p>（今後の取組の方向性）</p> <p>新しい計画の下、関係機関と連携して、本人の意思に寄り添った当事者目線に立った支援をしていく。</p>
----	--	--	-----------	-------------------	------------------	--	--	--

③犯罪被害者等に対する支援

77			警察本部	少年育成課	SNSに起因する子供の性被害防止のための広報啓発活動	SNS（X：旧Twitter）上における児童の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対し、少年育成課のアカウントから注意喚起・警告、相談窓口URLなどのメッセージを投稿し、児童の性犯罪被害等の防止を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に対する注意喚起 2,145件 ・誘引者に対する警告 5,567件 	<p>（自己評価（効果・課題））</p> <p>SNS上に不適切な書き込みをした児童及び誘引者に対して、積極的な注意喚起・警告を実施した。</p> <p>（今後の取組の方向性）</p> <p>今後も児童の性犯罪被害等の防止のため、日々変化するネット用語の情報収集に努めるとともに、早期に不適切な書き込みを発見し、速やかに注意喚起・警告を実施する。</p>
78			福祉子どもみらい局	子ども家庭課	児童に対する性的虐待防止対策の推進	児童に対する性的虐待防止対策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に対する性的虐待の被害確認の実施 ・面接者の養成研修を実施（1回） ・児童相談所実務研修として、初期調査面接や初期対応研修（3回） ・児相職員向け「性的虐待対応の大事な心構え」を各所に配付 ・被害児童の心理的ケア 	<p>（自己評価（効果・課題））</p> <p>養成研修を継続することで面接者の確保ができている。</p> <p>（今後の取組の方向性）</p> <p>引き続き、職員への研修を継続するとともに、被害児童の心理的ケアに努めていく。</p>

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
79			①くらし安全防災局 ②③福祉子どもみらい局 ④⑤警察本部	①くらし安全交通課 ②共生推進本部室（女性等支援ライン） ③青少年課 ④少年育成課（JKビジネス） ⑤生活保安課（AV出演強要）	いわゆるアダルトビデオ出演被害問題・「JKビジネス」問題等に関する取組	いわゆるアダルトビデオ出演被害問題・「JKビジネス」問題等に関する取組	①「AV出演被害防止・救済法」の施行に伴い、ワンストップ支援センターとしてAV出演被害に関する相談対応を実施 ①②③：内閣府啓発サイト（いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する啓発サイト）の周知 ③：青少年保護育成条例に基づく「JKビジネス」営業へに対して、令和5年4月に調査員6名による立入調査を1回実施し、「従業者名簿の記載」について指導をした。 ④：「JKビジネス」営業で働く18歳未満の少年に対する積極的な補導活動の推進 ・相談体制の充実 ・新型コロナウイルス感染症対策に配慮して非接触型の教育・啓発活動に努めた ⑤：AV出演被害問題に係る対策の推進 ・広報・啓発活動の推進 ・相談受理担当者等に対する教養	（自己評価（効果・課題）） ②啓発サイトについて、HP及びXに掲載するとともに、内閣府が作成したポスター及びフリープレットの掲示・配布による周知を図った。 ③店長に対する聴取及び従業者名簿の閲覧等から、青少年が関与していないことを確認した。 ④：「JKビジネス」営業の1店舗に対し、県と連携して立入り調査を1回実施（※）した。※県内把握のJKビジネス営業店舗は1店舗のみ。 ⑤：各署の担当者が、地域の会合及び学校に対する防犯教室等において、AV出演被害問題に係る広報啓発活動を実施した。また、各種研修及び会議等において、捜査員及び相談受理担当者等に対し、AV出演被害問題の教養を実施した。 （今後の取組の方向性） ①引き続き、相談体制の周知と支援体制の強化を図る。 ②引き続き、啓発サイトについて内閣府が作成したポスター及びフリープレットの掲示・配布による周知を図る。 ③引き続き立入調査を実施して、青少年が「JKビジネス」に関与していないことを確認する。 ④今後も関係機関・団体等と連携し、児童の性に着目した形態の営業の実態把握及び街頭活動等の情報収集に努め、少年に対する啓発・補導活動を推進する。 ⑤今後も継続して広報啓発及び教養活動を実施する。
80			くらし安全防災局	くらし安全交通課	犯罪被害者等への支援の提供	警察・民間支援団体と連携・協力し、犯罪被害者等へのきめ細かな支援を提供する。	・かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、犯罪被害者等への総合的な支援の提供 ・臨床心理士等によるカウンセリング624件 ・付添い支援 800件 ・弁護士による法律相談 162件 ・生活資金貸付 0件 ・一時的な住居の提供等 1件 ・犯罪被害者等への総合相談 1,291件	（自己評価（効果・課題）） （今後の取組の方向性） 引き続き、支援体制の強化を図る。
81			くらし安全防災局	くらし安全交通課	犯罪被害者等への支援を行う人材の育成	犯罪被害者等への支援を行う人材の育成を実施する。	・犯罪被害者等支援ボランティア養成講座（上級）の開催 R5.10.13～R5.12.22 10日間 受講者26名 ・支援ボランティアの募集・管理・育成 ボランティア登録者：106名（R6.3末現在）	（自己評価（効果・課題）） （今後の取組の方向性） 支援員養成講座の実施による人材育成に取り組んでいるが、より多くの支援員を養成するための人材育成に努めていく。
82			くらし安全防災局	くらし安全交通課	犯罪被害者等への理解の促進	犯罪被害者等への理解を促進する講座等を通じて、犯罪被害者等についての理解の促進を図る。	・市町村と協働して、犯罪被害者等理解促進協働講座の開催 ・大学、事業所等における、犯罪被害者等への理解を促進するための犯罪被害者等の講演やDVDを活用した犯罪被害者等理解促進講座の実施 ・犯罪被害者等支援キャンペーンの実施 R5.11.15～R5.11.30 5日間 県内5箇所で開催	（自己評価（効果・課題）） （今後の取組の方向性） 理解促進講座の実施やキャンペーンの開催等による普及啓発の取組については、引き続き、「サポートステーション」や「かならいん」の存在の周知等、普及啓発を図る。
83			警察本部	警務課	犯罪被害者等への支援	殺人、強盗致傷、不同意性交等の身体犯事件や死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者等に対して、事件事故発生直後の初期段階より、精神的・経済的負担や不安の軽減を図るための被害者支援活動を実施する。	・捜査活動や病院等への付添い ・刑事手続や各種支援制度の説明 ・捜査過程における要望・意見の聴取 ・心理員によるカウンセリングの実施	（自己評価（効果・課題）） 犯罪被害者等に対する各種支援活動を適切に推進した。 （今後の取組の方向性） 今後も事件事故発生直後の初期段階から、精神的・経済的負担や不安の軽減を図るための被害者支援活動の推進に努める。
84			警察本部	警務課	関係機関・団体との連携による犯罪被害者等への支援の充実	犯罪被害者等を総合的に支援するため、神奈川県、特定非営利活動法人（令和6年2月から公益社団法人）神奈川県被害者支援センターと連携して「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営している。また、関係機関・団体との緊密な連携により、効果的な支援活動を推進するため、警察本部において神奈川県被害者支援連絡協議会を構築している。	神奈川県被害者支援連絡協議会第26回定期総会を開催し、関係機関・団体と連携した被害者支援の強化を図った。（12機関19団体71会員）	（自己評価（効果・課題）） 神奈川県被害者支援連絡協議会定期総会を開催し、関係機関・団体との情報交換等を行い、会員相互の連携を強化した。 （今後の取組の方向性） 引き続き、毎年1回の総会を開催し、会員間の連携強化を図る。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
85			警察本部	各種相談窓口 (捜査第一課、暴力団対策課、少年育成課、生活経済課、交通総務課、鉄道警察隊)	犯罪被害者等からの相談の実施	少年相談・保護センター、ユーステレホンコーナー、子ども安全110番、悪質商法110番、電車内痴漢等迷惑行為相談所、性犯罪110番、暴力団からの不当要求拒絶コール、交通相談センター等の各相談窓口を設置し、犯罪被害者からの相談に応じる。	警察本部の各相談窓口での相談受理を行った。 【相談受理件数】 ・少年相談(保護センターでの受理件数のみ) 823件 ・ユーステレホンコーナー 508件 ・子ども安全110番 17件 ・悪質商法110番 193件 ・電車内痴漢等迷惑行為相談所(相談所での受理件数のみ) 437件 ・性犯罪110番 514件 ・暴力団からの不当要求拒絶コール 354件 ・交通相談センター3,538件	(自己評価(効果・課題)) (少年育成) ・少年相談(保護センター及びユーステレホンコーナーにおいて相談を受理し、少年の立ち直り支援に貢献した。 ・子ども安全110番では、児童虐待事案、子供が被害者となる事件の通報や目撃情報、不審者の出没に関する情報を受理し、子供の安全確保に努めた。 (生活経済) 悪質商法110番では、昨年度と同様の件数を受理をした。 (暴力団対策課) 年度によって受理件数に増減はあるものの、各種広報啓発活動等により、当課の事業が県民に認知されつつある。 (捜査第一課) 性犯罪110番は、平成30年度は、受理件数が150件であったが、各種広報等を実施したことにより、令和5年度は、受理件数が514件となった。現在相談件数が、年々増えているところである。 (交通総務課) ・交通関係の要望や意見に対し、相談者の立場に立った親切かつ丁寧な対応に努めた。 (鉄道警察隊) ・被害者等からの相談を端緒に、電車内における痴漢等迷惑行為を検挙・警告し、その解決に努めた。 (今後の取組の方向性) (少年育成) 今後も各種広報媒体等を活用し、相談窓口電話等を広く県民に周知する。 (生活経済) 相談需要があることから、今後も継続する。 (暴力団対策課) 今後も、暴力団による不当要求の根絶を目指し、広報啓発活動を継続していくとともに、不当要求拒絶コールの相談受理に際しては真摯に対応していく。 (捜査第一課) 引き続き、性犯罪110番の周知を図るとともに、適切な相談対応を継続していく。 (交通総務課) ・引き続き、県民の要望・意見に対して、内容のいかんにかかわらず、誠実に対応していく。 (鉄道警察隊) ・潜在化しやすい電車内での痴漢等迷惑行為の被害実態を把握して解決するために、相談所の更なる周知を図る。
86			警察本部	各種相談窓口 (警務課)	県警広報啓発活動の推進	被害相談窓口を広く県民に知らせるため、ポスター、リーフレット、テレビ、ラジオ、新聞、県の広報紙等による広報活動の実施 ・被害相談窓口広報用のポスターを警察署、交番、駅等に掲示 ・被害相談窓口広報用のリーフレットを警察署の窓口等で配布 ・その他、各警察署においても、地域のケーブルテレビ、FMラジオ、情報紙、交番だより等を活用しての広報活動を実施	被害相談窓口広報用のリーフレットを警察署の窓口等で配布 ・県警本部庁舎正面脇の電光掲示板に被害相談窓口を表示 ・県内各所において、被害者支援キャンペーンを開催 ・その他、各警察署においても、FMラジオ、情報紙、交番だより等を活用しての広報活動を実施し、相談窓口を広く県民に知らしめ、広報啓発活動の推進に努めた。	(自己評価(効果・課題)) 関係機関・団体と連携し、各被害相談窓口等の広報啓発活動を推進した。 (今後の取組の方向性) 今後も犯罪被害者等への理解の促進を図るため、関係機関・団体と連携しながら、各種広報媒体を活用しながら犯罪被害者等支援の重要性に関する広報啓発活動を実施する。
87			くらし安全防災局	くらし安全交通課	性犯罪・性暴力の被害者への相談体制の充実	性犯罪・性暴力の被害者等に対し、適切な時に適切な支援をワンストップで受けられるよう、かならいん(かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター)における24時間365日対応の電話相談のほか、面接相談、医療機関等への付添い、証拠採取等支援(令和4年10月開始予定)支援などを行う。	ワンストップ支援センターとして、電話相談のほか、面接相談、医療機関等への付添い支援等を実施 相談:2,571件 支援:205件	(自己評価(効果・課題)) (今後の取組の方向性) 引き続き、支援体制の強化を図る必要がある。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
88			警察本部	捜査第一課	性犯罪対策	性犯罪捜査において、女性警察官を積極的に活用するとともに、被害者等の心情に配慮した対応を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪において女性警察官を積極的に活用した。 性犯罪被害に関する電話相談を実施した。 性犯罪被害者の初診料等の公費負担を行った。 県警捜査員に対し、性犯罪被害者への対応等に関する各種教養を実施した。 	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <ul style="list-style-type: none"> 性犯罪が発生した場合に対応する警察官として、令和2年から「性犯罪指定捜査員」を配置しており、令和5年度末には697人配置している。(うち女性警察官 322人) 性犯罪110番において、電話相談を受理している。 性犯罪被害者の初診料等の公費負担は、平成30年度は111件の執行であったが、捜査員等に対する教養等により、適正執行することができ、令和5年度は432件執行した。 令和2年から、性犯罪捜査専科を新設し、その他、県警職員に対して性犯罪被害者への対応等に関する教養を年2回実施している。 <p>(今後の取組の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 性犯罪指定捜査員は、様々な事案に対応できるよう性別、配置を考慮して適切に指定を更新していく。 性犯罪110番については、相談者の意向や心情に配慮した対応を実施する。 性犯罪被害者の初診料等の公費負担を適切に執行する。 性犯罪被害者対応等に関する研修を引き続き実施する。
89			福祉子どもみらい局	①共生推進本部室(女性等支援ライン) ②女性相談支援センター	人身取引(トラフィッキング)被害者への支援対策の推進	人身取引被害者への支援対策を推進する。	<p>人身取引被害者の一時保護、支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ①内閣府による人身取引対策に関する啓発物の送付(20所属) ②一時保護件数:0件 	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>(今後の取組の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者を一時保護し、安全の確保及び心理的ケアを行うとともに、関係機関等と連携・協力を図りながら支援を実施する。
90	再掲	125	福祉子どもみらい局	①③共生推進本部室(女性等支援ライン) ②女性相談支援センター	女性保護事業の実施	関係機関と連携しながら、「売春防止法」等に基づき、家庭環境の破壊、生活の困窮等、生活を営む上で困難な問題を有する女性に対し、一時保護、自立支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ①、②一時保護、自立支援の実施 一時保護件数:273件 ③民間団体に委託し、様々な課題を抱えた女性から相談を受付けるとともに、訪問支援、同行支援及び居場所の提供を実施した。また、支援従事者育成のための研修を行った。 相談件数(電話・メール・来所) 4,081件 LINE相談 392件 同行支援 40件 訪問支援 29件 他機関/所内打ち合わせ・会議 404件 研修開催3回、研修参加人数1回目100名・2回目59名・3回目50名 	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>①困難な問題を抱える女性の状況は複雑化しており、引続き支援の充実が必要な状況である。</p> <p>②様々な困難な問題を抱えた女性を一時保護し、本人の意思を尊重した自立支援を実施した。</p> <p>③民間団体に委託し、様々な課題を抱えた女性から相談を受付けるとともに、訪問支援、同行支援及び居場所の提供を実施した。また支援従事者のための研修を行った。</p> <p>(今後の取組の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①③各機関との連携体制の充実を図り、支援のための人材育成の資質向上に取り組む。 ②引き続き、関係機関との円滑な連携により、女性の意思を尊重した切れ目のない安心・安全な支援を実施する。

施策の基本方向2 困難を抱えた女性等に対する支援

①ひとり親家庭に対する支援

91	44		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭等への就業支援の充実	ひとり親等を対象とした就業相談、セミナーの開催、職業能力開発等の情報提供等のほか、職業能力開発講座を受講するひとり親等に対し、受講料の一部支給や受講中の生活費の助成等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭等日常生活支援事業(市町村分) ○母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・就業支援講座等の実施(①パソコン教室41日間・延327名参加、②マネープランセミナー2日間・延9名参加) ・就業相談員の配置 ○母子家庭自立支援給付事業(町村分) ・高等職業訓練促進給付金 18名 ・自立支援教育訓練給付金 5名 	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>就業・自立支援センター職員が福祉事務所の母子・父子自立支援員と密接に連携しながら、ひとり親が抱える様々な課題に対して、適切に支援することができた。</p> <p>(今後の取組の方向性)</p> <p>引き続き福祉事務所などの関係機関と協力しながら、ひとり親家庭等への就業支援の充実を図っていく。</p>
92			福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭等への経済的支援の充実	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子家庭等の母、父子家庭の父、児童又は寡婦に対し、福祉資金の貸付や医療費の助成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等医療費助成事業の実施 実施市町村 33市町村 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付 321件 	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>母子父子寡婦福祉資金の貸付、医療費助成等の経済的支援により、母子家庭等の自立を支援することができた。</p> <p>(今後の取組の方向性)</p> <p>引き続き当該事業により、母子家庭等の自立を支援していく。</p>
93			福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭等への養育費確保支援の充実	ひとり親家庭の継続した養育費確保に向け、元調停員による養育費相談支援を行うとともに、養育費に係る公正証書等の作成費用の助成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○養育費相談事業 107件 ○ひとり親養育費確保支援事業 45件交付 	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>養育費相談や養育費に係る公正証書等の作成費用に要する経費の補助を行うことで、ひとり親の継続的な養育費確保につなげることができた。</p> <p>(今後の取組の方向性)</p> <p>養育費相談や補助事業について広く知ってもらえるよう、リーフレット等により周知することを検討していきたい。</p>

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
94			福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭への支援策の周知	ひとり親家庭を対象とした各種支援策を周知するため、ひとり親家庭へ配布するリーフレット「ひとり親家庭のみなさんへ」を作成する。	以下の機関よりひとり親家庭へ配布し、各支援策の周知を図った。(10,000部配布) ・各市町村ひとり親家庭福祉主管課 ・公共職業安定所 ・県保健福祉事務所 ・県関係各課	(自己評価(効果・課題)) リーフレットを作成・配布することによって、県が行っている各種支援策について、ひとり親へ周知することができた。 (今後の取組の方向性) 引き続き広報手段のひとつとして実施していく。
95			福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭への支援情報の提供	ひとり親家庭を対象とした総合的な支援情報を提供するポータルサイト「カナ・カモミール」を運営する。	・ポータルサイト「カナ・カモミール」でのひとり親家庭への総合的な支援情報提供 ・女性のためのオンラインセミナー ・ひとり親生活の心構えと在宅ワークスキル講座 ・キャリア・ワークショップセミナー ・かながわひとり親家庭相談LINE	(自己評価(効果・課題)) ひとり親家庭を対象に、総合的な支援情報を提供した。 (今後の取組の方向性) 引き続き、周知・広報を行うとともに、利用者の利便性等の向上に努める。
96			福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭SNS相談事業の実施	ひとり親家庭SNS相談を実施する。	○ひとり親家庭SNS相談事業の実施 ・無料通信アプリ「LINE」を利用した相談窓口を運営し、ひとり親家庭からの相談を受付(148日間実施/相談受付件数2,470件) ○相談窓口の周知 ・相談窓口につながるQRコードを掲載した周知用カードを市町村の窓口等で配布(42,768枚) ・県のホームページによる広報	(自己評価(効果・課題)) ひとり親家庭を対象に、いつでも気軽に相談できる窓口として、相談を実施した。 (今後の取組の方向性) 引き続き、周知・広報を行い、登録者を増やしすとともに、相談対応の向上に努める。
97			県土整備局	公共住宅課	母子・父子世帯の県営住宅入居における優遇	特に住宅に困窮する母子・父子世帯が、より多く県営住宅へ入居できるよう、20歳未満の子のいる母子・父子世帯が一般世帯向け住宅を申し込んだ場合、抽選時に当選率を優遇する。	一般の申込者と比較して、母子・父子世帯は、新築住宅で7倍、あき家で5倍、抽選における当選率を優遇する。	(自己評価(効果・課題)) 定期募集において、母子・父子世帯は、5月は392名、11月は315名の応募があった。 (今後の取組の方向性) 継続予定
②高齢女性に対する支援								
98	117		福祉子どもみらい局	地域福祉課	日常生活自立支援事業	県社会福祉協議会が実施する判断能力が不十分な高齢者や知的障がい者等の日常的な金銭管理や福祉サービスの利用のための支援に係る費用の一部を補助する。	福祉サービス利用支援、日常的な金銭管理・書類等預かりサービスによる各支援事業を実施した。 ・利用者数 844名 ・相談援助件数 49,237件 ・契約締結審査会 9回 ・実施主体(市町村社協)への巡回調査及び相談 7市6町1村	(自己評価(効果・課題)) 利用者数は着実に増加している一方で、人口当たりの利用者数の割合が他県より少ないことが課題である。 (今後の取組の方向性) 各市町村社協及び各市町村の福祉関係機関と連携し、支援を必要としている利用者のニーズを掘り起こすために事業の周知に一層取り組む必要がある。
99			福祉子どもみらい局	地域福祉課	カラーバリアフリー推進事業	事業者等に対してカラーバリアフリーに関する普及啓発を図るとともに、色覚障がい当事者による相談窓口の設置やアドバイザーを派遣し、公共的施設の案内板等の色使いに助言をする。	・色覚障がい当事者によるカラーバリアフリー相談事業の実施 8件	(自己評価(効果・課題)) カラーバリアフリーに関する普及啓発を図るとともに、条例に基づく助言相談体制の整備や既存案内サイン等のバリアフリー化を進めているが、条例施行前の建築物や案内サインが多く存在する現状にある。 (今後の取組の方向性) 今後もバリアフリー化に向けた施設管理者等の意識啓発や県民への普及啓発により、一層取り組む必要がある。
100	116		福祉子どもみらい局	地域福祉課	みんなのバリアフリー街づくり取組を協議する場として、県内事業者の代表や関係団体、学識経験者等で組織するバリアフリー街づくり推進県民会議を開催する。また、同会議を中心として条例の普及啓発を図る。	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく実効性のある取組を協議する場として、県内事業者の代表や関係団体、学識経験者等で組織するバリアフリー街づくり推進県民会議を開催する。また、同会議を中心として条例の普及啓発を図る。	・バリアフリー街づくり推進県民会議 2回 ・バリアフリーフェスタかながわの開催(コーナー参加者数:延べ1,545名)	(自己評価(効果・課題)) イベントの開催やリーフレットの作成・配布等により、県民会議の活動や提案書に基づく取組内容を広く周知した。 (今後の取組の方向性) 今後もバリアフリー化に向けた施設管理者等の意識啓発や県民への普及啓発により、一層取り組む必要がある。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
101			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	地域ケア体制の充実	地域包括ケアシステムの中核機関として地域包括支援センターの設置・運営を推進するとともに、関係機関等との連携を図りながら、NPO・ボランティア等と協働を進めるなど地域での支え合いを推進し、地域ケア体制を充実する。	○地域包括支援センター運営事業(市町村事業) ○地域包括ケア推進事業として ・広域的な地域ケア会議:地域における医療と介護の連携における課題等の情報交換と検討を行った。 ・専門職員派遣事業:市町村単独では確保が困難な専門職員を派遣し、地域ケア会議や事例検討会における助言等を行った。 ○地域包括支援センターの運営に関し個別課題を抱える市町村(2保険者)に対し、アドバイザーと県職員の現地派遣による伴走支援事業を実施。	(自己評価(効果・課題)) ・広域的な地域ケア会議:在宅医療を所管する医療課との合同で開催し、高齢者保健福祉計画や地域における医療と介護の連携における課題等の情報交換と両課題に対する一体的な検討を行うことができた。 ・専門職員派遣事業:延べ80名の専門職員派遣を実施し、市町村等の取り組む地域ケア会議など地域包括ケアシステムを推進する取組を支援することができた。 (今後の取組の方向性) ・引き続き、関係機関との連携を図りながら地域の支え合いを推進し、地域における地域包括ケアシステムの推進の取組を支援する。 ・また、市町村の地域ケア会議などの取組支援のため、専門職員を派遣する。 ・さらに引き続き、個別課題を抱える市町村への伴走支援を実施することで地域ケア体制の充実に向けて県全体の底上げを図る。
102			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	地域支援事業の推進	高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう市町村が実施する地域支援事業を支援する。 ○権利擁護業務(包括的支援事業) ・成年後見制度の活用促進 ・老人福祉施設等への措置の支援 ・高齢者虐待への対応 ○任意事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・地域自立生活支援事業	市町村が地域支援事業として実施する次の事業に對し交付金を交付 ・成年後見制度利用支援事業(29市町村実施) ・認知症高齢者見守り事業(15市町村実施) ・介護相談員派遣等事業(22市町村実施)等	(自己評価(効果・課題)) 各市町村が、地域の実情とニーズに対応した左記介護予防事業に取り組むことができた。 (今後の取組の方向性) 引き続き交付金による支援に努める。
103			県土整備局	住宅計画課	公的賃貸住宅における高齢者に配慮した住宅の整備	公営住宅においては、エレベーター設置を進めるとともに、既存住宅における段差解消や手すりの設置などにより、高齢者に配慮した住宅への改良を進める。	・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用した住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行った。	(自己評価(効果・課題)) ・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用した住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行い、高齢者に配慮した住宅への改良を進めた。 (今後の取組の方向性) ・国の交付金を活用し住戸の改善等を行う市町村に対し、引き続き適切な指導・助言等を行い、高齢者に配慮した公営住宅の整備を推進していく。
104			県土整備局	住宅計画課	高齢者に対する居住支援の推進	・賃貸住宅の家主から、民間賃貸住宅への入居を拒まれることが多い高齢者等の住宅確保要配慮者(以下、「要配慮者」という。)の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供する。 ・要配慮者の居住支援にあつては、不動産店や居住支援団体等との連携が不可欠であることから、団体及び市町村職員に居住支援に必要な知識を習得する機会を提供し、居住支援活動をとりまく周辺環境を整えることにより、要配慮者の居住の安定確保を促進する。	・高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録については、41,321戸の登録がなされた。 ・住宅セーフティネット制度をはじめとした住宅政策及び福祉政策で、居住支援に携わる市町村職員や関係団体を対象とした、居住支援の知識習得と意識強化等を図るための講座を開催した。(1回、12名参加)	(自己評価(効果・課題)) ・住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を大手不動産事業者と交渉することなどにより順調に増加した。 ・居住支援に携わる市町村職員等に対し、居住支援と福祉の両方の知識習得と意識強化等を図る講座を開催し、要配慮者の居住の安定確保が図られた。 (今後の取組の方向性) ・登録住宅の戸数の増加に伴い、住宅の登録内容の一層適切な管理に努めていく。 ・継続した「住まいに関する横断的な知識」の習得の場を設け、居住支援活動をとりまく周辺環境整備を図る。
105			県土整備局	公共住宅課	県営住宅における高齢者に配慮した住宅の整備	高齢者等に配慮した県営住宅の建替や改善を進める。	・建替え団地2団地368戸の整備を行った。	(自己評価(効果・課題)) 建替え団地のすべての住戸を高齢者等に配慮した住宅として整備した。 (今後の取組の方向性) 引き続き、県営住宅の整備に併せて、高齢者等に配慮した住宅の整備を進める。
106			県土整備局	公共住宅課	高齢者等が健康で安心して住み続けられる「健康団地」の取り組み	県営住宅を活用して多世代が居住し、高齢者が支え合う場や地域の保健・医療・福祉の拠点づくりを行い、高齢者等が健康で安心して住み続けられる「健康団地」として再生する。	・高齢者支援の場として、拠点の整備を行った。 ・団地住民を対象とした講習会の開催をした。	(自己評価(効果・課題)) 空き住戸6箇所、新築2箇所の拠点を整備した。 (今後の取組の方向性) 引継ぎ高齢者が支え合う場や地域の保健・医療・福祉の拠点づくりを進める。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
107	再掲	41	産業労働局	雇用労政課	中高年齢者の就業支援	求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施する。	シニア・ジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施 ・キャリアカウンセリング（総合相談）（延べ利用者数6,606人） ・専門相談（創業、年金税金など）（相談件数：94件） ・再就職支援セミナー（45回実施、受講者延べ1,344人） ・適性診断 ・地域出張相談 など シルバー人材センターの育成指導	（自己評価（効果・課題）） 令和4年度と比較してキャリアカウンセリング利用者は若干減少しているが、利用満足度は高い状態を維持できている。一方、企業と求職者のミスマッチ等により、就職に至っていない求職者は依然として存在するため、引き続き求職者に寄り添った相談体制、支援の充実を図る必要がある。 （今後の取組の方向性） 雇用情勢や利用者のニーズを把握しながら、引き続き、中高年齢者の就業を支援する。
③障がいのある女性に対する支援								
108	45		福祉子どもみらい局	障害福祉課	障がい者の就労移行支援・就労継続支援	生産活動、職場体験等を通じ、一般就労に向けた知識・能力の向上のための訓練等を行う就労移行支援事業と、福祉的就労として生産活動の機会の提供やその他就労に必要な知識・能力向上のための訓練等を行う就労継続支援事業の利用を支援する。 ・就労移行支援に対する負担 ・就労継続支援に対する負担	就労移行支援及び就労継続支援の利用に係る費用を給付する市町村に対し、負担金を交付 ・就労移行支援 ・就労継続支援	（自己評価（効果・課題）） 市町村に負担金を交付したことにより、就労移行支援及び就労継続支援等に寄与した。 （今後の取組の方向性） 法定負担金として、今後も市町村に着実に交付していく。
109	46		福祉子どもみらい局	障害福祉課	障害者就業・生活支援センター事業	職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障がい者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図る。	障害者就業・生活支援センターの設置・運営を、継続して実施（全障がい保健福祉圏域8か所に設置） ・支援対象者登録者数 6,685人 ・相談・支援件数 51,846件	（自己評価（効果・課題）） 増加する支援対象登録者のニーズに応える支援の実施 （今後の取組の方向性） 相談支援体制の強化
110	47		産業労働局	①雇用労政課 ②産業人材課	障がい者の雇用促進施策	障がい者の職域拡大を図り、就労を促進するための支援を行う。 ・普及啓発、広報 ・職場定着の促進 ・職業能力の開発	①障がい者の雇用と職場定着の促進 ・中小企業への個別訪問や企業のニーズに合わせた出前講座（個別訪問：873社、出前講座：41回） ・障害者雇用促進に向けたフォーラム（回数：1回、参加人数：399人） ・企業交流会（回数：5回、参加者数150人） ・精神障がい者雇用・職場定着支援セミナー（回数：2回、参加者数177人） ・精神障害者職場指導員設置補助金（交付事業者：13事業者） ・障がい者就労支援力向上研修（回数：8回、参加者数396人）等 ②職業能力の開発 ・神奈川障害者職業能力開発校における職業訓練（12コース104人）及び民間教育訓練機関等への委託訓練（28コース96人）を実施	（自己評価（効果・課題）） ①障がい者雇用の進んでいない中小企業を個別訪問して、情報提供や出前講座等を実施したほか、フォーラムや企業交流会等の実施を通じて、他社の取組事例の紹介等を行うことで、障がい者雇用への理解の促進及び雇用の実現を支援した。 また、セミナーや補助金制度を通じて、精神障がい者の雇用と職場定着の促進が図られた。さらに、障がい者就労支援機関の支援力の向上に向け、実践的な研修等を実施したことにより、就労支援機関への支援を実施することができた。 ②神奈川障害者職業能力開発校において、精神障がい者の求職者数増加を踏まえ、令和4年度からコースを見直して精神障がい者枠を増やして（令和5年度入校者の50%が精神障がい者）、職業訓練を実施し、就職支援に努めた。 （今後の取組の方向性） ①これまで、国（神奈川労働局・ハローワーク）と連携して、法定雇用率未達成企業への個別訪問等を行ってきたが、障がい者雇用をさらに進めるために、障がい者・企業・就労支援機関の3者をつなぐネットワークを構築し、マッチング機能を強化する。 また、雇用の裾野を拡大するため、短時間勤務や、仮想空間にあるオフィスでのテレワークなど、障がい者の働き方の選択肢を広げる。 ②神奈川障害者職業能力開発校・委託訓練とも、定員充足率が低いコースがあるため、更なる周知広報に努める。
111			福祉子どもみらい局	障害福祉課	障がい児者の相談支援の充実	障がい児者の自立した生活や課題の解決に向けた適切なサービス利用を図るため、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行うサービス等利用計画の作成や、その後のモニタリング（必要な見直しなど）を支援する。	・障害福祉サービス利用者へのサービス等利用計画の作成やモニタリングに要する費用を給付する市町村に対し、負担金を交付 ・計画相談支援 ・障がい児相談支援	（自己評価（効果・課題）） 市町村に負担金を交付したことにより、地域生活への移行や自立生活の支援等に寄与した。 （今後の取組の方向性） 法定負担金として、今後も市町村に着実に交付していく。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
112			福祉子どもみらい局	障害福祉課	障がい児者の居宅生活支援の充実	障がい児者が地域で安心して暮らせるよう、必要な障害福祉サービスの利用を支援する。 ・居宅介護（ホームヘルプサービス） ・生活介護等 ・短期入所（ショートステイサービス）	・障がい児者の福祉サービスの利用に要する費用を給付する市町村に対し、負担金を交付 ・居宅介護（ホームヘルプサービス） ・生活介護等 ・短期入所（ショートステイサービス）	（自己評価（効果・課題）） 重度訪問介護等の訪問系サービスについては、国が定めた基準額があり、これを超過した額は市町村が負担する仕組みとなっているため、超過負担が発生している市町村がある。 （今後の取組の方向性） 超過負担が発生している市町村に対しては、令和6年度から国の補助制度を活用した県の補助事業を実施する。 また、訪問系サービスについては、他のサービスと同様、市町村に超過負担が生じない制度とするよう、引き続き国に見直しを要望する。
113			福祉子どもみらい局	障害福祉課	障害者地域活動支援センターに対する支援	地域で生活する障がい者にとって、最も身近な活動拠点となる地域活動支援センターに対し、その機能をより積極的に果たせるようにするため、市町村を通じて補助する。	1 地域活動支援センター機能強化事業（障害者地域生活支援事業費補助（市町村統合補助）の一部） 2 市町村障害者福祉事業推進補助金（障害者地域活動支援センター事業）	（自己評価（効果・課題）） 市町村への補助により、地域活動支援センターの事業形態（I型、II型、III型）に応じて、基礎的事業による職員の他に機能強化に係る職員の配置等に寄与した。 （今後の取組の方向性） 今後も市町村への補助を継続していく。
114			県土整備局	公共住宅課	県営住宅における障がい者に配慮した住宅の整備	障がい者に配慮した県営住宅の建替えや改善を進める。	・建替え団地2団地6戸の整備を行った。	（自己評価（効果・課題）） 入居者の要望に応じた戸数の障がい者に配慮した住宅を、建替え団地に整備した。 （今後の取組の方向性） 引き続き、県営住宅の整備に併せて、障がい者に配慮した住宅の整備を進める。
115			県土整備局	住宅計画課	公的賃貸住宅における障がい者に配慮した住宅の整備	公営住宅においては、エレベーター設置を進めるとともに、既存住宅における段差解消や手すりの設置などにより、障がい者に配慮した住宅への改良を進める。	・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用した住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行った。	（自己評価（効果・課題）） ・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用した住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行い、障がい者に配慮した住宅への改良を進めた。 （今後の取組の方向性） ・国の交付金を活用し住戸の改善等を行う市町村に対し、引き続き適切な指導・助言等を行い、障がい者に配慮した公営住宅の整備を推進していく。
116	再掲	100	福祉子どもみらい局	地域福祉課	みんなのバリアフリー街づくり条例推進体制整備事業	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく実効性のある取組を協議する場として、県内事業者の代表や関係団体、学識経験者等で組織するバリアフリー街づくり推進県民会議を開催する。また、同会議を中心として条例の普及啓発を図る。	・バリアフリー街づくり推進県民会議 2回 ・バリアフリーフェスタかながわの開催（コーナー参加者数：延べ1,545名）	（自己評価（効果・課題）） イベントの開催やリーフレットの作成・配布等により、県民会議の活動や提案書に基づく取組内容を広く周知した。 （今後の取組の方向性） 今後もバリアフリー化に向けた施設管理者等の意識啓発や県民への普及啓発により、一層取り組む必要がある。
117	再掲	98	福祉子どもみらい局	地域福祉課	日常生活自立支援事業	県社会福祉協議会が実施する判断能力が不十分な高齢者や知的障がい者等の日常的な金銭管理や福祉サービスの利用のための支援に係る費用の一部を補助する。	福祉サービス利用支援、日常的な金銭管理、書類等預かりサービスによる各支援事業を実施した。 ・利用者数 844名 ・相談援助件数 49,237件 ・契約締結審査会 9回 ・実施主体（市町村社協）への巡回調査及び相談 7市6町1村	（自己評価（効果・課題）） 利用者数は着実に増加している一方で、人口当たりの利用者数の割合が他県より少ないことが課題である。 （今後の取組の方向性） 各市町村社協及び各市町村の福祉関係機関と連携し、支援を必要としている利用者のニーズを掘り起こすために事業の周知に一層取り組む必要がある。

④外国人女性に対する支援

118			文化スポーツ観光局	国際課	外国籍県民相談の実施	外国籍県民の生活を支援するため、相談・助言、情報提供を行う。	○外国籍県民一般・法律相談 ・実施場所：地球市民かながわプラザ、川崎県民センター、県央地域県政総合センター ・対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、やさしい日本語（実施場所により対応言語が異なる） ・実績：1,229件 ○外国籍県民教育相談 ・実施場所：地球市民かながわプラザ ・対応言語：中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、やさしい日本語 ・実績：2,434件	（自己評価（効果・課題）） ○ 外国籍県民等への情報提供や相談対応を行うことで、言語や文化、習慣等の違いにより生じる生活上の諸問題の解決につなげることができた。 ○ 相談員研修会を実施することで、相談員のスキルアップや相談員相互の連携づくりの場を提供することができた。 ○ 関係機関との連絡会を開催し、各機関との連携・協力体制を強化することで、相談事業の充実を図った。 （今後の取組の方向性） ○ 引き続き、より多くの外国籍県民等の相談に対し、課題を解決するために役立つ情報を提供できるよう、県内外の相談窓口と連携しながら、安定した運営に努める。
-----	--	--	-----------	-----	------------	--------------------------------	--	--

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
119	48		産業労働局	雇用労政課	外国人労働相談の実施	かながわ労働センター及び同センター県央支所に専門相談員と通訳を配置し、労働相談を実施する。	かながわ労働センター(本所)においてスペイン語・中国語、ベトナム語、県央支所においてポルトガル語・スペイン語で、外国人労働相談を実施。相談件数:463件	(自己評価(効果・課題)) ・事業の性質上、実績値によって初年度との比較および全体を通しての結果及び原因等について記載することはできない。 (今後の取組の方向性) ・引き続き今後の需要の変化に応じて柔軟な相談体制の整備を検討しつつ、継続して実施していく。
120			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	多言語によるDV相談等の実施	民間団体と連携し、配偶者暴力相談支援センターで8言語によるDV相談を実施するとともに、8言語のリーフレットを作成し相談窓口やDVについての情報提供を行う。	8言語(英語、中国語、韓国語・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語)によるDV相談を実施した。 また、8言語のリーフレットを作成し相談窓口やDVについての情報提供を行った。 R5年度多言語相談件数:484件	(自己評価(効果・課題)) 対応言語については、相談し易い環境作りが実現できている。 (今後の取組の方向性) ますます多様化する相談者の言語への対応を図る。
121			文化スポーツ観光局	国際課	多言語情報の提供	言葉による情報獲得の障壁をなくすため、外国籍県民にとって、必要な行政情報を多言語や、やさしい日本語で、情報紙やインターネットなどにより提供する。 ・外国籍県民のための多言語情報紙の発行 ・ホームページによる多言語情報の提供	○多言語情報紙「こんにちは神奈川」の発行・年3回発行・発行部数:1回あたり20,300部・対応言語:英語ほか5言語・配布場所:県機関・市町村等約800箇所 ○県が提供する多言語情報をホームページに随時掲載	(自己評価(効果・課題)) ○ 県の施策や生活情報を多言語情報紙やホームページで提供することで、外国籍県民等への情報支援を推進することができた。 (今後の取組の方向性) ○ 引き続き、より多くの外国籍県民等の情報格差の解消に貢献し、外国籍県民等に必要な行政情報の効果的な提供に努める。
122			文化スポーツ観光局	国際課	外国籍県民情報支援の実施	外国籍県民の生活を支援するため、多言語支援センターを開設運営し、各種事業を実施する。また、災害時等において緊急情報を多言語化して発信する。	○多言語支援センターかながわの運営 ○対応言語:11言語、問合せ対応件数:22,983件 ○外国籍県民支援人材育成研修の実施:6回 ○希少言語等専門人材の確保・育成 ○一般通訳支援事業の実施 ○通訳派遣件数:580件、通訳協力者への研修:12回 ○災害時外国籍県民支援 ・災害時通訳ボランティア等研修の実施:3回	(自己評価(効果・課題)) ○ 多言語支援センターかながわでは、11言語で外国籍県民からの問合せ対応を行い、2023年度は前年度を上回る22,983件の情報支援を行うことができた。 (今後の取組の方向性) ○ 今後も外国籍県民等の増加が見込まれることから、引き続き、多言語での情報支援の充実に取り組む必要がある。

⑤生活困窮者等の自立に向けた支援

123	49		福祉子どもみらい局	生活支援課	生活困窮者自立支援事業	全県を対象とした生活困窮者自立支援制度の周知や相談支援員の資質の向上等に取り組む。 生活困窮者自立支援法に基づき、県は町村在住の生活上の困難に直面している者に対し、地域において自立した生活ができるよう自立相談支援を実施する。	・制度周知用のチラシを10,000部作成し、各市町村や関係機関に配布し、自立相談支援機関窓口の利用勧奨を促した。 ・リモートにより県内の生活困窮者自立支援制度に係る従事者向けの研修を7回、生活困窮者支援に携わる団体や行政機関を対象としたネットワーク会議・学習会を3回開催したほか、県内各市の主管課長会議及び担当者会議を実施し、制度に関する情報共有や支援員同士のネットワークづくりに取り組んだ。 ・生活困窮者からの相談に対して、本人が抱える課題を把握し、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施した。	(自己評価(効果・課題)) 令和5年度における研修や会議の開催回数は、概ね予定通り実施することができた。今後は、令和6年4月施行の「孤独・孤立対策推進法」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」など、新たな制度についても周知していく必要がある。 (今後の取組の方向性) 研修やネットワーク会議については、新たな支援制度やニーズに対応するよう。内容等をさらに工夫していく。
124			福祉子どもみらい局	①青少年センター ②青少年課	子ども・若者総合相談事業	かながわ子ども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)における電話、来所相談及び、委託事業者によるSNS相談を実施する。 また、支援者向けの研修やひきこもり当事者のための居場所、講座を実施する。	生活困窮者等に関する相談を含めてひきこもりや子ども・若者の有する様々な悩みについて電話、来所及びSNS(※)による相談を実施した。 【令和5年度実績】 相談件数 ・電話相談2,702件、面接相談延べ430件、LINE相談3,412件 (かながわ子ども・若者総合相談センター、県ひきこもり地域支援センター、県西部青少年サポート相談室、県地域青少年相談窓口の総計) <支援者向けの研修の実施状況> ボランティア育成研修 計2回 NPOスタッフ研修 計1回 相談員研修 計3回 <ひきこもり当事者のための取組の実施状況> 居場所事業 計22回 (うち、孤独・孤立を感じる女性のための居場所 計3回) コミュニケーション講座 計3回	(自己評価(効果・課題)) 生活困窮者等をはじめ、様々な悩みに対して、その背景を理解し、寄り添い、共に考えていく相談支援ができるよう、支援者向けの各種研修やケース検討会議等を充実させるとともに、ひきこもり当事者のための居場所事業等の取組も実施することができた。 (今後の取組の方向性) 今後も関係機関と連携しながら、生活困窮者等が安心して生活を送ることができるよう、生活困窮者等を含めた子ども・若者の悩みに寄り添った相談支援を行うとともに、支援者向けの研修やひきこもり当事者のための取組を引き続き強化していきたい。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
125	90		福祉子どもみらい局	①③共生推進本部室(女性等支援ライン) ②女性相談支援センター	女性保護事業の実施	関係機関と連携しながら、「売春防止法」等に基づき、家庭環境の破壊、生活の困窮等、生活を営む上で困難な問題を有する女性に対し、一時保護、自立支援を実施する。	①、②一時保護、自立支援の実施 一時保護件数:273件 ③民間団体に委託し、様々な課題を抱えた女性から相談を受けるとともに、訪問支援、同行支援及び居場所の提供を実施した。また、支援従事者育成のための研修を行った。 相談件数(電話・メール・来所) 4,081件 LINE相談 392件 同行支援 40件 訪問支援 29件 他機関/所内打ち合わせ・会議 404件 研修開催3回、研修参加人数1回目100名・2回目59名・3回目50名	(自己評価(効果・課題)) ①困難な課題を抱える女性の状況は複雑化しており、引き続き支援の充実が必要な状況である。 ②様々な困難な課題を抱えた女性を一時保護し、本人の意思を尊重した自立支援を実施した。 ③民間団体に委託し、様々な課題を抱えた女性から相談を受けるとともに、訪問支援、同行支援及び居場所の提供を実施した。また支援従事者のための研修を行った。 (今後の取組の方向性) ①③各機関との連携体制の充実を図り、支援のための人材育成の資質向上に取り組む。 ②引き続き、関係機関との円滑な連携により、女性の意思を尊重した切れ目のない安心・安全な支援を実施する。
126			福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	女性電話相談の実施	日常生活上、様々な課題を抱える女性のための電話相談業務を実施する。	「女性電話相談室」相談受付 相談件数:1353件	(自己評価(効果・課題)) ・委託業者と連携し、様々な悩みを抱える女性からの一般的な相談に広く応じ、課題の解決・軽減を図った。 (今後の取組の方向性) ・安定的な運営により、引き続き女性からの様々な相談に広く応じ、課題の解決・軽減を図る。
⑥性的マイノリティ(LGBT等)に対する支援								
127			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	人権施策推進事業	性的マイノリティ(LGBT等)を含めた、人権がすべての人に保障される地域社会の実現のため、性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。	性的マイノリティ支援として次の事業を実施した。 ・派遣型個別専門相談として相談員の派遣 36件 ・当事者向け交流会の開催 9回 ・企業及び団体向け研修の実施 1回 【オンライン開催】 ・児童福祉施設の職員向け研修の実施 2回 ・性的マイノリティ講師派遣 10回	(自己評価(効果・課題)) 性的マイノリティ(LGBT等)交流・相談・研修事業を実施し性的マイノリティ(LGBT等)への理解を図った。 (今後の取組の方向性) 引き続き市や関係機関と連携し広く周知することで、性的マイノリティ(LGBT等)への理解増進に努める。
128	210		①②福祉子どもみらい局 ③健康医療局	①共生推進本部室 ②青少年課 ③がん・疾病対策課	NPO法人との協働事業の推進	NPO法人と協働し、LGBTについての理解促進を図り、就労に際し正しい情報による適切な支援を受けられるようにする。また、広く県民等にLGBTに関して普及啓発を行う。	①令和元年度で事業終了。 ②事業は令和元年度で終了。青少年センターで実施する指導員研修での講師依頼や、神奈川県子ども若者支援連携会議においてLGBT団体としての助言、協力等の依頼で連携。 ③令和元年度末をもって事業を終了した。	(自己評価(効果・課題)) 青少年センターで実施する指導員研修等において、必要に応じ、講師依頼をした。 (今後の取組の方向性) 神奈川県子ども若者支援連携会議においてLGBT団体としての助言、協力等をお願いする。
129			健康医療局	精神保健福祉センター	電話相談事業	フリーダイヤルのこころの電話相談での、こころの健康に関する悩みについての相談対応	性的マイノリティに関する相談を含めて、子ども・若者の悩みについての電話相談において対応。 今後の取組の方向性引き続き電話相談を実施。	(自己評価(効果・課題)) 相談件数も少なく、性的マイノリティに特化していないため、傾聴を基本とする一般的な対応となる。 (今後の取組の方向性) 引き続き電話相談を実施。
130			教育局	総合教育センター	教育相談事業	電話、来所、Eメール、SNS相談による相談への対応	・学校や家庭における子どもの様々な悩みや問合せについて、電話相談は7,971件、来所相談は4,022件、Eメール相談は373件、SNS相談は、3,451件に対応。	(自己評価(効果・課題)) 生活、不登校、いじめなど様々な相談に、電話、来所、Eメール、SNS等により対応した。 (今後の取組の方向性) 引き続き、相談者のニーズに応えられるよう相談を実施する。
131	再掲	181	教育局	行政課	人権教育指導者養成研修講座の実施	人権教育の推進を図るための指導者を養成する研修を実施	県教育局及び教育機関、市町村教育委員会に所属する指導主事、社会教育主事、事務職員及び人権教育研究校の教職員を対象に開催 (人権教育担当者等24名が参加し、男女共同参画社会実現に触れた1回を含む、全8回の実施)	(自己評価(効果・課題)) 外部講師を招いた研修の実施により、県内の指導主事、県立学校教職員等の意識啓発を行うことができた。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 引き続き実施していく。
132	再掲	182	教育局	総合教育センター	人権教育研修講座の実施	人権問題に対する正しい理解を深めるために校長、副校長、教頭、人権教育担当者等に研修を実施する。	・「県立学校人権教育研修講座」をオンライン(オンデマンド型)にて実施(受講対象者 県立学校校長、副校長・教頭、人権教育担当者等)521名受講	(自己評価(効果・課題)) 様々な人権問題に対し、正しい情報を提供できた。身近に起きる問題から、いつ起きるかかわからない問題まで自分事として取り組める講義となった。 (今後の取組の方向性) 今後も内容を精査し、継続、発展させるべき講座と考える。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
施策の基本方向3 生涯を通じた健やかで生き生きとした暮らしの支援								
①健康に対する支援								
133			健康医療局	健康増進課	未病対策普及啓発事業	健康寿命の延伸に向けた未病改善の取組を促進するため、未病センターの設置促進やインターネット等による普及啓発等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 「かながわ未病改善ナビサイト」の運営等、未病改善に関する普及啓発を実施 未病チェックシートの公開 未病センターの認証 累計84か所 	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>2023年度は「未病センター」の廃止が2件あった一方で、「未病センター」設置者による利用促進が進んだことで、「未病センター」利用者は合計382,795人(前年度比125%)となり、県民が未病改善に取り組める環境を広げることができた。</p> <p>(今後の取組の方向性)</p> <p>未病センター設置の伸び率が鈍化しているため、啓発の工夫を図る必要がある。</p>
134			健康医療局	健康増進課	未病女子対策推進事業	女性特有の健康課題やその対処についてインターネット特設サイトやSNSを利用した情報発信や普及啓発イベントの開催、学校や企業との連携により普及啓発する。	<ul style="list-style-type: none"> かながわ女性の健康・未病ナビ「未病女子navi」について、コンテンツをカテゴリ別に再構成し、動画掲載機能を追加する等のサイト改修を行い、引き続き普及啓発を実施 企業と連携し、「未病女子セミナー2024オンライン」をオンデマンド配信し、女性の健康課題について普及啓発。(令和6年3月1日から4月30日まで配信。申込数188件、累計再生数202回。) 	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>女性の未病に関する情報を発信する「未病女子navi」に165,113件(2023年度)のアクセスがあり、女性が自らの健康課題に気づき、改善を実践する取組が進んだ。</p> <p>(今後の取組の方向性)</p> <p>2023年度に「未病女子navi」サイト改修を行ったことを踏まえ、今後はコンテンツのさらなる充実を図る必要がある。</p>
135			健康医療局	健康増進課	性と健康の相談センター事業	プレコンセプションケア(男女を問わず、性と妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す取組)を含めた、男女問わず、性と生殖に関するライフステージに応じた切れ目のない健康支援(健康に関する相談、健康教育等)を実施する。また、不妊・不育に関する相談体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 保健健康福祉事務所事業実績等 健康教育 77回 延べ参加人数 8,193人 思春期相談 55回 女性一般相談 162件 専門相談 25件 不妊・不育専門相談センター 27回開設 相談実数 103回 相談延べ数 116人 対面相談 11回 オンライン相談 56回 電話相談 36回 	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>コロナ禍で一時的に減少した相談や教育の機会も増え、コロナ禍以前の実績には戻りつつある。今後もプレコンセプションケアを含めた健康支援のさらなる充実のため、周知や実施体制を整えていく。</p> <p>不妊・不育相談センターは、ホームページや予約方法を改善したところ、オンライン相談の相談数は増えたが、電話相談は減少している。今後も周知を工夫し相談しやすい体制作りをしていく。</p> <p>(今後の取組の方向性)</p> <p>令和6年度新規事業のプレコンセプションケア推進事業で学校向け出前講座の拡充を行い、今後普及啓発を進めていく。</p> <p>不妊・不育専門相談センターの助産師相談の件数が減少しており、ホームページの記載内容等修正し、利用しやすい環境を整えていく。</p>
136			健康医療局	健康増進課	妊娠・出産等に対する事業	県ホームページにおける「妊娠SOSかながわ」の運営により、思いがけない妊娠に関する電話・LINE相談窓口等の情報提供を行う。 ・妊娠・出産の正しい知識の啓発のため、「丘の上のお医者さん」ホームページによる情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 若年妊婦等支援等相談事業(妊娠SOSかながわ)の実施 電話相談(毎週月・水・金):相談者実人数201人 延べ相談件数313件 LINE相談(毎日):相談者実人数964人 延べ件数1,068件 妊娠・出産の正しい知識に関する啓発の実施。 特設サイト「丘の上のお医者さん」による情報提供 特設Webサイト「丘の上のお医者さん」のアクセス数 685,017件 月平均アクセス数 57,084件 	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>妊娠SOSかながわは、相談日時拡大とともに相談件数が大幅に増加しており、一定の効果があると考えられる。今後も若い世代を中心に相談窓口の情報提供を図る必要がある。</p> <p>丘の上のお医者さんはGoogleの検索アルゴリズムの変更もあり、アクセス数が減少しており、若い世代への周知を働きかけ、アクセス数の増加を図る必要がある。</p> <p>(今後の取組の方向性(事業計画))</p> <p>妊娠SOSかながわは、フリーダイヤル化に伴い、若い世代がより利用しやすいように、相談窓口の周知を行う。</p> <p>丘の上のお医者さんは、令和6年度新規事業のプレコンセプションケア推進事業でサイト改修を実施し、事業の周知と併せてアクセス数の増加を図る。</p>
137			健康医療局	健康増進課	母子保健対策事業	不妊不育相談センターにて男性不妊の専門相談、ウェブサイト「丘の上のお医者さん」にて男性の不妊等に関する普及啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 不妊不育相談センター 泌尿器科医師による面接相談(男性不妊相談) 開設2回/年 相談件数 4件 婦人科医相談 相談件数 21件 特設サイト「丘の上のお医者さん」による情報提供 特設Webサイト「丘の上のお医者さん」の男性のユーザー数 18,412人(男女比で48.9%) 	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>不妊不育専門相談センターでは、夫婦での相談はもちろん男性のみの相談で利用がある。不妊治療の相談ではあるが、生活習慣の見直し等男性の健康管理にも効果がある。泌尿器科医の相談が中止となる回もあり、周知について検討が必要。</p> <p>丘の上のお医者さんは男性の利用は一定数あるが、さらなる訪問者の増加を図る必要がある。</p> <p>(今後の取組の方向性(事業計画))</p> <p>男性不妊専門相談のホームページの表現の修正を行い、今後も周知を進める。</p> <p>令和6年度新規事業のプレコンセプションケア推進事業で男性への普及啓発も進めていく。</p>

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
138			健康医療局	健康増進課	妊娠・出産に関する知識の普及啓発	妊娠・出産に関する知識の普及啓発と、それらを踏まえたトータルなライフプランの構築を支援するために、各保健福祉事務所において、高校、大学や企業などにおける講演会を開催する。	・保健福祉事務所事業実績 健康教育 77回 延べ参加人数 8,193人	(自己評価(効果・課題)) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を着実に推進していくため、関係機関と連携しオンラインやオンデマンド配信等の手法を取り入れながら取組を推進し、実績も増え、コロナ禍以前にもどりつつある。 (今後の取組の方向性(事業計画)) ・令和6年度新規事業のプレコンセプションケア推進事業で学校向けや企業向けプレコン出前講座の拡充を行い、普及啓発を進めていく。
139			健康医療局	医療整備・人材課	周産期救急医療システムの充実	ハイリスクの妊婦から新生児までに対応する高度な救急医療体制を確保するため、県内を6ブロックに分けて周産期救急医療システムを整備するとともに、システムに参加する受入病院の運営費に対して助成する。	・周産期救急医療システムの安定的な運用	(自己評価(効果・課題)) 「県周産期救急医療システム」を運用することで、高度な医療水準により一貫した対応を24時間体制で確保できた。 県の出生数は減少傾向にあり、分娩取扱施設数も減少している。その一方で、今後もハイリスク分娩や医療的ケア児は一定数見込まれる。今後、どのように県周産期救急医療システムを安定的に運用させていくかという課題がある。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 出生数の減少や高齢出産の増加など、社会情勢が変化している中でも、安心して子どもを産み、育てる環境を整える。
140			健康医療局	がん・疾病対策課	がん(子宮頸・乳房)予防の推進	がんを早期発見するために、がん検診の受診促進などの普及啓発やがん検診従事者の研修を行う。	・がん検診受診を普及啓発するリーフレットの作成・配布(50,000部) ・がん対策推進員制度の運用 ・がん検診企業研修(全12回) ・「ピンクリボンライトアップ2023inかながわ」の開催、フォトコンテストの実施 ・普及啓発イベント「リレー・フォー・ライブ・ジャパン 横浜2023」への参加	(自己評価(効果・課題)) ナッジを取り入れたがん検診リーフレットの制作や、ピンクリボンライトアップでは初めてフォトコンテストを実施する等、新たな層への啓発にも取り組んだ。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 引き続きがん検診の普及啓発事業を行うとともに、効果的な手法を検討していく。
141			健康医療局	がん・疾病対策課	自殺対策事業	「かながわ自殺対策計画」に基づき総合的な自殺対策を推進する。	・かながわ自殺対策会議(政令市と共同開催/親会議)2回開催(対面) 地域部会1回開催 ・自殺対策に係る庁内会議1回開催(オンライン)	(自己評価(効果・課題)) 関係機関等の意見を参考にしながら取組を行った。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 自殺者数が高止まりしているため、効果的な取組を検討していく。
142			健康医療局	精神保健福祉センター	自殺対策事業	自殺対策の推進に向けて、県民に自殺対策の理解を深めてもらうための普及啓発事業や自殺対策に関する情報収集・提供、ネットワーク構築、市町村等の支援を行う「かながわ自殺対策推進センター」の運営、身近な存在として支えるゲートキーパーの人材養成、多職種による包括相談会など、関係機関、団体等と連携した自殺対策事業を実施する。	○こころといのちのサポート事業(自殺対策)の実施 ・自殺予防に関する普及啓発(街頭キャンペーン等)自殺対策強化月間に合わせ、パネル展示、ポスター掲示、リーフレット等の配架。 ・自殺対策講演会9/9(土)オンラインで実施。126名参加。 ○かかりつけ医うつ病対応力向上研修10/1(日)35名、11/1(日)45名。2回実施76名参加。 ○かながわ自殺対策推進センター事業の実施 ・ゲートキーパー養成研修13,804名養成。 ○多職種による包括相談会(電話)の実施 9/16(土)5名、3/9(土)2名。 ○こころ・つなげよう電話相談事業の実施 ・こころの電話相談(フリーダイヤル対応) ○うつ病セミナー 3/2(土)松田町で実施。48名参加。	(自己評価(効果・課題)) 市町村が自殺対策計画を策定した。県として広域的な推進と市町村の支援をする地域支援の事務量も増えたが、地域格差のないよう支援していくことが求められ、今後は改定に向けての支援が課題。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 令和5年度は23市町村が自殺対策計画の改定をした。今年度も引き続き改定をする予定の市町村へ支援を行う。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
143			健康医療局	がん・疾病対策課	X(旧Twitter)広告事業	X(旧Twitter)の投稿や検索結果にX(旧Twitter)を表示し、不安や悩みを抱える方へ、相談窓口の周知や誘導をするもの。	広告表示回数:45,817,789回 リンクへのクリック数:81,599回 相談窓口への架電件数:3,554回 LINE相談への遷移件数:218回	(自己評価(効果・課題)) クリック数等増えている。 (今後の取組の方向性(事業計画)) バナー等のリニューアルを行い、クリック率を向上させていく。
144			健康医療局	精神保健福祉センター	電話相談事業	フリーダイヤルのこのころの電話相談での、このころの健康に関する悩みについての相談対応	・「このころの電話相談」は、神奈川県全域を対象に、このころの健康に関してフリーダイヤルで電話相談を実施。毎日24時間(年度初めの4月1日午前0時から4月1日午前9時までは休止します。)38,576件 ・「依存症電話相談」は、依存症にかかわる相談を専用回線にて実施。月・火曜日 13時30分から16時30分まで(祝日を除く)296件	(自己評価(効果・課題)) 電話がつながりにくく、リピーターが多いこと。時間を拡充し接続率を向上させた。 (今後の取組の方向性(事業計画)) R6年4月よりプッシュボタン方式を採用し、緊急回線を設け、緊急ケースへの対応を行っている。
145			文化スポーツ観光局	スポーツ課	スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組む。	スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組んだ。	スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組んだ。	(自己評価(効果・課題)) 働く世代の女性(20～40代)を対象に、商業施設の活用やプロスポーツチームとの連携を通じて、運動実践及び普及啓発を実施し、運動習慣の定着を促した。その結果、事業の参加者の9割以上が、日常生活の中で運動を始めようと思うようになった。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 令和5年度の事業実施を通して得られた成果や課題を踏まえ、引き続き働く世代の女性の運動促進事業を実施する。
②エイズ・性感染症等に対する支援								
146			教育局	総合教育センター	性に関する指導・エイズ教育の推進	性に関する指導・エイズ教育について研修し、教育の指導力の向上を図る。	・性に関する指導・エイズ教育に関する研修講座(全1回、半日日程、オンライン(同期型))の実施(受講対象者 小・中・高・中等教育・特別支援学校の総括教諭、教諭、養護教諭)86名受講	(自己評価(効果・課題)) 医学と人権教育という多面的な講義で、講師の知見、現在の取組を聞き、受講者が学ぶことや生徒に向きあい寄り添うことが必要であると実感することができた。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 今後も継続、発展させるべき講座と考える。
147			健康医療局	健康危機・感染症対策課	エイズ対策促進事業	・HIV(ヒト免疫不全ウイルス)の感染予防を推進するため、かながわレッドリボン運動、青少年エイズ・性感染症の予防講演会、啓発イベントなどを実施し、県民のエイズ(性感染症を含む)に関する正しい理解と行動への普及啓発を図る。 ・HIV感染者・エイズ患者の歯科診療推進のため、医療機関の紹介や研修を行い、県内のHIV歯科診療体制の充実を図る。 ・HIV感染者・エイズ患者の診療推進のため、研修を行い、医療従事者の意識啓発を図る。	・かながわレッドリボン運動:検査普及週間と世界エイズデーにあわせ強化月間を設定し、保健福祉事務所での臨時検査及びイベント実施をととして推進を図った。 ・青少年エイズ・性感染症の予防講演会:中学・高校にて開催し予防啓発を図った。 ・地域エイズ予防啓発事業:各保健福祉事務所・センターを中心として、地域に根差した予防啓発を図った。 ・エイズ歯科診療推進事業:医療体制の構築及び歯科診療紹介制度の推進を図った。(神奈川県歯科医師会委託) ・エイズ治療症例研究会開催事業:医療従事者向け研修を実施し、診療体制の充実を図った。(神奈川県歯科医師会委託)	(自己評価(効果・課題)) コロナ感染拡大により中止・縮小していたイベントを再開した。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 感染予防策を適切に行った上で開催する。
148			健康医療局	健康危機・感染症対策課	HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業	HIV感染の予防及び早期発見や、感染者及びその家族の社会的・精神的問題を軽減するため、即日検査事業やカウンセリングを実施し、HIV・検査相談体制の充実を図る。	・HIV保健センター設置数:1ヶ所(医療危機対策本部室)要請に応じてカウンセラーを派遣 ・HIV検査を6ヶ所で実施(保健福祉事務所・センター5ヶ所とHIV即日検査センター1ヶ所)	(自己評価(効果・課題)) 希望者が検査を受けられるよう検査体制を維持している。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 感染予防対策を適切に行った上で実施する。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
③県民が生涯にわたり輝き続けることができる「人生100歳時代」に向けた取組								
149			政策局	いのち・未来戦略本部室	「人生100歳時代の設計図」推進事業	人生100歳時代において、子どもから大人まで生き生きと充実した人生を送ることができるよう、県が市町村、大学、民間企業、NPO等と連携し、「学びの場」や「活動の場」の創出に向けて取り組み、コミュニティに参加しやすい環境づくりを行う。	<p>○かながわ人生100歳時代ネットワークの運営</p> <p>【定例意見交換会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「この指とまれプロジェクト」の提案やネットワークメンバー同士の交流の場として「定例意見交換会」をオンラインで開催した。(12回) 意見交換テーマ数:56(地域コミュニティにおける空き家等の利活用・可能性等) 参加者数:延べ428人 <p>【この指とまれプロジェクトの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 若者団体による地域活性化プロジェクトや脳トレ教室など、連携プロジェクトも含めて計14件の提案があった。 <p>【ネットワークメンバーの拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2023年度(178団体)※26団体追加 <p>○【神奈川県×Peatix特設ページ「好きかも！を見つけよう※」での情報発信】</p> <p><内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 人生100歳時代の生き方の参考となる著名人インタビュー イベント・コミュニティへの参加で意識や行動が変わった人の「ストーリー」 県内のおすすめイベント・コミュニティ <p>※年間ページビュー数:25,535</p> <p>※「かながわ人生100歳時代ポータル」は2019年度で休止。2020年度以降は、Peatix Japan(株)(2019年8月21日に県と協定締結)が運営するイベント・コミュニティ運営サービス「Peatix」の中に開設された特設ページ「好きかも！を見つけよう」にコンテンツを移管。</p>	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>ネットワーク団体の加入数は、参加者のロコミ等により増え続けているものの、「この指とまれプロジェクト」の提案数は減少している。</p> <p>(今後の取組の方向性(事業計画))</p> <p>かながわ人生100歳時代ネットワークの会員間の連携により様々なプロジェクトを立ち上げるとともに、その成果をメディア等と連携しながら広く発信し、地域課題の解決につなげる必要がある。</p>
150	209		政策局	かながわ県民活動サポートセンター	コミュニティ・カレッジ事業	地域におけるさまざまな課題の解決や、地域の活性化に向けた取組を行うボランティアやNPO等の人材の育成等を行うため、県民の学びの場である「かながわコミュニティカレッジ」を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> 主催講座 21講座実施 連携講座 10講座実施 特別講座 1講座実施 	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>人気講座の追加実施や、障がいのある受講生への配慮として手話通訳者を交えて実施するなど、受講者のニーズに応じて講座を実施した。</p> <p>(今後の取組の方向性(事業計画))</p> <p>今後も引き続き、オンライン講座を実施するほか、受講後の活動に結び付けるためのフォローアップを充実化させる必要がある。</p>
151			教育局	高校教育課	ハイスクール人材バンク事業	学校の教育力の向上を図り、生徒一人ひとりに目の行き届いた教育支援を推進するため、専門的・実践的な知識を有する民間企業経験者や豊富な社会経験を有する地域人材などを活用する。	県立高校37校で「かながわハイスクール人材バンク」を活用し、学習支援員やスクールキャリアカウンセラーによる、学習支援や進路支援を行い、きめ細かな指導を実現するとともに、教員の業務負担の軽減を図った。	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>学習支援員やスクールキャリアカウンセラーは、国庫補助金を活用した事業であるが、国庫補助の低減が続く状況であり、安定的な事業の展開が課題である。</p> <p>(今後の取組の方向性(事業計画))</p> <p>学習支援員やスクールキャリアカウンセラーは学校のニーズが高い事業であることから、引き続き、予算の拡充について国へ要望していくとともに、安定的に事業を継続できるよう、対応を検討していく。</p>
152			教育局	生涯学習課	県立社会教育施設の取組	多様化・高度化する県民の学習ニーズに応えるため、金沢文庫や生命の星・地球博物館などの県立社会教育施設において、各施設の機能と特色をいかした講座を実施するなど、生涯学習を推進する。	県立社会教育施設において、各施設の機能と特色をいかした講座等を実施した。	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>人生100歳時代において、一人ひとりの「学び」の意欲に応え、生涯にわたって能動的に学び続けられるよう、生涯学習の環境整備がより一層県立社会教育施設に求められている。</p> <p>(今後の取組の方向性(事業計画))</p> <p>県立社会教育施設の調査研究を活用した展示事業や教育普及活動の実施により、県民に「学び」の機会を提供する。</p>
153			教育局	県立図書館	「人生100歳時代」を支える県立図書館事業	「人生100歳時代の設計図」における「学び直し」の視点から県立図書館の図書を充実するとともに、講座を開催する。	県立図書館新本館の開館に合わせて2022(R4)年度より、学びを深める仕掛けとして、「Lib活 after5ゼミ」を開始している。また、「学び直し」にかかる資料は、「自分に相応しいテーマを見つける」ための資料として、各分野の課題や最新状況が判るような入門書、平易な論文集など100冊を収集した。	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>(今後の取組の方向性(事業計画))</p> <ul style="list-style-type: none"> 「学び直し」にかかる資料は、当館が従来収集してきた専門資料への橋渡しのものでもあるため、今後とも収集・整備していく。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
154	再掲	40	産業労働局	産業人材課	職業人生の長期化・多様化を見据えた労働者の主体的なキャリア形成を支援するため、キャリアコンサルティングを推進するとともにジョブ・カードを活用する。あわせて、在職者訓練等を活用して、労働者の職業能力開発のために行う学び直しを支援する。	職業人生の長期化、多様化を見据えた労働者の主体的なキャリア形成を支援するため、キャリアコンサルティングを推進するとともにジョブ・カードを活用する。あわせて、在職者訓練等を活用して、労働者の職業能力開発のために行う学び直しを支援する。	ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング実施結果 ・延べ時間 2,032時間 ・延べ人数 7,597人 ・ジョブ・カード 687件 職業訓練の実施 受講者数 ・在職者訓練:386コース 3,073人 ・在職者専門高度訓練:102コース 964人	(自己評価(効果・課題)) 職業人生の長期化、多様化を見据えた労働者の主体的なキャリア形成を支援するため、キャリアコンサルティングを推進するとともにジョブ・カードを活用した。あわせて、在職者訓練等を活用して、労働者の職業能力開発のために行う学び直しを支援した。 (今後の取組の方向性) ・在職者訓練:404コース 4,285人 ・在職者専門高度訓練: 104コース 1,500人
155	再掲	176	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	大学等におけるライフキャリア教育の支援	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じたキャリア(生涯にわたる生き方)を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援する。	・大学生向けに啓発冊子を印刷、配布 ・高校生向けに啓発冊子をデータにて配布 ・大学へのライフキャリア教育外部講師派遣(派遣回数:2大学2回) ・高校におけるライフキャリア出前講座の実施(実施回数:2高校2回) ・中学におけるライフキャリア出前講座の実施(実施回数:5中学校7回)	(自己評価(効果・課題)) 中学校の出前講座は令和4年度が始めてで(4中学校4回)で令和5年度は回数は増加できた。コロナ前は高校は2〜3回、大学は7回程度行っていたため、減少している。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 引き続き、実施回数を増加できるよう、関係各課と連携し周知を促す。
156	再掲	41	産業労働局	雇用労政課	中高年齢者の就業支援	求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施する。	シニア・ジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施 ・キャリアカウンセリング(総合相談)(延べ利用者数6,606人) ・専門相談(創業、年金税金など)(相談件数:94件) ・再就職支援セミナー(45回実施、受講者延べ1,344人) ・適性診断 ・地域出張相談 など シルバー人材センターの育成指導	(自己評価(効果・課題)) 令和4年度と比較してキャリアカウンセリング利用者は若干減少しているが、利用満足度は高い状態を維持できている。一方、企業と求職者のミスマッチ等により、就職に至っていない求職者は依然として存在するため、引き続き求職者に寄り添った相談体制、支援の充実を図る必要がある。 (今後の取組の方向性) 雇用情勢や利用者のニーズを把握しながら、引き続き、中高年齢者の就業を支援する。

4. 防災・復興における男女共同参画の推進

① 防災・復興における男女共同参画の推進

157			くらし安全防災局	総合防災センター	防災担い手人材の育成	参加者が様々な視点で防災を考えられるよう、多様なテーマや手法を取り入れた防災講座を実施し、防災意識の定着を図る。	多様なテーマや手法を取り入れた防災講座の実施 ・ゲーム体験型防災訓練(2023年9月10日(日)83名) ・防災講座 地域の防災について意識を高める ～避難所運営ゲームを通じて「自助」「共助」を学ぶ～(2024年3月20日(水)37名)	(自己評価(効果・課題)) 男女バランスよく参加があり、それぞれの立場から、積極的な発言があった。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 参加者が様々な視点で防災を考えられるよう参加対象は限定せず、多様なテーマや手法を取り入れた講座を開催し、防災意識の定着を図っていく。
158	24		くらし安全防災局	消防保安課	女性消防団員の加入促進	消防団加入促進リーフレットの作成及び消防団員へのサービスを提供する店舗・施設の登録等により消防活動のアピールや消防団員の加入促進を実施する。	・かながわ消防フェア2023の開催:体験イベントの開催 ・消防団員加入促進リーフレットの配布 ・かながわ消防団応援の店登録制度の推進	(自己評価(効果・課題)) 女性消防団員の加入促進に向けた取組について効果が図られた。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 全国的に消防団員が不足していることから、男女ともに消防団員の募集及び加入促進が必要であるため、市町村との連携し対応する。
159	25		くらし安全防災局	消防学校	消防分野に関わる女性人材の養成	女性消防職団員対象の特別教育を実施する。	女性消防職団員の活躍推進のための特別教育の実施 ・消防職員特別教育 女性活躍推進研修(2024年3月1日(金)48名) ・消防団員特別教育 女性消防団員等活性化研修(2024年2月4日(日)43名)	(自己評価(効果・課題)) 【消防職員特別教育】 グループ討議で、女性消防職員に関する職場の課題を共有し、解決につなげることができた。 【消防団員特別教育】 女性消防団員の災害対応力や災害知識の向上に貢献した。 (今後の取組の方向性) 【消防職員特別教育】 女性消防職員の多くが、本研修を修了したことから、2021年度より男性職員も受講対象に含めて実施。 【消防団員特別教育】 女性消防団員に対し、実技訓練を中心に実施。
160	26		政策局	かながわ県民活動サポートセンター	災害救援ボランティア支援人材の養成	災害救援ボランティアの活動をコーディネートする人材を育成する取組を進める。	かながわコミュニカレッジで「災害ボランティアコーディネーター基礎講座」の開催 受講者数21名(全2回)	(自己評価(効果・課題)) 災害救援ボランティアコーディネーターを育成する講座を実施した。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 受講後の活動に結び付けるためのフォローアップを充実させる必要がある。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
161			①福祉子どもみらい局 ②くらし安全防災局	①共生推進本部室 ②危機管理防災課	男女共同参画の視点から見た市町村職員向け研修の実施	男女共同参画の視点を踏まえて、県職員及び市町村職員向けの研修を実施する。	男女共同参画の視点からの防災研修をオンラインで開催した。 県危機管理防災課にて市町村防災部門に研修の周知を図った。 参加者数77名 (対象者:市町村男女共同参画部局、防災部門及び避難所運営関係部署)	(自己評価(効果・課題)) ①市町村男女共同参画部局から22名、避難所運営関係部署からは24名の参加が得られた。アンケート結果から、「参考になった」「どちらかというと参考になった」を合わせて97.2%と満足いただける研修となった。 研修方法については、オンラインは参加しやすかったと意見もいただいた一方、対面で行うことで備蓄品の実物を見たり貴重な体験もできるのではという、ご意見もいただいた。講義内容も踏まえ開催方法について検討する必要がある。 ②避難所運営に女性の視点を踏まえることの重要性を周知していたため、市町村防災部門から23名の参加が得られた。 (今後の取組の方向性(事業計画)) ①アンケートより、今後の研修講義内容や対象者等についてご意見をいただいたため、参考にしながら有意義な研修になるよう取り組んでいく。 ②避難所における女性の視点的強化等を共有していく。
162			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	男女共同参画の視点から見た市町村等の地域防災計画への助言	県防災会議が災害対策基本法第42条に基づく市町村地域防災計画への修正報告を受けた場合において、防災会議幹事として助言を行う。	随時市町村地域防災計画に対して、男女共同参画の視点から見た助言を行った。 (11つの市町村から照会あり、3つの市町村へ助言を行った)	(自己評価(効果・課題)) 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づき、防災計画について助言を行った。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 引き続き、随時市町村地域防災計画に対して、男女共同参画の視点から助言を行う。
163			くらし安全防災局	危機管理防災課	より良い避難所運営に向けた市町村の取組を支援	県避難所マニュアル策定指針を参考に、市町村は男女のニーズの違い等の男女双方の視点などに十分配慮する。	避難所での女性の良好で安全な生活環境を確保するため、女性運営責任者の配置や、女性に配慮した避難所レイアウトの早期設定、女性専用のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置に努めること等、女性の視点を踏まえた避難所マニュアル策定指針について市町村と共有している。	(自己評価(効果・課題)) 避難所運営に女性の視点を踏まえることの重要性を周知できた (今後の取組の方向性(事業計画)) 市町村が避難所マニュアルの改定等を行う際の助言や国からの通知等に沿って適宜対応していく。

重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

施策の基本方向1 固定的な性別役割分担意識等の解消のための意識改革

①男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

164	208		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画施策推進者研修・会議	かながわ男女共同参画センター及び各市町村の事業について情報等を共有し、男女共同参画についての施策能力の向上等を図る研修を実施することにより、効果的な事業展開や県と市町村並びに市町村相互の連携の強化を図る。	男女共同参画施策推進者研修の実施(研修1回/29名)	(自己評価(効果・課題)) 研修を通じた他市町村の担当者との意見交換、ノウハウや悩みの共有などのほか、横断的なネットワーク形成についての効果も期待できる。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 引き続き受講者アンケートの意見を活かした研修を実施する。
165	54 171		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画研修用教材の提供	市町村や企業等において、男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画に向けた取組を進めることに資することを目的とした研修に使用できる教材を提供する。	男女共同参画についての研修用教材(powerpoint版)を用意し、それぞれ希望に応じて提供。 ・「男女共同参画(一般向け)」5件 ・「職場における男女共同参画」7件 ・「アンコンシャス・バイアス～男女共同参画の視点から～」7件 ・「パートナーへの暴力防止」1件	(自己評価(効果・課題)) ・費用や企画準備時間、参考資料がない等の理由から研修開催に窮する企業や自治体等からのニーズがあり、有効利用され、各組織での男女共同参画の取組の推進に寄与した。 ・最新データへの更新作業の負担軽減を検討する必要がある。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 引き続き希望に応じた研修用教材を提供する。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
166	再掲	11	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ女性の活躍応援団支援事業	女性が活躍する取組に積極的に、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、応援団員自らが参加する全体会議の開催や、啓発講座への講師派遣、企業等のトップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。 なお、近年のジェンダー意識の変化やダイバーシティ経営推進などを踏まえ、「かながわ女性の活躍応援団」の取組を、より機動的・実践的にするため、女性活躍に加えて、ジェンダー平等社会の実現に向けた取組を核として、ダイバーシティ&インクルージョン及びすべての人が働きやすくなるよう推進していく組織として、令和6年3月22日に「D&Iかながわメンバーズ」へ発展的に改組し、異業種間での「取組の共有」や「実践的な議論の場」の提供、若い世代への取組を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> 啓発講座等の実施(2回/604名) D&Iかながわメンバーズ会議の開催(1回/27企業・団体(オンライン視聴による参加企業・団体を除く。)) D&Iかながわメンバーズの登録の推進(55企業・団体(令和6年3月31日時点)) 	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <ul style="list-style-type: none"> 「かながわ女性の活躍応援団」から「D&Iかながわメンバーズ」へ発展的に改組・発足することに伴い、新たに登録メンバーの募集を行い、55企業・団体の会員を集めることができた。 会議の開催により、女性活躍に加えて、ジェンダー平等をはじめとするD&Iの取組について理解を深めるとともに、メンバー間での情報共有ができた。 <p>(今後の取組の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、登録メンバーの募集を行うとともに、女性活躍、ダイバーシティ&インクルージョン推進に向けて、異業種間での「取組の共有」や「実践的な議論の場」の提供、若い世代への取組を実施する。
167	再掲	206	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	地域における啓発活動の促進	地域における男女共同参画社会の実現に向けて市町村やNPO等と連携して、地域の実情に応じた講座を開催する。	男女共同参画推進市町村連携事業の実施(16回/873人)	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>市町村やNPOと連携することにより、地域の実情に応じた男女共同参画推進の啓発事業を実施することができた。</p> <p>(今後の取組の方向性(事業計画))</p> <p>引き続き今日の課題解決の手がかりとなる視点も含め、地域の実情に応じた講座等の啓発事業を実施する。</p>

②男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供

168			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画に関する調査研究	男女共同参画社会を推進するための課題解決に向けた調査研究を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 「かながわジェンダーダイバーシティ・データベース」の更新・公表 中高生向け「ジェンダー平等キャリア・パンフレット(仮称)」の作成に向けて、男女それぞれが少数派となる環境下で活躍している方々の実例を収集するためのアンケート調査を実施 	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <ul style="list-style-type: none"> 中高生がジェンダー・バイアスに影響されることなく、自由に進路を選択できるよう啓発資料を作成中である。 調査研究事業の効果測定が難しい。 <p>(今後の取組の方向性(事業計画))</p> <p>引き続き優先度の高い今日的テーマに関する調査研究を行う。</p>
169			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画に関する情報発信	男女共同参画の普及・啓発のため、男女共同参画に関する様々な情報を収集・発信するとともに、かながわ男女共同参画センターが実施する事業のPRなど、ホームページやメールマガジンなど、多様な媒体を使って情報発信を行う。	<p>かながわ男女共同参画センターだより「かなデラスレポート」を作成し、ホームページ上で発信(3回)</p>	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>かなデラスレポートのアクセス数をどのようにして増やしていくのが課題である。</p> <p>(今後の取組の方向性(事業計画))</p> <p>引き続き必要な情報を発信する。</p>
170			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画に関する行政資料等の提供	男女共同参画に関する行政資料等を収集・整理し、県民の利用に供する。	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画などに関する行政資料等の収集、整理を行い、情報提供や貸出を実施 インターネットを活用し蔵書検索や資料・交流コーナー情報を提供 講座、セミナー等開催時に関連した図書を紹介 	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>男女共同参画などに関する行政資料等の利用をどのようにして増やしていくのが課題である。</p> <p>(今後の取組の方向性(事業計画))</p> <p>引き続きより多くの県民の利用に供することができるよう、ホームページ等により所蔵している図書等の周知を行う。</p>
171	再掲	165	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画研修用教材の提供	市町村や企業等において、男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画に向けた取組を進めることに資することを目的とした研修に使用できる教材を提供する。	<p>男女共同参画についての研修用教材(powerpoint版)を用意し、それぞれ希望に応じて提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画(一般向け)」5件 「職場における男女共同参画」7件 「アンコンシャス・バイアス～男女共同参画の視点から～」7件 「パートナーへの暴力防止」1件 	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <ul style="list-style-type: none"> 費用や企画準備時間、参考資料がない等の理由から研修開催に窮する企業や自治体等からのニーズがあり、有効利用され、各組織での男女共同参画の取組の推進に寄与した。 最新データへの更新作業の負担軽減を検討する必要がある。 <p>(今後の取組の方向性(事業計画))</p> <p>引き続き希望に応じた研修用教材を提供する。</p>

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
施策の基本方向2 子ども・若者に向けた意識啓発								
①子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成								
172	22		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	男女共同参画教育の推進	子どもの頃から男女共同参画意識を育むため、男女共同参画教育参考資料を作成し、政令市内を除く県内の全小学校（5年生を対象）に配布した（29,700部作成、395校に配布）。	男女共同参画教育参考資料「こんな子いるよね」を、横浜・川崎・相模原市を除く県内の全小学校（5年生を対象）に配布した（29,700部作成、395校に配布）。	（自己評価（効果・課題）） 児童にとって、男女共同参画について考えられる内容になっているか、不明の状態。 （今後の取組の方向性（事業計画）） アンケート回答対象校による、アンケートの回答率が著しく低い（23校/359校）、回答を促すよう関係課と連携し、アンケートの内容を充実させ、冊子内容の改訂の検討を行う。
173			教育局	生涯学習課	家庭教育の重要性への理解を深めるための支援	子どもの「生きる力」の基礎的な資質や能力を培う「家庭」の教育力の充実のための学習資料を発行し、男女平等意識などについても中学生の保護者等に対し必要な情報提供・啓発を行う。	家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック すこやか」の作成と配付 ・内容 思春期の特徴、子どもと保護者の関係、保護者の役割等 ・配付対象 中学新入生の保護者（政令市を除く） ・発行部数 41,500部	（自己評価（効果・課題）） ・アンケートを行ったところ、家庭教育の推進に役に立つと思うとの回答が約9割であり、保護者の役に立てることができた。 （今後の取組の方向性（事業計画）） ・子育てに関し悩みや不安を抱える保護者の方に向けて情報提供による支援をする必要があるため、今後もハンドブックの作成、配付を継続し、普及啓発を図っていく。
174			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	若年層向け普及啓発事業	男女共同参画社会の実現のため、誰もが性別に関わらず、自分らしい生き方を選択し、お互いを認め合う対等な人間関係を築く力を育成する若年層（中学生）向け意識啓発事業として、中学生に身近なテーマ（メディア、人間関係、進路）を通して、考えるヒントや気づきが得られる出前講座を実施する。	①メディアリテラシー講座の実施（6回/1,755名） ②デートDV防止啓発講座の実施（10回/992名） ③理工系キャリア支援講座の実施（1回/592名）	（自己評価（効果・課題）） ・講座の実施により、性別に関わらず自分らしい生き方や対等な人間関係を考える機会を提供することができた。 ・学年や全校単位の学校行事としては、「理工系キャリア支援講座」のような特定分野のみにフォーカスしたコンテンツが近年は採用されにくい傾向がある。 （今後の取組の方向性（事業計画）） ・例年、アンケート結果も良好であるため、引き続き、参加者アンケートの意見を活かした事業を展開する。 ・ただし、理工系キャリア支援講座については、「理工系」を前面に押し出した講座名をリニューアルし、性別に関わらず自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供するとともに、女子生徒の理工系志望を促進・支援する事業として引き続き実施する。
175			教育局	高校教育課	キャリア教育の推進【生徒向け】	生徒の望ましい勤労観・職業観を育て、男子向き女子向きといった固定的な考え方にとらわれず、生徒一人ひとりが主体的に進路を選択する能力・態度を身に付け、幅広い分野に進むことができるようにする。また、各校ごとのキャリア教育実践プログラムや就業体験などの体験活動を充実させるとともに、かながわキャリア教育体験発表会の開催などの取組を通じて、キャリア教育の推進・進路指導の充実を図る。	・全県立高校におけるキャリア教育の推進 ・「県立高等学校等進路指導説明会」の開催	（自己評価（効果・課題）） 県立高等学校等進路指導説明会等とおして、キャリア教育の推進・進路指導の充実を図ることができた。また、キャリア教育体験発表会の開催などおして、優良事例を発信し、周知を図ることができた。 （今後の取組の方向性（事業計画）） 今後も事業を継続し、キャリア教育の推進・進路指導の充実を図る。また、体験発表会の開催などおして、優良事例を発信し、周知を図る。
176	21 155		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	大学等におけるライフキャリア教育の支援	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に合ったキャリア（生涯にわたる生き方）を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援する。	①就職前の大学生に対し、自らの人生を自ら描くことができる力を育成するため、ライフキャリア教育の授業を行う講師を派遣する外部講師派遣と、県作成のライフキャリア教育啓発用教材を活用した授業の実施方法を県内学校に広く普及するための出前講座を実施した。 ・大学へのライフキャリア教育外部講師派遣（派遣回数：2大学2回） ・高校におけるライフキャリア出前講座の実施（実施回数：2高校2回） ・中学におけるライフキャリア出前講座の実施（実施回数：5中学校7回） ②大学生向けに啓発冊子を印刷、配布 ③高校生向けに啓発冊子をデータにて配布	（自己評価（効果・課題）） 中学校の出前講座は令和4年度が始めてで（4中学校4回）で令和5年度は回数は増加できた。コロナ前は高校は2～3回、大学は7回程度行っていたため、減少している。 （今後の取組の方向性（事業計画）） 引き続き、実施回数を増加できるよう、関係各課と連携し周知を促す。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
②学校現場における基盤整備								
177			教育局	①行政課 ②総合教育センター	県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に取り組む。	県立学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 教職員向け啓発資料を全県立学校へ配付 ・教育実習生向け啓発用チラシを全県立学校へ配付 ・県立学校掲示用の啓発ポスターを全県立学校へ配付 ・県立高等学校（全日制・定時制・通信制）、県立中等教育学校（後期課程）、県立特別支援学校（高等部）のすべての生徒（約115,000人）を対象に、調査を実施。 ・県立学校人権教育校内研修会に対する支援（外部講師への報償費の負担、講師の派遣） ② 県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口による相談を実施。Eメール相談は21件、電話相談は16件、合計37件に対応。 ・児童・生徒向け啓発資料の配付 	<p>（自己評価(効果・課題)）</p> <p>①セクシュアル・ハラスメントに関する調査の回答数の増加から、セクシュアル・ハラスメントに対して声を上げようとする教職員や生徒の意識の高まりが感じられる。その一方で、教職員による不意な言葉がけなどが見られるため、教職員への注意喚起や意識啓発が必要である。</p> <p>②被害者の救済を最優先に考え、被害者を含む当事者にとって、適切かつ効果的な対応は何かという視点を常に持ち相談に応じた。被害を深刻化させたり拡大させたりしないように、正確な情報収集と迅速かつ適切な対応を心掛けた。相談内容をまとめ、関係課と情報共有することで、再発防止につなげた。</p> <p>（今後の取組の方向性(事業計画)）</p> <p>①引き続き各取組を実施していくとともに、調査結果を踏まえた意識啓発等を進めていく。</p> <p>②引き続き、相談の内容を分析し、予防や再発防止につなげられる手立てを模索していく。</p>
178			教育局	総合教育センター	教育相談の実施	学校・家庭・地域における、いじめや不登校、子育てに伴う保護者の悩みや教育上の課題について、助言や情報の提供、カウンセリング、コンサルテーション、医療相談等を通して、教育的・心理的な支援を実施 「24時間子どもSOSダイヤル」の実施 「中高生SNS相談@かながわ」の実施 「体罰に関する相談窓口」及び「県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口」の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・発達等に関する教育相談を電話、来所、Eメール、SNS、学校訪問等で受け、計16,363件に対応。 ・コンサルテーションとして、学校訪問を38校で実施。 ・教職員等が精神科医に相談する医療相談を25件実施。 	<p>（自己評価(効果・課題)）</p> <p>相談者のニーズに応え、様々な方法で、安心・安全を第一に教育相談を実施した。学校や家庭における子どもの様々な悩みや困りごとへ丁寧に対応した。また、学校訪問相談等を通して、子どもを支える学校や教職員の相談に対応した。</p> <p>（今後の取組の方向性(事業計画)）</p> <p>引き続き、相談者のニーズに応えられるように相談を実施する。</p>
179			教育局	行政課	人権教育の推進	人権が真に尊重される社会の実現をめざし、学校・地域等において、より充実した人権教育が推進できるよう人権教育の指導者を養成することを目的とした人権教育指導者養成研修講座を実施し、その中に「女性の人権について」というテーマを設ける。 また、県立学校人権教育校内研修会に対し、講師の派遣などの支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育指導者養成研修講座（人権教育担当者等24名が参加し、男女共同参画社会実現に触れた1回を含む、全8回の実施） ・県立学校人権教育校内研修会に対する支援（外部講師への報償費の負担、講師の派遣） ・人権教育ハンドブックをホームページに掲載し研修会等で活用。県立学校掲示用の啓発ポスターを配付。 	<p>（自己評価(効果・課題)）</p> <p>外部講師を招いた研修の実施により、県内の指導主事、県立学校教職員等の意識啓発を行うことができた。</p> <p>（今後の取組の方向性(事業計画)）</p> <p>引き続き各取組を実施していく。</p>
180			教育局	行政課	男女共同参画推進教育研修の充実	教職員の意識啓発と男女共同参画教育を実践する上での課題解決を図るため、男女共同参画教育についての研修を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育指導者養成研修講座（人権教育担当者等24名が参加し、男女共同参画社会実現に触れた1回を含む、全8回の実施） ・県市町村人権教育担当者研修会（人権教育担当者等36名が参加し、男女共同参画社会実現に触れた1回を含む、全4回の実施） 	<p>（自己評価(効果・課題)）</p> <p>外部講師を招いた研修の実施により、県内の指導主事、県立学校教職員等の意識啓発を行うことができた。</p> <p>（今後の取組の方向性(事業計画)）</p> <p>引き続き各取組を実施していく。</p>
181	131		教育局	行政課	人権教育指導者養成研修講座の実施	人権教育の推進を図るための指導者を養成する研修を実施	県教育局及び教育機関、市町村教育委員会に所属する指導主事、社会教育主事、事務職員及び人権教育研究校の教職員を対象に開催 （人権教育担当者等24名が参加し、男女共同参画社会実現に触れた1回を含む、全8回の実施）	<p>（自己評価(効果・課題)）</p> <p>外部講師を招いた研修の実施により、県内の指導主事、県立学校教職員等の意識啓発を行うことができた。</p> <p>（今後の取組の方向性(事業計画)）</p> <p>引き続き実施していく。</p>
182	132		教育局	総合教育センター	人権教育研修講座の実施	人権問題に対する正しい理解を深めるために校長、副校長、教頭、人権教育担当者等に研修を実施する。	「県立学校人権教育研修講座」をオンライン（オンデマンド型）にて実施（受講対象者 県立学校校長、副校長・教頭、人権教育担当者等）521名受講	<p>（自己評価(効果・課題)）</p> <p>様々な人権問題に対し、正しい情報を提供できた。身近に起きる問題から、いつ起きるかわからない問題まで自分事として取り組める講義となった。</p> <p>（今後の取組の方向性）</p> <p>今後も内容を精査し、継続、発展させるべき講座と考える。</p>

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
183			教育局	総合教育センター	男女平等教育研修の充実	男女平等教育についての意識の啓発を図り、学校においてその推進に役立てるため、男女平等教育に係る研修講座を実施	<ul style="list-style-type: none"> 「初任者研修講座」講義「人権教育」をオンライン（オンデマンド型）にて実施（受講対象者 小・中・高・中等教育・特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭） 979名受講 「中堅教諭等資質向上研修講座」講義「人権教育」をオンライン（オンデマンド型）にて実施（受講対象者 小・中・高・中等教育・特別支援学校の教諭、養護教諭、自立活動教諭、栄養教諭） 857名受講 「新任教頭研修講座（県立学校）」講義「人権教育の推進」（全1回50分程度）の実施 47名受講 「新任指導主事研修講座」講義「人権教育の推進」（全1回1時間50分程度）の実施 103名受講 	<p>（自己評価（効果・課題）） 受講者に合わせ、学校での推進に役立たせる内容を扱うことができた。</p> <p>（今後の取組の方向性（事業計画）） 今後も継続して行う。</p>
184			教育局	総合教育センター	キャリア教育の推進 [教員向け]	県立学校及び中等教育学校において、固定的な性別役割にとらわれないこと、社会的・職業的自立に必要な資質・能力を育てるキャリア教育プログラムの充実を図るため、キャリア・シチズンシップ教育に係る教員研修を実施	<ul style="list-style-type: none"> 「キャリア・シチズンシップ教育研修講座」（全1回、半日日程）の実施（受講対象者 高・中等教育の総括教諭または教諭、各課程1人） 159名受講 	<p>（自己評価（効果・課題）） 次年度より、小中学校を含め、校種間の連携を強化していく。</p> <p>（今後の取組の方向性（事業計画）） オンライン（オンデマンド）型にて実施を検討</p>

施策の基本方向3 育児・介護等の基盤整備

①育児等の基盤整備

185			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	講座・フォーラム等における託児室の設置促進	子育て期の親が、育児を心配することなく講座・フォーラム等に参加できるよう、託児の設置を促進するため、「県が実施する事業における託児に関する方針」の周知を行うとともに、実施状況等について把握・周知する。	<ul style="list-style-type: none"> 「県が実施する事業（講座、フォーラム等）における託児に関する方針」の周知を行った。 託児室設置状況調査を実施した。 	<p>（自己評価（効果・課題）） 事業を行う際、託児室設置の案内を行った。</p> <p>（今後の取組の方向性（事業計画）） 引き続き、託児室設置の案内を行う。</p>
186			福祉子どもみらい局	次世代育成課	幼児期の教育・保育の提供体制の確保・充実等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する保育所・幼稚園・認定こども園への給付費の一部を負担する。 ・病氣や病後の児童を保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等の付設スペースで預かるための施設整備や事業に取り組む市町村に対して補助する。 ・保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校就学児童に放課後の居場所を提供するため、放課後児童クラブの施設整備や運営に取り組む市町村に対して補助する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て支援法に基づき、市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長できるよう支援した。 ・病児保育事業を行うために必要な施設整備等を支援する市町村に対して補助することで、病児、病後児の受け皿確保を図った。 ・放課後児童クラブの施設整備や運営に取り組む市町村に対して補助を行った。 	<p>（自己評価（効果・課題）） 市町村からの申請に対して、適正に給付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病児保育事業を行うために必要な施設整備等を支援する市町村に対して補助することで、病児、病後児の受け皿確保を図った。 ・すべての市町村に対して助成を行うことで、放課後児童クラブの実施を推進できた。 <p>（今後の取組の方向性（事業計画）） 今後も幼児期の教育・保育の提供体制の確保・充実等が図られるよう、適正な給付に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病児保育については、今後も需要の増加が見込まれるため、引き続き事業を継続する。 ・放課後児童クラブの登録児童数は年々増加しており、今後も需要の増加が見込まれることから、引き続き事業を継続する。
187			福祉子どもみらい局	次世代育成課	保育所等の整備促進	待機児童を解消するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の整備等を進める市町村の取組を支援する。	待機児童の削減のため、引き続き保育環境の整備を推進していく市町村を支援	<p>（自己評価（効果・課題）） 待機児童対策を行う市町村に対して補助することで、保育所ニーズの受け皿確保を図った。</p> <p>（今後の取組の方向性（事業計画）） 待機児童の削減のため、引き続き保育環境の整備を推進していく市町村を支援する。</p>
188			福祉子どもみらい局	次世代育成課	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	保育ニーズの多様化に対応するため、保育所が行う延長保育、病児保育などの保育サービスの拡充を図る。	保護者等の就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭や子どもに対する子育て支援を充実するため、地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村が地域のニーズに合った事業を円滑に行うことができるよう、市町村に対して支援を行った。	<p>（自己評価（効果・課題）） ・病児保育事業を行うために必要な施設の運営費等を支援する市町村に対して補助することで、病児、病後児の受け皿確保を図った。</p> <p>（今後の取組の方向性（事業計画））</p>

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
189			福祉子どもみらい局	次世代育成課	待機児童対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業の卒園時の受け皿を確保するとともに保育の質の向上を図るため、保育所・認定こども園に加え、新たに幼稚園を対象に、連携に要する経費の一部を補助する。 ・待機児童の多くを占める0～1歳児の保育所等への受入れを促進するため、年度途中で定員超過して受け入れるための保育士を年度当初から雇用する保育所等に対し、保育士の雇用経費を補助する。 ・待機児童対策を推進するため、保育所の緊急整備や認定こども園の整備等を支援する市町村に対して補助する。 ・認可外保育施設に対して、重大事故の防止を目的とした研修の実施や、睡眠中、食事等の重大事故が発生しやすい場所での巡回指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業連携対策緊急支援事業費補助は廃止 ・低年齢児受入対策緊急支援事業費補助事業の実施により、待機児童の多くを占める0歳児の待機児童解消を図った。 ・賃貸物件において保育所等の運営を行う場合、都市部など局地的に賃借料の実勢価格と公定価格の額が乖離している地域について、その乖離分を補助し、安定的な運営に資した。 ・引き続き保育所の緊急整備等を支援する市町村に対して補助することで、保育の受け皿確保を図った。 ・死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修の実施や睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回支援を行った。 研修参加人数42名。 巡回実施施設数263施設(目標達成率100%)	(自己評価(効果・課題)) 待機児童対策を行う市町村に対し補助することで、待機児童解消を図った。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 待機児童はまだ一定数いるため、引き続き市町村と連携して、待機児童のうち高い割合を占めている低年齢児受入支援や保育所等の整備等を進め、保育ニーズの受け皿の確保に努める。
190			福祉子どもみらい局	私学振興課	私立幼稚園等の預かり保育の促進	保護者の保育ニーズに応えるため、預かり保育を実施する私立幼稚園等に対し補助することにより、保護者及び私立幼稚園等の経費負担の軽減を図る。	預かり保育を実施する私立幼稚園等に対して補助した。	(自己評価(効果・課題)) 多様な保育ニーズに対応することで子育て支援の向上が図られた。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 引き続き、預かり保育を実施する私立幼稚園等に対して補助を行う。
191			福祉子どもみらい局	私学振興課	私立幼稚園等の地域開放事業の促進	地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談事業や地域とのふれあい交流事業などを行う私立幼稚園等に対し補助する。	地域開放を実施する私立幼稚園等に対して補助した。	(自己評価(効果・課題)) 地域の方々に対する子育て支援の一層の充実が図られた。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 引き続き、地域開放を実施する私立幼稚園等に対して補助を行う。
192			健康医療局	医療整備・人材課	院内保育の推進	看護職員等の子育てを支援することにより、看護職員等の就業の継続や再就職の促進を図るため、院内保育事業運営費のうち、保育士等の給与費の一部を補助する。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象:日赤、厚生連、共済組合、学校法人、医療法人等 ・補助件数:115施設 	(自己評価(効果・課題)) 早朝・夜間の勤務が生じる医療従事者が、子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備を支援することができた。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 早朝・夜間の勤務が生じる医療従事者が、子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備を支援するため、引き続き、本事業を継続していく必要がある。
193			福祉子どもみらい局	次世代育成課	放課後児童対策の充実	保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童等に放課後の居場所を提供する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を実施推進する経費を市町村に対して助成する。	放課後児童クラブを設置・運営している市町村に対し、放課後児童クラブの運営費助成を行った。	(自己評価(効果・課題)) すべての市町村に対して助成を行うことで、放課後児童クラブの実施を推進できた。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 放課後児童クラブの登録児童数は年々増加しており、今後も需要の増加が見込まれることから、引き続き事業を継続する。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
194			福祉子どもみらい局	次世代育成課	保育士をはじめとした子育て支援人材の確保育成	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回目の保育士試験として、国家戦略特区を活用した県独自の地域限定保育士試験を実施し、県内の保育士確保を図る。 ・一定の経験を積んだ保育士等を対象に、アレルギー、虐待、乳児保育など各分野のスペシャリスト（保育エキスパート）等を養成し、保育の質の向上と就業継続の支援を図る。 ・子育て支援分野の各事業に従事する子育て支援員や放課後児童クラブに配置が必要な放課後児童支援員等の資格を付与する研修を実施する。 	<p>全国共通の試験（年2回）に加えて、年3回目となる県独自の地域限定保育士試験を実施し、2,225人の受験者、446人の最終合格者があった。</p> <p>保育エキスパート等研修を、8分野計72講座、定員6000人規模で実施した。</p> <p>保育エキスパート等研修を実施するにあたっての、保育士が研修に出席する際の代替保育士の雇用経費を補助した。</p> <p>保育士・保育所支援センターにより、計6回の就職相談会や就職支援セミナーを開催し、無料職業紹介事業も含めた採用実績は、計86名であった。</p> <p>子育て支援員研修を、4期、計31コース研修を開催、1,349人が受講した。</p> <p>放課後児童支援員認定資格研修を2地域及びZOOMにおいて年14回開催し、1,267人の修了認定を行った。</p>	<p>（自己評価（効果・課題）） 地域限定保育士試験や子育て支援員研修等の実施により県内の子育て支援人材を確保することができた。</p> <p>（今後の取組の方向性（事業計画）） 地域限定保育士試験や子育て支援員研修等の実施により人材確保に努めているが、今後もニーズの増加が見込まれるため、引き続き保育士等の子育て支援人材の確保が必要であり、併せて保育の質の向上を図るため、事業を継続する。</p>
195			産業労働局	雇用労政課	家事支援外国人受入事業	女性の活躍促進や家事支援ニーズへの対応等の観点から、国家戦略特別区域制度を活用して、外国人家事支援人材の試行的受入れを行う。	「第三者管理協議会」において、事業が適正に行われるよう事業実施の確認、監督等を行った。	<p>（自己評価（効果・課題）） ・特定機関における外国人家事支援人材の受入人数の増加や家事支援サービスの利用回数等の増加等の事業実績を上げてきた中で、「第三者管理協議会」は監査等によって、事業の適正かつ確実な実施体制を確保してきた。</p> <p>（今後の取組の方向性（事業計画）） ・今後も継続して、「第三者管理協議会」において、事業が適正に行われるよう事業実施の確認、監督等を行っていく。</p>
196	再掲	205	福祉子どもみらい局	高齢福祉課	ケアラー支援事業	既存の各種支援制度のはざまに陥りがちなケアラー（家族などを介護する人）を支援するため、相談窓口やケアラー支援専門員の設置等を行う。	<p><相談窓口> 相談件数 LINE:263件 電話:52件 <ケアラー支援専門員> ケアラー支援専門員が講師として登壇した研修会 25回 支援制度や福祉サービス等に関する情報提供 41件 ヤングケアラー等の支援に係るコーディネート 13件 <居場所づくり> ケアラズカフェの新たな設置等に係る経費補助 3か所</p>	<p>（自己評価（効果・課題）） 相談窓口では、思いを傾聴し、具体的な支援窓口を紹介するなど、ケアラー専門の相談窓口として役割を果たすことができた。引き続き相談窓口の認知度向上に取り組む。 ケアラー支援専門員は、ケアラーに関する研修会への講師登壇等を通じて支援機関とのネットワーク構築を進め、県内におけるケアラー支援の周知・理解促進に貢献した。</p> <p>（今後の取組の方向性（事業計画）） 相談窓口では、引き続き相談窓口の認知度向上に取り組む。 ケアラズカフェについては、引き続き新規立ち上げを支援するとともに、ケアラーに情報提供していく。</p>

②介護の基盤整備

197			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	老人福祉施設等の整備	人口の高齢化が急速に進行し、在宅での介護が困難な高齢者の増加が見込まれる中、老人福祉施設等を着実に整備するため、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の民間老人福祉施設等の整備に対し助成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームの整備 	<p>（自己評価（効果・課題）） 施設建設予定地の市町村が当該市町村介護保険事業計画に位置付けるものに対して補助を行い、概ね順調に整備が進んだ。</p> <p>（今後の取組の方向性（事業計画）） 今後も地域の実情を踏まえつつ、施設整備を促進していく。</p>
198			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	地域包括支援センター職員に対する研修	地域包括支援センターに配置される職員を対象に、事業実施に必要な知識・技術を修得するための研修を実施する。	地域包括支援センター（初任者・現任者）研修の実施	<p>（自己評価（効果・課題）） 地域包括支援センター職員に対し、初任者 91名、現任者182名（修了者数）に対して事業実施に必要な知識・技術を習得するための研修を実施することができた。</p> <p>（今後の取組の方向性（事業計画）） 引き続き地域包括支援センター職員をサポートするために、知識や技術を習得するための研修を実施する。</p>

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
199			福祉子どもみらい局	地域福祉課	介護支援専門員の業務の支援	介護保険制度運営の要である現任の介護支援専門員に対して継続的に研修を実施することにより、その資質の向上を図る。また、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践することのできる主任介護支援専門員を養成する。	・専門研修の実施 専門研修課程Ⅰ 5回／専門研修課程Ⅱ 15回 ・再研修の実施 4回 ・主任介護支援専門員研修の実施 1回 ・主任介護支援専門員更新研修の実施 2回	(自己評価(効果・課題)) 再研修の実施により、介護支援専門員として実務についていない者又は実務から離れている者に対し、介護支援専門員として必要な知識、技術の再修得を図った。 地域包括ケアシステムの要としての役割を担う主任介護支援専門員としての高度な連絡調整力、助言及び指導力の修得に資することが出来た。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 引き続き、各研修を毎年度実施し、受講希望者の受講機会を確保することで、介護支援専門員の資質の向上及び主任介護支援専門員の養成を図る。
200			福祉子どもみらい局	地域福祉課	訪問介護員の養成	介護員養成研修を行う民間事業者等の指定を行い、研修の受講機会を確保することにより、養成に努める。また、研修の指定にあたっては、一定の基準に基づく研修事業者の指定や指定事業者の指導を通じて、質の高い人材の養成を目指す。	・初任者研修事業者及び研修の指定 ・初任者研修の実施 511回 ・初任者研修修了者数 5,384名 ・生活援助従事者研修事業者及び研修の指定 ・生活援助従事者研修の実施 2回 ・生活援助従事者研修修了者数 12名	(自己評価(効果・課題)) 適宜、指定事業者への指導・調整を行い、適切な研修の実施と養成数の確保を図った。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 引き続き、一定の基準に基づく研修事業者の指定を行い、研修の受講機会を確保していくとともに、指定事業者の指導を通じた質の高い人材の養成に努める。
201			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	高齢者虐待防止の取組の推進	高齢者虐待の相談や事実確認、養護者の支援等の対応に関わる市町村、地域包括支援センター、保健福祉事務所の職員を対象に、より専門的かつ実践的な知識・技術の習得を目的とした研修を実施する。	虐待防止関係職員研修の実施(年2回計105名参加) ※オンライン開催	(自己評価(効果・課題)) 初任者向け研修、実務者向け研修の二通りを実施したことに加え、研修に意見交換の時間を取り入れたことで具体的な疑問や課題の解決につながることができた。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 初任者向け研修、実務者向け研修(養護者)、実務者向け研修(養介護施設従事者)の三通りの研修を実施予定。
202			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	認知症施策の推進	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実する。	「かながわ認知症コールセンター」による電話相談の実施 (相談件数1,027件、開設日数154日)	(自己評価(効果・課題)) 相談件数は増加傾向にあり、相談体制も充実してきている。家族懇談会や地域のつどいも定期的に開催することができ、会員同士の交流の場を設けることができています。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 今後もコールセンターを適切に運営し、積極的に広報・周知を行うことで、必要とする人がサービスを利用できるよう、週3回開設するなかで、認知症の人やその家族等に対する電話相談を着実に実施する。
203			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	認知症高齢者地域対策事業	家庭における介護負担を軽減するため保健福祉事務所では、認知症高齢者やその家族に対して、医師や保健師が専門性を活用した相談や訪問指導を行う。	・認知症疾患相談・訪問・支援事業の実施 専門医師等による定例相談回数57回 108名 電話・面接等の随時相談件数1092件 訪問件数延73件 ・認知症初期集中チーム会議等の専門職派遣事業の実施44回	(自己評価(効果・課題))定例相談や訪問活動の件数は、増加傾向にあるものの、市町村等と連携し、ニーズに合った効果的な活動については、引き続き今後の課題。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 市町村、保健福祉事務所担当者会議等で、ニーズ把握を継続実施し、効果的な活動について検討していく。
204			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	地域支援事業交付金の交付	高齢社会の進展に対応して、要支援・要介護状態になることを予防・軽減等するため、地域支援事業として介護予防事業や家族介護支援、日常生活支援のための事業を推進するとともに地域における包括的・継続的マネジメント機能を強化していく。	市町村が地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)として実施する下記事業に対し、交付金を交付。 ・訪問型サービス ・通所型サービス ・その他生活支援サービス ・一般介護予防事業 等 (全33市町村実施)	(自己評価(効果・課題)) 各市町村が、地域の実情とニーズに対応した左記介護予防事業に取り組むことができた。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 引き続き交付金による支援に努める。
205	196		福祉子どもみらい局	高齢福祉課	ケアラー支援事業	既存の各種支援制度のほさまに陥りがちなケアラー(家族などを介護する人)を支援するため、相談窓口やケアラー支援専門員の設置等を行う。	<相談窓口> 相談件数 LINE:263件 電話:52件 <ケアラー支援専門員> ケアラー支援専門員が講師として登壇した研修会 25回 支援制度や福祉サービス等に関する情報提供 41件 ヤングケアラー等の支援に係るコーディネート 13件 <居場所づくり> ケアラーズカフェの新たな設置等に係る経費補助 3か所	(自己評価(効果・課題)) 相談窓口では、思いを傾聴し、具体的な支援窓口を紹介するなど、ケアラー専門の相談窓口として役割を果たすことができた。引き続き相談窓口の認知度向上に取り組む。 ケアラー支援専門員は、ケアラーに関する研修会への講師登壇等を通じて支援機関とのネットワーク構築を進め、県内におけるケアラー支援の周知・理解促進に貢献した。 (今後の取組の方向性(事業計画)) 相談窓口では、引き続き相談窓口の認知度向上に取り組む。 ケアラーズカフェについては、引き続き新規立ち上げを支援するとともに、ケアラーに情報提供していく。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
重点目標5 推進体制の整備・強化								
施策の基本方向1 多様な主体との協働								
206	167		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	地域における啓発活動の促進	地域における男女共同参画社会の実現に向けて市町村やNPO等と連携して、地域の実情に応じた講座を開催する。	男女共同参画推進市町村連携事業の実施（16回/873人）	（自己評価(効果・課題)） 市町村やNPOと連携することにより、地域の実情に応じた男女共同参画推進の啓発事業を実施することができた。 （今後の取組の方向性(事業計画)） 引き続き今日的課題解決の手がかりとなる視点も含め、地域の実情に応じた講座等の啓発事業を実施する。
207	16		政策局	NPO協働推進課	NPO活動への支援や情報提供	NPO活動を支援するために、相談や情報提供、説明会等を実施する。	NPO法人の設立・運営等に関する相談、情報提供、説明会等の開催（法人設立事務説明会5回開催・36名出席、県指定・認定NPO法人制度説明会4回開催・28名出席）	（自己評価(効果・課題)） （今後の取組の方向性(事業計画)）
208	再掲	164	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画施策推進者研修・会議	かながわ男女共同参画センター及び各市町村の事業について情報等を共有し、男女共同参画についての施策能力の向上等を図る研修を実施することにより、効果的な事業展開や県と市町村並びに市町村相互の連携の強化を図る。	男女共同参画施策推進者研修の実施（研修1回/29名）	（自己評価(効果・課題)） 研修を通じた他市町村の担当者との意見交換、ノウハウや悩みの共有などのほか、横断的なネットワーク形成についての効果も期待できる。 （今後の取組の方向性(事業計画)） 引き続き受講者アンケートの意見を活かした研修を実施する。
209	再掲	150	政策局	かながわ県民活動サポートセンター	コミュニティ・カレッジ事業	地域におけるさまざまな課題の解決や、地域の活性化に向けた取組を行うボランティアやNPO等の人材の育成等を行うため、県民の学びの場である「かながわコミュニティカレッジ」を開催する。	・主催講座 21講座実施 ・連携講座 10講座実施 ・特別講座 1講座実施	（自己評価(効果・課題)） 人気講座の追加実施や、障がいのある受講生への配慮として手話通訳者を交えて実施するなど、受講者のニーズに応じて講座を実施した。 （今後の取組の方向性(事業計画)） 今後も引き続き、オンライン講座を実施するほか、受講後の活動に結び付けるためのフォローアップを充実化する必要がある。
210	再掲	128	①福祉子どもみらい局 ②健康医療局	①共生推進本部室 ②青少年課 ③がん・疾病対策課	NPO法人との協働事業の推進	NPO法人と協働し、LGBTについて理解促進を図り、就労に際し正しい情報による適切な支援を受けられるようにする。また、広く県民等にLGBTに関して普及啓発を行う。	①令和元年度で事業終了。 ②事業は令和元年度で終了。青少年センターで実施する指導員研修での講師依頼や、神奈川県子ども若者支援連携会議においてLGBT団体としての助言、協力等の依頼で連携。 ③令和元年度末をもって事業を終了した。	（自己評価(効果・課題)） 青少年センターで実施する指導員研修等において、必要に応じ、講師依頼をした。 （今後の取組の方向性） 神奈川県子ども若者支援連携会議においてLGBT団体としての助言、協力等をお願いする。
211	再掲	11	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ女性の活躍応援団支援事業	女性が活躍する取組に積極的で、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、応援団員自らが参加する全体会議の開催や、啓発講座への講師派遣、企業等のトップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。 なお、近年のジェンダー意識の変化やダイバーシティ経営推進などを踏まえ、「かながわ女性の活躍応援団」の取組を、より機動的・実践的にするため、女性活躍に加えて、ジェンダー平等社会の実現に向けた取組を核として、ダイバーシティ&インクルージョン及びすべての人が働きやすくなるよう推進していく組織として、令和6年3月22日に「D&Iかながわメンバーズ」へ発展的に改組し、異業種間での「取組の共有」や「実践的な議論の場」の提供、若い世代への取組を強化する。	・啓発講座等の実施（2回/604名） ・D&Iかながわメンバーズ会議の開催（1回/27企業・団体（オンライン視聴による参加企業・団体を除く。）） ・D&Iかながわメンバーズの登録の推進（55企業・団体（令和6年3月31日時点））	（自己評価(効果・課題)） ・「かながわ女性の活躍応援団」から「D&Iかながわメンバーズ」へ発展的に改組・発足することに伴い、新たに登録メンバーの募集を行い、55企業・団体の会員を集めることができた。 ・会議の開催により、女性活躍に加えて、ジェンダー平等をはじめとするD&Iの取組について理解を深めるとともに、メンバー間での情報共有ができた。 （今後の取組の方向性） ・引き続き、登録メンバーの募集を行うとともに、女性活躍、ダイバーシティ&インクルージョン推進に向けて、異業種間での「取組の共有」や「実践的な議論の場」の提供、若い世代への取組を実施する。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
212	再掲	64	教育局	生涯学習課	家庭教育協力事業者連携事業	職域からの家庭教育支援へのアプローチを目的に、県教育委員会と県内事業者が協定を締結し、保護者である従業員の家庭教育の教育力向上を支援する。 ・事業者は、県教育委員会作成の家庭教育啓発リーフレットを従業員に配付するほか、子ども職場参観等を実施 ・県教委は、ホームページやポスター等で事業者名を広報	<ul style="list-style-type: none"> 県と締結している事業者の取組内容を紹介する家庭教育通信「のぼりざか」を年1回発行し、家庭教育に関する情報共有を行った。 県は締結事業者のロゴが入ったポスターを1,600部作成し、県機関や県内学校へ配付し、広報を行った。 締結事業者のロゴが入ったポスター等の広報による協定締結事業者数が増加した。(新規締結事業者数:14社) 横浜デジタルアーツ専門学校と連携して、事業の公式ロゴマークを作成し、協力事業者へ配付した。 	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力事業者のニーズを反映した取組を行うことができた。 <p>(今後の取組の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公式ロゴマークを活用し、県教委と協力事業者が連携して広報を行う。

施策の基本方向2 ジェンダー主流化とジェンダー統計の促進

213			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	ジェンダー主流化の推進	ジェンダーの視点を持って、すべての政策、施策及び事業を立案・企画するジェンダー主流化を庁内及び市町村に普及する。	<ul style="list-style-type: none"> 有識者の監修のもと、ジェンダー、ジェンダー平等、性的マイノリティといった基礎知識を含む庁内向けジェンダー主流化啓発資料を作成した。 	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>昨年度作成した資料を基に、周知・啓発を行う必要がある。</p> <p>(今後の取組の方向性(事業計画))</p> <p>人権男女主任者研修の資料とするなど周知・啓発を行う。</p>
214			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	ジェンダー統計の推進	男女の置かれている状況を客観的に把握するため、各種調査の実施にあたっては可能な限り男女別データ把握できるよう努めるジェンダー統計について、庁内及び市町村に普及する。	<ul style="list-style-type: none"> 統計関係部署職員に向けて、外部講師によるジェンダー統計研修を実施した。 ジェンダー統計の推進のため、引き続き国へ、性別情報の取扱いに関するガイドラインを策定し、全国調査を行う際はこれに基づき実施することを要望した。 	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>一定程度の専門知識が必要であることから、統計関係部署と連携し進めていく必要がある。</p> <p>(今後の取組の方向性(事業計画))</p> <p>有識者へのヒアリング及び昨年度実施した研修を基に、庁内に向けた普及方法の検討を行う。</p>
215			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	男女共同参画に配慮した行政刊行物の作成	行政自らが行う広報や県民に提供する刊行物等について、人権や男女共同参画の観点から適切な表現をするように配慮する。	男女共同参画の視点から適切な表現がされるよう、行政刊行物を作成する際の相談を実施した。 相談件数:2件	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>LGBTQへの理解の広がりはじめ社会の多様化が進んでいる一方、男女の固定的な性別役割分担意識の考え方はまだ根強い。</p> <p>(今後の取組の方向性(事業計画))</p> <p>引き続き、男女共同参画の視点から適切な表現がされるよう、行政刊行物を作成する際の相談を実施するとともに、多様化に合わせた表現等にも配慮する必要がある。</p>
216	再掲	7	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	審議会等委員への女性の参画推進	男女の意見を政策形成の場へ反映させるため、審議会等の委員を男女の均衡がとれた構成とすることを旨とし、「第10次審議会等の女性委員の登用計画」に基づき、審議会等委員への女性の登用を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 第11次「審議会等の女性委員の登用計画」(2023(R5)～2027(R9))を策定した。 審議会等における女性登用の実態調査を実施した。 40%を達成しないもしくは見込みのない審議会等について事前に協議を行った。(令和5年度26回実施) 	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>現状を維持しつつ後戻りさせないよう、段階的に女性登用率を引き上げる計画である、第11次「審議会等の女性委員の登用計画」を策定。また、登用率が低い審議会等については、積極的改善措置として特別の枠である女性枠を設けることができることとした。</p> <p>2023(R5)年度実績は42.3%と前年の40.8%より1.5ポイント上昇した。</p> <p>個々の審議会等によって、女性登用が難しい理由が異なっているため、それを考慮しつつ推進していくことが課題である。</p> <p>(今後の取組の方向性)</p> <p>引き続き、40%未満の審議会等については、事前に協議を行っていき、女性登用に努める。</p>

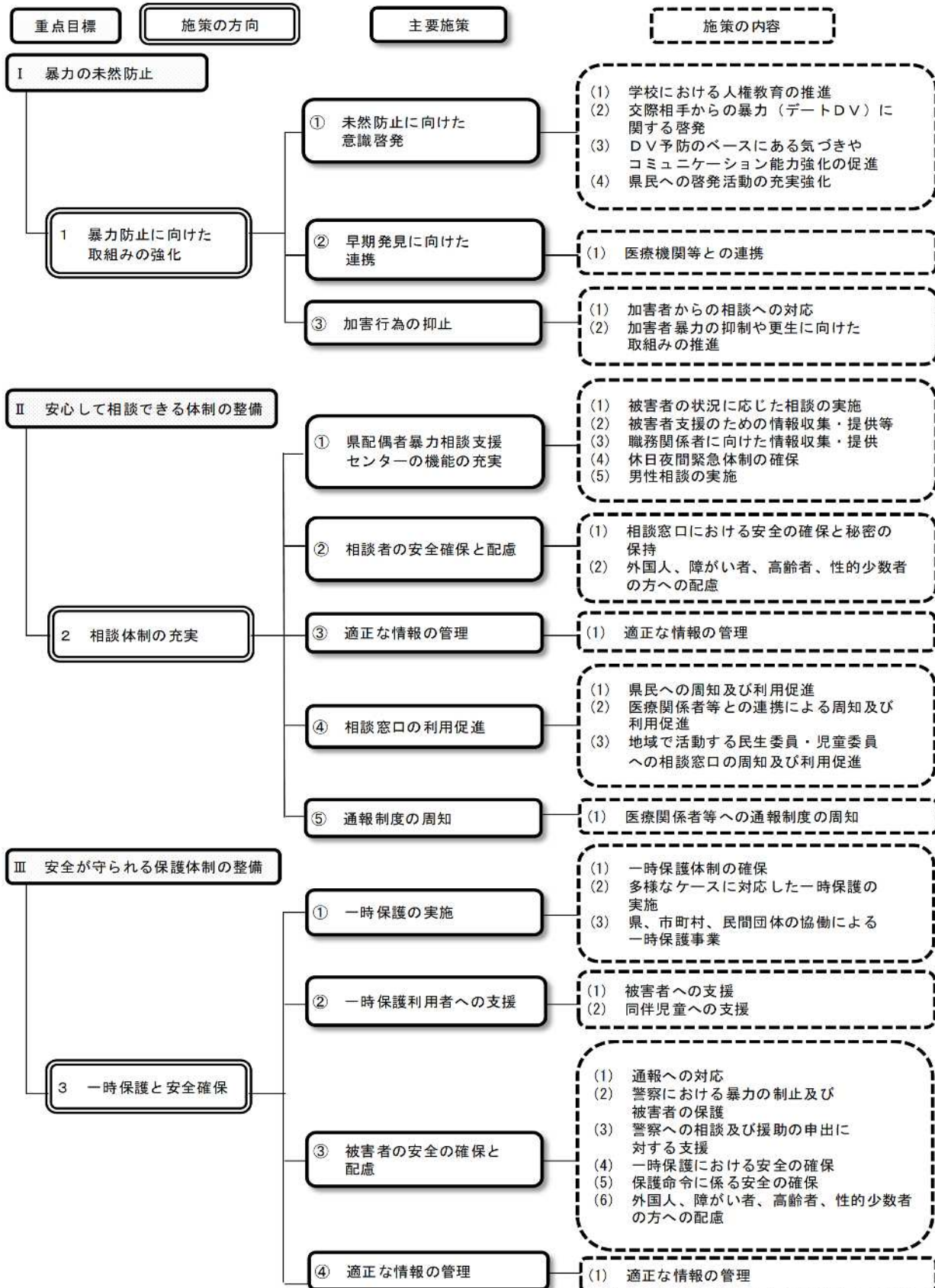
施策の基本方向3 進行管理

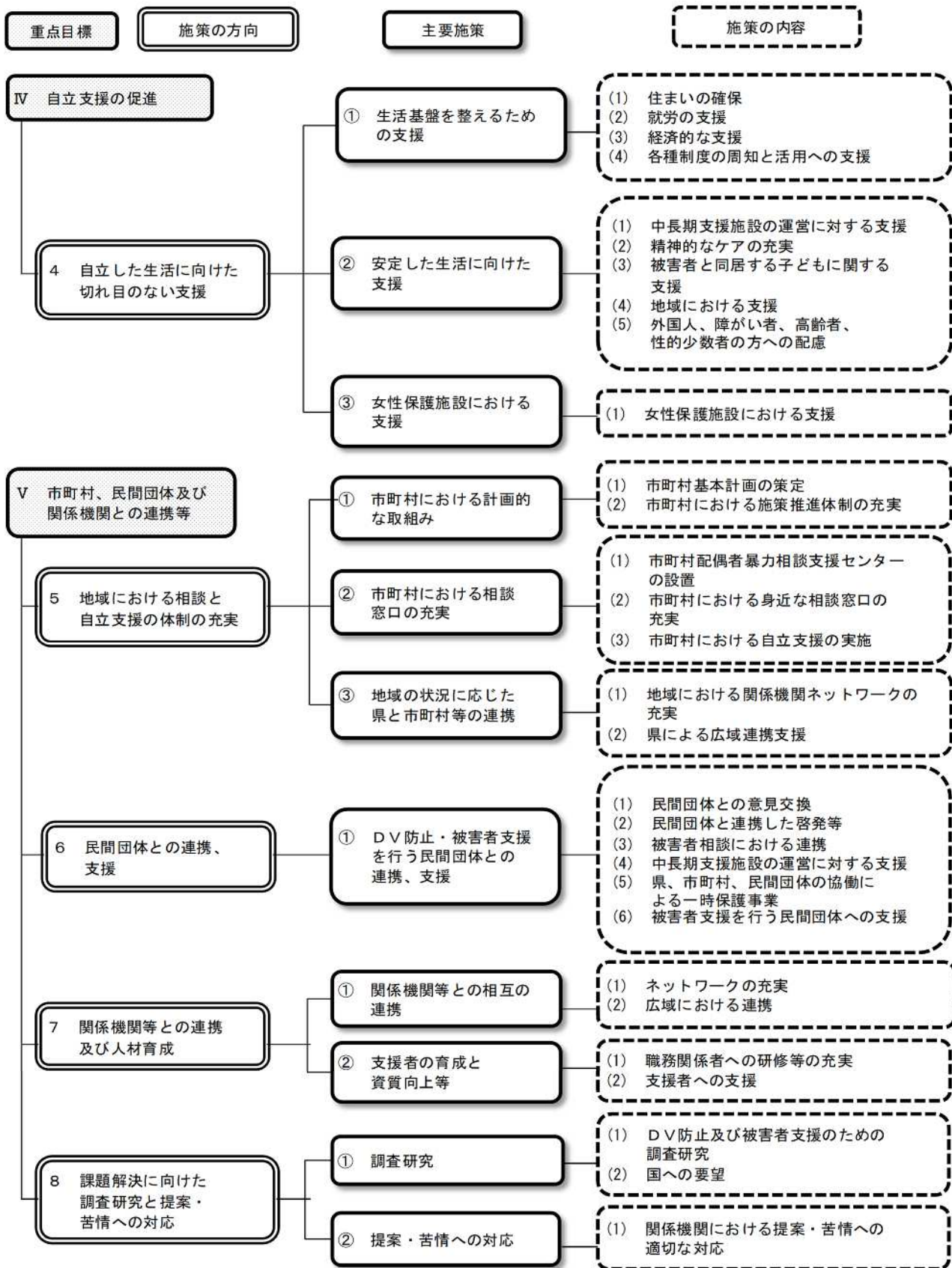
217			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	かながわ男女共同参画推進プランの進行管理	年次報告書等によるプラン進捗状況を公表する。	男女共同参画の県の取組や進捗状況を取りまとめた年次報告書の作成、神奈川県男女共同参画審議会への報告及び県民への公表	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>令和5年版では、男女共同参画推進プラン(第4次)の最終年度であることから、計画期間である2018～2022年の成果の項目を設け、5年間の振り返りを行った。</p> <p>(今後の取組の方向性(事業計画))</p> <p>令和6年版より、県の一次評価を行っていく。</p>
218			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村の男女共同参画施策「見える化」	市町村の男女共同参画計画策定状況等について、「見える化」により取組を促進する。	県・市町村男女共同参画行政連絡会等において、かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)及び市町村男女共同参画施策状況調査の結果に基づき、取組促進を働きかけた。	<p>(自己評価(効果・課題))</p> <p>女性活躍推進法に基づく推進計画の策定状況は、市が100%(19/19)、町村が85.7%(12/14)の策定状況であった。</p> <p>(今後の取組の方向性(事業計画))</p> <p>市の策定率100%を切らさないこと、町村の策定率を100%になるよう働きかける。</p>

通し 番号	再掲	再掲 元通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2023（R5）年度事業実績	一次評価
219	再掲	53	福祉子 どもみ らい局	かながわ 男女共同 参画セン ター	企業の男 女共同参 画の取組 の促進(条 例届出)	男女共同参画推進条例に基づ き、従業員300人以上の事業所か らの男女共同参画推進状況の届 出集計を行うことやその集計結果 を事業所へフィードバックを行うこ とを通じて、企業の男女共同参画 の取組を促進する。	県条例に基づく県内事業所の届出制度 の実施(届出事業所487件)	(自己評価(効果・課題)) ・男女共同参画推進状況の届出の集計及び分 析を行い、結果を公表することで、県内事業所の 男女共同参画の取組状況を把握することができ た。 ・対象事業所の把握が困難であり、届出事業所 数が減少傾向にあるなど調査数確保にかかる対 応を検討する必要がある。 (今後の取組の方向性) 引き続き県内事業所における男女共同参画推進 状況の届出の集計・分析・結果公表を実施する。

IV かながわDV防止・被害者支援プランの推進状況

1 かながわDV防止・被害者支援プランの体系





2 かながわDV防止・被害者支援プランの進捗状況と評価

○2024年5月に実施した調査に基づき作成しており、その時点での最新の実績値を記載しています。
○「2023年度の県の主な取組み」「2019～2023年度成果等」欄の各取組み実績の末尾の〔 〕内に記載されている数字は、補足資料3-3「かながわDV防止・被害者支援プランの2023年度事業実績」(P71～P108)の事業の通し番号です。

【2019(R1)～2023(R5)年度を振り返って】

○2020年から2022年度は全庁コロナシフトとなっていたが、DV防止・被害者支援施策においては、相談・一時保護・自立支援・DV防止のための意識啓発等において、感染防止対策を徹底しつつ取り組み、コロナ禍にあって外出自粛などの状況でDVを受けた被害者の支援等を実施しました。

○コロナ禍においても、感染防止に努めつつ、各市町村との連携及び情報交換を行いました。

○様々な強みを持つ民間団体と連携し多様な支援策を整備することで、被害者の意思を尊重したきめ細やかな支援を行うことができました。

○コロナ禍においても休止することができない事業であることから、感染防止対策を徹底しながら支援を継続しました。また、周知啓発の取組としては、恋人同士の間で起こる暴力を「デートDV」ということについての周知度が全年代で26.1%から30.2%と4.1ポイント増加しました。またDV被害者の相談窓口の周知度は77.5%から80.8%と3.3ポイント増加しました。

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に向けて事業の実施について検討しました。

○2022年に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立したことを受け、困難な問題を抱える全ての女性とセクシャリティを問わずDV被害者への支援施策を総合的に推進するため、女性支援法に基づく基本計画と「かながわDV防止・被害者支援プラン改定計画」を一体化して「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を2024年3月に策定しました。

【進捗状況全体に関する男女共同参画審議会の評価(2023年度について)】

○関連機関や民間団体と連携し、未然防止、相談、保護、自立支援と、被害者の状況に応じ、切れ目ない支援を実施したことは評価できる。

○「かながわDV防止・被害者支援プラン」は「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」に一本化されたが、男性や性的マイノリティのDV被害者なども対象であり、女性支援法の対象ではない被害者への支援も引き続きしっかりと実施してほしい。

【進捗状況全体に関する男女共同参画審議会の評価(2019～2023年度について)～5年間の振り返り～】

○DV被害者支援は、コロナ禍においても休止できない事業であることから、保護・自立支援施設等での感染防止対策を徹底し、被害者の安全確保と自立支援を継続したことは評価できる。

○コロナ禍において、外出自粛等で家族が長時間ともに過ごすことでDV被害の増加・深刻化が懸念される中で、多くの人に届くよう周知啓発の方法を工夫し、LINE相談を開始するなど相談体制を拡充したことは評価できる。

○広く県民にDVに関する意識啓発を行うとともに、相談につながらない潜在的な被害者や行政に相談しようと思わない被害者に情報が届くよう、周知広報について効果的な方法を検討し、取組を充実させてほしい。

○数値目標について、相談数だけでは事業の評価はできないため、県の施策を受けた県民の意識や状況の変化が図れるものにするなどの見直しを行ってほしい。

重点目標Ⅰ 暴力の未然防止

<p>・2023年度 の県の主 な取組み ・2019～ 2023年度 成果等 〔事業実績 の通し番 号〕</p>	<p>○学校等において、交際相手からの暴力の防止に資するよう、人権尊重の意識を高める教育や、男女平等の理念に基づく教育の取組みを行いました。〔1〕</p> <p>○人権教育指導者養成研修講座(2023年度 1回)、県立学校人権教育校内研修会(2023年度 4校)において、交際相手からの暴力の問題について取り上げました。〔1〕</p> <p>○各県立学校に設置している人権相談窓口において、デートDVについての相談も受け付けました。(2023年度 67件)〔1〕</p> <p>○「PTA活動のためのハンドブック」については、毎年度掲載内容を見直すとともに、令和5年4月には5年に1度の全面改訂を行いました。この冊子は毎年度、市町村教育委員会を通じて各学校やPTA団体に対して周知しました。また、県内のPTA連合団体の総会等でも毎年紹介を行い、周知啓発を行いました。〔1〕</p> <p>○DV及びデートDV被害防止のための啓発冊子や窓口案内カードを作成し、関係機関のほか県内中学校・高校で配布するとともに、デートDVの気づきを促す短編動画の配信やデートDV防止啓発講座、DV被害を防止する啓発講座を実施しました。令和4年度及び令和5年度は、男性被害者向けのDV防止啓発講座をオンラインで実施しました。〔2,4,6,8,9〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デートDV防止啓発講座 2023年度10回実施、992人参加 (5年間延参加者数):4,445人 ・ DV防止啓発講座 2023年度4回実施、75人参加 (5年間延参加者数):214人 <p>○被害者・加害者のみならず広く県民に精神的暴力等の気づきを促すため、啓発まんがを活用して周知広報を行いました。〔5〕</p>
--	--

【「重点目標Ⅰ 暴力の未然防止」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

○学校等において、若年層はじめ教育指導者やPTAなどに対しても男女共同参画やデートDVについて周知啓発を推進しており評価できる。

○デートDVの啓発について若年層につながりやすい動画やSNSを活用したり、被害者・加害者のみならず広く県民に啓発をするためにまんがを活用したり、届ける方法を工夫して啓発していることは評価できる。引き続き、DVの気づきを促したり、相談につながっていない被害者への周知啓発を推進していく必要がある。

○加害者対応について、加害者プログラムなどの国の動向を注視しつつ民間団体等と連携しながら取り組む必要がある。

重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備

<p>・2023年度 の県の主 な取組み ・2019～ 2023年度 成果等 〔事業実績 の通し番 号〕</p>	<p>○配偶者暴力相談支援センターにおいて、専門相談や多言語相談を含むDV被害者相談を実施するとともに、自立支援のための相談や適切な情報提供を行いました。[14,15,16,18,19,20]また、休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、男性に対する相談も継続して実施しました。[22,23,24,25,26,27]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DV相談:2023年度 5,353件 (5年間延件数):27,423件 (参考)DV相談:2022年度 5,271件 (以下の相談を含みます) ・ 法律相談 2023年度 42件 (5年間延件数):297件 ・ 精神保健相談 2023年度 4件 (5年間延件数):40件 ・ メンタルケア 2023年度 44件 (5年間延件数):168件 ・ 多言語相談件数 2023年度 484件 (5年間延件数):2,552件 ・ 週末ホットライン相談 2023年度 249件 (5年間延件数):1,529件 ・ 男性被害者相談 2023年度 729件 (5年間延件数):4,128件 ・ DVに悩む男性相談 2023年度 68件 (5年間延件数):318件 <p>○県内市町村のDV対策主管課長会議・行政職員研修等で関係者向けに相談窓口における安全確保に関する情報交換・情報提供を実施しました。[30]</p> <p>○外国籍被害者向けの8言語による啓発リーフレットの作成・配布や多言語相談を実施するとともに、障がい者であった場合にも、適切な関係機関についての情報提供を行うなどの対応を行いました。[31]</p> <p>○外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施しました。対応言語は令和2年度までは7言語、令和3年度からは8言語に拡大しました。[32]</p> <p>○DV相談窓口の案内カード等について、県施設、市町村のほか、各警察署、病院等にも配布しました。[36]</p> <p>○電話での相談が難しい方への支援を充実させるため、SNSを活用したDV相談を実施しました。[38]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ かながわDV相談LINE:2023年度 3,197件 (参考)かながわDV相談LINE:2022年度 3,213件
--	--

【「重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

○LINE相談や多言語相談、休日夜間相談など多様な相談窓口でつながりやすい体制を整えるとともに、専門相談やメンタルケアなどで様々な困難に対応していることは評価できる。

○男性被害者向け法律相談を令和5年度から実施するなど、女性被害者支援だけでなく男性被害者の支援の拡充を図ったことは評価できる。

○DV相談窓口は女性向けというイメージがあると思うが、男性向けの相談窓口の認知が上がるよう周知してほしい。

重点目標Ⅲ 安全が守られる保護体制の整備

・2023年度 の県の主 な取組み ・2019～ 2023年度 成果等 〔事業実績 の通し番 号〕	<p>○一時保護が必要な被害者の迅速かつ適切な一時保護を行いました。〔42〕</p> <ul style="list-style-type: none">・一時保護:2023年度179件(参考)一時保護:2022年度143件 <p>○市町村、県警及び民間団体と連携し、休日夜間を含めた受入体制及び一時保護体制の確保に努めました。〔43,44,45〕また、必要に応じて一時保護委託を行うなど、子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な外国人被害者等、被害者の状況に応じた適切な一時保護を行いました〔46〕。さらに、県、市町村、民間団体間で協定を締結して行う三者協働一時保護も併せて実施しました。〔48〕</p> <p>○一時保護利用者に対して、看護師及び心理判定員による健康面や心理面のケアを行うとともに、同伴児童を伴う利用者に対しては、保育士及び教育指導員による日中保育や学習機会の提供を行いました。〔49,50,55〕また、児童相談所と連携を図り、児童の安全安心に配慮した支援に努め、必要に応じて児童相談所の一時保護の活用を図りました。〔58〕</p> <p>○相談窓口に通報があった場合は、通報者に対して被害者への情報提供を依頼するなどの被害者の安全確保に努め、通報内容によっては児童虐待・障がい者虐待・高齢者虐待の相談窓口等の情報提供や、市町村に通報する等し、連携して対応しました。〔60,62,63〕また、警察とも緊密な連携を図りながら、一時保護の適切な対応に努めました。〔69〕さらに、被害者に対し保護命令制度について説明を行い、申立ての際に安全に制度利用できるよう助言、相談を行いました。〔72〕</p> <p>○外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等の被害者について、本人の意向を確認し、関係機関と連携しながら当事者の状況に配慮した支援を行える体制を整備しました。〔76〕</p>
---	--

【「重点目標Ⅲ 安全が守られる保護体制の整備」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

○警察や関係機関と緊密な連携を図りながら適切に一時保護を行い、被害者の安全確保と心理的ケアをはじめ様々な支援を行ったことは評価できる。

○多様な被害者の状況に配慮した支援を受けられる体制を整えたことは評価できる。

○DV相談件数が増加する一方で、一時保護件数は減少傾向にあるため、原因を分析し、当事者の意向に沿った多様な支援ができる体制を整備すべき。

重点目標Ⅳ 自立支援の促進

<p>・2023年度 の県の主 な取組み ・2019～ 2023年度 成果等 〔事業実績 の通し番 号〕</p>	<p>○民間団体等との連携を図りながら、被害者が安心して生活できる住まいの確保のための適切な情報収集及び情報提供を行いました。〔85〕就労支援については、相談窓口での県・市町村の制度やハローワークを活用するための情報提供を行うとともに、資格取得を目指し職業訓練等を受講する母子家庭の母等に対し給付金を支給することで、母子家庭の母等の経済的自立を支援しました(母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談 2023年度1,253件、就業支援講習会 2023年度17回)。〔89,90,91〕また、関係機関と連携し、生活保護が必要な被害者に対して申請に基づき適切な保護を実施した一方、扶養義務者に対し扶養の可能性を調査する際には、被害者の安全確保の観点から配慮の上、支援を実施しました。〔94〕</p> <p>○一時保護後の自立の支援を行う民間団体へ補助を行うとともに、連絡会議を開催し、情報共有など連携に努めました。〔104,105〕</p> <p>○被害者の精神的なケアの一層の充実を図るため、メンタルケアの実施枠を令和3年度までは月4枠、令和4年度は月6枠、令和5年度からは月7枠に拡充しました。〔107〕 ・メンタルケア 2023年度 44件 (5年間延件数):168件</p> <p>○同伴児童に対する支援については、児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、心のケアを行い〔110,111,112,113,114〕、併せて入学検定料や入学金等の減免をしたり、転校先等の情報を厳重に取扱うなどの配慮を行いました。〔118,119,120〕</p> <p>○女性保護施設において、利用者の個々の能力、適性等を考慮しながら、就労に結びつけるための支援を行いました。〔133〕また、非常勤心理士を配置し、被害者や同伴児童・同伴者への心理的な支援や、退所者支援事業担当職員による退所者への支援を実施しました。〔134,135〕</p>
--	---

【「重点目標Ⅳ 自立支援の促進」の進捗に関する男女共同参画 審議会の評価】

○被害者が安心して自立した生活を営むため、民間団体や関係機関と連携し、就業支援や経済的支援、心理学的支援、同伴児童に対する支援など、多様な自立支援を実施したことは評価できる。今後も被害者の状況と意向に沿った支援が行えるよう、施策を充実させる必要がある。

重点目標 V 市町村、民間団体及び関係機関との連携等

<p>・2023年度の県の主な取組み ・2019～2023年度成果等 【事業実績の通し番号】</p>	<p>○県内市町村のDV主管課長会議や地域DV対策情報交換会議等で情報提供・情報交換を行い、市町村の基本計画策定及び市町村の庁内外の連携を支援し、31市町村で基本計画を策定しました。〔137,138〕また、市町村相談員対象の拡大事例検討会(2023年度4回(5年間延回数12回))と女性問題研修会(2023年度4回(5年間延回数17回))を実施するなど、市町村の被害者相談窓口の充実を図りました。〔144,145,146,147,148〕</p> <p>○被害者支援に取り組んでいる民間団体との意見交換会・連携会議の開催や、民間団体職員を対象とした研修を実施し連携を強化するとともに、団体の行う自立支援活動や先進的な取組等に対する補助を行いました。〔179,181,182,185〕</p> <p>○医療や法律の専門家や民間団体のスタッフ等と連携し、女性問題研修会や事例検討会を実施するなど、支援者の資質向上に取り組みました。〔202〕</p>
--	--

【「重点目標 V 市町村、民間団体及び関係機関との連携等」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

○国、市町村、民間団体及び関係行政機関との連携に努めていることは評価できる。引き続き関係機関と密に情報交換等を行い、様々な状況を抱えた被害者の意向に沿った支援が行えるよう努めること。

○新しい課題に対処するため、相談にあたる支援者の資質向上に取り組むとともに、支援者の精神的な負担の軽減に努めること。

<参考> 数値目標の達成状況

目標	No.	項目	目標値 (目標年度)	2023年度 実績値	2022年度 実績値	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	DVプラン 策定時 (年度)
1		夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合							
		①「平手で打つ」【身体的暴力】	100% (2022)	-	78.8%	-	-	-	87.7% (2017)
		②「何を言っても長時間無視し続ける」【精神的暴力】	100% (2022)	-	54.9%	-	-	-	59.3% (2017)
		③「大声でどなる」【精神的暴力】	100% (2022)	-	59.8%	-	-	-	64.1% (2017)
		④「生活費を渡さない」【経済的暴力】	100% (2022)	-	72.1%	-	-	-	61.3% (2017)
		⑤「交友関係や電話を細かく監視する」【社会的暴力】	100% (2022)	-	53.7%	-	-	-	23.4% (2017)
		⑥「いやがっているのに性的な行為を強要する」【性的暴力】	100% (2022)	-	86.9%	-	-	-	82.2% (2017)
2		恋人同士の間で起こる暴力を「デートDV」ということについての周知度							
		①全年代	100% (2022)	30.2%	27.9%	-	-	-	26.1% (2017)
		②10・20代	100% (2022)	46.6%	54.1%	-	-	-	39.1% (2017)
3		DV被害者相談窓口の周知度	100% (2022)	80.8%	77.8%	-	-	-	77.5% (2017)
4		男性向けDV被害者相談窓口の周知度	100% (2022)	24.8%	25.2%	-	-	-	37.2% (2017)
5		DV防止や被害者支援に関する基本計画の策定市町村数 (対象:県内19市・14町村)	33市町村 (2023)	31市町村	31市町村	31市町村	30市町村	29市町村	27市町村 (2017)

備考:2019年～2021年の実績値について、コロナ禍を受け、簡略化する事項について対象となっていたため記載なし(全庁コロナ・シフト体制)

2019（令和元）年度～2023（令和5）年度事業実績

※グレーは再掲事業

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
重点目標 I 暴力の未然防止					
施策の方向1 暴力防止に向けた取組みの強化					
主要施策① 未然防止に向けた意識啓発					
施策の内容(1) 学校における人権教育の推進					
1		教育局	①行政課 ②行政課(県立学校) ③高校教育課 ④特別支援教育課 ⑤生涯学習課	学校等において、暴力はどんな場合でも人権侵害であるということについての教育を推進します。	学校等において、交際相手からの暴力の防止に資するよう、人権尊重の意識を高める教育や、男女平等の理念に基づく教育の取組み 交際相手からの暴力への対応に関する啓発の実施及び相談窓口の周知
施策の内容(2) 交際相手からの暴力(デートDV)に関する啓発					
2		①②福祉子どもみらい局 ③教育局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③行政課(県立学校)	かながわ男女共同参画センター等は、中学生・高校生向けの交際相手からの暴力(デートDV)に関する啓発資料を配布するほか、メディアリテラシー講座等と合わせてデートDV防止啓発講座を実施するなど、若年者向け事業を強化するとともに、相談窓口を周知します。	若年者向けの交際相手からの暴力に関する啓発の実施及び相談窓口の周知を行う。
3		教育局	行政課	県立高校において、教職員に向けて、交際相手からの暴力(デートDV)を含む人権研修を実施します。	教職員に向けて、交際相手からの暴力をテーマとした人権研修を実施する。
施策の内容(3) DV予防のベースにある気づきやコミュニケーション能力強化の促進					
4		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ男女共同参画センターは、DVの発生しない幸せな家庭を築くために必要な、向き合うべき課題への気づきやコミュニケーション能力の身につけ方に関する啓発冊子の発行やトレーニング・セミナーなどを進めます。	暴力の未然防止のための、啓発冊子の作成・配布を行うとともに、「アサーティブコミュニケーション能力トレーニング」や「アンガーマネジメントセミナー」、「メンタル回復トレーニング」等によるDV予防対策を進める。
施策の内容(4) 県民への啓発活動の充実強化					
5		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	共生推進本部室等は、認知度が低い「精神的暴力」等への理解のため、相談実例を収集・分析した結果を活用した啓発冊子を作成し、県内大学等へ配布するほか、DV防止啓発冊子や窓口案内カードの作成・配布、多言語DV相談窓口案内リーフレット等の作成・配布などにより、県民への暴力防止啓発活動の充実に努めます。なお、インターネットの活用など、より多くの県民に情報が届くための効果的な方法により周知・啓発します。	認知度が低い「精神的暴力」等への理解のため、身体的暴力を除く暴力について実例を収集・分析した結果をとりまとめた啓発冊子を作成する。
6		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	共生推進本部室等は、認知度が低い「精神的暴力」等への理解のため、相談実例を収集・分析した結果を活用した啓発冊子を作成し、県内大学等へ配布するほか、DV防止啓発冊子や窓口案内カードの作成・配布、多言語DV相談窓口案内リーフレット等の作成・配布などにより、県民への暴力防止啓発活動の充実に努めます。なお、インターネットの活用など、より多くの県民に情報が届くための効果的な方法により周知・啓発します。	DV防止啓発冊子や窓口案内カード、多言語DV相談窓口案内リーフレット等の作成・配布及びインターネットの活用などにより、暴力防止の周知啓発を実施する。

<p>【1年間の振り返り】 2023(令和5)年度事業実績</p>	<p>【計画期間5年間の振り返り】 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)</p>	<p>【一時評価】 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)</p>
<p>①各研修において、交際相手からの暴力の問題について取り上げた。 ・人権教育指導者養成研修講座(1回) ・県立学校人権教育校内研修会(4校) ②生徒向けデートDV防止啓発及び相談窓口を掲載した資料を配付した。 各県立学校に設置している人権相談窓口において、デートDVについての相談も受け付けた(67件) ③県立高等学校及び県立中等教育学校において、生徒対象に人権尊重の意識を高める教育啓発や、男女平等の理念に基づく教育の取組を実施した。 ④指導主事の学校訪問において人権教育の取組状況を確認し、指導助言を行うことで人権教育を推進してきた。引き続き、各校の実情に合わせて人権教育の推進に努めていきたい。 ⑤人権教育の取り組みや相談窓口を掲載した「PTA活動のためのハンドブック」を改訂し、PTA団体等に対して周知啓発を行った。</p>	<p>①毎年度人権教育指導者養成研修講座において交際相手からの暴力の問題について取り上げた。また、県立学校人権教育校内研修会においても毎年度複数校がこのテーマで実施した。 ②毎年度生徒向けデートDV防止啓発及び相談窓口を掲載した資料を配付した。 各県立学校に設置している人権相談窓口において、デートDVについての相談を受け付けた。 ③県立高等学校及び県立中等教育学校において、生徒対象に人権尊重の意識を高める教育啓発や、男女平等の理念に基づく教育の取組を継続して実施した。 ④県立特別支援学校において児童生徒の実態に応じた人権教育を推進し、男女平等の理念に基づく教育活動に取り組んだ。 ⑤「PTA活動のためのハンドブック」については、毎年度掲載内容を見直すとともに、令和5年4月には5年に1度の全面改訂を行った。この冊子は毎年度、市町村教育委員会を通じて各学校やPTA団体に対して周知している。また、県内のPTA連合団体の総会等でも毎年紹介を行い、周知啓発を行った。</p>	<p>①外部講師を招いた研修の実施により、県内の指導主事、県立学校教職員等の意識啓発を行うことができた。引き続き事業を実施していく。 ②県立学校の生徒に向けて交際相手からの暴力への対応に関する啓発をするともに、校内における相談窓口で相談を受け付け、児童・生徒が安心して過ごせるよう努めた。引き続き児童・生徒が相談しやすい環境を整えていく。 ③県立高等学校及び県立中等教育学校において、生徒対象に人権尊重の意識を高める教育啓発をすることができた。次年度以降も引き続き、男女平等の理念に基づく教育に取り組んでいきたい。 ④指導主事の学校訪問において人権教育の取組状況を確認し、指導助言を行うことで人権教育を推進してきた。引き続き、各校の実情に合わせて人権教育の推進に努めていきたい。 ⑤「PTA活動のためのハンドブック」については各PTA団体において活動の手引きとして利用されている。今後とも、掲載内容について見直しを行うとともに、周知啓発に努めていく。</p>
<p>①・X(旧Twitter)広告等を活用して、LINE相談窓口を周知した。 ・デートDV防止のための大学向けのライフキャリア教育啓発資料(DVD)を県内の大学等に配布した。 ②・デートDV防止啓発冊子を作成し、県内の高等学校等1年生に配布した。 ・デートDVに気づいてもらえるよう短編動画を令和2年度に作成し、令和5年度も引き続き配信した。 ・デートDV防止啓発講座を10回実施した。(延992人参加) ③生徒向けデートDV防止啓発及び相談窓口を掲載した資料を配付した。 各県立学校に設置している人権相談窓口において、デートDVについての相談も受け付けた(67件)。</p>	<p>①・X(旧Twitter)広告等を活用して、LINE相談窓口を周知した。 ・デートDV防止のための大学向けのライフキャリア教育啓発資料(DVD)を県内の大学等に配布した。 ②・デートDV防止啓発冊子を毎年度6月に作成し、県内の高等学校等1年生に配布した。 ・デートDVに気づいてもらえるよう短編動画を令和2年度に作成し、令和5年度まで引き続き配信した。 ・デートDV防止啓発講座を令和元年度4回、令和2年度7回、令和3年度9回、令和4年度10回、令和5年度10回実施した。(5年間の延参加人数:4,445人) ③毎年度生徒向けデートDV防止啓発及び相談窓口を掲載した資料を配付した。 各県立学校に設置している人権相談窓口において、デートDVについての相談を受け付けた。</p>	<p>①継続する。 ②デートDVに関する知識を県内の高校生等に周知し、デートDV防止啓発に資することができた。今後もデートDV防止啓発冊子の作成及び配布、デートDVに関する短編動画の配信、デートDV防止啓発講座の実施を継続する。 ③県立学校の生徒に向けて交際相手からの暴力への対応に関する啓発をするともに、校内における相談窓口で相談を受け付け、児童・生徒が安心して過ごせるよう努めた。引き続き児童・生徒が相談しやすい環境を整えていく。</p>
<p>各研修において、交際相手からの暴力の問題について取り上げた。 ・人権教育指導者養成研修講座(1回) ・県立学校人権教育校内研修会(4校)</p>	<p>毎年度人権教育指導者養成研修講座において交際相手からの暴力の問題について取り上げた。また、県立学校人権教育校内研修会においても毎年度複数校がこのテーマで実施した。</p>	<p>外部講師を招いた研修の実施により、県内の指導主事、県立学校教職員等の意識啓発を行うことができた。引き続き事業を実施していく。</p>
<p>DV発生子防のための啓発冊子を配布するとともに、より多くの県民に最新の情報を提供するため、令和6年3月に冊子の改訂を行った。</p>	<p>DV発生子防のための啓発冊子を配布するとともに、より多くの県民に最新の情報を提供するため、令和6年3月に冊子の改訂を行った。</p>	<p>DVの発生しない幸せな家庭を築くために必要な、向き合うべき課題への気づきやコミュニケーション能力の身につけ方について周知啓発し、暴力の未然防止に資することができた。 今後もDVの未然防止のために、気づきやコミュニケーション能力を高めるための啓発を継続する。</p>
<p>被害者・加害者のみならず広く県民に精神的暴力等の気づきを促すため、啓発まんがの周知広報を行った。</p>	<p>収集した事例をもとに精神的暴力等の気づきを促す啓発まんがを制作し、県内大学等に配布するとともに、インターネットでの周知啓発を行った。 被害者・加害者のみならず広く県民に精神的暴力等の気づきを促すため、公共交通機関などを活用して啓発まんがの周知広報を行った。</p>	<p>被害者・加害者のみならず広く県民に精神的暴力等の認知を広める必要がある。</p>
<p>DV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県内市町村(福祉、相談窓口等)、警察署、公立図書館、医療機関等で配布した。また、外国籍県民向けに、多言語DV相談窓口の案内リーフレットを作成し、出入国在留管理庁、警察署等で配布した。</p>	<p>最新の情報を提供するため、毎年度6月にDV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県内市町村(福祉、相談窓口等)、警察署、公立図書館、医療機関等で配布した。また、外国籍県民向けに、毎年度6月に多言語DV相談窓口の案内リーフレットを作成し、出入国在留管理庁、警察署等で配布した。 なお、冊子やリーフレットは、ホームページにも掲載した。</p>	<p>DV防止啓発冊子等の作成・配布及びホームページの掲載により、県民への暴力防止啓発活動の充実を図ることができた。 今後もDV防止啓発冊子等の作成・配布及びホームページへの掲載を継続する。</p>

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
7		くらし安全防災局	くらし安全交通課	共生推進本部室等は、認知度が低い「精神的暴力」等への理解のため、相談実例を収集・分析した結果を活用した啓発冊子を作成し、県内大学等へ配布するほか、DV防止啓発冊子や窓口案内カードの作成・配布、多言語DV相談窓口案内リーフレット等の作成・配布などにより、県民への暴力防止啓発活動の充実に努めます。なお、インターネットの活用など、より多くの県民に情報が届くための効果的な方法により周知・啓発します。	犯罪被害者週間にあわせた広報、啓発事業等を通じて、DV被害者を含めた犯罪被害者についての理解の増進を図ります。
8		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ男女共同参画センターは、女性向けDV防止啓発講座や男性向けDV防止啓発講座など、DVの定義や暴力の形態、心やからだへの影響などに関する講座を開催し、DVについて広く県民に周知するなど、啓発活動の充実に努めます。	DVの定義や暴力の形態、心やからだへの影響などに関する講座等の実施による、啓発活動の充実(女性向けDV防止啓発講座・男性向けDV防止啓発講座)
9		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②共生推進本部室	かながわ男女共同参画センター等は、DVが子どもに及ぼす影響(面前DV)についての理解を深めるための啓発を行います。	DVが子どもに及ぼす影響(面前DV)について理解を深めるための啓発を行う。
主要施策② 早期発見に向けた連携					
施策の内容(1) 医療機関等との連携					
10	39	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	医療関係者向けDV対応の手引きを作成するなど、医療関係者等に対し、被害者への相談窓口等の情報提供を図ります。	医療関係者等に対する情報提供を実施する。
主要施策③ 加害行為の抑止					
施策の内容(1) 加害者からの相談への対応					
11	27	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	DVに悩む男性のための相談を実施します。	DVに悩む男性のための相談を実施する。
施策の内容(2) 加害者暴力の抑制や更生に向けた取組みの推進					
12		県警察本部	人身安全対策課	警察は、加害者に対して指導警告を行う際には、加害行為をしていることの自覚を促すなど、事態の沈静化を図るよう努めます。	加害者の更生のための指導
13	211	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	加害者更生に関する国の調査研究の動向を把握し、その充実及び必要な法整備について、国へ要望するとともに、他の地方公共団体及び民間団体における取組状況等を把握するよう努めます。	加害者更生に関する調査研究の充実の国への要望と、他の地方公共団体及び民間団体における取組状況等の把握を行う。
重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備					
施策の方向2 相談体制の充実					
主要施策① 県配偶者暴力相談支援センターの機能の充実					
施策の内容(1) 被害者の状況に応じた相談の実施					
14		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	被害者支援のための相談を実施します。	被害者支援のための相談を実施する。
15	165へ再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	法律相談、精神保健相談、メンタルケアなどの専門相談を実施します。	法律相談、精神保健相談、メンタルケアなどの専門相談を実施する。
16	32、166、177再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	民間団体と連携した多言語による被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、多言語による被害者相談を実施する。
17	198	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、初任者向けや事例検討会等を実施する。

《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績	《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)	《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)
県内5箇所において「犯罪被害者等支援キャンペーン」を実施。	犯罪被害者等支援キャンペーンを県内各地で実施した。なお、令和2、3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、犯罪被害者等支援キャンペーンにかわり、県庁ロビーで犯罪被害者等支援パネル展を実施した。	犯罪被害者週間を中心に、犯罪被害者等支援キャンペーンを県内各地で実施するとともに、市町村と連携した普及啓発活動を実施しているが、県民への浸透はまだ十分とは言えない。犯罪被害者等への県民・事業者の理解促進を効果的に行うため、引き続き、多くの集客が期待できる会場でのキャンペーンや、市町村と連携した講演会や各種の普及啓発事業を実施する。
DV被害を防止する啓発講座を4回実施した。(延75人参加) 第4回は男性被害者向けのDV防止啓発講座をオンラインで実施した。	DV被害を防止する啓発講座を5年間で計17回実施した。(5年間の延参加人数:214人)【コロナにより3回中止】 令和4年度及び令和5年度は、男性被害者向けのDV防止啓発講座をオンラインで実施した。	DVの定義や暴力の形態、心やからだへの影響などに関する講座等を実施し、県民への暴力防止啓発活動の充実を図ることができた。 今後も、女性向けDV防止啓発講座や男性向けDV防止啓発講座を継続する。
①DV防止啓発冊子等を活用し、面前DVは子どもへの虐待であることや、DVが子どもに及ぼす影響について周知啓発を行った。 ②面前DVについて記載した啓発まんがの周知広報を行うとともに、研修や情報交換の場で、面前DVについて理解を深めた。	①DV防止啓発冊子等を活用し、面前DVは子どもへの虐待であることや、DVが子どもに及ぼす影響について周知啓発を行った。 ②面前DVについて記載した啓発まんがの周知広報を行うとともに、研修や情報交換の場で、面前DVについて理解を深めた。	①DV防止啓発冊子等を活用し、面前DVは子どもへの虐待であることや、DVが子どもに及ぼす影響についての理解を深めるための啓発を行うことできた。 今後も周知啓発を継続する。 ②継続する。
DV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。	最新の情報を提供するため、毎年度6月にDV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。	医療関係者等に対し、相談窓口等の情報を提供することができた。 今後も情報提供を継続する。
DVに悩む男性のための相談を実施した。 DVに悩む男性のための相談:68件	DVに悩む男性のための相談を継続して実施した。 DVに悩む男性のための相談(5年間延件数):318件	DVに悩む男性のための相談を継続して実施し、男性への相談支援を行うことができた。 今後もDVに悩む男性のための相談を継続する。
事態の沈静化を図る観点から、加害者に対して加害行為をしていることの自覚を促した。必要に応じて、親族等に連絡し、監督を依頼した。	事態の沈静化を図る観点から、加害者に対して加害行為をしていることの自覚を促した。必要に応じて、親族等に連絡し、監督を依頼した。	継続する。
加害者対応プログラムなど加害者対策の具体化等について国へ要望するとともに、他団体等の取組状況の把握に努めた。	国の加害者対応に関する検討会にオブザーバー参加し、情報を収集した。 加害者対応プログラムなど加害者対策の具体化等について国へ要望するとともに、他団体等の取組状況の把握に努めた。	継続する。
①②被害者支援のための相談を実施した。 DV相談:5,353件	①被害者支援のための相談を継続して実施した。 ②被害者支援のための相談を実施した。 DV相談(5年間延件数):27,423件	①被害者支援のための相談を継続して実施し、被害者の状況に応じた相談支援を実施することができた。 今後も被害者支援のための相談を継続する。 ②被害者のための相談を実施する。
専門相談を実施した。 法律相談:42件 精神保健相談:4件 メンタルケア:44件 DV専門相談件数:計90件 男性被害者向け法律相談を令和5年度から実施し、男性被害者の支援の拡充を図った。	専門相談を継続して実施した。 法律相談(5年間延件数):297件 精神保健相談(5年間延件数):40件 メンタルケア(5年間延件数):168件 男性被害者向け法律相談を令和5年度から実施し、男性被害者の支援の拡充を図った。	専門相談を継続して実施し、被害者の状況に応じた相談支援を実施することができた。 今後も専門相談を継続する。
外国籍被害者向け多言語相談を実施した。 多言語相談件数:484件	外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施した。 多言語相談件数(5年間延件数):2,552件 対応言語は令和2年度までは7言語、令和3年度からは8言語に拡大した。	外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施し、被害者の状況に応じた相談支援を実施することができた。 令和6年度からは、より多様な相談者への支援のため、対応言語を13言語に拡大して実施する。
県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員研修(基礎)を実施した。	新型コロナウイルス感染症の拡大により2022年度まで中止していたが、2022年度から県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員研修(基礎)を実施した。	継続する。

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
施策の内容(2) 被害者支援のための情報収集・提供等					
18		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	被害者の支援に必要な情報を収集し、被害者や市町村・福祉事務所、民間団体等に提供します。	県の配偶者暴力相談支援センターにおける自立支援等の情報収集・情報提供事業を実施する。
19		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談支援センター	被害者支援に関して、ホームページ等により情報提供を行います。	被害者支援に関して、ホームページを活用した情報提供を実施する。
20		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	保護命令の申立てに関する助言や、書面の作成を行います。	保護命令の申し立てに関する助言や書面作成を行う。
施策の内容(3) 職務関係者に向けた情報収集・提供					
21		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談支援センター	DVに関する情報を収集し、市町村・福祉事務所、民間団体等へ提供します。	DVに関する情報を収集し、国等作成マニュアル・資料等、市町村・福祉事務所、民間団体等への情報提供を行う。
施策の内容(4) 休日夜間緊急体制の確保					
22	169へ再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、被害者の緊急相談に対応する。
23	171へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	警察等との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間緊急対応を実施する。 休日夜間緊急対応人員を確保する。
24	172へ再掲	県警察本部	人身安全対策課	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	警察本部及び警察署における体制の確立
25	170、176再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	民間団体と連携し、休日夜間等、時間外における被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、土・日の夜間と祝日に相談を受ける週末ホットラインを実施する。
施策の内容(5) 男性相談の実施					
26	167へ再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男性被害者相談を実施します。	男性被害者相談を実施する。
27	11、168へ再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	DVに悩む男性のための相談を実施します。	DVに悩む男性のための相談を実施する。
主要施策② 相談者の安全確保と配慮					
施策の内容(1) 相談窓口における安全の確保と秘密の保持					
28		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談ができる環境を整備します。	相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、加害者が窓口に来ることも想定し、安全確保の対策を必要に応じ実施する。
29		県警察本部	人身安全対策課	相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談ができる環境を整備します。	被害者等が相談しやすい環境の整備(配偶者からの暴力の特性に関する理解)

《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績	《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)	《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)
①②相談窓口等において自立支援のための相談や適切な情報提供を行った。	①②相談窓口等において自立支援のための相談や適切な情報提供を行った。	①相談窓口等において自立支援のための相談や適切な情報提供を行い、被害者支援に資することができた。今後も情報提供等を継続する。 ②相談窓口等において自立支援のための相談や適切な情報提供を行う。
ホームページを活用して、DVに関する周知啓発や県DVセンター・市町村の相談窓口等について情報提供を実施した。	①②③ホームページを活用して、DVに関する周知啓発や県DVセンター・市町村の相談窓口等について情報提供を実施した。 ①また、SNS(LINE)や地域情報誌等を活用して、DVに関する周知啓発や県DVセンター・市町村の相談窓口等について情報提供を実施した。	①現在支援を求めている方のみならず、潜在的に支援を必要としている方にも届くよう、積極的な広報が必要である。 ②DVに関する周知啓発や県DVセンター・市町村の相談窓口等についての情報提供を行うことができた。今後も情報提供を継続する。 ③DVに関する周知啓発や県DVセンター・市町村の相談窓口等について情報提供を実施する。
①保護命令の申し立てに関する助言や書面提出請求に対する対応を行った。 ②保護命令の申し立てに関する助言や書面作成を行った。	①保護命令の申し立てに関する助言や書面作成を行った。 ②保護命令の制度説明や申し立てに関する助言、書面作成を行った。	①保護命令の申し立てに関する助言や書面作成を行い、被害者支援に資することができた。今後も相談者や裁判所等からの求めに応じ、助言や書面作成を継続する。 ②保護命令の制度説明や申し立てに関する助言、書面作成を行う。精神的DVも保護命令の対象となったことを被害者に啓発することや、精神的DVによる書面作成に関して情報収集を行う。
①県内市町村のDV対策主管課長会議等の場や職務関係者からの問い合わせに対し、情報提供等を行った。国作成マニュアル、調査報告書等を市町村等に配布した。 ②職務関係者からの問い合わせ等に対し、情報提供等を行った。 ③県内市町村のDV対策主管課長会議等の場や職務関係者からの問い合わせに対し、情報提供等を行った。国作成マニュアル、調査報告書等を市町村等に配布した。	①③県内市町村のDV対策主管課長会議等の場や職務関係者からの問い合わせに対し、情報提供等を行った。国作成マニュアル、調査報告書等を市町村等に配布した。 ②職務関係者からの問い合わせ等に対し、情報提供等を行った。	①市町村・福祉事務所・民間団体等の関係機関との綿密な連携は引き続き重要であるため、継続して実施する。 ②職務関係者に向けた情報提供等を行うことができた。今後も情報提供等を継続する。 ③DVに関する情報を収集し、国等作成マニュアル・資料等、市町村・福祉事務所、民間団体等への情報提供を行う。
休日夜間のDV相談を実施した。 土日9:00～17:00 平日夜間17:00～21:00	休日夜間のDV相談を継続して実施した。 土日9:00～17:00 平日夜間17:00～21:00	時間外の相談体制を確保し、被害者の緊急相談に対応することができた。 今後も休日夜間のDV相談を継続する。
休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携協力のもとに、被害者の緊急相談に対応した。	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携協力のもとに、被害者の緊急相談に対応した。	警察等との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間緊急対応を実施する。また、休日夜間緊急対応の人員確保に努める。
休日夜間にかかわらず、体制を確立し対処した。	休日夜間にかかわらず、体制を確立し対処した。	継続する。
休日夜間等のDV相談(週末ホットライン)を実施した。 土日17:00～21:00 祝日9:00～21:00 週末ホットライン :249件	週末ホットラインを継続して実施した。 週末ホットライン(5年間延件数) :1,529件	週末ホットラインを継続して実施し、時間外における被害者の緊急相談に対応することができた。 今後も週末ホットラインを継続する。
男性被害者相談を実施した。 男性被害者相談:729件	男性被害者相談を継続して実施した。 男性被害者相談(5年間延件数) :4,128件	男性被害者相談を継続して実施し、男性被害者への相談支援を行うことができた。 今後も男性被害者相談を継続する。
DVに悩む男性のための相談を実施した。 DVに悩む男性のための相談:68件	DVに悩む男性のための相談を継続して実施した。 DVに悩む男性のための相談(5年間延件数) :318件	DVに悩む男性のための相談を継続して実施し、男性への相談支援を行うことができた。 今後もDVに悩む男性のための相談を継続する。
警備員の配置により安全確保を行った。 被害者の来所相談は入退室にも注意し面接室で実施した。	警備員の配置により安全確保を行った。 被害者の来所相談は入退室にも注意し面接室で実施した。	相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談できる環境を整備した。 今後も環境整備を継続する。
被害者等の安全の確保及びプライバシー保護に配慮して対応した。	被害者等の安全の確保及びプライバシー保護に配慮して対応した。	継続する。

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
30		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談支援センター	相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談ができる環境を整備します。	会議・研修などの機会を捉えて、関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供等を実施する。
施策の内容(2) 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者の方への配慮					
31		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等に適切な対応ができるよう、各種相談窓口の周知を行う。
32	16	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	民間団体に委託し、多言語による被害者相談を実施する。
33	37	国際文化観光局	国際課	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	多言語相談窓口の啓発への協力
34	76	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等に対し、本人の希望や状況に応じた適切な対応をするよう配慮する。
主要施策③ 適正な情報の管理					
施策の内容(1) 適正な情報の管理					
35		①福祉子どもみらい局 ③県警察本部	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター ③人身安全対策課	相談者の情報流出を防止する体制を確立し、相談者及び職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、関係部署も含めた適正な情報の管理に努めます。	相談者の情報流出を防止する体制を確立し、相談者及び職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、適正な情報管理を図る。 被害者等が相談しやすい環境の整備(被害者等に係る情報の保護)
主要施策④ 相談窓口の利用促進					
施策の内容(1) 県民への周知及び利用促進					
36		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	県の被害者相談窓口案内カード、DV相談窓口案内・多言語・学生向けデートDV等の各種リーフレットなど、情報提供資料等の配置場所の拡大やインターネット等の活用により、相談窓口のより一層の周知に努めます。	県の被害者相談窓口案内カード等の配布やインターネット等の活用により、相談窓口の周知を行う。
37	33へ再掲	国際文化観光局	国際課	県の被害者相談窓口案内カード、DV相談窓口案内・多言語・学生向けデートDV等の各種リーフレットなど、情報提供資料等の配置場所の拡大やインターネット等の活用により、相談窓口のより一層の周知に努めます。	多言語相談窓口の啓発への協力
38		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	SNSを活用した相談など、若年者が利用しやすい相談環境について検討を行います。	SNSを活用したDV相談窓口を開設し、若年者や電話をかけることが難しい方が利用しやすい相談環境を整備する。
施策の内容(2) 医療関係者等との連携による周知及び利用促進					
39	10へ再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	医療関係者向けDV対応の手引きを作成するなど、医療関係者等に対し、被害者への相談窓口等の情報提供を図ります。	医療関係者等に対する情報提供を実施する。

<p>【1年間の振り返り】 2023(令和5)年度事業実績</p>	<p>【計画期間5年間の振り返り】 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)</p>	<p>【一時評価】 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)</p>
<p>①③県内市町村のDV対策主管課長会議・行政職員研修など、会議・研修の機会を捉えて、関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供を実施した。 ②会議・研修の機会を捉えて、関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供を実施した。</p>	<p>①③県内市町村のDV対策主管課長会議・行政職員研修など、会議・研修の機会を捉えて、関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供を実施した。 ②会議・研修の機会を捉えて、関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供を実施した。</p>	<p>①継続する。 ②関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供等を行うことができた。 今後も情報交換・情報提供等を継続する。 ③県内市町村のDV対策主管課長会議・行政職員研修など、会議・研修の機会を捉えて、関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供を実施する。</p>
<p>外国籍被害者に対しては、8言語による配偶者等からの暴力防止啓発リーフレットを作成し、配布するとともに、多言語相談窓口等において相談対応を行った。障がい者等に対しても、相談対応の中で障がい者等であることがわかった場合には、適切な関係機関について情報提供を行うなどの対応を行った。</p>	<p>外国籍被害者に対しては、8言語による配偶者等からの暴力防止啓発リーフレットを毎年度作成し、配布するとともに、多言語相談窓口等において相談対応を行った。障がい者等に対しても、相談対応の中で障がい者等であることがわかった場合には、適切な関係機関について情報提供を行うなどの対応を行った。</p>	<p>外国人、障がい者等が相談できる窓口について情報提供を行い、適切な対応を行うことができた。 令和6年度からは、多言語相談窓口案内チラシを13言語で作成し、より多様な相談者への周知を行う。</p>
<p>外国籍被害者向け多言語相談を実施した。 多言語相談件数:484件</p>	<p>外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施した。 多言語相談件数(5年間延件数):2,552件 対応言語は令和2年度までは7言語、令和3年度からは8言語に拡大した。</p>	<p>外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施し、被害者の状況に応じた相談支援を実施することができた。 令和6年度からは、より多様な相談者への支援のため、対応言語を13言語に拡大して実施する。</p>
<p>県HPへの掲載や、チラシの配布等を行い、相談窓口の啓発を行った。</p>	<p>県HPへの掲載や、チラシの配布等を行い、相談窓口の啓発を行った。</p>	<p>引き続き様々な媒体を通じて情報提供を行う。</p>
<p>被害者の状況により、必要に応じ関係機関と連携し、本人の意向に沿いながら、適切な対応をするよう配慮を行った。</p>	<p>被害者の状況により、必要に応じ関係機関と連携し、本人の意向に沿いながら、適切な対応をするよう配慮を行った。</p>	<p>被害者の意向や状況に応じ、関係機関と連携しながら最適な支援を行う。</p>
<p>①②公務員としての守秘義務に努めるとともに、相談票の取扱い等について個人情報の適切な管理に努めた。 被害者等の個人情報については、第三者に知られないよう配慮するなど、本人に安心感をもって相談してもらいように配慮を行った。 ③被害者等の個人情報について、加害者に知られないよう配慮するなど、取扱いに十分留意した。</p>	<p>①公務員としての守秘義務に努めるとともに、相談票の取扱い等について個人情報の適切な管理に努めた。 ①②被害者等の個人情報については、第三者に知られないよう配慮するなど、本人に安心感をもって相談してもらいように配慮を行った。 ③被害者等の個人情報について、加害者に知られないよう配慮するなど、取扱いに十分留意した。</p>	<p>①相談者の情報流出を防止する体制を確立し、関係部署も含めた適正な情報管理を行った。 今後も適正な情報管理を継続する。 ②相談者の情報流出を防止する体制を確立し、相談者及び職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、適正な情報管理を図る。 ③継続する。</p>
<p>県のDV相談窓口の案内カードを、県施設、市町村のみならず、協力を得られた民間施設や各警察署、病院等に配布した。 また、DVに悩む女性向けの啓発冊子、8言語による外国籍県民向け配偶者等からの暴力防止啓発リーフレット、高校生向けデートDV防止啓発冊子を作成し、県内市町村、警察署、公立図書館ほか関係機関、関係施設に配布するとともに、会議等で周知・配布依頼を行った。</p>	<p>県のDV相談窓口の案内及びDVに悩む女性向けの啓発冊子、8言語による外国籍県民向け配偶者等からの暴力防止啓発リーフレット、高校生向けデートDV防止啓発冊子を毎年度作成し、関係機関、関係施設に配布するとともに、会議等で周知・配布依頼を行った。</p>	<p>各種リーフレット等の配布により、相談窓口を周知することができた。 今後も各種リーフレット等の作成及び配布を継続する。</p>
<p>県HPへの掲載や、チラシの配布等を行い、相談窓口の啓発を行った。</p>	<p>県HPへの掲載や、チラシの配布等を行い、相談窓口の啓発を行った。</p>	<p>引き続き様々な媒体を通じて情報提供を行う。</p>
<p>・電話での相談が難しい方への支援を充実させるため、SNSを活用したDV相談を実施した。 ・DV相談窓口の案内カードの配布などにより、相談窓口の周知を行った。 ・かながわDV相談LINE 相談件数3,197件</p>	<p>本事業は令和元年度より本格実施をしているところだが、計画期間を通じて事業実施期間の通年化、相談受付日数の充実(2→4日)、回線の拡充(2→4回線)などに取組み、県内のDV被害者等に対する助言、適切な関係機関へのつなぎ等の支援を実施してきた。</p>	<p>計画期間を通じて相談件数も増加傾向にあり、需要も高い。また相談解決件数(相談者が求める助言・情報等を提供できた件数)も増加傾向にある。 適切な関係機関へのつなぎ等の支援を実施するため、引き続き若年者や電話をかけることが難しい方が利用しやすい相談環境の整備及び窓口の周知に努めていく。</p>
<p>DV防止啓発冊子や案内カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。</p>	<p>最新の情報を提供するため、毎年度6月にDV防止啓発冊子や案内カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。</p>	<p>医療関係者等に対し、相談窓口等の情報を提供することができた。 今後も情報提供を継続する。</p>

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
施策の内容(3) 地域で活動する民生委員・児童委員への相談窓口の周知及び利用促進					
40		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	地域で活動する民生委員・児童委員へ相談窓口を周知し、相談に繋がるように努めます。	地域で活動する民生委員・児童委員へ相談窓口を周知する。
主要施策⑤ 通報制度の周知					
施策の内容(1) 医療関係者等への通報制度の周知					
41		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	医療関係者等に対し、通報制度の周知を図ります。	医療関係者等に対する情報提供を実施する。
重点目標Ⅲ 安全が守られる保護体制の整備					
施策の方向3 一時保護と安全確保					
主要施策① 一時保護の実施					
施策の内容(1) 一時保護体制の確保					
42		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	市町村や民間団体と連携し、一時保護が必要な被害者に対して、本人の意思を尊重し、迅速かつ適切な一時保護を実施します。	市町村や民間団体と連携し、迅速かつ適切な一時保護を実施する。
43	69へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応します。	休日夜間の支援体制と人員を確保し、一時保護に対応する。
44	70へ再掲	県警察本部	人身安全対策課	警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応します。	被害者等の保護措置
45		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	休日夜間の受入れ体制など、被害者を適切に一時保護する体制を確保します。	休日夜間の受入体制及び一時保護体制を確保する。
施策の内容(2) 多様なケースに対応した一時保護の実施					
46	81へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な外国人の被害者等、被害者の状況に応じた一時保護を実施します。	子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な外国人の被害者等について、一時保護委託を活用するなど、被害者の状況に応じた一時保護を実施する。
47	82へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、適切な施設の活用を努めます。	障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、被害者の状況に応じた一時保護委託を実施する。
施策の内容(3) 県、市町村、民間団体の協働による一時保護事業					
48	180へ再掲	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	県、市町村、民間団体による三者協働一時保護の充実に努めます。	県、市町村、民間団体による三者協働一時保護を実施する。
主要施策② 一時保護利用者への支援					
施策の内容(1) 被害者への支援					
49		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	看護師や心理判定員を配置し、被害者の健康面や心理面のケアを行います。	看護師や心理判定員を配置し、被害者の健康面や心理面のケアを実施する。
50		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	保育士による日中保育や預かり保育を実施します。	保育士による日中保育や預かり保育を実施する。
51		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	保育士による日中保育や預かり保育を実施します。	民間団体が行う同伴児童の保育への補助を行う。
52	77へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行います。	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行う。
53	78へ再掲	国際文化観光局	国際課	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行います。	通訳ボランティアの紹介
54		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	被害者の個々の状況に応じ、県、市町村、民間団体の連携によるケースカンファレンスを行い、支援方針を決めます。	被害者の個々の状況に応じケースカンファレンスを実施し、支援方針を決定する。
施策の内容(2) 同伴児童への支援					
55		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	教育指導員を配置し、より適切な学習の機会を提供します。	教育指導員を配置し、同伴児童への学習の機会を提供する。
56		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	心理判定員を配置し、同伴児童の心理的ケアの充実を図ります。	心理判定員を配置し、同伴児童の心理的サポートを図る。
57		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	DVと児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴児童の個々の状況に応じ、児童相談所等との連携によるケースカンファレンスを実施するなど、同伴児童への支援の充実を図ります。	DV環境下にある児童の個々の状況に応じ、女性相談所等と連携し、児童の支援に努める。

《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績	《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)	《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)
必要に応じて、DV相談窓口の案内カード等を民生委員・児童委員に追加送付した。	必要に応じて、DV相談窓口の案内カード等を民生委員・児童委員に追加送付した。	DV相談窓口の案内カード等を民生委員・児童委員に追加送付することで、窓口の周知につながった。引き続き窓口が周知されるよう地域で活動する民生委員・児童委員と連携していく。
DV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。	最新の情報を提供するため、毎年度6月にDV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。	医療関係者等に対し、相談窓口等の情報を提供することができた。今後も情報提供を継続する。
本人の意思に基づき、一時保護が必要な被害者の迅速かつ適切な一時保護を行った。	本人の意思に基づき、一時保護が必要な被害者の迅速かつ適切な一時保護を行った。	関係機関と連携し、一時保護が必要な被害者に対して、本人の意思に基づき、迅速かつ適切な一時保護を実施する。
被害者の安全な保護ができるよう警察との緊密な連携を図りながら、一時保護の適切な対応に努めた。	警察との緊密な連携を図りながら、一時保護の適切な対応を務めた。また、被害者を安全に保護できるよう、県警との調整も行った。	警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応する。引き続き、安全な保護の実施のため、位置情報の扱い等について、県警と調整を行う。
関係機関と連携し、休日夜間における被害者等の一時保護の措置を執った。	関係機関と連携し、休日夜間における被害者等の一時保護の措置を執った。	継続する。
休日夜間の受入体制及び一時保護体制の確保に努めた。	休日夜間の受け入れ体制及び一時保護体制の確保に努めた。	休日夜間の受け入れ体制など、被害者を適切に一時保護する体制を確保する。
民間委託団体と連携し、被害者の状況に応じた適切な一時保護を行った。	民間委託団体と連携し、被害者の状況に応じた適切な一時保護を行った。	民間委託団体と連携し、被害者の状況に応じた適切な一時保護を行う。
被害者の状況に応じて、関係機関と連携しながら、被害者の安全安心に配慮した一時保護委託を実施した。	被害者の状況に応じて、関係機関と連携しながら、被害者の安全安心に配慮した一時保護委託を実施した。	障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、被害者の状況に応じた適切な施設の活用を努める。
県内市町村と協定を締結して実施した。必要に応じて施設のメンテナンスを実施した。	県内市町村と協定を締結して実施した。必要に応じて施設のメンテナンスを実施した。	県、市町村、民間団体で連携して一時保護の実施をすることで女性保護を充実することができた。引き続き三者協働で事業を実施しつつ、必要に応じて施設のメンテナンスを実施していく。
看護師や心理判定員による被害者の健康面や心理面のケアを行った。	看護師や心理判定員による被害者の健康面や心理面のケアを行った。	新たに配置された保健師も含め、看護師や心理判定員による被害者の健康回復支援に努める。
保育士による日中保育や預かり保育を実施し、同伴児童の心理的ケアに努めた。また、母子のアセスメントを実施した。	保育士による日中保育や預かり保育を実施し、同伴児童の心理的ケアに努めた。また、母子のアセスメントを実施した。	保育士による日中保育や預かり保育を実施し、同伴児童の心理的ケアに努める。また、母子のアセスメントを実施し、必要な支援を検討する。
民間団体に対して、同伴児童保育への補助を行った。	民間団体に対して、同伴児童保育への補助を行った。	民間団体は人的・財政状況が厳しいため、安定的な事業実施のための補助を充実させる必要がある。
民間団体と連携し、県の通訳派遣事業を活用、外国人被害者の支援を行った。 県内の公的機関等及び外国籍県民等からの依頼に基づく通訳支援(紹介)を行った。(580件)	民間団体と連携し、県の通訳派遣事業を活用、外国人被害者の支援を行った。 県内の公的機関等及び外国籍県民等からの依頼に基づく通訳支援(紹介)を行った。 R1:362件、R2:331件、R3:456件、R4:504件、R5:580件	民間団体との連携しながら、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行う。 通訳支援件数は年々増加しており、今後も外国籍県民等の増加が見込まれることから、引き続き、通訳支援に取り組む。
被害者の状況に応じ、ケースカンファレンスを実施、本人の意向を尊重しながら支援方針を決めた。	被害者の状況に応じ、ケースカンファレンスを実施、本人の意向を尊重しながら支援方針を決めた。	被害者の個々の状況に応じ、支援調整会議を実施し、支援方針を決定する。
生活リズムの安定や学習の機会を保障するため、同伴児童へ学習の機会を提供した。	教育指導員を配置し、同伴児童への学習の機会を提供した。また、学習面の支援だけでなく、心理的ケアにも努めた。	教育指導員を配置し、同伴児童への学習の機会を保障し生活リズムを整えるだけでなく、面前DVで傷ついている子の心理的ケアにも努める。
心理判定員等による同伴児童への聴き取りや心理的ケアを行った。	心理判定員を配置し、同伴児童への聞き取りや心理的ケアを実施した。	心理判定員を配置し、同伴児童の心理的ケアの充実を図る。
個々の状況を見極め、必要に応じて医学的見地からの助言を求めたり、心理面接を行う等の支援を実施した。	コロナ禍においても、感染予防に努めつつ、必要な支援が必要なタイミングで導入し、支援の充実が図れた。	適切な助言を得ることで児童の状況に即した支援を導入することができた。継続する。

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
58		福祉子どもみらい局	①女性相談支援センター ②児童相談所	DVと児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴児童の個々の状況に応じ、児童相談所等との連携によるケースカンファレンスを実施するなど、同伴児童への支援の充実を図ります。	女性相談所と児童相談所との連絡会やケースカンファレンスを実施するなど、連携して同伴児童への支援を実施する。
59		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	一時保護施設内にプレイルームや学習室などを設置し、同伴児童が利用しやすい環境の整備に努めます。	一時保護施設における、同伴児童が利用しやすい環境の整備を行う。
主要施策③ 被害者の安全の確保と配慮					
施策の内容(1) 通報への対応					
60		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	通報があった場合は、通報者に被害者の意思の確認や、相談窓口の情報の提供を依頼するとともに、被害者からの相談に対応し、緊急性が高い場合は、警察と連携して、被害者の安全の確保に努めます。	通報があった場合は、通報者に被害者の意思の確認や、相談窓口の情報の提供を依頼するとともに、被害者からの相談に対応し、緊急性が高い場合は、警察と連携して、被害者の安全の確保に努める。
61		県警察本部	人身安全対策課	通報があった場合は、通報者に被害者の意思の確認や、相談窓口の情報の提供を依頼するとともに、被害者からの相談に対応し、緊急性が高い場合は、警察と連携して、被害者の安全の確保に努めます。	危険性等の判断と即応態勢の確立
62	79へ再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して被害者の支援を行います。	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、必要に応じ市町村に通報を行うなど、市町村と連携して通報に対応する。
63	80へ再掲	県警察本部	人身安全対策課	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して被害者の支援を行います。	子ども、高齢者、障がい者に関する情報への対応 人権を尊重した対応
施策の内容(2) 警察における暴力の制止及び被害者の保護					
64		県警察本部	人身安全対策課	警察は、通報等により暴力が行われていると認めるときは、暴力の制止にあたるとともに、応急の救護を要すると認められるときは被害者を保護します。	被害者等の保護措置の徹底
65		県警察本部	人身安全対策課	警察は、被害者の状況に応じ、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど暴力による被害の発生を防止するための措置を講じます。	加害者に対する指導警告等の実施
施策の内容(3) 警察への相談及び援助の申出に対する支援					
66		県警察本部	人身安全対策課	警察は、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう配慮するとともに、被害防止を念頭に置いた適切な措置を講じます。	心情等への配慮 制度等の情報提供
67		県警察本部	人身安全対策課	警察は、身体に対する暴力を受けている被害者から、被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定める必要な援助を行います。	警察本部長等の援助の申出への対応
施策の内容(4) 一時保護における安全の確保					
68		健康医療局	保健福祉事務所	被害者の安全のため、相談窓口等から一時保護施設まで被害者に同行します。	被害者の同行支援
69	43	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応します。	休日夜間の支援体制と人員を確保し、一時保護に対応する。
70	44	県警察本部	人身安全対策課	警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応します。	被害者等の保護措置
71		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②女性相談支援センター	被害者の安全を最優先に置きつつ、一時保護の間、被害者の利便を必要以上に制限することがないような環境づくりについて、国の調査研究及び検討会の動向などを注視しながら検討します。	被害者の安全を守るために行う通信機器の利用制限について、それぞれの被害者の状況に応じた環境を提供することが出来るか、国の調査やあり方検討会等の動きを踏まえ、検討する。

《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績	《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)	《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)
カンファレンスや情報共有等により連携を図り、児童の安全安心に配慮した支援に努めた。必要に応じて児童相談所一時保護の活用を図った。児童相談所との連絡会や研修を通して、連携強化を図った。	①カンファレンスや情報共有等により連携を図り、児童の安全安心に配慮した支援に努めた。必要に応じて児童相談所一時保護の活用を図った。児童相談所との連絡会や研修を通して、連携強化を図った。 ②児童相談所と女性相談所が横の繋がりを意識し、児童の安全安心に配慮した適切な一時保護が実施できた。	①DVと児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴児童の個々の状況に応じ、児童相談所等との連携によるケースカンファレンスを実施するなど、同伴児童への支援の充実を図る。 ②児童の安全安心に配慮した適切な一時保護が実施できた。 継続する。
プレイルームや学習室の維持管理と事故防止も含めた環境整備に取り組んだ。	プレイルームや学習室などを設置し、同伴児童が利用しやすい環境整備に努めた。	プレイルームや学習室などを設置し、同伴児童が利用しやすい環境整備に努める。
相談窓口に通報があった場合は、通報者に対して被害者への情報提供(市町村や警察のDV相談窓口等)を依頼するなど、被害者の安全確保に努めた。	相談窓口に通報があった場合は、通報者に対して被害者への情報提供(市町村や警察のDV相談窓口等)を依頼するなど、被害者の安全確保に努めた。	通報者に対して被害者への情報提供を依頼することなどにより、被害者の安全確保を図った。 今後も被害者の安全確保に向けた情報提供等を継続する。
被害者等から加害者の具体的言動等を引き出し、危険性等を判断した。被害者等の安全確保のための措置を最優先に講じた。	被害者等から加害者の具体的言動等を引き出し、危険性等を判断した。被害者等の安全確保のための措置を最優先に講じた。	継続する。
相談窓口に通報があった場合は、通報者に対して被害者への情報提供(児童虐待・障がい者虐待・高齢者虐待の相談窓口等)を依頼した。	相談窓口に通報があった場合は、通報者に対して被害者への情報提供(児童虐待・障がい者虐待・高齢者虐待の相談窓口等)を依頼した。	通報者に対して被害者への情報提供(児童虐待・障がい者虐待・高齢者虐待の相談窓口等)を依頼するとともに、関係機関と連携し対応した。 今後も情報提供等を継続する。
事案に応じ市町村に通報等し、連携して対応した。被害者の人権を尊重し、対応した。	事案に応じ市町村に通報等し、連携して対応した。被害者の人権を尊重し、対応した。	継続する。
被害者等を安全な場所へ速やかに避難させた。避難できない場合には、被害者等の身辺の警戒等の措置を行った。	被害者等を安全な場所へ速やかに避難させた。避難できない場合には、被害者等の身辺の警戒等の措置を行った。	継続する。
事件化又は加害者に対して指導警告を行った。	事件化又は加害者に対して指導警告を行った。	継続する。
被害者の心情等を理解し対応する。活用できる制度、自衛手段等について、教示した。	被害者の心情等を理解し対応する。活用できる制度、自衛手段等について、教示した。	継続する。
被害者の所在地が加害者に特定されないための必要な対応を行った。	被害者の所在地が加害者に特定されないための必要な対応を行った。	継続する。
安全確保のため同行支援を実施した。	安全確保のため同行支援を実施した。	同行支援により、被害者が安全に移動、施設入所をすることができた。 引き続き関係機関との連携を密に図り、安全かつ適正な支援を実施できるように努めていく。
被害者の安全な保護ができるよう警察との緊密な連携を図りながら、一時保護の適切な対応に努めた。	警察との緊密な連携を図りながら、一時保護の適切な対応を務めた。また、被害者を安全に保護できるよう、県警との調整も行った。	警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応する。引き続き、安全な保護の実施のため、位置情報の扱い等について、県警と調整を行う。
関係機関と連携し、休日夜間における被害者等の一時保護の措置を執った。	関係機関と連携し、休日夜間における被害者等の一時保護の措置を執った。	継続する。
①通信機器の利用制限について、国の調査やあり方検討会等の情報収集を行った。 ②物件情報の閲覧等、使用目的を限り、一時保護の間、通信機器等の利用を行った。	①通信機器の利用制限について、国の調査やあり方検討会等の情報収集を行い、女性保護施設のワーキングチームで検討を行った。 ②物件情報の閲覧等、使用目的を限り、一時保護の間、通信機器等の利用を行った。	①被害者の安全を最優先に置きつつ、一時保護の間被害者の利便を必要以上に制限することがないような、当事者目線に寄り添った支援が可能な環境づくりを推進する必要がある。 ②被害者の安全を最優先に置きつつ、一時保護の間、被害者の利便を必要以上に制限することがないような環境作りを検討していく。引き続き、使用目的を限り、通信機器等の利用を行う。

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
施策の内容(5) 保護命令に係る安全の確保					
72		①福祉子どもみらい局 ③県警察本部	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター ③人身安全対策課	被害者に対し、保護命令制度について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、関係機関と連携を図りながら、安全の確保に関する助言等を行います。	保護命令制度についての情報収集と相談対応を行う。 保護命令制度の説明 関係機関への連絡 被害者との連絡体制の確立と情報提供
73		県警察本部	人身安全対策課	警察は、加害者に対して保護命令違反が罪に当たるとを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行います。	加害者に対する指導警告
74		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	配偶者暴力相談支援センターは、裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は、被害者に本人及び子どもや親族等の安全の確保に関する助言を行います。	保護命令に関する市町村等関係機関への連絡と、市町村、警察との連携による、被害者への助言等を行う。
75		県警察本部	人身安全対策課	配偶者暴力相談支援センターは、裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は、被害者に本人及び子どもや親族等の安全の確保に関する助言を行います。	親族等との連絡体制の確立と情報提供
施策の内容(6) 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者の方への配慮					
76	34、132へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等に対し、本人の希望や状況に応じた適切な対応をするよう配慮する。
77	52	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行います。	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行う。
78	53	国際文化観光局	国際課	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行います。	通訳ボランティアの紹介
79	62	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して被害者の支援を行います。	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、必要に応じ市町村に通報を行うなど、市町村と連携し通報に対応する。
80	63	県警察本部	人身安全対策課	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して被害者の支援を行います。	子ども、高齢者、障がい者に関する情報への対応 人権を尊重した対応
81	46	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な被害者等、被害者の状況に応じた一時保護を実施します。	子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な外国人の被害者等について、一時保護委託を活用するなど、被害者の状況に応じた一時保護を実施する。
82	47	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、適切な施設の活用にも努めます。	障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、被害者の状況に応じた一時保護委託を実施する。
主要施策④ 適正な情報の管理					
施策の内容(1) 適正な情報の管理					
83		①福祉子どもみらい局 ②県警察本部	①女性相談支援センター ②人身安全対策課	被害者の一時保護における安全とプライバシーを確保するため、適正な情報管理に努めます。	被害者の一時保護における安全とプライバシーを確保するため、適正な情報管理を図る。 被害者等に係る情報の保護に配慮した。
84		①②③福祉子どもみらい局 ④県警察本部	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター ③共生推進本部室 ④人身安全対策課	職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、関係部署も含めた適正な情報の管理に努めます。	職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、適正な情報管理を図る。 支援者等の関係者の安全の確保

<p>《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績</p>	<p>《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)</p>	<p>《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)</p>
<p>①②保護命令制度についての説明を行うとともに、申立ての際に安全に制度を利用できるように助言、相談を行った。裁判所からの書面提出請求に速やかに回答した。 ③被害者に対して、保護命令制度について説明した。裁判所からの書面提出請求に、回答した。発令後、速やかに被害者と連絡をとり、被害を防止するための注意事項及び緊急時の迅速な通報要領等について教示した。</p>	<p>①②保護命令制度についての説明を行うとともに、申立ての際に安全に制度を利用できるように助言、相談を行った。裁判所からの書面提出請求に速やかに回答した。 ③被害者に対して、保護命令制度について説明した。裁判所からの書面提出請求に、回答した。発令後、速やかに被害者と連絡をとり、被害を防止するための注意事項及び緊急時の迅速な通報要領等について教示した。</p>	<p>①被害者に対し、保護命令制度について説明・助言するとともに、関係機関と連携を図りながら書面提出等を行い、保護命令に係る被害者の安全確保を図った。今後も被害者の安全確保に向け説明・助言及び書面提出等を継続する。 ②精神的DVも保護命令の対象となったことから、制度について情報収集を行う。被害者に対し、保護命令制度についての説明を行うとともに、申立ての際に安全に制度利用できるように助言、相談を行う。 ③継続する。</p>
<p>加害者に対して、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告を行った。</p>	<p>加害者に対して、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告を行った。</p>	<p>継続する。</p>
<p>保護命令が発令された被害者に対し、市町村等関係機関や警察との連携を図り、被害者への助言を行った。</p>	<p>裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は、被害者に本人及び子どもや親族等の安全の確保に関する助言を行った。</p>	<p>保護命令に関する市町村等関係機関への連絡と、市町村、警察との連携による、被害者への助言等を行う。</p>
<p>被害者の親族等に対して、被害を防止するための注意事項及び緊急時の迅速な通報要領等について教示した。</p>	<p>被害者の親族等に対して、被害を防止するための注意事項及び緊急時の迅速な通報要領等について教示した。</p>	<p>継続する。</p>
<p>被害者の状況により、必要に応じ関係機関と連携し、本人の意向に沿いながら、適切な対応をするよう配慮を行った。</p>	<p>被害者の状況により、必要に応じ関係機関と連携し、本人の意向に沿いながら、適切な対応をするよう配慮を行った。</p>	<p>被害者の意向や状況に応じ、関係機関と連携しながら最適な支援を行う。</p>
<p>民間団体と連携し、県の通訳派遣事業を活用、外国人被害者の支援を行った。 県内の公的機関等及び外国籍県民等からの依頼に基づく通訳支援(紹介)を行った。(580件)</p>	<p>民間団体と連携し、県の通訳派遣事業を活用、外国人被害者の支援を行った。 県内の公的機関等及び外国籍県民等からの依頼に基づく通訳支援(紹介)を行った。 R1:362件、R2:331件、R3:456件、R4:504件、R5:580件</p>	<p>民間団体との連携しながら、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行う。 通訳支援件数は年々増加しており、今後も外国籍県民等の増加が見込まれることから、引き続き、通訳支援に取り組む。</p>
<p>相談窓口に通報があった場合は、通報者に対して被害者への情報提供(児童虐待・障がい者虐待・高齢者虐待の相談窓口等)を依頼した。</p>	<p>相談窓口に通報があった場合は、通報者に対して被害者への情報提供(児童虐待・障がい者虐待・高齢者虐待の相談窓口等)を依頼した。</p>	<p>通報者に対して被害者への情報提供(児童虐待・障がい者虐待・高齢者虐待の相談窓口等)を依頼するとともに、関係機関と連携し対応した。 今後も情報提供等を継続する。</p>
<p>事案に応じ市町村に通報等し、連携して対応した。被害者の人権を尊重し、対応した。</p>	<p>事案に応じ市町村に通報等し、連携して対応した。被害者の人権を尊重し、対応した。</p>	<p>継続する。</p>
<p>民間委託団体と連携し、被害者の状況に応じた適切な一時保護を行った。</p>	<p>民間委託団体と連携し、被害者の状況に応じた適切な一時保護を行った。</p>	<p>民間委託団体と連携し、被害者の状況に応じた適切な一時保護を行う。</p>
<p>被害者の状況に応じて、関係機関と連携しながら、被害者の安全安心に配慮した一時保護委託を実施した。</p>	<p>被害者の状況に応じて、関係機関と連携しながら、被害者の安全安心に配慮した一時保護委託を実施した。</p>	<p>障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、被害者の状況に応じた適切な施設の活用を努める。</p>
<p>①適正な情報管理を行った。 ②被害者等に係る情報の保護に配慮した。</p>	<p>①被害者の一時保護における安全を確保し、適正な情報管理に努めた。 ②被害者等に係る情報の保護に配慮した。</p>	<p>①被害者の一時保護における安全を確保するため、適正な情報管理に努める。 ②継続する。</p>
<p>①相談に関する情報について適正な管理を行った。 ②適正な情報管理を行った。 ③随時、市町村や民間団体への情報管理の徹底を呼び掛けた。 ④被害者を支援している者等に係る情報の保護に配慮した。</p>	<p>①相談に関する情報について適正な管理を行った。 ②適正な情報管理に努め、職員や民間団体スタッフの安全確保に努めた。 ③随時、市町村や民間団体への情報管理の徹底を呼び掛けた。 ④被害者を支援している者等に係る情報の保護に配慮した。</p>	<p>①相談に関する情報について適正な管理を行った。今後も適切な情報管理を継続する。 ②職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、関係部署も含めた適正な情報の管理に努める。 ③継続する。 ④継続する。</p>

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
重点目標Ⅳ 自立支援の促進					
施策の方向4 自立した生活に向けた切れ目のない支援					
主要施策① 生活基盤を整えるための支援					
施策の内容(1) 住まいの確保					
85		①②福祉子どもみらい局 ③健康医療局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター ③保健福祉事務所	民間団体との連携を図りながら、被害者が安心して生活できる住まいの確保について、情報を収集・提供し、自立を支援します。	被害者が安心して生活できる住まいの確保について、情報の収集、提供により自立を支援する。情報の収集、提供による相談対応。引き続き関係機関との連携を密に図り、支援が発生した際に安全かつ適切な支援を実施できるよう体制を維持していく必要がある。
86		健康医療局	保健福祉事務所	民間団体との連携を図りながら、被害者が安心して生活できる住まいの確保について、情報を収集・提供し、自立を支援します。	全国社会福祉協議会が実施する身元保証制度等を活用した民間住宅の利用支援
87		県土整備局	住宅計画課	民間団体との連携を図りながら、被害者が安心して生活できる住まいの確保について、情報を収集・提供し、自立を支援します。	賃貸住宅の家主から、DV被害者等の住宅確保要配慮者(以下、「要配慮者」という。)の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を提供。
88		県土整備局	公共住宅課	県営住宅における、被害者の住まいの確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅の抽選において母子及び父子世帯の当選率の優遇を行う。 ・DV被害者については、県営住宅募集において単身者でも応募可能とする。
施策の内容(2) 就労の支援					
89		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	県・市町村の就労支援や、ハローワークの活用に関する情報を収集し、被害者に提供します。	就労支援について、情報の収集、提供により自立を支援する。
90		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	被害者である母子家庭の母等を対象とした職業訓練を実施します。	母子家庭等就労支援事業(母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援等)母子家庭自立支援給付金等による、職業訓練のための支援
91		産業労働局	産業人材課	被害者である母子家庭の母等を対象とした職業訓練を実施します。	職業技術校等における職業訓練
92		①福祉子どもみらい局 ②健康医療局	①生活援護課 ②保健福祉事務所	生活保護を受給している被害者のための就労支援を実施します。	生活保護受給者等就労自立促進事業

<p>【1年間の振り返り】 2023(令和5)年度事業実績</p>	<p>【計画期間5年間の振り返り】 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)</p>	<p>【一時評価】 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)</p>
<p>①相談者から住居についての相談を受けたときは、関係機関等の情報提供を行った。 ②福祉事務所との連携し、住居確保に関する情報収集及び被害者への情報提供を行った。 ③関係機関との連携に努め、適切な情報収集及び相談者への提供を行った。</p>	<p>①相談者から住居についての相談を受けたときは、関係機関等の情報提供を行った。 ②福祉事務所と連携し、住居確保に関する情報収集及び被害者への情報提供に努めた。 ③関係機関との連携に努め、適切な情報収集及び相談者への提供を行った。</p>	<p>①被害者が安心して生活できる住まいの確保について情報提供を行うことができた。 今後も情報提供を継続する。 ②福祉事務所と連携し、安心して生活できる住居の確保に関する情報を収集し、被害者への情報提供を行う。 ③利用を希望する被害者が、安全な地域に、間を置かず、無料定額宿泊所等に居所を得ることができた。ただし、被害者が希望しても、民間住宅は入居に必要な費用や緊急連絡先がない等の理由で、契約することが難しく、設定に時間がかかる場合がある。 また、県外避難により、住居設定の下見が難しい場合もあるため、安全な住まい探しの仕組みが必要。 引き続き、関係機関との連携に努め、適切な情報収集及び相談者への提供を行い、自立を支援していく。</p>
<p>関係機関との連携に努め、適切な情報収集及び相談者への提供を行った。</p>	<p>全国社会福祉協議会が実施する身元保証制度等を活用した民間住宅の利用実績はなかった。 関係機関との連携に努め、適切な情報収集及び相談者への提供を行った。</p>	<p>全国社会福祉協議会が実施する身元保証制度等の活用について理解を深め、自立を支援する。 関係機関との連携に努め、適切な情報収集及び相談者への提供を行う。</p>
<p>令和5年度までに累計41,321戸のセーフティネット住宅の登録を行うとともに、セーフティネット住宅の周知や利用等について、県民へ情報提供を行った。 また、DV被害者等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、居住支援に携わる市町村職員や関係団体に対し、居住支援の知識習得と意識強化等を図るための講座を実施した(1回、12名参加)。</p>	<p>セーフティネット住宅の登録については、大手不動産事業者と交渉することなどにより順調に増加した。 また、居住支援に携わる市町村職員等に対し、居住支援と福祉の両方の知識習得と意識強化等を図る講座を実施した。</p>	<p>登録住宅の戸数の増加に伴い、セーフティネット住宅の登録内容の一層適切な管理に努めるとともに、引き続き登録の促進と県民への情報提供を行う。 また、居住支援に携わる市町村職員等に対して、継続した「住まいに関する横断的な知識」の習得の場を設け、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図る。</p>
<p>県営住宅の抽選において母子及び父子世帯の当選率の優遇を行った。</p>	<p>【母子・父子の各年度の応募人数(抽選優遇対象者)】 2019年度 992人 2020年度 786人 2021年度 724人 2022年度 786人 2023年度 707人</p>	<p>継続予定</p>
<p>①相談窓口として県・市町村の就労支援制度やハローワーク活用に関する情報提供を行った。 ②福祉事務所と連携し、情報収集及び提供に努めた。</p>	<p>①相談窓口として県・市町村の就労支援制度やハローワーク活用に関する情報提供を行った。 ②就労支援に関し情報収集するとともに、福祉事務所と連携し、被害者に情報提供した。</p>	<p>①県・市町村の就労支援制度やハローワーク活用に関する情報提供を行うことができた。 今後も情報提供を継続する。 ②就労支援に関し情報収集するとともに、福祉事務所と連携し、被害者に情報提供する。</p>
<p>母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談1,253件、就業支援講習会17回</p>	<p>母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談4,871件、就業支援講習会85回</p>	<p>母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談件数は、令和元年度から令和5年度で約2.4倍まで伸びており、母子家庭の母等の就業支援を図ることができた。 就業相談の実績について、相談者の居住地域によって偏りがあるため、出張講座を行うなど、より広域の母子家庭の母等への支援につなげていきたい。</p>
<p>職業技術校で実施する訓練及び民間教育訓練機関等に委託して実施する訓練の定員の約一割に、母子家庭の母等を対象としたひとり親家庭優先枠を設定し、受講生を募集した。優先枠での入校者数はそれぞれ16名と44名であった。</p>	<p>職業技術校で実施する訓練及び民間教育訓練機関等に委託して実施する訓練の定員の約一割に、母子家庭の母等を対象としたひとり親家庭優先枠を設定し、受講生を募集した。 優先枠での5年間の入校者数はそれぞれ75名と334名であった。</p>	<p>委託訓練は訓練期間が概ね3か月間で短いことや、OA機器や医療事務などの訓練が多く、優先枠を利用する対象者にとって受講しやすいく状況と考える。 引き続き、受講者ニーズを踏まえながら、実施していく。</p>
<p>福祉事務所とハローワークが連携し、就労・自立に一定程度以上の意欲がある生活保護受給者等に、個々の状況やニーズ等に応じた就労支援を実施した。</p>	<p>①②福祉事務所とハローワークが連携し、就労・自立に一定程度以上の意欲がある生活保護受給者等に、個々の状況やニーズ等に応じた就労支援を実施した。 ②ハローワーク、就労移行支援事業所等への同行による支援を実施した。</p>	<p>①個々の状況や個別のニーズに対応することで、就労に繋がるケースが増えるなど、一定の成果が見られる。一方で就労後の定着支援については課題が残る。引き続きハローワークと福祉事務所が一体となって支援を行っていく必要がある。 ②情報提供により選択肢を増やし、本人の意思を時間をかけて支えることにより、自立への道すじができた。 福祉事務所とハローワークが連携し、就労・自立に一定程度以上の意欲がある生活保護受給者等に、個々の状況やニーズ等に応じた就労支援を行う。</p>

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
施策の内容(3) 経済的な支援					
93		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	経済的な自立に向けた支援に関する情報を収集し、被害者に助言等を行います。	情報の収集、提供による経済的な自立に向けた支援を行う。
94		①福祉子どもみらい局 ②健康医療局	①生活援護課 ②保健福祉事務所	福祉事務所において、生活保護の円滑な運用を行います。	福祉事務所は、生活保護が必要な者に対して適切に保護を実施する。被害者から生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から配慮し、円滑な運用を行う。
95		①くらし安全防災局 ②福祉子どもみらい局 ③県警察本部	①くらし安全交通課 ②かながわ男女共同参画センター ③人身安全対策課	犯罪被害者を支援する給付金制度に関する情報提供を行います。(国の制度)	犯罪被害者を支援する給付金制度に関する情報の収集、提供による相談対応を行う。
96		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	被害者の経済的支援のために、社会福祉協議会貸付金や民間団体の貸付基金等の活用について、被害者に助言等を行います。	被害者の経済的支援のために、貸付金等の活用について、情報の収集、提供による相談対応を行う。
施策の内容(4) 各種制度の周知と活用への支援					
97		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	社会保険など、被害者の自立のための各種手続きについて、個人情報の保護や被害者の安全確保への慎重な配慮を行いながら情報提供を行うとともに、必要な証明書等を発行します。	社会保険など、被害者の自立のための各種手続きについて、個人情報の保護や被害者の安全確保への慎重な配慮を行いながら情報提供を行うとともに、必要な証明書等を発行する。
98		健康医療局	医療保険課	社会保険など、被害者の自立のための各種手続きについて、個人情報の保護や被害者の安全確保への慎重な配慮を行いながら情報提供を行うとともに、必要な証明書等を発行します。	国民健康保険の手続きに関して、制度の周知に努める。
99		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	被害者が法的な支援を受けられるよう、法テラスの活用や法律扶助制度に関する情報提供を行います。	法的な支援について、情報の収集、提供による相談対応を行う。
100		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	被害者または関係機関に対して、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。	住民基本台帳の閲覧や警察への捜索願等の扱いに関し、被害者を保護する観点から措置がとられていることなどについて必要な情報収集を行うとともに、被害者に情報提供等を行う。
101		政策局	市町村課	被害者または関係機関に対して、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。	住民基本台帳の閲覧や住民基本台帳からの情報に基づき行う事務処理について、適切に行われるよう、関係機関からの照会に対応するとともに、閲覧等制限の制度等の周知に努めます。
102		教育局	高校教育課	被害者または関係機関に対して、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。	被害者の同伴児童の転校先等について、特に厳重に情報の管理を行う

<p>《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績</p>	<p>《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)</p>	<p>《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)</p>
<p>①相談窓口として経済的自立に向けた支援に関する情報を提供するとともに具体的な助言を行った。 ②福祉事務所と連携し、経済的自立に向けた支援に関する情報収集及び被害者に情報提供を行った。</p>	<p>①相談窓口として経済的自立に向けた支援に関する情報を提供するとともに具体的な助言を行った。 ②福祉事務所と連携し、経済的自立に向けた支援に関する情報を収集し、被害者に情報提供を行った。</p>	<p>①経済的自立に向けた支援に関する情報提供及び助言を行うことができた。 今後も情報提供及び助言を継続する。 ②福祉事務所と連携し、経済的自立に向けた支援に関する情報を収集し、被害者に情報提供を行う。</p>
<p>①各福祉事務所に対し、生活保護が必要な者に対しては、適切に保護を実施することや、被害者の生活保護の決定に必要な調査について、被害者の安全確保の観点から必要な配慮をするよう、会議や監査において周知を図った。 ②関係機関と連携し、生活保護が必要な者に対して、申請に基づき適切な保護を実施した。 被害者の安全確保に充分配慮のうえ、適正な運用を実施した。</p>	<p>①各福祉事務所に対し、生活保護が必要な者に対しては、適切に保護を実施することや、被害者の生活保護の決定に必要な調査について、被害者の安全確保の観点から必要な配慮をするよう、会議や監査において周知を図った。 ②関係機関と連携し、生活保護が必要な者に対して、申請に基づき適切な保護を実施した。 被害者から生活保護の申請を受け、扶養義務者に対する扶養の可能性を調査する際には、方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から配慮のうえ、支援を実施した。</p>	<p>①DV被害者の自立にかかる経済面の支援は、生活保護に依存する制度設計となっているため、DV法に基づく支援の充足について、課題と感じている。 ②被害者が安全に生活保護を受給することができた。しかし、DV被害者の自立にかかる経済面の支援は、生活保護に依存する制度設計となっているため、避難した時点からすぐに活用できるDV法等に基づく経済面の支援の充足が必要。 関係機関と連携し、安全に配慮しながら生活保護が必要な者に対して、申請に基づき適切な保護を行う。 また、被害者から生活保護の申請を受け、扶養義務者に対する扶養の可能性を調査する際には、方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から配慮のうえ、支援を実施する。</p>
<p>①かながわ犯罪被害者サポートステーションにおける相談窓口において犯罪被害給付制度の情報を提供した。 ②相談窓口として、必要に応じ、犯罪被害給付制度の情報を提供する態勢をとっていたが、実績はなかった。 ③申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続の迅速化に努めた。</p>	<p>①かながわ犯罪被害者サポートステーションにおける相談窓口において犯罪被害給付制度の情報を提供した。 ②相談窓口として、必要に応じ、犯罪被害給付制度の情報を提供した。 ③申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続の迅速化に努めた。</p>	<p>①引き続き、かながわ犯罪被害者サポートステーションにおける相談窓口において犯罪被害給付制度の情報を提供する。 ②必要に応じ、犯罪被害給付制度について情報提供を行うことができた。今後も情報提供を継続する。 ③継続する。</p>
<p>①相談窓口として各種貸付制度の情報を提供した。 ②福祉事務所と連携し、各種貸付制度に関する情報収集及び被害者に情報提供を行った。</p>	<p>①相談窓口として各種貸付制度の情報を提供した。 ②福祉事務所と連携し、各種貸付制度に関する情報を収集し、被害者に情報提供を行った。</p>	<p>①各種貸付制度について情報提供を行うことができた。今後も情報提供を継続する。 ②福祉事務所と連携し、各種貸付制度に関する情報を収集し、被害者に情報提供を行う。</p>
<p>①②相談者が安全に自立できるよう、社会保険など各種手続きについての相談・情報提供を行うほか、申し出によりDVセンターとして手続きに必要な証明書の発行を行った。</p>	<p>①②相談者が安全に自立できるよう、社会保険など各種手続きについての相談・情報提供を行うほか、申し出によりDVセンターとして手続きに必要な証明書の発行を行った。</p>	<p>①②被害者の自立のための各種手続きについて情報提供を行うとともに、必要な証明書等を発行した。今後も情報提供及び証明書等の発行を継続する。</p>
<p>指導・助言等を保険者に対して実施することにより、保険者を通じて制度の周知に努めた。</p>	<p>指導・助言等を保険者に対して実施することにより、保険者を通じて制度の周知に努めた。</p>	<p>引き続き、保険者を通じて制度の周知に努めていく。</p>
<p>①相談者が法的な支援を受けられるよう、法テラスや法律扶助制度の情報提供を行った。 ②福祉事務所と連携し、法テラスの活用等の情報提供や相談対応を行った。</p>	<p>①相談者が法的な支援を受けられるよう、法テラスや法律扶助制度の情報提供を行った。 ②福祉事務所と連携し、法テラスの活用等の情報提供や相談対応を行った。</p>	<p>①相談者が法的な支援を受けられるよう、法テラスや法律扶助制度の情報提供を行うことができた。今後も情報提供を継続する。 ②福祉事務所と連携し、被害者が法的な支援を受けられるよう、法テラスの活用や法律扶助制度に関する情報提供を行う。</p>
<p>①②相談窓口として住民基本台帳閲覧制限等の制度についての情報を提供した。 ③福祉事務所と連携し、住民基本台帳閲覧制限や警察への相談等、被害者へ情報提供を行った。</p>	<p>①相談窓口として住民基本台帳閲覧制限等の制度についての情報を提供した。 ②福祉事務所と連携し、住民基本台帳閲覧制限や警察への相談等、被害者を保護するための制度について情報収集を行い、被害者へ情報提供を行った。</p>	<p>①住民基本台帳閲覧制限等の制度について情報提供を行うことができた。今後も情報提供を継続する。 ②福祉事務所と連携し、住民基本台帳閲覧制限や警察への相談等、被害者を保護するための制度について情報収集を行い、被害者へ情報提供を行う。</p>
<p>住民基本台帳の閲覧や住民基本台帳からの情報に基づき行う事務処理について、適切に行われるよう、関係機関からの照会に対応し、また、周知を行った。</p>	<p>住民基本台帳の閲覧や住民基本台帳からの情報に基づき行う事務処理について、適切に行われるよう、関係機関からの照会に対応し、また、周知を行った。また、国が策定する事務処理要領の改正がある都度、県内市町村担当課には周知を行った。</p>	<p>県内市町村からの個別具体的な相談について、国が策定する事務処理要領等に則り、指導、周知を行うことで、県内市町村にて統一的かつ適切な事務の実現につながっていると考えられる。 また、県内市で構成する研究会等の議題に上がることで、より一層の統一的な事務取扱の周知への期待が持てる。</p>
<p>各県立高校等において、被害者の同伴児童の転校先等の情報を厳重に管理した。</p>	<p>各県立高校等において、被害者の同伴児童の転校先等の情報を継続して厳重に管理した。</p>	<p>各県立高校等において、被害者の同伴児童の転校先等の情報を継続して厳重に管理することができた。次年度以降も引き続き、被害者の同伴児童の転校先等の情報について厳重に管理する。</p>

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
103		教育局	教育事務所	被害者または関係機関に対して、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。	市町村教育委員会等と連携して、被害者の同伴児童の転校先等について、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努める
主要施策② 安定した生活に向けた支援					
施策の内容(1) 中長期支援施設の運営に対する支援					
104	178へ再掲	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。	一時保護後の自立に向けて中長期支援施設を運営する民間団体を支援する。
105	179へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。	中長期支援施設運営民間団体との連絡会議設置(一時保護連絡会への参加など)
施策の内容(2) 精神的なケアの充実					
106		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	精神的なケアなど、民間団体が実施する自立支援活動を支援します。	精神的なケアなど、民間団体の自立支援活動を支援する。
107		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	心理カウンセラーによるメンタルケアを実施し、被害者の精神的なケアの充実を図ります。	心理カウンセラーによるメンタルケアを実施する。
108		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	自助グループの立ち上げを支援します。	自助グループ立ち上げを支援する。
109		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	被害者のためのカウンセリング等を行う医療機関や民間団体の情報提供に努めます。	被害者のためのカウンセリング等を行う医療機関等の情報の収集、提供による相談対応を行う。
施策の内容(3) 被害者と同居する子どもに関する支援					
110		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。	子どもの心のケアについて、適切な相談窓口の情報提供による相談対応を行う。
111		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。	児童手当における広域連携
112		教育局	子ども教育支援課	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等による相談
113		教育局	学校支援課	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる相談等 (県立高等学校、中等教育学校)
114		教育局	総合教育センター	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。	総合教育センターに配置されている臨床心理の専門家等による相談対応

<p>《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績</p>	<p>《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)</p>	<p>《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)</p>
<p>管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、情報管理に係る被害者への相談や助言に努めるとともに、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努めた。</p>	<p>【湘南三浦】管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、情報管理に係る被害者への相談や助言に努めるとともに、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努めた。</p> <p>【県央】市町村教育委員会と連携した取組の中で、必要な助言を行ってきた。</p> <p>【中】管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、情報管理に係る被害者への相談や助言に努めるとともに、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努めた。</p> <p>【県西】市町村教育委員会等と連携して、被害者の同伴児童の転校先等について、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用ができた。</p>	<p>【湘南三浦】今後も管内教育委員会等と連携し、プランの円滑な運用に努める。</p> <p>【県央】引き続き、被害者の同伴児童の転校先等について、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ、円滑な運用に努める。</p> <p>【中】今後も管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、情報管理に係る被害者への相談や助言に努めるとともに、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努めていく。</p> <p>【県西】今後も管内教育委員会等と連携し、プランの円滑な運用に努める。</p>
<p>中長期支援施設を運営する民間団体へ補助を行った。</p>	<p>中長期支援施設を運営する民間団体へ補助を行った。</p>	<p>民間団体は人的・財政状況が厳しいため、安定的な事業実施のための補助を充実させる必要がある。</p>
<p>連絡会議を開催し、情報共有など連携に努めた。</p>	<p>連絡会議を開催し、民間団体との情報共有を通して、被害者支援の強化を図った。</p>	<p>中長期支援施設を運営する民間団体に対し、連絡会の開催等、一時保護後の切れ目のない支援を目指し連携強化に努める。</p>
<p>民間団体の自立支援活動へ補助を行った。</p>	<p>民間団体の自立支援活動へ補助を行った。</p>	<p>民間団体は人的・財政状況が厳しいため、安定的な事業実施のための補助を充実させる必要がある。</p>
<p>心理カウンセラーによるメンタルケアを実施した。 メンタルケア:44件 被害者の精神的なケアの一層の充実を図るため、実施枠を拡充した。(月6枠→月7枠)</p>	<p>心理カウンセラーによるメンタルケアを継続して実施した。 メンタルケア(5年間延件数):168件 被害者の精神的なケアの一層の充実を図るため、実施枠を令和3年度までは月4枠、令和4年度は月6枠、令和5年度からは月7枠に拡充した。</p>	<p>メンタルケアを継続して実施し、被害者の精神的なケアの充実を図ることができた。 今後もメンタルケアを継続する。</p>
<p>参加者数の減少等から自助グループ立ち上げ支援事業を終了し、同じ心理的援助という事業目的であり、希望者の多いメンタルケアを充実させた。</p>	<p>被害者の心理的援助を目的に自助グループ立ち上げ支援事業を実施してきたが、参加者数の減少等から令和4年度末で事業を終了し、同じ事業目的であり、希望者の多いメンタルケアを充実させた。 自助グループ立ち上げ支援(4年間延件数):73件</p>	<p>令和4年度末で自助グループ立ち上げ支援事業を終了し、メンタルケアを継続する。</p>
<p>相談窓口として医療機関についての情報収集及び情報提供を行った。</p>	<p>相談窓口として医療機関についての情報収集及び情報提供を行った。</p>	<p>相談窓口として医療機関についての情報収集及び情報提供を今後も行う。</p>
<p>①相談窓口として児童相談窓口やスクールカウンセラーについての情報を提供するとともに、必要に応じて児童相談所等との情報共有を行った。 ②児童相談所、市町村児童相談窓口と連携し、子どもの心身状況を共有するとともに、被害者である母に対し、子どもの心のケアについて、相談窓口等の情報提供を行った。</p>	<p>①相談窓口として児童相談窓口やスクールカウンセラーについての情報を提供するとともに、必要に応じて児童相談所等との情報共有を行った。 ②児童相談所、市町村児童相談窓口と連携し、子どもの心身状況を共有するとともに、被害者である母に対し、子どもの心のケアについて、相談窓口等の情報提供を行った。</p>	<p>①児童相談窓口やスクールカウンセラーについての情報を提供するとともに、児童相談所等と連携し、子どもの安全確保を図ることができた。今後も情報提供等を継続する。 ②児童相談所、市町村児童相談窓口と連携し、子どもの心身状況を共有するとともに、被害者である母に対し、DVによる子どもへの影響や心のケアについて、相談窓口等の情報提供を行っていく。</p>
<p>DVIによる心理的虐待の相談受付件数690件(速報値)であり、児童の状況に応じて学校等との連携を行なった。</p>	<p>R1～487件/R2～472件/R3～652/R4～798</p>	<p>学校との連携を図ることで児童の状況を適切に把握し、支援をすることができた。 継続する。</p>
<p>スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる相談等を行った。</p>	<p>子どもを取り巻く社会環境が大きく変化の中で、貧困やヤングケアラー、性的マイリティー等の新たな課題が顕在化し、より一層複雑で深刻な困難を抱えた子どもたちの対応が求められている。そのため、令和5年度より、様々な課題や困難を抱える子どもの実態を把握し、すべての教員が迅速かつ的確に対応していく「かながわ子どもサポートドック」の取組を推進している。</p>	<p>「かながわ子どもサポートドック」の取組を通じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と学校が協働し、これまで把握できていなかった児童・生徒の困難を把握できただけでなく、教職員の意識が高まり、チームで支援する体制が構築できたという効果も見られている。 令和6年度以降も、「かながわ子どもサポートドック」の推進を図る。</p>
<p>スクールカウンセラーによる相談を24,997件、スクールソーシャルワーカーによる対応を18,654回行った。</p>	<p>スクールカウンセラーによる相談を104,139件、スクールソーシャルワーカーによる対応を44,535回行った。</p>	<p>コロナ禍により社会環境が変化し、子どもが抱える困難が複雑化・深刻化したことから、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を拡充するなどして、子どもの心のケア等に努めた。 今後も引き続き、子どもが抱える困難を早期に把握し、対応していくため、教育相談体制を充実させていく必要がある。</p>
<p>総合教育センターでは、来所による相談(4,022件)、電話による相談(7,971件)、メールによる相談(373件)等に応じた。</p>	<p>来所による相談、電話による相談、メールによる相談に加え、SNSによる相談も実施するなど、様々な方法で切れ目なく相談を受け付けた。 また、必要に応じて関係機関と連携を進めた。</p>	<p>児童・生徒を取り巻く環境に変化が生じているため、様々な相談に柔軟かつ的確に対応していくことが課題であり、そのために研修等を通して相談員のスキル向上を図っていく。</p>

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
115		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	子どもを同伴している被害者に対し、母子生活支援施設の広域連携を活用し支援に努めます。	子どもを同伴している被害者に対し、必要な情報提供、相談対応を行う。
116		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	子どもを同伴している被害者に対し、母子生活支援施設の広域連携を活用し支援に努めます。	母子生活支援施設の広域利用を図る。
117		健康医療局	保健福祉事務所	子どもを同伴している被害者に対し、母子生活支援施設の広域連携を活用し支援に努めます。	福祉事務所は、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護の適切な実施を行う。
118		教育局	財務課	教育委員会や学校は、被害者の子どもの転出入等の手続きや授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。	別居中で実質的に年取が低い場合等へ配慮した円滑な運用
119		教育局	高校教育課	教育委員会や学校は、被害者の子どもの転出入等の手続きや授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。	被害者の同伴児童の転校先等について、特に嚴重に情報の管理を行う
120		教育局	教育事務所	教育委員会や学校は、被害者の子どもの転出入等の手続きや授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。	市町村教育委員会等と連携して、被害者の同伴児童の転校先等について、個人情報の嚴重な取扱に配慮しつつ円滑な運用に努める

<p>《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績</p>	<p>《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)</p>	<p>《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)</p>
<p>被害者に対し、母子生活支援施設に関する情報提供を行い、支援機関には必要性を働きかけ、利用の促進を図った。</p>	<p>子どもを同伴している被害者に対し、必要な情報提供、相談行に応じた。また、支援機関に対し、母子生活支援施設の活用必要性を説明し、通知を发出する等、利用促進に努めた。</p>	<p>子どもを同伴している被害者に対し、必要な情報提供、相談行に応じた。また、支援機関に対し、母子生活支援施設の活用必要性を説明し、通知を发出する等、利用促進に努めた。</p>
<p>2023(令和5)年度における県保健福祉事務所の県外施設への広域入所措置件数:8件</p>	<p>県保健福祉事務所の県外施設への広域入所措置件数:41件</p>	<p>母子家庭の母等のそれぞれの事情に合わせて、県外の母子生活支援施設への入所措置を行うなど、広域利用を図ることができた。</p>
<p>福祉事務所は、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談、母子生活支援施設における保護の適切な実施を行った。</p>	<p>児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談、母子生活支援施設における保護の適切な実施を行った。</p>	<p>被害者が母子生活支援施設において必要な支援が得られ、自立に向けて生活の安定を目指すことができたが、母子生活支援施設利用には準備や手続に時間がかかるため、入居を諦める場合がある。また、県域から妊産婦が入所できる施設がないという課題がある。児童を同伴している被害者や妊産婦に対して、相談や必要な調査、広域利用の母子生活支援施設における保護の適切な実施を行う。</p>
<p>【入学検定料、入学料、修業年限超過者の授業料について】 生活保護受給者、児童福祉施設入所者、保護者の県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が非課税の世帯については全額を免除した。また、県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が85,500円未満の場合は半額を免除した。 【授業料について】 令和5年度の保護者全員の所得について、以下の算定式により計算した額が30万4,200円(年収約910万円)未満の世帯に対し、授業料の負担をなくすために就学支援金を支給した。 【算定式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額 ※ただし、政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に4分の3を乗じて計算 【高校生等奨学給付金について】 生活保護受給世帯又は保護者の県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が非課税の世帯(家計急変により非課税相当となった世帯を含む)に対し、返還不要の給付金を支給した。 いずれの場合においても、正式に離婚していなければ原則として保護者(両親)の収入により審査を行うが、DVや児童虐待、行方不明等の場合は、一方の保護者の収入で審査をした。</p>	<p>【入学検定料、入学料、修業年限超過者の授業料について】 生活保護受給者、児童福祉施設入所者、保護者の県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が非課税の世帯については全額を免除した。また、県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が85,500円未満の場合は半額を免除した。 【授業料について】 令和元年度においては、県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が507,000円未満の世帯に対し、授業料の負担をなくすために就学支援金を支給した。 また、令和2～5年度においては、保護者全員の所得について、以下の算定式により計算した額が30万4,200円(年収約910万円)未満の世帯に対し、授業料の負担をなくすために就学支援金を支給した。(令和2年7月以降。それ以前は前年度どおり。) 【算定式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額 ※ただし、政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に4分の3を乗じて計算 【高校生等奨学給付金について】 生活保護受給世帯又は保護者の県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が非課税の世帯(家計急変により非課税相当となった世帯を含む)に対し、返還不要の給付金を支給した。 支給総数:R元(12,801人)、R2(12,116人)、R3(11,818人)、R4(11,271人)、R5(10,653人) 対象者に情報が行き渡るように保護者に対して制度案内を配布するとともに「県のとより」や「facebookかながわキントロウ」、「県ホームページ」にて周知を図った。併せて、生活保護受給世帯を想定し、県内福祉事務所を通じての情報提供を行った。 いずれの場合においても、正式に離婚していなければ原則として保護者(両親)の収入により審査を行うが、DVや児童虐待、行方不明等の場合は、一方の保護者の収入で審査をした。</p>	<p>(事業の効果) 就学支援金の支給等により、公立高等学校に在学する生徒が、家庭の状況にかかわらず安心して勉学に打ち込める環境を整えた。 (今後の方向性) 就学支援金については、教育費負担に地域格差が生じることのないよう、支給対象を拡大することなど引き続き国に働きかけを行う。 高校生等奨学給付金については、支給単価を増額するとともに、支給対象世帯を拡大し、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を一層軽減することや、申請者の利便性を向上することについて引き続き国に働きかけを行う。</p>
<p>各県立高校等において、被害者の同伴児童の転校先等の情報を厳重に管理した。</p>	<p>各県立高校等において、被害者の同伴児童の転校先等の情報を継続して厳重に管理した。</p>	<p>各県立高校等において、被害者の同伴児童の転校先等の情報を継続して厳重に管理することができた。次年度以降も引き続き、被害者の同伴児童の転校先等の情報について厳重に管理する。</p>
<p>管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、転出入手続等の個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努めた。</p>	<p>【湘南三浦】管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、転出入手続等の個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努めた。 【県央】市町村民教育委員会と連携した取組の中で、必要な情報提供を行ってきた。 【中】管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、転出入手続等の個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努めた。 【県西】市町村民教育委員会等と連携して、被害者の同伴児童の転校先等について、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努めた。</p>	<p>【湘南三浦】今後も管内教育委員会等と連携し、プランの円滑な運用に努める。 【県央】引き続き、被害者の同伴児童の転校先等について、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ、円滑な運用に努める。 【中】今後も管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、転出入手続等の個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努めていく。 【県西】今後も管内教育委員会等と連携し、プランの円滑な運用に努める。</p>

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
121		福祉子どもみらい局	私学振興課	被害者の子どもの授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。	別居中で実質的に年取が低い場合等へ配慮した円滑な運用
122		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	児童扶養手当など各種制度に関する情報提供を行うとともに円滑な運用に努めます。	児童手当における広域連携
123		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	児童扶養手当など各種制度に関する情報提供を行うとともに円滑な運用に努めます。	児童扶養手当など各種制度に関する情報提供、相談対応を行う。 受給のための証明書を発行する。
124		健康医療局	保健福祉事務所	児童扶養手当など各種制度に関する情報提供を行うとともに円滑な運用に努めます。	児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付け、児童手当の支給等について、情報提供等。 福祉事務所は、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護の適切な実施を行う。
施策の内容(4) 地域における支援					
125	150へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	新たな地域で自立生活を始める場合、被害者の意向を確認し、従前の地域での支援が引き継がれるように努めます。	被害者が新たな地域で自立生活を始める場合、他の都道府県等との連携を行う。
126	151へ再掲	福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	自立生活を始める被害者の生活面や心身の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。	自立に向けた支援として、相談を実施する。
127	152へ再掲	健康医療局	保健福祉事務所	自立生活を始める被害者の生活面や心身の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。	町村と県保健福祉事務所との連携
128	153へ再掲	健康医療局	保健福祉事務所	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	被害者の同行支援
129	154へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	各種制度の手続きなどを行う際の同行支援の実施に努める
130	155へ再掲	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	民間団体の同行支援への補助を行う。
131		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	一時保護施設を退所し、地域で生活する被害者のためのサポート相談を実施します。	一時保護後に地域で自立生活することについて相談を実施する。

<p>《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績</p>	<p>《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)</p>	<p>《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)</p>
<p>【授業料について】 「就学支援金」「学費補助金」の申請により授業料が軽減される世帯(保護者(親権者)の算定基準額が基準額の範囲内)について、手続きを周知し、補助金を交付した。</p> <p>【高校生等奨学給付金について】 平成26年4月以降に高等学校等に入学した生徒を扶養している生活保護受給世帯又は県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額非課税世帯(家計急変により非課税相当となった世帯を含む)に対し、手続きを周知し、返還不要の給付金を支給した。</p> <p>いずれの審査についても、正式に離婚していなければ原則として保護者(両親)の収入として扱うが、DVや児童虐待、行方不明等の場合は、一方の保護者の収入で審査をした。</p>	<p>【授業料について】 「就学支援金」「学費補助金」の申請により授業料が軽減される世帯(保護者(親権者)の算定基準額が基準額の範囲内)について、手続きを周知し、補助金を交付した。</p> <p>また、令和3年度までは、私立小中学校等に通う児童生徒への経済支援についても、手続きを周知し、補助金を交付した。(国の事業終了に伴い令和3年度をもって廃止)</p> <p>【高校生等奨学給付金について】 平成26年4月以降に高等学校等に入学した生徒を扶養している生活保護受給世帯又は県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額非課税世帯(家計急変により非課税相当となった世帯を含む)に対し、手続きを周知し、返還不要の給付金を支給した。</p>	<p>学費支援制度の審査について、正式に離婚していなければ原則として保護者(両親)の収入として扱うが、DVや児童虐待、行方不明等の場合は、一方の保護者の収入のみで審査を行う旨を事前に各高等学校等に周知し、学校や保護者から相談を受けた際には丁寧に事情を聴取したうえ、個別のケースに応じて柔軟に対応した。</p> <p>今後についても、引き続き円滑な運用を図っていく。</p>
<p>DV被害者の居住する自治体からの情報提供が140件あり、配偶者の居住する自治体との連携を図った。</p>	<p>DV被害者の居住する自治体からの情報提供が734件あり、配偶者の居住する自治体との連携を図った。</p>	<p>DV被害者の居住する自治体や配偶者の居住する自治体と適正に情報管理を行い、連携を図ることができた。</p> <p>今後も、市町村による職権処理等の事務処理が円滑に進むよう、管内市町村や他の都道府県との調整等に配慮する。</p>
<p>①②相談者に対して各種制度に関する情報提供を行った。また、証明書の発行にあたっては、迅速かつ正確な事務処理に努めた。</p>	<p>①②相談者に対して各種制度に関する情報提供を行った。また、証明書の発行にあたっては、迅速かつ正確な事務処理に努めた。</p>	<p>①相談者に対して各種制度に関する情報提供を行うとともに、必要な証明書を発行した。</p> <p>今後も情報提供及び証明書の発行を継続する。</p> <p>②DV被害者支援に係る各種制度の情報提供、相談対応を行う。受給のための証明書を発行する。</p>
<p>児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金、児童手当等について、情報提供をすることも連絡、調整を行った。住民票を異動することなく施設入所や居宅設定したものに対しては、住登地との調整をする等、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護を実施した。</p>	<p>児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金、児童手当等について、情報提供をすることも連絡、調整を行い、住民票を異動することなく施設入所や居宅設定したものに対しては、住登地との調整をする等、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護を実施した。</p>	<p>母子生活支援施設や関係機関と連携をとることにより、被害者がスムーズに支援を受けることができた。</p> <p>児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付け、児童手当の支給等について、情報提供をすることも連絡、調整を行い、住民票を異動することなく施設入所や居宅設定したものに対しては、住登地との調整をする等、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護を実施する。</p>
<p>被害者が新たな地域で生活を始める場合、福祉事務所と連携し、本人の意向を尊重した支援について協議し、他の都道府県等との連携が図れるよう後方支援を行った。</p>	<p>被害者が新たな地域で生活を始める場合、福祉事務所と連携し、本人の意向を尊重した支援について協議し、他の都道府県等との連携が図れるよう後方支援を行った。</p>	<p>被害者が新たな地域で自立生活を始める場合、福祉事務所と連携し、本人の意向を尊重した支援について協議し、他の都道府県等との連携が円滑に図れるようにする。</p>
<p>①DV被害者の自立に向けた生活面や心身面についての相談を行った。</p> <p>②福祉事務所等と連携し、被害者の生活面や心理面の相談を受けた。</p>	<p>①DV被害者の自立に向けた生活面や心身面についての相談を行った。</p> <p>②福祉事務所等と連携し、自立生活に向けた生活面や心理面の相談を受け、助言を行った。</p>	<p>①生活面や心身面についての相談を実施し、DV被害者の自立に向けた支援に資することができた。</p> <p>今後も相談を継続する。</p> <p>②自立に向けた支援として、相談を受け助言をする等、被害者のエンパワメントを支援する。</p>
<p>町村その他関係機関と、被害者についての情報を共有し、連携して相談・支援を行った。</p>	<p>町村その他関係機関と、被害者についての情報を共有し、連携して相談・支援を行った。</p>	<p>関係機関と連携・協力、役割分担をすることにより、被害者が必要な支援を得ることができたが、DVや一時保護に関するケースでは情報提供の範囲・内容が安全面と相反し、タイミングや状況を見極める必要がある。</p> <p>町村その他関係機関と、被害者についての情報を共有し、連携して相談・支援を行う。</p>
<p>行政機関等へ同行支援を行った。</p>	<p>行政機関等へ同行支援を行った。</p>	<p>同行支援により、被害者は必要な手続きをすることができた。</p> <p>行政手続きの同行支援は、行政に頼られているため、民間団体との連携を強化すると共に継続的に実施していく。</p>
<p>必要な各種制度の案内について、県・市町村の担当職員や民間団体と協議し、手続きを行う際の同行支援を依頼した。</p>	<p>必要な各種制度の案内について、県・市町村の担当職員や民間団体と協議し、手続きを行う際の同行支援を依頼した。</p>	<p>必要な各種制度の案内について、県・市町村の担当職員や民間団体と協議し、手続きを行う際の同行支援の協力を依頼する。</p>
<p>民間団体に対して、同行支援への補助を行った。</p>	<p>民間団体に対して、同行支援への補助を行った。</p>	<p>民間団体は人的・財政状況が厳しいため、安定的な事業実施のための補助を充実させる必要がある。</p>
<p>一時保護後の生活に必要な社会資源や制度、相談窓口等の情報提供を行った。</p>	<p>被害者の相談に応じ、一時保護の生活に必要な社会資源や制度、相談窓口等の情報提供を行った。また、危険回避や安全管理等についても相談を実施した。</p>	<p>被害者の相談に応じ、一時保護の生活に必要な社会資源や制度、相談窓口等の情報提供を行う。また、危険回避や安全管理等についても相談を実施する。</p>

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
施策の内容(5) 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者の方への配慮					
132	76	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等に対し、本人の希望や状況に応じた適切な対応をするよう配慮する。
主要施策③ 女性保護施設における支援					
施策の内容(1) 女性保護施設における支援					
133		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	就労支援や退所者支援などにより自立に向けた支援を行います。	女性保護施設における就労支援事業を実施する。
134		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	就労支援や退所者支援などにより自立に向けた支援を行います。	女性保護施設における退所者支援を実施する。
135		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者や同伴児童・同伴者の心身の回復と自立に向け、環境の充実に努めます。	女性保護施設における心理的な支援を実施する。
136		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者や同伴児童・同伴者の心身の回復と自立に向け、環境の充実に努めます。	被害者や同伴児童・同伴者の心身の回復と自立に向け、女性保護施設の環境を整備する。
重点目標Ⅴ 市町村、民間団体及び関係機関との連携等					
施策の方向5 地域における相談と自立支援の体制の充実					
主要施策① 市町村における計画的な取組み					
施策の内容(1) 市町村基本計画の策定					
137		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村は、DV防止や被害者の支援に関する基本計画の策定に努め、県はこれを支援します。	市町村DV法所管課長会議において、県内市町村のDV対策状況調査の結果や、他県・国の情報提供を行うことなどにより、基本計画策定を支援する。
施策の内容(2) 市町村における施策推進体制の充実					
138		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村は、基本計画の推進に向けて、庁内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	県内市町村のDV対策状況調査、他県や国の情報提供などにより、市町村の庁内外連携を支援する。
139		健康医療局	保健福祉事務所	市町村は、基本計画の推進に向けて、庁内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議への参加
140		福祉子どもみらい局	児童相談所	市町村は、基本計画の推進に向けて、庁内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議への参加
141		教育局	教育事務所	市町村は、基本計画の推進に向けて、庁内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議への参加
主要施策② 市町村における相談窓口の充実					
施策の内容(1) 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置					
142		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者が身近な地域で相談や自立の支援を受けられる窓口として、市町村は、配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者の相談や自立支援の充実強化に努め、県はこれを支援します。	市町村DV法所管課長会議において、県内市町村のDV対策状況調査の結果や、他県・国の情報提供を行うことなどにより、DVセンター設置を支援する。

<p>《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績</p>	<p>《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)</p>	<p>《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)</p>
<p>被害者の状況により、必要に応じ関係機関と連携し、本人の意向に沿いながら、適切な対応をするよう配慮を行った。</p>	<p>被害者の状況により、必要に応じ関係機関と連携し、本人の意向に沿いながら、適切な対応をするよう配慮を行った。</p>	<p>被害者の意向や状況に応じ、関係機関と連携しながら最適な支援を行う。</p>
<p>女性保護施設において、利用者の個々の能力、適性等を考慮しながら、就労に結びつけるための支援を行った。</p>	<p>女性保護施設において、利用者の個々の能力、適性等を考慮しながら、就労に結びつけるための支援を行った。</p>	<p>女性自立支援施設入所者の利便を必要以上に制限することがないような、当事者目線に寄り添った支援が可能な環境づくりを推進する必要がある。</p>
<p>退所者支援事業担当職員を指定し、退所者支援を実施した。</p>	<p>退所者支援事業担当職員を指定し、退所者支援を実施した。</p>	<p>女性自立支援施設退所者の利便を必要以上に制限することがないような、当事者目線に寄り添った支援が可能な環境づくりを推進する必要がある。</p>
<p>非常勤心理士を2名配置し、心理的な支援を実施した。</p>	<p>非常勤心理士を2名配置し、心理的な支援を実施した。</p>	<p>女性自立支援施設入所者の利便を必要以上に制限することがないような、当事者目線に寄り添った支援が可能な環境づくりを推進する必要がある。 個々のケースに応じた当事者目線の支援を充実させていくには現状の人員では難しい状況であることから、令和6年4月1日から個別対応職員1名を配置する。</p>
<p>障がい者用居室や母子用居室を利用して、障がい者や母子の受け入れに対応した。</p>	<p>平成26年に整備した障がい者用居室や母子用居室を利用して障がい者や母子の受け入れに対応した。</p>	<p>女性自立支援施設入所者の利便を必要以上に制限することがないような、当事者目線に寄り添った支援が可能な環境づくりを推進する必要がある。</p>
<p>県内市町村のDV主管課長会議での情報提供等により、プラン策定の支援を行った。 31市町で基本計画策定</p>	<p>県内市町村のDV主管課長会議での情報提供等により、プラン策定の支援を行った。 32市町で基本計画策定</p>	<p>継続する。</p>
<p>他県や国の制度等について、県内市町村のDV主管課長会議において情報提供を行い、市町村の庁内外連携を支援した。</p>	<p>DV防止に関する施策調査、他県や国の制度について、県内市町村のDV主管課長会議において情報提供を行い、市町村の庁内外連携を支援した。</p>	<p>継続する。</p>
<p>地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議に参加した。(一部コロナにより中止)</p>	<p>地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議を実施・参加した(コロナ感染症の拡大により一部中止)。</p>	<p>連携強化のため、地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議を実施・参加する。 既存の会議を活用し支援調整会議(女性支援新法)に位置付ける。</p>
<p>コロナの情勢を踏まえつつ、各市町村の実情に応じてDV主管課との情報交換等を実施した。</p>	<p>コロナ禍においても、感染予防に努めつつ、各市町村の実情に応じてDV主管課との情報交換等を実施した。</p>	<p>関係機関との連携を図ることで互いの状況を共有し、支援に活かしていくことができた。 継続する。</p>
<p>【湘南三浦・県央・県西】 必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議へ参加した。 【中・県西】 児童・生徒指導研修会、スクールカウンセラー連絡協議会、教育相談コーディネーター連絡協議会を開催及び、スクールソーシャルワーカー配置事業等へ参加した。</p>	<p>【湘南三浦】必要に応じて、児童・生徒指導研修会、スクールカウンセラー連絡協議会、教育相談コーディネーター連絡協議会を開催及び、スクールソーシャルワーカー配置事業等に参加した。また市町村庁内外連携会議へ参加しDV対策等の情報交換を行った。 【県央】必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議へ参加してきた。 【中】児童・生徒指導研修会、スクールカウンセラー連絡協議会、教育相談コーディネーター連絡協議会を開催及び、スクールソーシャルワーカー配置事業等へ参加した。 【県西】市町村庁内外連携会議へ参加することにより、情報の共有及び連携の強化が図れた。 児童・生徒指導研修会、スクールカウンセラー連絡協議会、教育相談コーディネーター連絡協議会を開催及び、スクールソーシャルワーカー配置事業等へ参加を通して連携強化が図れた。</p>	<p>【湘南三浦】必要に応じて、関連する会議に参加することを通して、情報共有しながら連携を強化する。 管内市町村の支援につながる事業の周知・広報に努める。 【県央】引き続き、地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議に参加する。 【中】今後も必要に応じて、児童・生徒指導研修会、スクールカウンセラー連絡協議会、教育相談コーディネーター連絡協議会を開催及び、スクールソーシャルワーカー配置事業等へ参加していく。 【県西】今後も管内市町村の支援につながる事業の周知・広報に努める。</p>
<p>市町村課長会議において、県機関、他県、国の情報を提供することなどにより、県内の市のDVセンター設置を支援した。</p>	<p>県内市町村のDV主管課長会議において、DV施策調査、他県、国の情報を提供した。 また、県機関、他県、国の情報を提供することなどにより、県内の市のDVセンター設置を支援した。</p>	<p>継続する。</p>

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
143		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村配偶者暴力相談支援センターの事業や被害者の一時保護の実施に対する権限の強化や財政的な支援について、国へ要望します。	市町村の配偶者暴力相談支援センターの事業や被害者の一時保護の実施に対する財政的な支援について国へ要望する。
施策の内容(2) 市町村における身近な相談窓口の充実					
144		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	市町村は、被害者相談窓口の充実に努め、県はこれを支援します。	市町村の被害者相談窓口の充実のため、研修実施・情報提供等により支援する。
145		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村は、被害者と接する相談窓口職員の研修の充実を図り、庁内連携会議の設置や庁内マニュアルの作成等により、その連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	市町村DV法所管課長会議において、県内市町村のDV対策状況調査の結果や、他県・国の情報提供を行うことなどにより、市町村の取組みを支援する。
146	206へ再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	市町村の相談窓口職員への支援を行います。	市町村相談員等へのスーパービジョンや研修会を実施する。
147	198	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、初任者向けや事例検討会等を実施する。
148	199	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、研修を実施するほか、共生推進本部室が開催する研修に職員を派遣する。
施策の内容(3) 市町村における自立支援の実施					
149		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	県内市町村のDV対策状況調査、地域DV対策情報交換会議の開催、他県や国の情報提供などを実施する。	県内市町村のDV対策状況調査、地域DV対策情報交換会議の開催、他県や国の情報提供などを実施する。
150	125	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	新たな地域で自立生活を始める場合、被害者の意向を確認し、従前の地域での支援が引き継がれるように努めます。	被害者が新たな地域で自立生活を始める場合、他の都道府県等との連携を行う。
151	126	福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	自立生活を始める被害者の生活面や心身の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。	自立に向けた支援として、相談を実施する。
152	127	健康医療局	保健福祉事務所	自立生活を始める被害者の生活面や心身の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。	町村と県保健福祉事務所との連携
153	128	健康医療局	保健福祉事務所	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	被害者の同行支援
154	129	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	各種制度の手続きなどを行う際の同行支援の実施に努める
155	130	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	民間団体の同行支援への補助を行う。

【1年間の振り返り】 2023(令和5)年度事業実績	【計画期間5年間の振り返り】 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)	【一時評価】 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)
16都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議において、市町村の配偶者暴力相談支援センターの事業や被害者の一時保護の実施に対する財政的な支援について国へ要望した。	16都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議において、市町村の配偶者暴力相談支援センターの事業や被害者の一時保護の実施に対する財政的な支援について国へ要望した。	継続する。
①相談員対象の研修を実施し、また機会を捉えて情報提供を行った。 ②職員研修を実施するなど、関係機関を対象とした研修を行った。	①相談員対象の研修を実施し、また機会を捉えて情報提供を行った。 ②職員研修を実施するなど、関係機関を対象とした研修を行った。	①相談員対象の研修の実施及び情報提供により、市町村の被害者相談窓口の充実を支援することができた。今後も研修実施及び情報提供を継続する。 ②市町村の被害者相談窓口の充実のため、研修実施や情報提供等により、関係機関への支援を行う。
市町村課長会議において、県機関、他県、国の情報を提供することなどにより、市町村における身近な相談窓口の充実を支援した。	市町村課長会議において、県機関、他県、国の情報を提供することなどにより、市町村における身近な相談窓口の充実を支援した。	継続する。
市町村相談員等を対象とした拡大事例検討会(4回)と女性問題研修会(4回)を実施した。	市町村相談員等を対象とした拡大事例検討会を5年間で計12回【コロナにより8回中止】、女性問題研修会を5年間で計17回実施した。	拡大事例検討会と女性問題研修会の実施により、市町村の相談窓口職員への支援を行うことができた。今後も拡大事例検討会と女性問題研修会を継続する。
県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員研修(基礎)を実施した。	新型コロナウイルス感染症の拡大により2022年度まで中止していたが、2022年度から県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員研修(基礎)を実施した。	継続する。
関係機関を対象とした研修を実施するほか、研修に職員を派遣した。	被害者の状況に応じたきめ細やかな対応を実施するため、職務関係者の資質向上を目指し、研修を実施するほか、研修に職員を派遣した。	困難な問題を抱える被害者の状況に応じたきめ細やかな対応を実施するため、職務関係者の資質向上を目指し、研修を実施するほか、研修に職員を派遣する。
市町村の自立支援の実施について、県内自治体他県や国の情報を提供した。また、県福祉事務所を中心とした地域情報交換会が開催できるよう協力した。	市町村の自立支援の実施について、DV施策調査を実施し、また他県や国の情報を提供した。また、県福祉事務所を中心とした地域情報交換会が開催できるよう協力した。 ・特別定額給付金の支給について、市町村に国の情報提供を行うとともに、市町村・他県との連絡調整を行い滞りなく支給ができるよう努めた。	継続する。
被害者が新たな地域で生活を始める場合、福祉事務所と連携し、本人の意向を尊重した支援について協議し、他の都道府県等との連携が図れるよう後方支援を行った。	被害者が新たな地域で生活を始める場合、福祉事務所と連携し、本人の意向を尊重した支援について協議し、他の都道府県等との連携が図れるよう後方支援を行った。	被害者が新たな地域で自立生活を始める場合、福祉事務所と連携し、本人の意向を尊重した支援について協議し、他の都道府県等との連携が円滑に図れるようにする。
①DV被害者の自立に向けた生活面や心身面についての相談を行った。 ②福祉事務所等と連携し、被害者の生活面や心理面の相談を受けた。	①DV被害者の自立に向けた生活面や心身面についての相談を行った。 ②福祉事務所等と連携し、自立生活に向けた生活面や心理面の相談を受け、助言を行った。	①生活面や心身面についての相談を実施し、DV被害者の自立に向けた支援に資することができた。今後も相談を継続する。 ②自立に向けた支援として、相談を受け助言をする等、被害者のエンパワメントを支援する。
町村その他関係機関と、被害者についての情報を共有し、連携して相談・支援を行った。	町村その他関係機関と、被害者についての情報を共有し、連携して相談・支援を行った。	関係機関と連携・協力、役割分担をすることにより、被害者が必要な支援を得ることができたが、DVや一時保護に関するケースでは情報提供の範囲・内容が安全面と相反し、タイミングや状況を見極める必要がある。 町村その他関係機関と、被害者についての情報を共有し、連携して相談・支援を行う。
行政機関等へ同行支援を行った。	行政機関等へ同行支援を行った。	同行支援により、被害者は必要な手続きをすることができた。 行政手続きの同行支援は、行政に頼られているため、民間団体との連携を強化すると共に継続的に実施していく。
必要な各種制度の案内について、県・市町村の担当職員や民間団体と協議し、手続きを行う際の同行支援を依頼した。	必要な各種制度の案内について、県・市町村の担当職員や民間団体と協議し、手続きを行う際の同行支援を依頼した。	必要な各種制度の案内について、県・市町村の担当職員や民間団体と協議し、手続きを行う際の同行支援の協力を依頼する。
民間団体に対して、同行支援への補助を行った。	民間団体に対して、同行支援への補助を行った。	継続する。

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
主要施策③ 地域の状況に応じた県と市町村等の連携					
施策の内容(1) 地域における関係機関ネットワークの充実					
156		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談支援センター	地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。	地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等へ参加する。
157		健康医療局	保健福祉事務所	地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。	必要に応じて、地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等への参加
158		福祉子どもみらい局	児童相談所	地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。	必要に応じて、地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等への参加
159		教育局	教育事務所	地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。	必要に応じて、地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等への参加
160		県警察本部	人身安全対策課	地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。	関係機関との連携協力
施策の内容(2) 県による広域連携支援					
161		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	被害者の居住する市町村等と調整し、被害者が必要な支援を受けることができるよう努めます。	被害者の居住する市町村との連携・情報提供等を行う。
162		健康医療局	保健福祉事務所	県保健福祉事務所等は、町村と連携して被害者の相談や自立支援を行います。	県保健福祉事務所に女性相談員を配置 町村職員と連携して被害者の支援を実施
163		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	県保健福祉事務所等は、町村と連携して被害者の相談や自立支援を行います。	女性相談員研修会を開催する。
164		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	県及び市町村配偶者暴力相談支援センターの連絡会議を設置し、連携を強化します。	県及び政令市が持ち回りで開催する拡大DVセンター会議を開催又は参加する。
165	15	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	法律相談、精神保健相談、メンタルケアなどの専門相談を実施します。	法律相談、精神保健相談、メンタルケアなどの専門相談を実施する。

<p>《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績</p>	<p>《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)</p>	<p>《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)</p>
<p>①②③地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の各種会議に情報提供を行う等し、連携強化に努めた。</p>	<p>①②③地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の各種会議に情報提供を行う等し、連携強化に努めた。</p>	<p>①②関係機関・関係団体の各種会議に情報提供を行う等により、連携強化に努めた。 今後も各種会議への情報提供等により連携強化を継続する。 ③地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の各種会議に情報提供など行う等し、連携強化に努めていく。</p>
<p>地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等を開催・参加した。地域DV対策情報交換会議において市町や警察と情報交換・研修等を実施した。また、要保護児童対策地域協議会に参加した。</p>	<p>地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等を開催・参加した。地域DV対策情報交換会議において市町や警察と情報交換・研修等を実施した。また、要保護児童対策地域協議会に参加した。</p>	<p>関係機関との連携により、被害者のニーズに応じた支援を受けることができたが、(多くの機関が関わるメリットとともに、)個人情報漏洩防止に、より留意して取り組む必要があると思われる。 地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等を開催・参加する。</p>
<p>コロナ情勢を踏まえながら、5所で管内医療機関との連絡会を実施。管内警察署との連絡会は5所のみ実施。スクールソーシャルワーカー連絡会(2回)に参加。</p>	<p>コロナ情勢を踏まえながら、管内医療機関との連絡会や管内警察署との連絡会を実施(6所)。スクールソーシャルワーカー連絡会(2回)に参加。</p>	<p>関係機関との連携を図ることで互いの状況を共有し、支援に活かしていくことができた。 継続する。</p>
<p>学校警察連絡協議会やスクールソーシャルワーカー連絡会、要保護児童対策地域協議会等へ参加した。</p>	<p>【湘南三浦】学校警察連絡協議会やスクールソーシャルワーカー連絡会、要保護児童対策地域協議会等へ参加した。 【県央】必要に応じて、地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等へ参加してきた。 【中】学校警察連絡協議会やスクールソーシャルワーカー連絡会、要保護児童対策地域協議会等へ参加した。 【県西】学校警察連絡協議会やスクールソーシャルワーカー連絡会、要保護児童対策地域協議会等へ参加を通して関係機関・関係団体のネットワークの充実が図れた。</p>	<p>【湘南三浦】必要に応じて、関連する会議に参加することを通して、情報共有しながら関係機関・団体との連携を強化する。 【県央】引き続き、学校警察連絡協議会やスクールソーシャルワーカー連絡会、要保護児童対策地域協議会等へ参加する。 【中】今後も必要に応じて、学校警察連絡協議会やスクールソーシャルワーカー連絡会、要保護児童対策地域協議会等へ参加していく。 【県西】今後も関係機関・団体との連携強化に努める。</p>
<p>各種会議等に参加し、関係機関との連携に努めた。</p>	<p>各種会議等に参加し、関係機関との連携に努めた。</p>	<p>継続する。</p>
<p>被害者の居住する市町村との連携に努め、必要な情報提供を行った。 ・郡部を管轄する県保健福祉事務所に女性相談員を6人配置した。(平塚、茅ヶ崎、鎌倉、小田原、足柄上、厚木) ・町村職員と連携して被害者の支援を実施した。</p>	<p>研修等で、DV被害者支援について必要な情報提供を行い、被害者が必要な支援を受けることができるよう市町村等との連携に努めた。 町村職員と連携して被害者の支援を実施した。 郡部を管轄する県保健福祉事務所に女性相談員を6人配置した。(平塚、茅ヶ崎、鎌倉、小田原、足柄上、厚木)</p>	<p>研修等で、DV被害者支援について必要な情報提供を行い、被害者が必要な支援を受けることができるよう市町村等との連携に努める。 郡部を管轄する県保健福祉事務所に女性相談員を6人配置した。(平塚、茅ヶ崎、鎌倉、小田原、足柄上、厚木) 町村職員との連携により、被害者が必要な支援を受けることができたため、引き続き被害者の支援を実施する。 女性支援新法の下、より幅広い対象者の相談・支援や民間を含む各機関との協働、アウトリーチ等を実施し、困難女性のニーズに対応していくとともに、女性相談員による相談体制の整備を要望していく。</p>
<p>女性相談員向けの研修会を開催した。(1回)</p>	<p>女性相談支援員向けの研修会を年1回、企画・開催した。</p>	<p>県保健福祉事務所等が、町村と連携して困難な問題を抱える被害者の相談や自立支援を行う女性相談支援員に対して研修を実施する。</p>
<p>①②④四県市DVセンター連絡会の開催及び参加した。(1回)</p>	<p>①②④四県市DVセンター連絡会の開催及び参加により、被害者支援の情報交換を行った。</p>	<p>①四県市DVセンター連絡会の開催及び参加により、連携強化を図る。</p>
<p>専門相談を実施した。 法律相談:42件 精神保健相談:4件 メンタルケア:44件 DV専門相談件数:計90件 男性被害者向け法律相談を令和5年度から実施し、男性被害者の支援の拡充を図った。</p>	<p>専門相談を継続して実施した。 法律相談(5年間延件数):297件 精神保健相談(5年間延件数):40件 メンタルケア(5年間延件数):168件 男性被害者向け法律相談を令和5年度から実施し、男性被害者の支援の拡充を図った。</p>	<p>専門相談を継続して実施し、被害者の状況に応じた相談支援を実施することができた。 今後も専門相談を継続する。</p>

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
166	16	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	民間団体と連携した多言語による被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、多言語による被害者相談を実施する。
167	26	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男性被害者相談を実施します。	男性被害者相談を実施する。
168	27	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	DVに悩む男性のための相談を実施します。	DVに悩む男性のための相談を実施する。
169	22	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、被害者の緊急相談に対応する。
170	25	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	民間団体に委託し、土・日の夜間と祝日に相談を受ける週末ホットラインを実施する。
171	23	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	警察等との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間緊急対応を実施する。 休日夜間緊急対応人員を確保する。
172	24	県警察本部	人身安全対策課	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	警察本部及び警察署における体制の確立
施策の方向6 民間団体との連携、支援					
主要施策① DV防止・被害者支援を行う民間団体との連携、支援					
施策の内容(1) 民間団体との意見交換					
173		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	取組みの充実に向け、被害者支援に取り組んでいる民間団体との定期的な意見交換を実施します。	被害者支援に取り組んでいる民間団体と定期的な意見交換を実施する。
施策の内容(2) 民間団体と連携した啓発等					
174		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	啓発資料等は、民間団体に蓄積された被害者支援のノウハウ等を踏まえて作成します。	被害者の支援のための豊富なノウハウを有している民間団体と連携し、啓発資料等を作成する。
175		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	被害者への適切な支援の実施のため、被害者支援等に取り組んでいる民間団体のスタッフ等を講師に、職務関係者の研修を開催します。	弁護士、精神科医、大学教授等を講師とした研修を開催
施策の内容(3) 被害者相談における連携					
176	25	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	民間団体と連携し、休日夜間等、時間外における被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、土・日の夜間と祝日に相談を受ける週末ホットラインを実施する。
177	16	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	民間団体と連携した多言語による被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、多言語による被害者相談を実施する。
施策の内容(4) 中長期支援施設の運営に対する支援					
178	104	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。	一時保護後の自立に向けて中長期支援施設を運営する民間団体を支援する。
179	105	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。	中長期支援施設運営民間団体との連絡会議設置(一時保護連絡会への参加など)
施策の内容(5) 県、市町村、民間団体の協働による一時保護事業					
180	48	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	県、市町村、民間団体による三者協働一時保護の充実に努めます。	県、市町村、民間団体による三者協働一時保護を実施する。
施策の内容(6) 被害者支援を行う民間団体への支援					
181		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	民間委託団体のスタッフを対象とした研修を実施します。	民間委託シェルタースタッフ研修を実施する。
182		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	民間団体が行う、スタッフ等の人材養成を支援します。	民間団体が行う、スタッフ等の人材養成を支援する。

《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績	《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)	《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)
外国籍被害者向け多言語相談を実施した。 多言語相談件数:484件	外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施した。 多言語相談件数(5年間延件数):2,552件 対応言語は令和2年度までは7言語、令和3年度からは8言語に拡大した。	外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施し、被害者の状況に応じた相談支援を実施することができた。 令和6年度からは、より多様な相談者への支援のため、対応言語を13言語に拡大して実施する。
男性被害者相談を実施した。 男性被害者相談:729件	男性被害者相談を継続して実施した。 男性被害者相談(5年間延件数):4,128件	男性被害者相談を継続して実施し、男性被害者への相談支援を行うことができた。 今後も男性被害者相談を継続する。
DVに悩む男性のための相談を実施した。 DVに悩む男性のための相談:68件	DVに悩む男性のための相談を継続して実施した。 DVに悩む男性のための相談(5年間延件数):318件	DVに悩む男性のための相談を継続して実施し、男性への相談支援を行うことができた。 今後もDVに悩む男性のための相談を継続する。
休日夜間のDV相談を実施した。 土日9:00～17:00 平日夜間17:00～21:00	休日夜間のDV相談を継続して実施した。 土日9:00～17:00 平日夜間17:00～21:00	時間外の相談体制を確保し、被害者の緊急相談に対応することができた。 今後も休日夜間のDV相談を継続する。
休日夜間等のDV相談(週末ホットライン)を実施した。 土日17:00～21:00 祝日9:00～21:00 週末ホットライン:249件	週末ホットラインを継続して実施した。 週末ホットライン(5年間延件数):1,529件	週末ホットラインを継続して実施し、時間外における被害者の緊急相談に対応することができた。 今後も週末ホットラインを継続する。
休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携協力のもとに、被害者の緊急相談に対応した。	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携協力のもとに、被害者の緊急相談に対応した。	警察等との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間緊急対応を実施する。また、休日夜間緊急対応の人員確保に努める。
休日夜間にかかわらず、体制を確立し対処した。	休日夜間にかかわらず、体制を確立し対処した。	継続する。
被害者支援に取り組んでいる民間団体と意見交換会を開催した。	被害者支援に取り組んでいる民間団体と意見交換会を開催した。	関係機関・関係団体との綿密な連携は引き続き重要であるため、継続する。
デートDVに関する支援のための豊富なノウハウを有している民間団体と連携して作成した中学生向けデートDV啓発冊子を県内の中学校に配布するほか、民間団体と連携して作成した各種啓発資料を県民に配布した。	デートDVに関する支援のための豊富なノウハウを有している民間団体と連携して作成した中学生向けデートDV啓発冊子を県内の中学校に配布するほか、民間団体と連携して作成した各種啓発資料を県民に配布した。 また、最新のデータを提供するため、改訂を2020年3月、2021年3月、2023年10月の3回行った。	デートDVに関する知識を県内の中学生に配布することができた。冊子で配布することにより、繰り返し内容を確認することができている。
精神科医、大学教授等を講師とした事例検討会及び、民間団体スタッフ等を講師とした女性問題研修会を実施した。	精神科医、大学教授等を講師とした事例検討会及び、弁護士、精神科医、民間団体スタッフ等を講師とした女性問題研修会を継続して実施した。	弁護士、精神科医、大学教授、民間団体スタッフ等と連携し、専門的な知識に関する研修を実施した。 今後も専門的な知識に関する研修を継続する。
休日夜間等のDV相談(週末ホットライン)を実施した。 土日17:00～21:00 祝日9:00～21:00 週末ホットライン:249件	週末ホットラインを継続して実施した。 週末ホットライン(5年間延件数):1,529件	週末ホットラインを継続して実施し、時間外における被害者の緊急相談に対応することができた。 今後も週末ホットラインを継続する。
外国籍被害者向け多言語相談を実施した。 多言語相談件数:484件	外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施した。 多言語相談件数(5年間延件数):2,552件 対応言語は令和2年度までは7言語、令和3年度からは8言語に拡大した。	外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施し、被害者の状況に応じた相談支援を実施することができた。 令和6年度からは、より多様な相談者への支援のため、対応言語を13言語に拡大して実施する。
中長期支援施設を運営する民間団体へ補助を行った。	中長期支援施設を運営する民間団体へ補助を行った。	継続する。
連絡会議を開催し、情報共有など連携に努めた。	連絡会議を開催し、民間団体との情報共有を通して、被害者支援の強化を図った。	中長期支援施設を運営する民間団体に対し、連絡会の開催等、一時保護後の切れ目のない支援を目指し連携強化に努める。
県内市町村と協定を締結して実施した。 必要に応じて施設のメンテナンスを実施した。	県内市町村と協定を締結して実施した。 必要に応じて施設のメンテナンスを実施した。	継続する。
民間団体職員を対象とした研修を実施した。(3回)	職員の資質向上のため、民間委託団体のスタッフを対象とした研修を実施した。	民間委託団体のスタッフを対象とした研修を実施し、資質向上を図る。
民間団体に対して、団体の行う研修事業等に補助を行った。(メニュー補助)	民間団体に対して、団体の行う研修事業等に補助を行った。(メニュー補助)	民間団体は人的・財政状況が厳しいため、安定的な事業実施のための補助を充実させる必要がある。

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
183		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	民間委託団体に出向き、ケースカンファレンスを実施します。	民間委託団体に対し、ケースカンファレンスへの助言を行う。
184		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	民間委託団体へ同伴児童の学習面に関する支援の助言を行います。	民間委託団体の行う同伴児童の学習面に関する支援について、教育指導員による助言を行う。
185		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者の自立支援活動等を行う民間団体の取組みを支援します。	被害者の自立支援活動等を行う民間団体を支援する。
186		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	民間委託施設等を利用している被害者に対して、心理的ケアなど、専門家による支援を行います。	民間委託施設等を利用している被害者に対して、心理判定員による助言を行う。

施策の方向7 関係機関等との連携及び人材育成

主要施策① 関係機関等との相互の連携

施策の内容(1) ネットワークの充実

187		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	DV防止と被害者の自立支援施策を充実するため、関係機関・関係団体の連携を強化します。	DV対策推進会議の開催や民間団体との意見交換会の実施により連携を強化する。
188		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	DV防止と被害者の自立支援施策を充実するため、関係機関・関係団体の連携を強化します。	女性相談所、福祉事務所、民間委託シェルターによるケースカンファレンスを実施する。
189		福祉子どもみらい局	児童相談所	DV防止と被害者の自立支援施策を充実するため、関係機関・関係団体の連携を強化します。	女性相談所と児童相談所との連絡会議の充実
190		健康医療局	保健福祉事務所	DV防止と被害者の自立支援施策を充実するため、関係機関・関係団体の連携を強化します。	ケースカンファレンスへの参加
191		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	通報制度や保護命令制度を活用した被害者支援のため、医療、法律などの関係機関・関係団体との連携を図ります。	医療、法律などの関係機関・関係団体との連携の強化を図る。
192		県警察本部	人身安全対策課	通報制度や保護命令制度を活用した被害者支援のため、医療、法律などの関係機関・関係団体との連携を図ります。	関係機関等との連携
193		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	被害者の子どもへの接近禁止命令が発令される場合もあることから、保護命令制度の趣旨及び概要について、会議の場やホームページ等を通じて教育委員会及び学校、保育所等に周知を図ります。	保護命令制度について、周知を行う。
194		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	関係機関・関係団体が連携し、被害者が自立した生活を送るための、長期にわたる切れ目のない支援に努めます。	長期にわたる切れ目のない支援を行うため、民間団体との意見交換や自立支援活動への補助を実施する。

<p>《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績</p>	<p>《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)</p>	<p>《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)</p>
職員がケースカンファレンスに参加して、助言等を行った。	民間委託団体に対し、ケースカンファレンスに出向き、助言等を行った。	民間委託団体に対し、ケースカンファレンスに出向き助言等を行っていき。また、委託解除後も、必要に応じて助言等のアフターフォローを実施する。
同伴児童の学習面に関する支援について、助言等の実施はなかった。	必要に応じて、同伴児童の学習面に関する支援について、情報交換を行った。	同伴児童の学習面に関する支援については、各民間委託団体が独自に工夫を凝らし実施しており、情報共有により、支援の向上を図る。
民間団体に対して、団体の行う自立支援事業等に補助を行った。 民間団体に対して、団体が新たに実施する先進的な取組への補助を行った。	民間団体に対して、団体の行う研修事業等に補助を行った。(メニュー補助) 民間団体に対して、団体が新たに実施する先進的な取組への補助を行った。	民間団体は人的・財政状況が厳しいため、安定的な事業実施のための補助を充実させる必要がある。
民間委託施設等を利用した被害者に対して、心理判定員を派遣し、心理検査や心理的ケア等、実施した。	必要に応じて、民間委託施設等を利用した被害者に対して、心理判定員を派遣し、心理検査の実施や心理的ケアに努めた。必要に応じて、職員に対し支援にかかわる助言を行った。	様々な体験で傷ついている被害者に対し、心理判定員による心理的ケアを行っていく。ただし、民間委託施設等を利用した被害者に対し、心理判定員を派遣する割合は低く、利用者支援に格差がでないよう、支援のあり方について検討していく必要がある。
新型コロナウイルス感染症の拡大により中止していたDV対策推進会議を開催し、DV対策について議論するとともに、連携に努めた。地域DV情報交換会議に出席し、連携の強化に努めた。 民間団体との意見交換会を開催した。DVプラン改定の方向性について、「新法に基づく基本計画」と「かながわDV防止・被害者支援プラン改定計画」を一体化して、「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」策定に向け委員からの意見を反映することができた。	DV対策推進会議を開催し、DV対策について議論するとともに、連携に努めた。 地域DV情報交換会議に出席し、連携の強化に努めた。 民間団体との意見交換会を開催した。 DVプラン改定について、「新法に基づく基本計画」と「かながわDV防止・被害者支援プラン改定計画」を一体化して、「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を策定した。	DVプラン改定と合わせた一体的な計画として、「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」が令和6年4月1日より施行された。本計画では、当事者への支援に関わる県、市町村、警察、民間団体、関係機関等すべての関係者が、対等な関係性の下、各機関がそれぞれの分野の強みを発揮し、当事者本人を中心に、連携・協働した支援に取り組む。さらに、当事者に早期に円滑かつ適切な支援を行うため、県、市町村、民間団体、関係機関が連携して情報共有や支援内容の検討を行うための支援調整会議を組織するとともに、関係機関のネットワークづくりに取り組む。
各種会議、カンファレンスにより、連携の強化に努めた。	各種会議、カンファレンスにより、関係機関・関係団体との連携強化に努めた。	支援調整会議を含む各種会議、ケースカンファレンスを通して、関係機関・関係団体との連携を強化する。
女性相談所との連絡会に参加。互いの状況を共有し、意見交換などを通じて、連携強化を図った。	コロナ禍においても感染予防に努めつつ、互いの状況を共有し、意見交換などを通じて、連携強化を図った。	双方の状況を共有することで連携強化を図ることができた。 継続する。
参加要請があれば、ケースカンファレンスに参加し、被害者の自立支援について検討した。	参加要請があれば、ケースカンファレンスに参加し、被害者の自立支援について検討した。	関係機関との情報共有は不可欠だが、DV事案の秘匿性が参加者に十分に浸透していない場合があり、情報漏洩の防止が課題である。 関係機関・関係団体との連携により、被害者の安全や自立に向けた支援の構築ができた。 参加要請があれば、ケースカンファレンスに参加し、被害者の自立支援について検討し、一層の関係機関・関係団体との連携を継続する。
DV対策推進会議を開催し、DV対策について議論するとともに、連携に努める予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止。 地域DV情報交換会議に出席し、連携の強化に努めた。 民間団体との意見交換会を開催した。	DV対策推進会議を開催してDV対策について議論するとともに情報共有を行い、医療や法律などの関係機関との連携を図った。 2021年度及び2022年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止。 地域DV情報交換会議に出席し、連携の強化に努めた。 民間団体との意見交換会を開催した。	関係機関・関係団体との綿密な連携は引き続き重要であるため、継続して実施する。
事案に応じ、関係機関等と連携して対応した。	事案に応じ、関係機関等と連携して対応した。	継続する。
DV防止啓発冊子をホームページに掲載するとともに、令和6年4月からの制度拡充についても掲載し、保護命令の内容等を広く周知した。 また、市町村相談員等を対象に、保護命令制度に関する研修を実施した。	DV防止啓発冊子を継続してホームページ掲載するとともに、令和6年4月からの制度拡充についても掲載し、保護命令の内容等を広く周知した。 また、市町村相談員等を対象に、保護命令制度に関する研修を実施した。	ホームページへの情報の掲載や研修の実施により、保護命令制度について周知を行うことができた。 今後も周知を継続する。
庁内関係部署や民間団体との意見交換会を行い、関係機関等との連携を図った。 被害者支援を行っている民間団体に対して、自立支援活動への補助を行った。	長期にわたる切れ目のない支援を行うため、DV対策推進会議や民間団体との意見交換会を行い、関係機関等との連携を図った。 被害者支援を行っている民間団体に対して、自立支援活動への補助を行った。 庁内関係部署や民間団体との意見交換会を行い、関係機関等との連携を図った。	民間団体は人的・財政状況が厳しいため、安定的な事業実施のための補助を充実させる必要がある。

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
195		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	関係機関・関係団体が連携し、被害者が自立した生活を続けるための、長期にわたる切れ目のない支援に努めます。	長期にわたる切れ目のない支援のため、関係機関との連携に努める。
施策の内容(2) 広域における連携					
196		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	被害者の支援に当たっては、必要に応じて、県外の婦人相談所や婦人保護施設、母子生活支援施設の活用など、都道府県域を越えた連携に努めます。	被害者の円滑な広域支援を行うために、全国知事会の申合せに沿って、一時保護について他県との必要があれば連携、調整に努める。
197		県警察本部	人身安全対策課	関係する場所が複数の都道府県にわたるものについては、関係都道府県警察と連携します。	関係場所が複数の都道府県にわたる事案への対応
主要施策② 支援者の育成と資質向上等					
施策の内容(1) 職務関係者への研修等の充実					
198	17、147へ再掲	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、初任者向けや事例検討会等を実施する。
199	148へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、研修を実施するほか、共生推進本部室が開催する研修に職員を派遣する。
200		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	被害者への適切な支援の実施のため、福祉、警察、医療、法律、教育関係者や人権擁護委員、民生委員・児童委員等の職務関係者の研修や情報提供を行います。	福祉、警察、医療、法律、教育関係者、人権擁護委員、民生委員・児童委員等の職務関係者への制度の趣旨の周知、啓発、研修の実施
201		教育局	行政課	被害者への適切な支援の実施のため、福祉、警察、医療、法律、教育関係者や人権擁護委員、民生委員・児童委員等の職務関係者の研修や情報提供を行います。	関係職員を対象とした研修の実施
202		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	県・市町村の被害者の相談や一時保護等を担当する職員の専門性を高めるため、医療や法律の専門家や民間団体のスタッフ等を招いて研修を行います。	職員の専門性を高めるため、医療や法律の専門家や民間団体のスタッフ等を招いた研修を実施する。
203		①②③福祉子どもみらい局 ④県警察本部	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談支援センター ④人身安全対策課	被害者支援に携わる職員等へ、情報管理を含む危機管理に関する研修を行います。	情報管理等の危機管理に関する研修を実施する。
204		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談支援センター	県及び市町村における被害者支援等に関するノウハウについて、相互に情報交換することにより、資質向上に努めます。	被害者支援等に関するノウハウについて、会議等の場を活用した市町村との情報交換を実施する。
施策の内容(2) 支援者への支援					
205		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	被害者支援に携わる相談員等の精神的安定を図り、より良い被害者支援を実施できるよう、組織内でのスーパービジョンを実施するなど、メンタルヘルスケアの充実に努めます。	組織内での事例検討会を実施するなど、相談員等のメンタルヘルスケアの充実に努める

<p>《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績</p>	<p>《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)</p>	<p>《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)</p>
<p>①②情報提供・情報交換の場として市区関係課等が主催する各種会議に出席するなど、必要な情報を関係機関と共有を行った。</p>	<p>①②情報提供・情報交換の場として市区関係課等が主催する各種会議に出席するなど、必要な情報を関係機関と共有し、連携を図った。</p>	<p>①市区関係課等が主催する各種会議に出席するなど、関係機関と情報共有を図り、切れ目のない支援に努めた。今後も切れ目のない支援に努める。 ②情報提供・情報交換の場として市区関係課等が主催する各種会議に出席し、関係機関と情報共有を行い、長期にわたる切れ目のない支援を目指し連携に努める。</p>
<p>他県の母子生活支援施設等を活用する場合は、必要に応じて連携・調整に努めた。</p>	<p>広域支援が必要な場合は、県外の婦人相談所や婦人保護施設、母子生活支援施設の活用のため、都道府県域を越えた連携、調整を実施した。</p>	<p>都道府県域を越えた広域支援は全国的にも例が少なく多くの課題がある。円滑な広域連携の実施に向け、連携調整に努める必要がある。</p>
<p>事案に応じ、関係都道府県警察と連携し情報を共有して対応した。</p>	<p>事案に応じ、関係都道府県警察と連携し情報を共有して対応した。</p>	<p>継続する。</p>
<p>県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員研修(基礎)を実施する予定であったが、コロナの影響により中止した。</p>	<p>県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員研修(基礎)を実施する予定であったが、コロナの影響により中止した。</p>	<p>県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員研修(基礎)を実施する。</p>
<p>関係機関を対象とした研修を実施するほか、研修に職員を派遣した。</p>	<p>被害者の状況に応じたきめ細やかな対応を実施するため、職務関係者の資質向上を目指し、研修を実施するほか、研修に職員を派遣した。</p>	<p>困難な問題を抱える被害者の状況に応じたきめ細やかな対応を実施するため、職務関係者の資質向上を目指し、研修を実施するほか、研修に職員を派遣する。</p>
<p>関係機関を対象とした研修や講師の派遣を行った。</p>	<p>職務関係者に対し、研修を実施したり、講師の派遣を行い、制度の趣旨の周知や啓発、情報提供を行った。</p>	<p>困難な問題を抱える被害者への最適な支援実施のため、職務関係者に対し、制度の周知や啓発を目的に研修を実施する。</p>
<p>各研修において、交際相手からの暴力の問題について取り上げた。 ・人権教育指導者養成研修講座(1回) ・県立学校人権教育校内研修会(4校)</p>	<p>毎年度人権教育指導者養成研修講座において交際相手からの暴力の問題について取り上げた。また、県立学校人権教育校内研修会においても毎年度複数校がこのテーマで実施した。</p>	<p>外部講師を招いた研修の実施により、県内の指導主事、県立学校教職員等の意識啓発を行うことができた。引き続き事業を実施していく。</p>
<p>①女性問題研究会や事例検討会で研修を実施した。 ②女性相談員や新任の行政職員に対し研修を実施した。</p>	<p>①女性問題研究会や事例検討会で研修を継続して実施した。 ②女性相談員や新任の行政職員、管理職に対し、研修を実施し、職員の専門性を高めた。</p>	<p>①弁護士、精神科医、大学教授、民間団体スタッフ等と連携し、専門的な知識に関する研修を実施した。今後も専門的な知識に関する研修を継続する。 ②女性相談支援員や新任の行政職員等に対し、研修を実施し、職員の専門性を高める。</p>
<p>①県警と共同で行う「DV被害者支援のための県警・行政連携ワークショップ」において、情報管理等の危機管理に関する研修を実施した。 ②かながわ男女共同参画センターで実施する研修において、情報管理等に関する研修を実施した。 ③女性相談支援センター(旧女性相談所)の主催研修において、情報管理等の危機管理の内容も含み、研修を実施した。 ④各種研修会を実施した。</p>	<p>①県警と共同で行う「DV被害者支援のための県警・行政連携ワークショップ」において、情報管理等の危機管理に関する研修を実施した。 ②かながわ男女共同参画センターで実施する研修において、情報管理等に関する研修を継続して実施した。 ③女性相談支援センター(旧女性相談所)の主催研修において、情報管理等に関する研修を実施した。 ④各種研修会を実施した。</p>	<p>①継続して実施する。 ②情報管理等に関する研修を継続して実施し、適切な情報管理を図った。今後も情報管理等に関する研修を継続する。 ③被害者支援に携わる職員等へ、情報管理を含む危機管理に関する研修を実施し、被害者及び施設等の安全を確保する。 ④継続する。</p>
<p>①県内市町村のDV対策主管課長会議等を開催し県及び県内市町村の情報交換を行った。 ②③会議や研修等を通して情報交換を行った。</p>	<p>①県内市町村のDV対策主管課長会議等を開催し県及び県内市町村の情報交換を行った。 ②会議や研修等を通して情報交換を行った。 ③被害者支援等に関するノウハウについて、会議や研修等を通して、市町村との情報交換を行い、資質向上に努めた。</p>	<p>①今後も県内市町村のDV対策主管課長会議等を開催し県及び県内市町村の情報交換を継続する。 ②会議や研修等を通して情報交換を行い、資質向上に努めた。今後も情報交換を行い、資質向上に努める。 ③新法に基づき新たに設置される支援調整会議も含め、様々な会議や研修等を通して、被害者支援に関するノウハウについて市町村との情報交換を行う。</p>
<p>①スーパービジョンやミーティングにおける事例検討を定期的に行い、組織的に相談員等の精神的な負担の軽減に努めた。 ②SVを中心としたスーパーバイズを行い、組織的に相談員等の精神的な負担の軽減に努めた。</p>	<p>①スーパービジョンやミーティングにおける事例検討を定期的に行い、組織的に相談員等の精神的な負担の軽減に努めた。 令和4年度には、相談員等のメンタルヘルスケアに関する研修を実施した。 ②被害者支援に携わる相談員等の精神的安定を図り、より良い被害者支援を実施できるよう、SVを中心としたスーパーバイズを行い、組織的にメンタルヘルスケアの充実に努めた。</p>	<p>①スーパービジョンやミーティングにおける事例検討の実施、及びメンタルヘルスケアに関する研修の実施により、相談員等の精神的な負担の軽減に努めた。今後も相談員等の精神的な負担軽減に努める。 ②多様で複雑な課題を抱えている被害者支援に携わる相談員等の精神的安定を図り、より良い支援が実施できるよう、SVを中心としたスーパーバイズを適宜行っていく。相談員等のメンタルヘルスケアのための研修に参加させ、精神的な負担軽減に努めていく。</p>

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
206	146	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	市町村の相談窓口職員への支援を行います。	市町村相談員等へのスーパービジョンや研修会を実施する。
施策の方向8 課題解決に向けた調査研究と提案・苦情への対応					
主要施策① 調査研究					
施策の内容(1) DV防止及び被害者支援のための調査研究					
207		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	DV防止や被害者支援のための調査や研究を実施し、施策に反映させます。	配偶者暴力に関する意識調査や被害の実態調査などの調査研究を実施し、県内関係機関で共有、DV対策・被害者支援に役立てる。
208		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	DV防止や被害者支援のための調査や研究を実施し、施策に反映させます。	より適切な被害者支援に向けて、精神的な課題など多様で複合的な課題を抱えている被害者等の実態について、把握する。
209		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	国等の調査・研究の情報を収集し、調査研究に活用するとともに、関係機関へ情報提供します。	国等の調査・研究の情報を収集し、関係機関へ情報提供する。
施策の内容(2) 国への要望					
210		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	女性に対する暴力を未然に防止するための取組みの充実や、近年増加がみられる男性被害者に対する支援体制の枠組みの構築などについて、国へ要望します。	DV防止や男性被害者相談等に関する支援体制等について国へ要望する。
211	13へ再掲	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	加害者更生に関する国の調査研究の動向を把握し、その充実及び必要な法整備について、国へ要望するとともに、他の地方公共団体及び民間団体における取組状況等を把握するよう努めます。	加害者更生に関する調査研究の充実の国への要望と、他の地方公共団体及び民間団体における取組状況等の把握を行う。
212		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	困難を抱える女性達の自立に向けた支援を適切に行うことができるよう、売春防止法の抜本的改正または女性の保護に関する新たな法整備について、国へ要望します。	売春防止法の抜本的改正または女性保護に関する新たな法整備について、国へ要望する。
主要施策② 提案・苦情への対応					
施策の内容(1) 関係機関における提案・苦情への適切な対応					
213		各所管部局・県警察本部・市町村	全所管部局・県警察本部	県民等からの配偶者等暴力の防止や被害者の支援に関する提案、被害者からの苦情の申出を受けた場合は、被害者の置かれている状況に配慮して、適切・迅速に対応するよう努めます。	被害者の支援に関する提案や被害者からの苦情の申出に対する、適切・迅速な対応

《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績	《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)	《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)
市町村相談員等を対象とした拡大事例検討会(4回)と女性問題研修会(4回)を実施した。	市町村相談員等を対象とした拡大事例検討会を5年間で計12回【コロナにより8回中止】、女性問題研修会を5年間で計17回実施した。	拡大事例検討会と女性問題研修会の実施により、市町村の相談窓口職員への支援を行うことができた。今後も拡大事例検討会と女性問題研修会を継続する。
相談窓口登録者へアンケートを行い、その結果を踏まえて、LINE相談窓口の充実を行う等施策に反映させた。	精神的暴力等の相談事例を収集し、啓発まんがを作成した。 相談・一時保護の現状やアンケート結果を踏まえて、LINE相談窓口の充実等施策に反映させた。	継続する。
①②多様で複合的な課題を抱えている被害者が増えている現状について、きめ細やかに把握し課題解決に努めた。より最適な被害者支援に向け、かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画に反映させた。	①②多様で複合的な課題を抱えている被害者が増えている現状について、きめ細やかに把握し課題解決に努めた。	①より適切な被害者支援に向けて、多様で複合的な課題を抱えている被害者が増えている現状について、きめ細やかに把握し課題解決に努めた。 今後も現状をきめ細やかに把握し課題解決に努める。 ②多様で複雑な課題を抱えている被害者の実態について、継続的に把握するとともに計画を遂行し、被害者支援の向上に努める。
国等の調査・研究の情報を収集し、施策の検討に活用するとともに、関係機関へ情報提供した。	加害者対策や通信機器の利用制限について、国等の調査・研究の情報を収集し、施策の検討に活用するとともに、関係機関へ情報提供を行った。	継続する。
DV防止や男性被害者相談等の支援について、国へ要望した。	配偶者等からの暴力の防止や被害者支援に関する制度改正等について、国へ要望した。 DV防止や男性被害者相談等の支援について、国へ要望した。	継続する。
加害者対応プログラムなど加害者対策の具体化等について国へ要望するとともに、他団体等の取組状況の把握に努めた。	加害者対策の具体化等について国へ要望した。 国の加害者対応に関する検討会にオブザーバー参加し、情報を収集した。 加害者対応プログラムなど加害者対策の具体化等について国へ要望するとともに、他団体等の取組状況の把握に努めた。	継続する。
女性保護に関する新たな法整備である困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行にともなう体制・環境整備について、国へ要望した。	配偶者等からの暴力の防止や被害者支援に関する制度改正等について、国へ要望した。 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に伴う事業の実施について検討し、実施する。	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に伴う事業の実施について検討し、令和6年度当初予算に新規施策実施のための予算を計上した。
県民等から被害者の支援に関する提案や被害者等からの苦情の申出に対して、適切・迅速に対応した。	県民等から被害者の支援に関する提案や被害者等からの苦情の申出に対して、適切・迅速に対応した。	継続する。

V 神奈川県男女共同参画審議会の審議状況

1 神奈川県男女共同参画審議会

(1) 設置目的

附属機関の設置に関する条例に基づき設置された機関で、男女共同参画の推進に関する重要事項及び神奈川県男女共同参画推進条例（平成 14 年神奈川県条例第 8 号）第 14 条第 1 項の規定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理について、知事の諮問に応じて調査審議、結果の報告、又は意見を建議することを目的としています。

(2) 主な審議事項

- ア 男女共同参画社会基本法第 14 条第 1 項の規定による男女共同参画計画の策定、又は改定について
- イ 男女共同参画推進条例及び規則の重要な改正について
- ウ 男女共同参画に関する制度の創設、又は改善について
- エ 県民等から申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理を行うにあたり、特に必要がある事項について

(3) 審議会委員の構成（令和 6 年 9 月現在）

- ア 委員数 12 人（男性 2 人、女性 10 人）
- イ 選出区分の構成（学識経験者 6 人、事業者 3 人、公募 1 人、市町村 1 人、障害当事者等枠 1 人）

2 開催状況

神奈川県男女共同参画審議会（第 11・12 期）の開催・意見聴取状況（令和 5～6 年度）

回	開催日	審議内容
第 11 期 第 8 回	令和 5 年 11 月 7 日 (火)	① かながわ困難女性等支援計画（仮称）の素案（たたき台）について
第 11 期 第 9 回	令和 6 年 1 月 22 日 (月)	① かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画（仮称）の案について ② かながわ男女共同参画推進プラン（第 5 次）の数値目標について
第 11 期 第 10 回	令和 6 年 3 月 27 日 (水)	① かながわ男女共同参画推進プラン（第 5 次）の数値目標について (書面開催)
第 12 期 第 1 回	令和 6 年 7 月 31 日 (水)	① 会長・副会長の選出について、第 12 期男女審開催スケジュール（案）について ② かながわ男女共同参画推進プラン（第 5 次）の 2023 年度の進捗状況の評価（案）について ③ かながわ DV 防止・被害者支援プランの 2023 年度の進捗状況の評価（案）について

第 12 期 神 奈 川 県 男 女 共 同 参 画 審 議 会 委 員 名 簿 (令 和 6 年 9 月 現 在)

選出区分	分野・団体等	氏 名	職 業 ・ 役 職 等
学 識 ・ 経 験 者	社会学	◎ ^{しらかわ} 白河 ^{とうこ} 桃子	相模女子大学大学院特任教授
	ライフキャリア 教 育	^{すずき} 鈴木 ^{のりこ} 紀子	日本女子大学現代女性キャリア研究所客員研究員
	労働	○ ^{のむら} 野村 ^{ひろこ} 浩子	東京家政学院大学特別招聘教授・ 日本女性学習財団 理事長
	法律実務	^{はしもと} 橋本 ^{ようこ} 陽子	弁護士 (神奈川県弁護士会推薦)
	企業経営	^{ほんだ} 本多 ^{ゆき} 由紀	No.5 PROJECT 代表・ 元 株式会社資生堂ダイバーシティ&インクルー ジョン戦略推進部長
	福祉(DV)	^{ゆざわ} 湯澤 ^{なおみ} 直美	立教大学コミュニティ福祉学部教授
県 民 ・ 事 業 者 等	女性団体等	^{いのうえ} 井上 ^{まさこ} 匡子	特定非営利活動法人かながわ女性会議副理事長 (特定非営利活動法人かながわ女性会議推薦)
	事業者団体	^{きよかわ} 清川 ^{だいすけ} 大輔	株式会社横浜銀行人財部長 (一般社団法人神奈川県経営者協会推薦)
	県民	^{くわはら} 桑原 ^{せいこ} せい子	公募委員
	市町村	^{たけい} 武井 ^{きとる} 悟	平塚市市民部人権・男女共同参画課長
	障害当事者等	^{ながおか} 永岡 ^{まり} 真理	株式会社マルハン グループユニット 人事部 人事 課付 CSR・障がい者スポーツ推進担当
	労働団体	^{まえじま} 前島 ^{あい} 藍	日本労働組合総連合会神奈川県連合会副事務局長 (日本労働組合総連合会神奈川県連合会推薦)

(選出区分での 50 音順) ◎会長 ○副会長 任期：令和 6 年 6 月 1 日～令和 8 年 5 月 31 日

<参考>2023(令和5)年度審議会等の女性委員の登用状況

(重点目標1 目標値「県の審議会等における女性委員の割合」関係)

<局別>

局	委員 総数	うち女性 委員数	登用率	審議会数
政策局	189	86	45.5%	16
総務局	34	17	50.0%	5
くらし安全防災局	34	18	52.9%	3
文化スポーツ観光局	83	39	47.0%	6
環境農政局	151	55	36.4%	11
福祉子どもみらい局	334	134	40.1%	18
健康医療局	426	161	37.8%	30
産業労働局	57	28	49.1%	5
県土整備局	74	39	52.7%	10
会計局	5	3	60.0%	1
企業局	12	5	41.7%	1
教育局	81	41	50.6%	6
合計	1480	626	42.3%	112

<審議会別>

局	No.	所管所属	名称	2023年度		
				総数	女性	比率
政策局	1	知事室	神奈川県広域戦略検討委員会	8	3	37.5%
	2	いのち・未来戦略本部室	神奈川県科学技術会議	13	6	46.2%
	3	総合政策課	神奈川県総合計画審議会	35	16	45.7%
	4	土地水資源対策課	神奈川県国土利用計画審議会	7	4	57.1%
	5	土地水資源対策課	神奈川県土地利用審査会	7	3	42.9%
	6	情報公開広聴課	神奈川県情報公開審査会	7	3	42.9%
	7	情報公開広聴課	神奈川県個人情報保護審査会	5	2	40.0%
	8	情報公開広聴課	神奈川県情報公開・個人情報保護審議会	10	4	40.0%
	9	NPO協働推進課	神奈川県指定特定非営利活動法人審査会	8	5	62.5%
	10	NPO協働推進課	かながわ協働推進協議会	15	5	33.3%
	11	政策法務課	神奈川県行政不服審査会	9	4	44.4%
	12	市町村課	神奈川県固定資産評価審議会	11	4	36.4%
	13	地域政策課	神奈川県地方創生推進会議	30	13	43.3%
	14	統計センター	神奈川県統計報告調整審議会	8	4	50.0%
	15	かながわ県民活動サポートセンター	神奈川県ボランティア活動推進基金審査会	8	4	50.0%
	16	かながわ県民活動サポートセンター	かながわコミュニティカレッジ運営委員会	8	6	75.0%
	計			189	86	45.5%
総務局	1	総務室	神奈川県職員等不祥事防止対策協議会	6	4	66.7%
	2	人事課	神奈川県特別職報酬等審議会	10	4	40.0%
	3	行政管理課	神奈川県行政改革推進協議会	7	3	42.9%
	4	行政管理課	指定管理者制度モニタリング会議	5	3	60.0%
	5	文書課	神奈川県公益認定等審議会	6	3	50.0%
	計			34	17	50.0%
くらし安全防災局	1	消費生活課	神奈川県消費生活審議会	16	9	56.3%
	2	消費生活課	神奈川県消費者被害救済委員会	9	4	44.4%
	3	くらし安全交通課	神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会	9	5	55.6%
	計			34	18	52.9%
文化スポーツ観光局	1	国際課	かながわ国際政策推進懇話会	14	7	50.0%
	2	国際課	外国籍県民かながわ会議	15	9	60.0%
	3	文化課	神奈川県文化芸術振興審議会	16	6	37.5%
	4	観光課	神奈川県観光審議会	16	8	50.0%
	5	観光課	観光の核づくりアドバイザー委員会	6	3	50.0%
	6	スポーツ課	神奈川県スポーツ推進審議会	16	6	37.5%
	計			83	39	47.0%

局	No.	所管所属	名称	2023年度		
				総数	女性	比率
環境農政局	1	環境計画課	神奈川県環境審議会	17	8	47.1%
	2	環境計画課	神奈川県環境影響評価審査会	18	8	44.4%
	3	大気水質課	神奈川県公害審査会	12	6	50.0%
	4	資源循環推進課	神奈川県美しい環境づくり推進協議会	12	4	33.3%
	5	自然環境保全課	神奈川県自然環境保全審議会	21	4	19.0%
	6	自然環境保全課	神奈川県立のビジターセンター指定管理者外部評価委員会	5	3	60.0%
	7	水源環境保全課	水源環境保全・再生かながわ県民会議	24	6	25.0%
	8	森林再生課	神奈川県森林審議会	15	6	40.0%
	9	農政課	神奈川県都市農業推進審議会	11	4	36.4%
	10	農地課	神奈川県中山間地域等振興対策検討委員会	6	2	33.3%
	11	水産課	神奈川県水産審議会	10	4	40.0%
	計			151	55	36.4%
福祉子どもみらい局	1	総務室	神奈川県社会福祉審議会	23	7	30.4%
	2	共生推進本部室	神奈川県男女共同参画審議会	11	8	72.7%
	3	共生推進本部室	かながわ人権政策推進懇話会	18	11	61.1%
	4	次世代育成課	神奈川県子ども・若者施策審議会	25	14	56.0%
	5	子ども家庭課	神奈川県児童福祉審議会	24	14	58.3%
	6	子ども家庭課	神奈川県慢性疾病児童等地域支援協議会	9	5	55.6%
	7	私学振興課	神奈川県私立学校審議会	16	3	18.8%
	8	地域福祉課	神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会	12	7	58.3%
	9	地域福祉課	神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議	23	6	26.1%
	10	地域福祉課	神奈川県手話言語普及推進協議会	19	7	36.8%
	11	地域福祉課	神奈川県再犯防止推進会議	17	4	23.5%
	12	高齢福祉課	かながわ高齢者あんしん介護推進会議	10	6	60.0%
	13	高齢福祉課	かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会 (かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会 及び神奈川県介護予防事業市町村支援委員会)	20	7	35.0%
	14	高齢福祉課	神奈川県認知症施策推進協議会	25	11	44.0%
	15	高齢福祉課	神奈川県地域包括ケア会議	29	9	31.0%
	16	障害福祉課	神奈川県障害者施策審議会	20	6	30.0%
	17	障害福祉課	神奈川県聴覚障がい児早期支援体制整備推進協議会	18	5	27.8%
	18	障害福祉課	神奈川県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会委員	15	4	26.7%
	計			334	134	40.1%

局	No.	所管所属	名称	2023年度		
				総数	女性	比率
健康医療局	1	医療企画課	神奈川県医療審議会	8	2	25.0%
	2	医療企画課	神奈川県保健医療計画推進会議	17	5	29.4%
	3	医療企画課	神奈川県在宅医療推進協議会	26	12	46.2%
	4	医療整備・人材課	神奈川県公立大学法人神奈川県立保健福祉大学評価委員会	5	1	20.0%
	5	医療整備・人材課	神奈川県医療対策協議会	15	3	20.0%
	6	医療整備・人材課	神奈川県看護職員の確保及び資質向上推進委員会	9	6	66.7%
	7	医療整備・人材課	神奈川県小児医療協議会	14	3	21.4%
	8	医療保険課	神奈川県国民健康保険運営協議会	9	4	44.4%
	9	医療保険課	神奈川県医療費検討委員会	11	5	45.5%
	10	健康危機・感染症対策課	神奈川県感染症対策協議会	19	6	31.6%
	11	県立病院課	神奈川県地方独立行政法人神奈川県立病院機構評価委員会	5	2	40.0%
	12	健康増進課	神奈川県生活習慣病対策委員会	12	4	33.3%
	13	健康増進課	かながわ食育推進県民会議	25	9	36.0%
	14	健康増進課	神奈川県歯科保健医療推進協議会	18	10	55.6%
	15	がん・疾病対策課	神奈川県循環器病対策推進協議会	14	3	21.4%
	16	がん・疾病対策課	神奈川県たばこ対策推進検討会	11	6	54.5%
	17	がん・疾病対策課	神奈川県アレルギー疾患対策推進協議会	15	6	40.0%
	18	がん・疾病対策課	神奈川県精神保健福祉審議会	15	7	46.7%
	19	がん・疾病対策課	神奈川県がん対策推進審議会	16	7	43.8%
	20	がん・疾病対策課	神奈川県造血幹細胞移植推進協議会	12	4	33.3%
	21	がん・疾病対策課	神奈川県慢性腎臓病(CKD)対策連絡協議会	16	6	37.5%
	22	がん・疾病対策課	神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会	14	7	50.0%
	23	がん・疾病対策課	神奈川県肝炎対策協議会	15	5	33.3%
	24	がん・疾病対策課	神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会	23	9	39.1%
	25	生活衛生課	神奈川県食の安全・安心審議会	16	6	37.5%
	26	生活衛生課	神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会	9	4	44.4%
	27	生活衛生課	神奈川県動物愛護管理推進協議会	16	5	31.3%
	28	薬務課	神奈川県薬事審議会	13	4	30.8%
	29	薬務課	神奈川県献血推進協議会	15	6	40.0%
	30	薬務課	神奈川県後発医薬品使用促進協議会	13	4	30.8%
		計		426	161	37.8%
産業労働局	1	産業振興課	神奈川県地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所評価委員会	6	3	50.0%
	2	中小企業支援課	神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会	14	7	50.0%
	3	商業流通課	神奈川県大規模小売店舗立地審議会	8	4	50.0%
	4	雇用労政課	神奈川県労働審議会	14	7	50.0%
	5	産業人材課	神奈川県職業能力開発審議会	15	7	46.7%
		計		57	28	49.1%

局	No.	所管所属	名称	2023年度		
				総数	女性	比率
県土整備局	1	総務室	神奈川県県土整備局公共事業評価委員会	7	3	42.9%
	2	建設業課	神奈川県宅地建物取引業審議会	7	3	42.9%
	3	用地課	神奈川県土地収用事業認定審議会	7	4	57.1%
	4	都市計画課	神奈川県都市計画審議会	9	5	55.6%
	5	都市整備課	神奈川県屋外広告物審議会	9	6	66.7%
	6	都市公園課	神奈川県公園等審査会	8	5	62.5%
	7	住宅計画課	神奈川県住宅政策懇話会	8	4	50.0%
	8	建築安全課	神奈川県開発審査会	6	3	50.0%
	9	建築安全課	神奈川県建築士審査会	7	2	28.6%
	10	建築安全課	神奈川県建築審査会	6	4	66.7%
		計	74	39	52.7%	
会計局	1	調達課	神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会	5	3	60.0%
		計	5	3	60.0%	
企業局	1	経営課	神奈川県営水道事業審議会	12	5	41.7%
		計	12	5	41.7%	
教育局	1	総務室	県立高校校名検討懇話会	5	2	40.0%
	2	高校教育課	神奈川県産業教育審議会	14	6	42.9%
	3	子ども教育支援課	神奈川県教科用図書選定審議会	20	14	70.0%
	4	学校支援課	神奈川県いじめ防止対策調査会	15	7	46.7%
	5	生涯学習課	神奈川県生涯学習審議会	10	6	60.0%
	6	文化遺産課	神奈川県文化財保護審議会	17	6	35.3%
		計	81	41	50.6%	
合計				1480	626	42.3%

施策又は事業についての提案等をお寄せください。

神奈川県では、県民や事業者の皆さんとともに「一人ひとりが生き生きと個性や能力を発揮できる」男女共同参画社会の実現をめざしていきたくと考えています。

そのため、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策や事業への要望、制度の改善に関して皆さんからのご意見、ご提案等をお受けする専用の窓口を設置しています。

いただいたご提案については、該当する事業等を所管している部署から文書又は電話により回答します。

なお、場合によっては神奈川県男女共同参画審議会の意見を聴くことやご提案等の内容を県の刊行物等に匿名で掲載させていただくことがありますので、ご了承ください。

- 提案できる人は、県内に在住の方、県内に事業所を有する事業者の方、県内に勤務又は在学する方です。
 - 受付窓口 神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室（県庁東庁舎3階）
あて先 〒231-8588（住所記入不要）
専用電話 045-210-3643
ファクシミリ 045-210-8832
フォームメール 神奈川県ホームページの共生推進本部室のページ
(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/cnt/f6407/index.html>)の「方法3 お問い合わせフォームによる提案等」から送信いただけます。
- * 2023年度に、神奈川県男女共同参画推進条例第14条に基づく提案等として受付けたものは0件でした。

2024(令和6)年版 神奈川県の男女共同参画 — 男女共同参画年次報告書 —

令和6年9月発行

編集・発行

神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/jinken/danjo.html>

電話 045 (210) 3640 (直通)

ファクシミリ 045 (210) 8832

神奈川県

福祉子どもみらい局共生推進本部室

横浜市中区日本大通 1 丁目231-8588 電話 (045) 210-3640 (直通)